

令和6年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和6年2月26日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場
開 会 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
4番 牧野 恵一君 5番 臼井 光昭君
6番 小林千江子君 7番 室伏 辰彦君
8番 鈴木 豊君 9番 藺田 豊造君
10番 渡辺 悦郎君 11番 米山 千晴君
12番 岩田 治和君 13番 遠藤 豪君
欠席議員 3番 平野 正紀君
説明のために出席した者
町 長 込山 正秀君 副 町 長 室伏 博行君
教 育 長 高橋 正彦君 政 策 監 湯山 博一君
未来創造部長 遠藤 正樹君 企画総務部長 長田 忠典君
危機管理局長 高村 良文君 住民福祉部長 小野 一彦君
経済産業部長 大庭 和広君 都市基盤部長 清水 良久君
教育次長 野木 雄次君 おやまで暮らそう課長 石田 洋丈君
フロンティア推進課長 岩田 幸生君 企画政策課長 勝又 徳之君
総務課長 渡邊 徹君 小山消防署長 野木 幹雅君
福祉長寿課長 杉山 則行君 住 民 課 長 野木 雅代君
観光交流課長 湯山 浩二君 商工振興課長 長田 孝代君
農 林 課 長 湯山 光司君 建 設 課 長 込山 次保君
上下水道課長 山口 幸治君 総務課総務法規・監査班長 砂山 健秀君
職務のために出席した者
議 会 事 務 局 長 後藤 喜昭君 議 会 事 務 局 書 記 山口 紘史君
会議録署名議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
散 会 午後1時40分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 議案第 3 号 工事請負契約（変更）の締結について
（令和 5 年度町道足柄三保線外 1 路線舗装補修工事）
- 日程第 5 議案第 4 号 小山町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5 号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 5 年度小山町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 5 年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 5 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 5 年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 10 号 令和 5 年度小山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議案第 11 号 令和 5 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 12 号 令和 5 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 13 号 令和 5 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 14 号 字の区域の変更について
- 日程第 16 議案第 15 号 小山町農村公園（足柄ふれあい公園）及び小山町足柄ふれあい農園の指定
管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 16 号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 17 号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第 19 議案第 18 号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 19 号 令和 6 年度小山町一般会計予算
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 6 年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 6 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 6 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 24 議案第 23 号 令和 6 年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 25 議案第 24 号 令和 6 年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 25 号 令和 6 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 26 号 令和 6 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 27 号 令和 6 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 令和 6 年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第30 議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算

日程第31 議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。平野正紀君は本日の会議を欠席する旨、届けが出席されておりますので、御報告します。

また、小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和6年第2回小山町議会3月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、1番 石原和美君、2番 池谷 元君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました議案第3号から議案第30号までの28議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。令和6年第2回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席を賜りありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、工事請負契約（変更）の締結1件、令和5年度補正予算8件、字の区域の変更1件、指定管理者の指定1件、条例の一部改正5件、令和6年度当初予算12件の計28件であります。

初めに、議案第3号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和5年度町道足柄三保線外1路線舗装補修工事の変更請負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、小山町給水条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に基づくものに加え、事業の実績や進捗により決算見込額を精査し、これに伴う予算の整理が主なものであります。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5億9,249万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を129億9,625万2,000円とするものであり、併せて継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第7号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ744万7,000円を追加し、歳入歳出総額を19億2,745万7,000円とするものであります。

次に、議案第8号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ121万9,000円を追加し、歳入歳出総額を638万3,000円とするものであります。

次に、議案第9号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ541万1,000円を追加し、歳入歳出総額を2億6,594万4,000

円とするものであります。

次に、議案第10号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,652万3,000円を減額し、歳入歳出総額を21億1,242万7,000円とするものであります。

次に、議案第11号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,282万7,000円を減額し、歳入歳出総額を1億2,986万9,000円とするものであります。

次に、議案第12号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出総額を9,781万円とするものであります。

次に、議案第13号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億3,787万7,000円を減額し、歳入歳出総額を17億742万7,000円とするものであります。

次に、議案第14号 字の区域の変更についてであります。

本案は、県営中山間地域総合整備事業、北郷南西部地区のうち、用沢工区の事業区域内における換地処分を行うに当たり、字の区域を変更するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号 小山町農村公園（足柄ふれあい公園）及び小山町足柄ふれあい農園の指定管理者の指定についてであります。

小山町農村公園（足柄ふれあい公園）及び小山町足柄ふれあい農園の指定管理者を、おやまを耕そうコンソーシアムに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和6年4月1日からの町の組織・機構の見直しに当たり、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、昨年12月定例会で常勤職員の給与改定が行われたことに伴い、常勤職員の給料表を準用する会計年度任用職員の給料表の改定と、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、介護保険法施行令による保険料に係る標準段階及び標準乗率などの改定並びに介護保険法施行規則による基準所得金額の改定を受け、第9期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の保険料を制定するため、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第3号から議案第18号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第8号を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 議案第3号 工事請負契約（変更）の締結について（令和5年度町道足柄三保線外1路線舗装補修工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 議案第3号 工事請負契約（変更）の締結について（令和5年度町道足柄三保線外1路線舗装補修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第3号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。議案書は3ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和5年度町道足柄三保線外1路線舗装補修工事について、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、他事業との関連で施工を見合わせていた区間におきまして、事業間調整がついたことから舗装補修を追加施工したこと及び現況舗装面の劣化の進行が著しく、地区からも補修の要望があった区間を追加施工したことによりまして、施工面積にして約2,474平方メートルの増工をするものであります。

変更による増額は1,021万9,000円で、総額1億536万9,000円となり、うち消費税相当額は957万9,000円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、令和6年3月29日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 小山町給水条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第5 議案第4号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(清水良久君) 議案第4号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は5ページからであります。

令和6年4月1日から施行となる生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律において、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることとなり、水道法など関係法令の規定の整備がなされました。

本案は、厚生労働大臣が所管する水道行政のうち、環境大臣に移管する水質又は衛生に関する事務以外の水道整備・管理行政について、社会資本の整備や災害復旧に関して専門的な知見を有する国土交通大臣に移管されることに伴う条例の一部改正であります。

改正の内容は、条例第5条第1項及び第34条第2項ただし書中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものであります。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日からいたします。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第6 議案第5号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長 高村良文君。

○危機管理局长（高村良文君） 議案第5号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は6ページとなります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

それでは、主な改正点につきまして御説明いたします。

条例改正資料、新旧対照表の3ページ及び4ページを御覧ください。

内容につきましては、政令の改正内容に合わせて損害補償を受ける権利を定めております第5条第2項第2号中の消防作業従事者等の補償基礎額の最低額「8,900円」を「9,100円」に改めます。

次に、別表4ページ中、「1万2,440」を「1万2,500」に、「1万3,320」を「1万3,350」、「1万670」を「1万800」に、「1万1,550」を「1万1,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改めます。

なお、本条例の施行日は、令和6年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第9号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 議案第6号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第6号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に伴うものに加え、事業の決算見込み等を精査した結果による補正となっております。

初めに、7ページ、継続費の補正についてであります。

町道3975線外1道路整備事業（用沢工区）につきましては、継続費の総額を2億339万4,000円増額するとともに、期間を令和9年度までに延長し、年割額を変更・設定するものであります。

次に、足柄SA周辺地区開発道路整備事業につきましては、総額を1億6,000万円増額するとともに、期間を令和6年度まで延長するものであります。

次に、8ページ、繰越明許費の補正につきましては、8事業の追加と2事業の変更であります。

追加事業につきましては、いずれも国からの補助金、交付金の都合によるものや、令和5年度中に事業が完了しないことから設定するものであります。

2款総務費の改正マイナンバー法等の施行に伴う例規整備事業につきましては、法の公布が年度末となったこと、本庁舎外壁等改修事業につきましては、外壁の施工箇所の再検討により設計を組み直す必要が生じたこと、先行取得予定地測量業務につきましては、このたびの補正により用地の測量分筆等に着手することによるものであります。

3款民生費の物価高騰対応に関する二つの事業につきましては、給付金の支給に当たり、いずれも受給者からの確認書受領に相当の期間を要すること、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、定期接種化に伴うシステム改修の費用に国庫補助を充当するに当たり繰越しの措置を要することによるものであります。

5款農林水産業費、森林経営管理事業は、入札の不調により設計を組み直し再度入札を実施する必要が生じたこと、6款商工労働費のプレミアム商品券事業は、令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度に事業を実施する方針となったためであります。

次に、変更についてであります。

7款土木費の町道整備事業、新東名関連町道整備事業につきましては、12月定例会において議決をいただいた工事について、各路線の用地交渉や事業の進捗を精査し、減額するものであります。

次に、9ページ、債務負担行為の補正につきましては、七つの事項の追加及び一つの廃止であります。

追加事項のうち下から3行目、足柄ふれあい公園及び足柄ふれあい農園指定管理業務につきましては、令和6年度から10年度にかけて指定管理者による施設の管理運営を行うに当たり、この間の指定管理料の上限額について債務負担行為の追加をお願いするものであります。

その他の追加事項につきましては、令和6年度の委託事業を年度当初から円滑に実施するため、今年度中に契約する必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

また、廃止事項の改正マイナンバー法等の施行に伴う例規整備事業につきましては、先ほど説明しました繰越明許費として対応することとしたため、廃止するものであります。

次に、10ページ、地方債の補正であります。

変更の10事業につきましては、起債協議及び事業費の予算執行見込みから、借入限度額を変更するものであります。

また、廃止の3事業につきましては、今年度は事業を縮小又は実施しないこととなったため、廃止するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、12ページ、1款町税を335万円増額しますのは、軽自動車税の決算見込みに伴うものであります。

次に、6款法人事業税交付金から、13ページ、8款ゴルフ場利用税交付金につきましては、県の交付見込額等に基づき、それぞれ計上しております。

次に、13ページ、12款1項1目地方交付税を5,840万2,000円増額しますのは、普通交付税の交付決定によるものであります。

次に、15ページ、16款1項2目衛生費国庫負担金を996万7,000円減額しますのは、ワクチン接種の実績に基づく決算見込みによるものであります。

次に、16ページ、16款2項6目土木費国庫補助金を6,377万6,000円減額しますのは、補助金の交付決定や充当事業の進捗による決算見込みに基づくものであります。

次に、18ページ一番上、16款2項12目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を9,191万7,000円増額しますのは、住民税均等割世帯への給付金及びプレミアム商品券事業に対する交付金を見込むものであります。

次に、19ページ下段、17款2項4目農林水産業費県補助金を1,056万7,000円減額しますのは、林業費補助事業の不採択による減額が主なものであります。

次に、20ページ、同じく5目商工労働費県補助金を1億4,989万5,000円減額しますのは、地域産業立地事業費補助金の決算見込みによるものであります。

次に、同じく6目土木費県補助金を3,176万円減額しますのは、補助金の交付決定及び内示に基づくものであります。

次に、22ページ、19款1項2目総務費寄附金を3,000万円増額しますのは、彰徳山林会様からの寄附金の増額によるものであります。

次に、23ページ、20款1項3目小山P A周辺開発事業特別会計繰入金を1億1,742万7,000円減額しますのは、小山P A周辺開発事業特別会計の2期事業開始に伴い、精算による繰入金が、翌年度、令和6年度以後となるため、全額を減額するものであります。

次に、同じく2項7目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金を2,156万9,000円増額しますのは、プレミアム商品券事業のほか実施する各種支援事業の財源として繰入れするものであります。

次に、25ページ、23款1項町債を4億900万円減額しますのは、初めに地方債の補正で申し上げたとおり、各事業の進捗や実績による決算見込みに伴う減額が主なものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

29ページをお願いします。

2款1項4目財産管理費の説明欄（3）基金管理費を3,144万8,000円増額しますのは、決算見込みによる基金への積立金の増額であります。

次に、30ページ、同じく説明欄（4）庁舎管理費を5,350万4,000円減額しますのは、本庁舎外壁改修工事の見直しに伴う減額が主なものであります。

次に、31ページ、同じく5目支所及びコミュニティ供用施設管理費の説明欄（3）北郷支所管理費を1,086万2,000円減額しますのは、北郷支所改築工事の設計費の減額が主なものであります。

次に、36ページ、同じく7項1目企画渉外総務費の説明欄（2）企画調査費を890万3,000円増額しますのは、令和4年度新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の未活用分に伴う国庫返還金が主なものであります。

次に、39ページ、3款1項1目社会福祉総務費の説明欄（5）物価高騰対応住民税均等割世帯等支援給付金費を6,095万円増額しますのは、歳入で説明しました均等割世帯等への給付金とそれに伴う事務費であります。

次に、43ページ、同じく2項2目介護保険費を1,694万6,000円減額しますのは、介護保険特別会計への繰出金の減額によるものであります。

次に、45ページ、3款3項3目こども園費の説明欄（5）こども園整備事業費を7,335万1,000円減額しますのは、すばしりこども園の第1園舎解体工事中止によるものであります。

次に、53ページ、5款2項1目林業総務費の説明欄（3）森林整備事業費を1,076万6,000円減額しますのは、静岡林業再生プロジェクト推進事業等の補助事業が不採択となったことに伴うものであります。

次に、54ページ、6款1項1目商工業振興費の説明欄（2）商工業振興費を4,823万4,000円増額しますのは、プレミアム商品券事業に要する地域活性化対策助成金の増額が主なものであります。

次に、55ページにかけまして、6款1項2目フロンティア推進費の説明欄（2）未来拠点事業費を3億305万円減額しますのは、地域産業立地事業費補助金の減額が主なものであります。

次に、同じく説明欄（3）小山PA周辺開発事業特別会計繰出金を2億2,435万3,000円増額しますのは、第2期事業の開始に伴い、その事業の財源について一旦一般会計から補うため繰り出すものであります。

次に、57ページ、6款2項1目観光スポーツ推進費、説明欄（5）スポーツツーリズム推進事業費を319万円増額しますのは、このたび新設する町内ゴルフ場ナラ枯れ被害対策支援金の1,000万円が主なものであります。

次に、58ページ、6款2項2目観光施設管理費の説明欄（3）町民いこいの家管理費を1,178万1,000円減額しますのは、決算見込みによる光熱水費の減額が主なものであります。

次に、61ページ、7款2項3目町道整備事業費の説明欄（2）町道整備事業費を1億5,626万円減額しますのは、町道上野大御神線道路改良事業が令和6年度以降の実施となったことに伴う、

用地買収費や流木物件移転補償費の減額が主なものであります。

次に、62ページ、同じく5目急傾斜地崩壊防止事業費の説明欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費を6,310万円減額しますのは、補助の交付決定による事業費の減額が主なものであります。

次に、63ページ、同じく3項1目河川費の説明欄(2)普通河川維持管理事業費を3,500万円減額しますのは、決算見込みによる減であります。

次に、67ページ、8款1項5目無線設備管理費の説明欄(4)同報系無線設備デジタル化整備事業費を996万円減額しますのも、決算見込みによるものであります。

次に、68ページ、9款2項1目学校管理費の説明欄(2)小学校管理運営費を896万円減額及び70ページの同じく3項1目学校管理費の説明欄(2)中学校管理運営費を830万円減額しますのは、電気料金の価格が安定したことによる光熱水費の減額が主なものであります。

最後に、74ページ、12款1項1目予備費を198万7,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番(石原和美君) 補正予算につきまして、3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、歳入24ページ、22款5項1目雑入、道の駅地域振興センター利用料、当初予算3,000万円だったところが800万円の増額となっています。増額になった理由と内容について伺います。

2点目は、歳出45ページ、3款3項3目こども園整備事業費の中の園舎解体費用7,135万1,000円が減額、今の説明ですばしり保育園の解体が中止になったということですが、その理由を伺います。

3点目、同じく歳出57ページ、6款2項1目観光振興費の中の観光地ワーケーション受入促進事業費助成金100万円が減額となっていますが、この事業は行われなかったのでしょうか。その理由について伺います。

以上、3点お願いいたします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○商工振興課長(長田孝代君) 石原議員の御質問にお答えいたします。

道の駅地域振興センター利用料につきましては、当初見込んでいました当初見込みより売上が上回ったことに伴いまして、増額補正するものです。12月までに利用料の方が、3,159万8,000円の方の施設利用料が増加しておりますので、それに伴いまして増額補正するものです。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育次長(野木雄次君) 石原議員にお答えいたします。

3款3項3目こども園整備事業費のうち、7,335万1,000円の減額になったすばしりこども園の園舎解体についてでありますけれども、解体になった理由につきましては、再度その後の利用について検討するという事になったものですから、ここで一旦解体については取りやめをさせていただいたものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光交流課長（湯山浩二君） 石原議員の3点目のワーケーションの御質問にお答えいたします。

観光地ワーケーションは、コロナ禍において、観光地でリモートワークを行うといった新たな働き方として定着したものでございます。

本町におきましても、令和3年度からワーケーションを受け入れる町内の宿泊施設の施設改修費用の2分の1、50万円を上限に助成してまいりましたが、令和3年度が1件、令和4年度も1件、そして今年度につきましては、対象宿泊施設の方に調査等を行いました。実施する施設の見込みがないために減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありますか。

○4番（牧野恵一君） 一般会計の補正予算について、数点お尋ねします。

まず、8ページの繰越明許補正であります。

このうち、町道整備事業というのは、12月議会で3億2,500万円余を明許繰越しするという事で、議会で説明をいただいたところでありまして。ここで1点、12月から今日までの間で約2億円を執行したというふうなことになるわけですね。繰越明許費の予算が少なくなりますので。結構な事業をこの短期間でできるのか。それぞれが、全部完了見込みが、年度内として見込めるのかどうかについて1点です。

それから、10ページの地方債の第5表、これは幾つかある事業がほとんど起債の額が少なくなっているわけです。例えば、消防施設整備事業は予算より1,000万円少ない。その他、ほかにも数千円単位でもって減額になっているものがあるわけですが、この事業の場合は事業を縮小するのか、あるいは税金で補うのか。さらに、充当率100%というのは、もともとあり、起債の制度の上であり得るのかどうかについて伺います。

それから、22ページ、20款1項3目の小山PA周辺開発事業特別会計繰入金1億1,742万7,000円、これが一般会計に戻す予定、入ってくる予定が入ってこなくなるということでありましてけれども、なぜ、特別会計間のやり取りというのは、いわゆる権利者が違いますので不相当だと思いますが、その辺の考えをお伺いします。

それから、55ページの6款1項2目の同じフロンティア推進費であります。今述べたこととダブるわけですが、特別会計そのものが、そもそも独立採算が原則であります。その理由は、特別会計との関係、利害関係者というのは限られているわけですね。それに対して一般会計は納

税者全員の所有物なんですね。その受益の異なる会計間の繰入れについては、不適切ではないかということです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（込山次保君） 牧野議員の繰越明許費、道路橋梁費につきましてお答えいたします。

今年度2億円の執行があるのかという御質問でございますけれども、この2億円余りの減額につきましては、今年度執行できないもの、執行見込みのないものを減額補正しておりまして、その差額がこの金額になっているということになります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 牧野議員の2点目の御質問、地方債の補正につきまして回答させていただきます。

今回の地方債の補正につきましては、先ほど部長の補足説明でもございましたとおり、事業の規模の縮小に伴う減額であるとか、事業の精査によるものでございます。

3点目と4点目の御質問の繰入金と繰出金の関係です。特別会計の独立採算というお話でございましたが、原則、特別会計は独立採算制であると考えております。ただし、特別会計の歳入に不足が生じるときには、一般会計からの繰入れによる収入をもってこれに充てることができるということになっておりますので、今回繰り出しをするものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） ちょっと私の質問と違う答えをいただいています、今。

○議長（遠藤 豪君） どの点でしょう。

○4番（牧野恵一君） いいですか。

○議長（遠藤 豪君） 壇上に上がってください。

○4番（牧野恵一君） 今説明をいただいたうちの繰越明許の補正についてですが、ちょっと質問の趣旨は、12月議会では3億2,580万円の繰越し予定であったと。しかし、今回は繰越額が1億円になっています。だから、この短い期間の間に2億円の執行ができるのかどうかという趣旨の質問であります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 12月補正から3月補正にかけてのこの繰越明許費の金額の変更に
ついてでございます。

12月定例会では全員協議会の場でも説明いたしましたけれども、取りあえず限度額ということで翌年度以降の繰越しが予想される事業を全て計上しておったんですけれども、その後、特に町

道整備事業ですと、用地費とか物件補償費につきましては、12月を過ぎて地権者との交渉の中で到底執行がなし得ないという判断の中で、3月補正の7款2項3目で減額補正しております。

それ以外のものについては、執行できるという精査をした中の今回の繰越明許ということになります。

説明は以上でございます。

○4番(牧野恵一君) 要するに、完了はできるという考え方ということですね。

○都市基盤部長(清水良久君) 3月補正で減額補正をしたもの以外の差額については、執行ができるということになっております。

以上でございます。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑はありませんか。

○6番(小林千江子君) 2点お伺いさせていただきます。

まず、9ページ、債務負担行為補正の中の町民いこいの家管理運営事業、こちらの方が2,400万円ということで計上されておりますけれども、こちらは多分すがぬまこども園の裏手にある民家であると思いますが、この詳細を教えてください。

もう1点が、55ページ、6款1項2目の18、こちらは交流研修員負担金ということで、小山町地域産業立地事業が減額されたのでということで3億円減額されておりますけれども、すみません、こちらの詳細をお聞かせください。

すみません、もう1点ありました。もう1点が、すみません、ちょっとうまく使いこなせてなくて申し訳ないです。もう1点が、50ページ、4款2項1目水生生物の調査、こちらの方が減額されておりますけれども、調査は行われなかったのか。行われなかったのであれば、その理由と今後の予定をお聞かせください。

○議長(遠藤 豪君) 小林議員に申し上げます。

最初の質問の関係は、町民いこいの家の関係かと思えますけど、民家じゃなくて。

○6番(小林千江子君) 民家ではない。

○議長(遠藤 豪君) 古民家じゃないですね。よろしいですか、2点の御質問ということで。

答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(岩田幸生君) 小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

6款1項2目の関係で3億円の減額ですけれども、こちらの方は地域産業立地補助金ですが、新産業に1社進出する企業がコロナ禍の影響で建築資材等が高騰し建築計画の見直しが必要となったため、遅れが生じたため、令和6年度で対応する予定としております。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○住民福祉部長(小野一彦君) 4款2項1目環境保全総務費の水生生物調査について御質問いただきましたのでお答えいたします。

こちらの事業は、入札時差額により当初93万5,000円ほどの予算を見ておりましたが、実際に執行しましたところ、77万円で済んだということで減額をしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第7号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第8 議案第7号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第7号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

予算書2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ744万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億2,745万7,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税を1,759万7,000円減額しますのは、医療給付費分現年課税分を決算見込みに合わせ減額するものであります。

5款1項1目保険給付費等交付金を2,953万4,000円増額しますのは、1節普通交付金3,039万2,000円の増額が主なもので、歳出2款保険給付費の増額に伴い、県が負担する保険給付費等交付金の増額によるものであります。

次の7ページの7款1項1目一般会計繰入金を49万円減額いたしますのは、決算見込みによる

ものであります。

9款4項6目雑入を400万円減額いたしますのは、保険給付費等過年度精算金等の実績見込みによるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページ下段の2款保険給付費3,039万2,000円の増額は、次の9ページ、1項1目一般被保険者療養給付費を1,798万円、その下、2項1目一般被保険者高額療養費を1,241万2,000円それぞれ増額するもので、決算見込みによるものであります。

5款保健事業費559万6,000円の減額は、次の10ページ、1項1目特定健康診査等事業費、説明欄12節特定健康診査事業の439万4,000円の減額が主なもので、被保険者の減少により特定健診対象者数が当初の見込数よりも少なくなり、決算見込みに合わせるものであります。

11ページの8款諸支出金490万円の減額は、1項3目償還金の説明欄(2)22節保険給付費等交付金返納金で、前年度の交付金の精算に伴う返納金です。

最後に、9款1項1目予備費を1,195万9,000円減額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第2号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第9 議案第8号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第10 議案第9号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第9号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

予算書は2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ541万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,594万4,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料541万1,000円の増額は、1項1目特別徴収保険料を616万5,000円減額し、2目普通徴収保険料を1,157万6,000円増額するもので、静岡県後期高齢者医療広域連合の試算に基づく決算見込みによるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページの1款後期高齢者医療広域連合納付金532万3,000円の増額は、1項1目、説明欄(2)の18節後期高齢者医療保険料を決算見込みにより増額するものであります。

最後に、3款1項1目予備費を8万8,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第11 議案第10号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第10号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

予算書2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,652万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億1,242万7,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

2款1項1目介護給付費負担金を197万9,000円増額しますのは、保険給付費に対する国からの負担金交付決定に基づき増額するものであります。

2項1目調整交付金を2,739万円減額いたしますのは、決算見込みに基づき減額いたします。

同じく5目介護保険事業費補助金を137万5,000円増額いたしますのは、介護報酬改定に伴いシステム改修を行うための国庫補助金であり、補助率は2分の1であります。

次に、3款1項1目介護給付費交付金を8,135万1,000円減額、4款1項1目介護給付費負担金を4,488万5,000円減額、6款1項1目介護給付費繰入金を1,620万4,000円の減額は、保険給付費の減額に合わせ、支払基金、県、町の負担割合によりそれぞれ減額するものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

9ページをお開きください。

2款保険給付費1億2,963万9,000円の減額は、次の10ページの1項5目施設介護サービス給付費の1億3,584万7,000円の減額が主なもので、決算見込みに合わせた補正であります。

次に、11ページ、4款地域支援事業費867万2,000円の減額の主なものは、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の762万2,000円の減額で、決算見込みにより減額するものであります。

最後に、13ページ、6款1項1目予備費を2,948万9,000円減額いたしますのは、今回の補正による歳入歳出予算の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちください。

日程第12 議案第11号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)

- 議長(遠藤 豪君) 日程第12 議案第11号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

- 未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第11号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額の歳入歳出をそれぞれ1,282万7,000円減額し、予算の総額を1億2,986万9,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書の6ページを御覧ください。

1款1項1目分譲収入、1節不動産売払収入を1,282万7,000円減額いたしますのは、宮ノ台分譲地の残り1区画につきまして、年度内の分譲が見込めなくなったことによります。

次に、歳出について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

2款1項1目予備費を1,282万7,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

- 議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

- 4番(牧野恵一君) ただいまの説明の中で、分譲用地が売れなくなったから、その分が歳入として見込めないということなんですが、では、今見込めなくなった理由とか、それから、これはこの状態で最後までいくのか。例えば今年売ろうとしているのか、その辺の説明をお願いいたします。

- 議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

- おやまで暮らそう課長(石田洋丈君) 牧野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま補正予算で減額をしました宮ノ台分譲地残り1区画分の分譲代金についてなんですけれども、こちらにつきましては、現在、購入予定者の方は決定をしている状況であります。ただ、その分譲収入として、土地代金を収入するのが3月なのか4月なのか大変微妙な状況にありまして、4月になってしまうという見通しの下、減額をしたものでございまして、来年度早々

にはこちらの方が分譲されまして、宮ノ台分譲地の方の分譲は完了となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議案第12号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 大庭和広君。

○経済産業部長（大庭和広君） 議案第12号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第4号）であります。

予算書2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,781万円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

2款1項1目寄附金を500万円増額いたしますのは、企業版ふるさと寄附金について、当初の見込みよりも多くの寄附が見込まれることから増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款1項1目発電事業費を213万6,000円増額いたしますのは、物価高騰などに伴い燃料費を243万円増額し、発電所運營業務を決算見込みに合わせ29万4,000円減額するものであります。

最後に、3款1項1目予備費を286万4,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（藺田豊造君） 補正に上げられている500万円の寄附についてお伺いいたします。

御存じのように、我々、小なりといえ政治家は、寄附について厳しい制限があります。近々では、神社の祭殿に寄附をしたかどでもって告訴された例もあるようでございます。

そこでお伺いします。

町では、このような補正にあるような寄附金などについて、どのような規制があるのか。また、今回それらに基づいてこの寄附金をどのように精査されたのか、お伺いいたします。

また、この件数、あるいは最高額は幾らか。それらについてもお伺いいたします。

また、このような寄附がなければ、この事業の持続可能な状態は保たれていくのかいけないのか、併せてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（大庭和広君） 菌田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、寄附の制限等の御質問についてでございます。

今回のこの寄附につきましては、企業版のふるさと納税という制度でございます。

これらの要件につきましては幾つかございまして、まず寄附額の下限については10万円、また本社が所在する地方公共団体以外への寄附ならばオーケーということになっております。

また、寄附の代償として経済的利益を伴わないことというような制限がございます。

また、件数につきましては、現在のところ、大体10社程度から、実際に寄附を頂いているものと、これから寄附していただく見込みというもので、合わせて10件程度になっております。

最高額につきましては、寄附した企業の希望もございまして、社名とか金額の公表を控えてほしいというような条件もございまして、ちょっとこの場では控えさせていただきたいと思っております。

あと、この寄附がないとこの事業は今後保たれないのかというところでございますが、実際のところ、昨年度、本年度と企業版の寄附の方を多く頂いて現在木質バイオマス事業を実施しているという状況というのはございます。ただし、今後、具体的には令和7年度から売熱の方の事業も始まりますので、この事業については安定的に継続できるものと考えております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 議案第13号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第13号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億3,787万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ17億742万7,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書6ページを御覧ください。

1款1項1目不動産売払収入、1節土地売払金を4億6,223万円減額いたしますのは、予定しておりました第2期工区分の事業進捗が図れず、土地を事業協力者に売り払うことができなかったためであります。

続いて、その下、3款1項1目一般会計繰入金を2億2,435万3,000円増額いたしますのは、歳出に対しての不足額を繰り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費、27節繰出金、説明欄（2）一般管理費、27細節一般会計繰出金を1億1,742万7,000円減額いたしますのは、歳入の部でも説明いたしましたが、第2期工区分の事業進捗が図れず、土地の売払いができなかったためであります。

続いて、2款1項1目事業費、説明欄（2）事業費を1億2,039万5,000円減額いたしますのは、繰返しになりますが、第2期工区の用地買収ができなかったためであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（牧野恵一君） この会計そのものについてのちょっと質問ですけれども、先ほど特別会計と一般会計はやり取りしていいよというふうな答弁がありましたが、総務省のホームページで見れば明らかなように、特別会計と一般会計とは明確に区分しろということを書いてあるわけですね。

結局、今回の補正では4億6,000万円もの収入が入らなくて、1億1,000万円を町に返すということも中止してしまうということでもあります。ですから、一般会計と特別会計のやり取りについて、例えばそれまでもありましたけれども、10万、20万円の範囲であるならば許容範囲であるというふうに思うわけですが、今回のように3億円とか4億円の金を、町民の一般会計の金を、特別な人達に使うように工面するということについては、大いに問題があると思うんですが、本当

に一般会計と特別会計が、何というんですか、ある程度フリーにやり取りをしてもいいというのは小山町役場のお考えなのですか。お尋ねします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの一般会計の補正予算の質問にもありましておりでございますが、一般会計と特別会計の繰入れ繰り出しにつきましては、このたびにおきましても特別会計の歳出を補うために、一般会計から、金額にしては大きい金額になりますけれども、繰入れさせていただいております。

こちらにつきましては、地方財政法の中でも、一般会計と特別会計の繰入れ繰り出しにつきましては、確かに特別会計の独立採算制の中ではふさわしくはないかもしれませんが、できるというふうになっておりますので、一時的にその財源につきまして一般会計からこのたび繰入れさせていただいたものでございます。

このように本会議の方で、当然そのような財源がなければ繰り出しもできないわけございまして、小山町全体の財政の中でやりくりをさせていただいているものと御理解いただければと思います。

説明は以上になります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、議案第13号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）に反対いたします。

今回の補正の内容は、新東名高速道路のパーキングエリア周辺を開発するために予定をしていた土地の売却ができなかったために、その土地代4億6,223万円が入らなかった。これを一般会計から、そのうちの2億2,400万円余を繰り入れようというものでありますけれども、さらに一般会計から借りていた1億1,700万円余を令和5年度に返す予定であったが、これも返さないという内容なのであります。

そもそも、特別会計とは特定の事業を行う場合や特定の収入を特定の歳出に充てるということが原則です。これは総務省のホームページにもはっきり書いてあります。したがって、一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合に特別会計というのを置いているわけです。

だから、今回のように町民のほとんどが関わる仕事に使われる一般会計に対しまして、特定の人が営む仕事に使われるお金について経理するのが特別会計なので。したがって、独立採算が原則であり、一般町民の財布である一般会計とは分けをし、透明な会計処理をするために特別会計が置かれているのです。

そうであるのに、小山パーキングエリア周辺開発事業特別会計は、一般会計から数億円という大金を都合しようとしているものであり、これはこの事業に関係のない町民の金に手をつけるということになります。公金の取扱いとしては、全く不適切であります。この3億円、4億円があれば、一般の町民サービスにどのくらいの事業が振り向けられるでしょうか。

この理由によりまして、議案第13号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算に反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 字の区域の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 議案第14号 字の区域の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（大庭和広君） 議案第14号 字の区域の変更についてであります。

議案書は7ページからになります。

本案は、平成26年度から実施しております県営中山間地域総合整備事業北郷南西部地区のうち、用沢工区のほ場整備工事が完了しましたので、換地処分を行うに当たり、議案書8ページから10ページにかけ記載しております1から11の区域について、字の区域を変更するものであります。

具体的な箇所について御説明をいたします。

13ページをお開きください。

1の字北大畑に編入する箇所は桃色着色部、2の字溝上に編入する箇所は赤色着色部、3の字長畑に編入する箇所は緑色着色部であります。

次に、14ページから15ページにかけまして、4の字明後所に編入する区域は水色着色部であります。

14ページを御覧ください。

先に7の字浦畑に編入する箇所はオレンジ色着色部、8の字上ノ田に編入する箇所は濃い青色着色部、9の字中曽根に編入する箇所は黄色着色部であります。

次に、15ページをお開きください。

5に戻りまして、字西北ノ田に編入する箇所は濃い緑色着色部、6の字中畑に編入する箇所は朱色着色部であります。

次に、16ページをお開きください。

10の字揚味に編入する箇所は青色着色部、11の字東前ノ畑に編入する箇所は灰色着色部であります。

以上の編入する11区域、3万1,362.74平方メートルにつきまして、ほ場整備後の道や水路の形状に合わせ、それぞれ字の区域を変更するものであります。

また、施行日につきましては、換地処分の公告のあった日の翌日からとさせていただきます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第15号 小山町農村公園（足柄ふれあい公園）及び小山町足柄ふれあい農園の指定管理者の指定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 議案第15号 小山町農村公園（足柄ふれあい公園）及び小山町足柄ふれあい農園の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（大庭和広君） 議案第15号 小山町農村公園（足柄ふれあい公園）及び小山町足柄ふれあい農園の指定管理者の指定についてであります。

議案書は17ページとなります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を指定管理者の候補者であります、おやまを耕そうコンソーシアムに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

提案の指定管理者となる団体につきましては、本年2月2日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たりましては、施設の管理、自主事業に係る事業計画及び収支予算などについて、施設の設置目的を最大限達成し、地域等の活力を積極的に活用した管理運営を行う内容となっているかを中心に、書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

この結果、都市とのネットワークの活用による町外からの関係人口、定住人口の創出に対する

取組や各種イベントの定期的な開催など、施設の適正な管理はもとより、町内の各種団体との連携など地域振興の拡大に十分期待できるものとして、おやまを耕そうコンソーシアムを指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第16号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第17 議案第16号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第16号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

新旧対照表5ページをお開きください。

令和6年4月1日からの組織・機構の見直しに当たり、ゼロカーボンシティに向けた環境に関する取組の充実を図るため、これまで住民福祉部くらし環境課において所掌しておりました町民相談、環境及び交通安全及び防犯の事務を企画総務部の所掌といたします。

また、こどもまんなか社会の実現に向けた施策について推進・充実を図るため、こども園、子ども・子育て支援に関して教育委員会こども未来課への補助執行を解き、住民福祉部の所掌といたします。

関連いたしまして、小山町立学校等使用条例の文言整理も併せ一部改正を行うものであります。

なお、この条例の施行日は、令和6年4月1日としております。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総

務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第17号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第18 議案第17号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(長田忠典君) 議案第17号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は19ページからになります。

本案は、令和5年12月に小山町職員の給与等に関する条例に規定する給料表の改定が行われたことに伴い、常勤職員の給料表1級、2級を準用する会計年度任用職員の給料表について改定をするものであります。

本条例は、主に事務、保育教諭が該当する別表第1を、常勤職員の給料表別表第1の1級及び2級の1号から40号までと同額に、主に給食員、調理員が該当する別表第2を、常勤職員の給料表別表第2の1級及び2級の1号から40号までと同額にし、それぞれ月額4,300円から最大1万2,800円増額し、令和6年4月1日から適用するものであります。

また、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、期末手当に加え勤勉手当を支給するため、条例を一部改正するものであります。

説明は以上で終わります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第19 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は24ページをお願いいたします。

本案は、介護保険法施行令による保険料に係る標準段階、標準乗率及び公費による減額賦課基準の改定と、介護保険法施行規則による基準所得金額の改定、第9期介護保険事業計画に基づく令和6年度から令和8年度までの3年間の第1号被保険者の保険料の制定のため、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

最初に、保険料の算定につきましては、第9期介護保険事業計画策定の中で、高齢者の現状や介護福祉に関する将来的な動向を踏まえて、要介護認定者数や介護サービスの利用量を推計しており、その推計値を基に計画期間における総事業費を見込み、必要な保険料を算定いたしました。

条例改正資料、新旧対照表の20ページをお願いいたします。

その結果、第9期介護保険事業計画の介護保険料基準額を、こちら第5号になりますが、現行の年額7万4,400円から4,800円減額し、年額6万9,600円といたしました。

また、次の21ページ、条例案の第2条第1項におきまして、保険料の所得段階を国の示す標準段階と同じ13段階とし、国の示す標準乗率に介護保険料基準額を乗じた額を各段階の保険料の額としております。

以下、第2項から第4項におきまして、低所得者の負担を軽減するための減額賦課を規定しています。

最後に、附則において、本条例の施行日を令和6年4月1日からとし、第2条関係の保険料の適用を令和6年度分からとすることを規定しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

-
- 日程第20 議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算
 - 日程第21 議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第22 議案第21号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計予算
 - 日程第23 議案第22号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第24 議案第23号 令和6年度小山町土地取得特別会計予算
 - 日程第25 議案第24号 令和6年度小山町介護保険特別会計予算
 - 日程第26 議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算
 - 日程第27 議案第26号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
 - 日程第28 議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
 - 日程第29 議案第28号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計予算
 - 日程第30 議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算
 - 日程第31 議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第20 議案第19号から日程第31 議案第30号までの令和6年度予算12件を一括議題とします。

町長から当初予算の施政方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について御説明を申し上げます。

内閣府月例報告及び日銀経済展望によれば、我が国の経済は緩やかな回復を続けるとする一方で、海外情勢や資源価格の動向を含め、賃金や物価をめぐる不確実性は極めて高く、十分な注視が必要であるとの指摘がなされています。

小山町においても、企業立地の進展や個人所得の上昇などに伴う税収増は見込まれるものの、資源価格の高騰や物価上昇に伴う物件費の増、人事院勧告に基づく人件費の増など、経常経費の大幅な増額が影響し、予算編成は大変厳しいものとなりました。

このような中ではありますが、第5次小山町総合計画前期基本計画の到達点を見据え、施策の評価を反映するとともに、政策提言として掲げた項目については、総合計画との整合を図りながら、可能な限り早期に進めることを目指してまいります。

特に、子ども・子育て支援に注力するとともに、ポストコロナの消費拡大やインバウンド需要に伴う経済活性化の波に乗り遅れることなく、更に活力あふれる町とするため、「子育て教育100年の計」、「活気あふれる町・地域」、「観光立町」の三つのチャレンジを重点分野といたしました。

一般会計の総額は147億6,000万円と非常に大規模なものとなりますが、こうした攻めの予算を構築することにより、未来への投資と豊かさの循環を実現するとともに、財源には補助メニュー

や地方債を活用し、持続可能な財政運営にも配慮しながら、「おやま、再稼働。」を力強く進めてまいります。

歳入では、企業立地などによる固定資産税の増、定額減税による町民税の減を見込みつつ、国の地方財政計画を踏まえた地方交付税の減など慎重に推計し、歳入の根幹となる財源は、若干の増額にとどまるものと考え、基金の繰入れと地方債の活用などにより重点施策の対応を推進することとしました。

歳出では、人件費の増額や物価高騰による経常経費の増額に対応しながら、まずは子ども・子育て支援を一丁目一番地とし、地域の活力を底上げし、移住定住を推進する事業や観光・交流・関係人口の増加による経済活性化策にも予算を割き、町民の皆様とのお約束を果たしてまいります。

それでは、重点分野における主な事業を説明をいたします。

最初に、「子育て教育100年の計への挑戦」についてであります。

子ども達の健やかな成長と充実した教育環境を整備するため、総合体育施設に隣接する温水プールの設置関連事業、須走地区での公営塾運営事業、すがぬまこども園隣接エリアでの多世代交流拠点、谷戸山のいえ整備事業を実施するとともに、英語教育強化のための国際交流員受入事業、中学校の部活動の地域移行事業にも着手をいたします。

また、第2子以降への出産祝給付金事業を復活するとともに、女性・若者を対象とする創業起業スクール事業など、子育て世代が暮らしやすい地域に向けた事業費を予算化いたしました。

次に、「活気あふれる町・地域への挑戦」については、明倫地区の活性化を図るため、菅沼土地区画整理事業に着手するとともに、線引きや都市計画道路の見直しのための再検証事業、儲かる農業のための地域おこし協力隊活動事業、移住定住を促進する定住促進住宅整備事業などを計上しております。

また、「観光立町への挑戦」としましては、道の駅観光交流センター（道の駅「すばしり」）の改修工事、須走口の誘客推進を図る富士山山小屋安心・安全事業、小富士遊歩道整備事業、足柄ふれあい公園の指定管理事業等を新規に計上いたしました。

このほか、ふるさと寄附増額のため、積極的な広報展開や新たな返礼品の開発を見込んだふるさと振興事業や、各小学校区単位のコンパクトな移動を確保する巡回バスの実証実験事業、行政システムの標準化を図る情報システム管理事業やDX推進事業などを拡充するとともに、脱炭素化、グリーントランスフォーメーションに向けたJクレジット創出事業や林業分野での地域おこし協力隊活用事業も新規に計上をいたしました。

以上、令和6年度当初予算の編成において、重点方針に沿った主な事業について説明をいたしました。

最後に、予算の状況について説明をいたします。

小山町の特別会計を含む令和6年度当初予算総額は、206億6,695万円であります。

このうち、一般会計は147億6,000万円とし、前年度当初予算124億8,000万円と比べ、22億8,000万円、18.3%の増となり、平成31年度に次いで歴代2番目の予算規模であります。

町税収入は、43億3,530万9,000円で、主に企業立地などによる固定資産税の増と定額減税による個人町民税の減を見込み、その他税目での増減を勘案し、昨年度に比べて2,135万5,000円の増となっております。

特別会計予算も合わせました令和6年度当初予算の内容につきましては、企画総務部長から、また、所管の補足説明につきましては、各担当部長等から説明をいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について内容説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算から議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算までの12件について、一括して内容の御説明をいたします。

初めに、議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算についてであります。

一般会計予算書8ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてであります。

戸籍システム標準化・共通化に係る改修事業につきましては、令和6年度から2か年にわたり実施するため、業務委託に要する経費について、令和7年度の債務負担行為をお願いするものであります。

外国人英語指導員派遣事業は、令和7年度の委託に当たり、令和6年度中に事業者の選定をする必要があるため、令和7年度の債務負担行為をお願いするものであります。

文化財調査業務は、阿多野用水について令和6年度から調査を開始し、世界かんがい遺産登録に向けた報告書を令和7年度に作成する2か年の業務となるため、債務負担行為をお願いするものであります。

次に、9ページの地方債であります。令和6年度事業の財源等として、総額17億2,460万円を限度額に借入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

附属資料を御覧ください。

附属資料の3ページ、一般会計歳入の内訳を御覧ください。

主な歳入予算の内訳であります。

1款町税は、43億3,530万9,000円、前年度比で2,135万5,000円、0.5%の増となっております。

町税収入の内訳については、4ページを御覧ください。

町民税の個人分は9億981万円、前年度比で1億4,739万円、13.9%の減となりますが、これは定額減税による減収を見込んだものであります。また、法人分につきましては、2億2,400万円、前年度比で80万円、0.4%の減と見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は、企業立地による土地・家屋及び償却資産の増収を見込み、29億4,600万円、前年度比で1億5,900万円、5.7%の増となっております。

再び、附属資料の3ページへお戻りください。

2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金までについては、国が示しました令和6年度地方財政計画による予算措置や、県が見込んでいる市町交付金見込額、本町の決算推移などから、それぞれ見込んだものであります。

11款地方特例交付金については、町民税の定額減税の減収に係る補填分等の増額を1億4,779万円見込み、12款地方交付税は、国の地方財政計画や町税の増収などから、7,900万円の減額を見込んでおります。

次に、14款分担金及び負担金は、3,772万1,000円、前年度比で2,275万5,000円、152%の増であり、県営経営体育成樹園地再編整備事業等による地元分担金の増が主なものであります。

次に、15款使用料及び手数料は、1億8,165万6,000円、前年度比で46万3,000円、0.3%の減であります。町民いこいの家あしがら温泉の使用料が増額となる一方、第2子以降の保育料免除に伴う民生使用料の減額や、足柄ふれあい公園・農園の指定管理者制度導入に伴う使用料の減額を見込んでおります。

次に、16款国庫支出金は、14億6,012万8,000円、道路橋梁費補助金や教育総務費補助金の増額により、前年度比で1億4,096万円、10.7%の増を見込んでおります。

17款県支出金は、7億7,870万3,000円、老人福祉費補助金や商工費補助金などの減額により、前年度比で1億6,039万3,000円、17.1%の減となっております。

18款財産収入は、4億1,094万5,000円、普通財産の売払収入や基金運用に伴う利子及び配当金の増額により、前年度比で4,933万8,000円、13.6%の増を見込んでおります。

19款寄附金は、10億2,519万円、ふるさと納税の過去の実績と積極的な広報展開の効果を鑑み、前年度比で4億488万円、65.3%の増を見込んでおります。

20款繰入金は、23億1,349万2,000円、前年度比で7億9,708万6,000円、52.6%の増であります。特別会計からの繰入金が減額となる一方、教育振興基金や総合計画推進基金を充当する大規模事業の増加などにより増額となっております。

23款町債は、17億2,460万円、前年度比で4億7,560万円、38.1%の増であります。大規模事業に充当する消防施設整備事業債や教育債の増により増額となっております。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

附属資料5ページ、一般会計目的別歳出の内訳をお願いいたします。

目的別歳出の前年度対比の大きいものについて説明いたします。

2款総務費は、28億2,186万9,000円、前年度比で2億8,543万6,000円、11.3%の増であります。人口政策推進費における多世代交流拠点、谷戸山のいえ整備事業やふるさと振興事業費の返礼品費用の増額が主なものであります。

次に、7款土木費は、22億4,528万1,000円、前年度比で2億7,416万9,000円、13.9%の増であります。

主な増額の要因は、新東名関連町道整備事業や道路構造物長寿命化事業の増額によるものであります。

次に、8款消防費は、17億4,386万円、前年度比で11億4,882万4,000円、193.1%の増であり、小山消防署庁舎等建設事業の増額が主なものであります。

次に、9款教育費は、17億1,079万5,000円、前年度比で6億1,955万4,000円、56.8%の増であり、小中学校のデジタル学習環境整備とタブレット購入の増額が主なものであります。

続いて、附属資料6ページの一般会計性質別歳出の内訳についてであります。

下から3行目、本年度合計欄の性質別内訳を御覧ください。

人件費は、25億5,011万9,000円、前年度比で1億645万8,000円、4.4%の増であります。

主な増額の理由は、昨年12月に実施しました常勤職員の給与改定、並びに本年4月に予定している会計年度任用職員の給与改定に伴うものであります。

次に、物件費は、25億2,663万9,000円、前年度比で6億6,383万7,000円、35.6%の増であります。

主な増額の要因は、物価や業務費用の高騰、各種システムに関する費用の増額に加え、小中学校デジタル学習環境整備の委託費・備品購入費などによるものであります。

次に、維持補修費は、5億8,802万5,000円、前年度比で7,059万5,000円、10.7%の減であります。

主な減額の要因は、道の駅、町民いこいの家の大規模修繕工事の令和5年度での完了などによるものであります。

次に、補助費等は、27億7,577万9,000円、前年度比で7億7,873万3,000円、39.0%の増であります。

主な増額の要因は、小山消防署庁舎等建設事業や、人件費・物件費の高騰に伴う広域行政組合への負担金の増額によるものであります。

次に、普通建設事業費は、28億5,916万8,000円、前年度比で9億3,777万1,000円、48.8%の増であります。

主な増額の要因は、新東名関連町道整備事業や小山消防署庁舎等建設事業によるものであります。

次に、公債費は、8億8,396万1,000円、前年度比で1,662万4,000円、1.9%の増であります。

主な増額の要因は、すばしりこども園整備事業に伴う元金の償還開始などによるものであります。

次に、その他は、6億8,706万7,000円、前年度比で1億5,387万7,000円、18.3%の減であります。

主な減額の要因は、特別会計の廃止による繰入金の減額に伴い、積立金が減額となるものであります。

以上が、議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

附属資料の8ページ、特別会計予算額調をお願いいたします。

この会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ18億6,400万円、前年度比で6,600万円、3.4%の減となっております。

予算の大半は、保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第21号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

附属資料9ページをお願いいたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ373万8,000円、前年度比で120万8,000円、24.4%の減となっております。

貸付元金収入については9件の償還、貸付金については、3人への貸与を継続し、新規に大学生等の貸付け4人を見込んでの編成であります。

次に、議案第22号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

9ページの下段をお願いいたします。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,600万円、前年度比で3,500万円、13.4%の増となっております。

次に、議案第23号 令和6年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

附属資料10ページをお願いいたします。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものでありますが、令和6年度も先行取得の予定が当初ないため、基金預金利子の繰入れ繰り出しのみとなり、予算の総額は歳入歳出それぞれ6,000円、昨年度と同額となっております。

次に、議案第24号 令和6年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

10ページの下段をお願いします。

この会計は、介護保険法第3条に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ18億5,000万円、前年度比で1億7,000万円、8.4%の減となっております。

予算の大半は、保険給付費であり、在宅介護サービス、施設介護サービスなどの動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

附属資料11ページをお願いします。

この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ6億2,000万円、前年度比で4億7,719万7,000円、334.2%の増となっております。

令和6年度から新規の宅地造成事業に着手するための事業費の増額を見込み、財源として事業

債を充当する予算編成であります。

次に、議案第26号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

11ページの下段をお願いします。

この会計は、木質バイオマス発電事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ7,452万5,000円、前年度比で1,679万5,000円、29.1%の増となっております。

主な内容は、発電の事業収入を財源に、木質バイオマス発電と起債の償還を行っていくものであります。

次に、議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算についてであります。附属資料12ページをお願いします。

この会計は、小山PA周辺開発事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,877万6,000円、前年度比で17億8,668万7,000円、91.8%の減となっております。

1期事業が令和5年度で完了し、令和6年度から2期事業に着手するため、用地買収等の費用を事業費に見込み、財源として一般会計からの繰入金を充当する予算編成であります。

次に、議案第28号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

12ページ下段をお願いします。

この会計は、温泉供給事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ258万1,000円、前年度比で13万4,000円、5.5%の増となっております。

主な内容は、温泉の使用料を財源に、温泉供給施設の維持管理を行うものであります。

次に、議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算についてであります。

附属資料15ページをお願いします。

初めに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額3億9,770万1,000円、前年度比で695万8,000円、1.8%の増となっております。

支出は、予定総額3億6,430万9,000円、前年度比で579万2,000円、1.6%の減となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額1億8,152万円、前年度比で4,202万4,000円、18.8%の減となっております。

支出は、予定総額3億2,146万8,000円、前年度比で3,076万6,000円、8.7%の減となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額1億3,994万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填いたします。

次に、議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算についてであります。

附属資料16ページをお願いします。

初めに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額2億2,786万6,000円、前年度比で1,784万2,000円、7.3%の減となっております。

す。

支出は、予定総額 2 億 2,782 万 5,000 円、前年度比で 1,745 万 6,000 円、7.1%の減となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額 8,380 万 1,000 円、前年度比で 999 万 3,000 円、13.5%の増となっております。

支出は、予定総額 1 億 2,372 万 2,000 円、前年度比で 173 万 8,000 円、1.4%の減となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額 3,992 万 1,000 円は、当年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

以上が、議案第 19 号から議案第 30 号までの令和 6 年度当初予算関係 12 件についての概要でございます。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 企画総務部長の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2 月 27 日 火曜日 午前 10 時開議

議案第 19 号から議案第 30 号までの令和 6 年度予算 12 件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1 時 40 分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 石 原 和 美

署 名 議 員 池 谷 元

令和6年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和6年2月27日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
4番 牧野 恵一君 5番 臼井 光昭君
6番 小林千江子君 7番 室伏 辰彦君
8番 鈴木 豊君 9番 藺田 豊造君
10番 渡辺 悦郎君 11番 米山 千晴君
12番 岩田 治和君 13番 遠藤 豪君

欠席議員 3番 平野 正紀君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
--------	--------	---------	--------

会議録署名議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君

散 会 午後2時10分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第19号 | 令和 6 年度小山町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第20号 | 令和 6 年度小山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第21号 | 令和 6 年度小山町育英奨学資金特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第22号 | 令和 6 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第23号 | 令和 6 年度小山町土地取得特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第24号 | 令和 6 年度小山町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第25号 | 令和 6 年度小山町宅地造成事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第26号 | 令和 6 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第27号 | 令和 6 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第28号 | 令和 6 年度小山町温泉供給事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第29号 | 令和 6 年度小山町水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第30号 | 令和 6 年度小山町下水道事業会計予算 |

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで報告します。平野正紀君は本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので御報告します。

議 事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長等から補足説明を求めます。初めに、企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 令和6年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入について御説明申し上げます。予算書は14ページからになります。

まず、1款町税の総額は43億3,530万9,000円で、令和5年度に比べ2,135万5,000円、率にして0.5%の増となりました。定額減税による町民税個人の減額を見込むものの、工業団地の造成完了に伴う土地及び工場等の家屋の固定資産税の課税増により増額を見込んだところであります。

町税の内訳は、1項町民税が11億3,381万円で町税全体の26.2%、2項固定資産税が29億5,937万9,000円で町税全体の68.3%となり、この二つの税目が町税収入の94.5%を占めております。また、3項軽自動車税が6,662万円で町税全体の1.5%、4項町たばこ税が1億5,910万円で町税全体の3.6%、5項入湯税が1,680万円で町税全体の0.4%となっております。

それでは、税目ごとに説明いたします。

1款1項1目町民税個人分の説明欄1現年課税分は、前年度に比べまして1億4,879万円、14.1%減の9億321万円を見込みました。これは1人当たり1万円の定額減税1億4,779万円の減を見込んだものであります。

次に、2目法人分の説明欄1現年課税分であります。対象法人数は491社で、前年度に比べ90万円、0.4%減の2億2,380万円を計上いたしました。

次に、15ページ、2項1目固定資産税であります。工業団地の土地及び家屋の課税増により、固定資産税現年課税分では、前年度に比べ1億6,000万円、5.8%増の29億2,300万円を見込みました。

説明欄を御覧ください。

土地につきましては、上野工業団地造成の完成などにより、前年度より6,156万7,000円増の8億910万5,000円と見込みました。家屋につきましては、新築住宅及び新設工場の増により、新築

減免等を差し引き、前年度に比べ6,842万9,000円増の10億439万9,000円と見込みました。償却資産につきましては、減価償却により減るものの、工業団地への企業立地により企業の設備投資が進んだことから、前年度に比べ3,280万2,000円増の11億3,646万8,000円と見込みました。

その下、滞納繰越分につきましては2,300万円を見込みました。

次に、16ページの3項1目軽自動車税環境性能割は、軽自動車の販売台数が増加していることなどから、前年度より増額いたしました360万円といたしました。また、2目種別割の現年課税分は、前年度に比べ201万円、3.3%増の6,230万円を計上いたしました。

次に、17ページをお願いします。

4項1目町たばこ税は、販売本数の減少が見込まれることから、前年度に比べ90万円、0.6%減の1億5,910万円を計上いたしました。

次に、5項1目入湯税は、利用者数の回復を見込み、前年度に比べ900万円増の1,680万円を計上いたしました。

次に、その下、2款地方譲与税の1項自動車重量譲与税は、自動車重量税の1,000分の407に相当する額が市町村に交付されるもので、交付額は町道の延長と面積により算定されます。前年度に比べ500万円増の7,500万円を計上いたしました。

次の18ページ、2項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の100分の42に相当する額が市町村に交付されるもので、算定の基準は先ほどの自動車重量譲与税と同様で、前年度と同額の2,600万円を計上いたしました。

その下、3項森林環境譲与税は、森林整備の推進のために交付されるもので、前年度より226万8,000円増の1,400万円を計上いたしました。

その下、3款利子割交付金は、前年度と同額の140万円を計上いたしました。

次に、4款配当割交付金から20ページの9款環境性能割交付金までの各交付金につきましては、国の地方財政計画などを参考に予算を計上しております。

増減額の大きなものを説明いたしますと、19ページの7款1項地方消費税交付金は、地方消費税の2分の1に相当する額が市町村に交付されるもので、市町村の人口と従業員数に基づいて算定されます。前年度に比べ2,000万円、3.9%減の5億円を計上いたしました。

20ページの8款1項ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度と比べ1,000万円、4.8%減の2億円を計上いたしました。

一番下、10款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金は、国が所有する財産のうち自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する固定資産税を対象に国から交付されるもので、前年度と比べ400万円、9.8%増の4,500万円を計上いたしました。

21ページ、11款1項地方特例交付金は、税制改正などによる地方公共団体の減収を補填するために交付されるもので、定額減税による町民税の個人分の減額分1億4,779万円を増額いたしました。

次に、12款1項1目地方交付税は、令和6年度地方財政計画から推計し、前年度と比べ7,900万円、12.9%減の5億3,400万円を計上いたしました。なお、地方交付税のうち、説明欄1の普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額に相当する額が交付されるものであり、説明欄2の特別交付税は、普通交付税に反映できない特別な財政需要に対して交付されるものがあります。

次に、30ページ、16款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ジェット機が運用される基地や実弾演習が行われる演習場などを特定防衛施設として位置づけ、その区域が所在する市町村に対して交付されるもので、いわゆる9条交付金と呼ばれているものであります。令和6年度は、104号線越え実弾射撃訓練が実施されないことから、前年度と比べ7,183万円、28.6%減の1億7,928万円を計上いたしました。

次に、37ページをお願いします。

18款1項1目財産貸付収入3億5,585万4,000円の主なものは、1節土地貸付収入の説明欄1東富士演習場貸付収入3億2,799万円で、演習場として国に貸し付けている町有地約252.8ヘクタールの貸付料であります。

次に、39ページをお願いします。

19款1項2目総務費寄附金2,461万円は、須走地域振興事業基金に積み立てる須走彰徳山林会様からの寄附金であります。

次に、40ページ、19款1項5目ふるさと寄附金10億円は、ふるさと納税による寄附金であります。新たな返礼品の改革とPRに努めてまいります。

20款2項1目財政調整基金繰入金6億6,000万円は、不足する財源を補うため繰り入れるもので、昨年度に比べ3億円増額しております。

41ページ、2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金9,909万円は、こども園の運営やこども医療費助成事業、予防接種の特定事業のために特定防衛施設周辺整備調整交付金を積み立てた基金から、それぞれの事業の財源として繰り入れるものであります。

次に、4目総合計画推進基金繰入金8億8,375万5,000円は、総合計画に掲げる町の将来像を実現するため、事業の財源として繰り入れるものであります。

次に、42ページの9目公共施設等総合管理基金繰入金1,346万4,000円は、公共施設の修繕や改修、長寿命化事業の財源として繰り入れをするものであります。

次に、46ページをお願いします。

22款5項1目雑入の2節雑入のうち、説明欄20ミニポートピア富士おやま環境整備協力費1,920万円は、協定に基づいてミニポートピア富士おやまの売上額の1%に相当する額を環境整備協力費として受け入れるものであります。

次に、50ページをお願いします。

23款1項8目臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源の性質を持つ地方債で、令和6年度地

方財政計画から推計し、前年度と比べ3,600万円、51.4%減の3,400万円を計上いたしました。

以上が、主な歳入の説明でございます。

なお、歳入における町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の自主財源の合計は91億4,007万9,000円で、前年度に比べ24.1%、金額にして17億7,647万5,000円の増額で、歳入全体の61.9%を占めております。

それでは次に、歳出の主なものについて説明をいたします。

54ページから58ページにかけまして、2款1項1目一般管理費は、職員人件費をはじめ表彰審査委員会などの各審査会委員の報酬や、いわゆる庶務に係る経費を計上した(2)一般行政事務費と、(3)町長秘書費の3事業があり、前年度に比べ5,478万7,000円増の5億7,102万1,000円を計上いたしました。

次に、58ページをお願いいたします。

2款1項2目財政管理費は、予算編成事務などの経費を計上した説明欄(2)財政管理費と事業進行管理や定員管理及び行財政改革推進に係る経費を計上した(3)行財政改革推進事業費があり、前年度に比べ131万8,000円減の664万8,000円を計上いたしました。

次に、60ページをお願いいたします。

2款1項4目財産管理費は、町有財産、基金の管理、また役場本庁舎や公用車の管理、入札、契約事務などに係る経費で、前年度に比べ2億1,904万3,000円減の7億6,034万3,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、基金管理費の減額と、昨年度は本庁舎外壁工事費を計上していたことによるものであります。当該目の主なものは、62ページの中段、総合計画推進基金積立金3億1,020万円と教育振興基金積立金2億680万円であります。

次に、68ページをお願いいたします。

2款1項6目自治振興費は、区長会等に係る経費であり、前年度に比べ348万9,000円減の4,138万1,000円を計上いたしました。主なものは区運営交付金1,482万7,000円であります。

次に、70ページからの2款1項7目ICT推進費は、住民基本台帳や課税事務などの基盤となる総合行政システム機器、事務用パソコン、庁内ネットワーク、インターネット環境などを管理運用する経費を計上しております。令和7年度を目途に進めております地方公共団体の基幹業務システムの標準化・共通化への対応業務が増えるなど、前年度に比べ2,992万9,000円増の1億4,523万7,000円を計上いたしました。

次に、71ページからの2款1項8目人事管理費は、職員の福利厚生、研修、給与、人事評価、職員採用などに係る経費で、前年度に比べ395万2,000円増の1,604万5,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、説明欄(4)人事監理費において、職員の勤務時間等を監理するシステム拡張によるものであります。

次に、73ページ、2款2項徴税费は、町税の課税、徴収事務に要する経費で、前年度に比べ131万5,000円減の1億3,515万6,000円を計上いたしました。

75ページ、2目賦課徴収費、説明欄（2）課税事務費の12節の基幹システム改修業務では、森林環境税創設に伴う住民税システムの改修を行います。

次に、79ページ、2款4項選挙費は、選挙管理委員会を運営する経費で、来年度は選挙を予定していないため、前年度に比べ2,131万6,000円減の726万8,000円を計上しております。

次に、83ページをお願いいたします。

2款7項1目企画渉外総務費は、まちづくりの基本施策を進めるための経費で、前年度に比べ4,020万3,000円増の1億2,744万6,000円を計上いたしました。

増額の主な内容について説明いたします。

説明欄（2）企画調査費では、次の84ページ、12節デジタル田園都市構想総合戦略及び第5次総合計画後期基本計画策定支援400万円と、町民の運動と健康づくりの施設及び小学校のプールを集約するための温水プール整備に向けた基本計画等500万円を計上いたしました。

84ページから85ページにかけまして、説明欄（3）地域公共交通活性化事業費では、巡回バスを五つの小学校区ごとに、4か月間実証実験の運行を行うため、12節巡回バス実証実験業務の委託料1,445万1,000円と、その下、13節車両賃借料563万7,000円を計上いたしました。また、町営の学習塾を運営していく経費として、説明欄（5）公営塾事業費910万円を計上いたしました。

次に、90ページをお願いいたします。

2款8項1目広報広聴費は、前年度に比べ2億2,722万7,000円増の5億6,278万5,000円を計上いたしました。

増額の主な要因は、ふるさと納税の寄附額の増額見込みに伴う返礼品の増、及び国際交流事業費の経費増額によるものであります。

91ページ、92ページにかけまして、説明欄（3）国際交流・姉妹都市交流費では、自治体国際化協会のJETプログラムを活用して新たに国際交流員を迎え、本町の国際交流活動やSNSでの町の魅力発信などに取り組むことを予定しております。その国際交流に係る経費と国際交流員及び国際交流の事務などを行う会計年度任用職員の人件費を計上しております。

次に、説明欄（4）ふるさと振興事業費4億8,303万2,000円は、ふるさと納税寄附に係る経費で、ふるさと納税返礼品、ポータルサイトの手数料が主なものとなっております。

最後に飛びまして、212ページをお願いいたします。

11款1項公債費は、町債の元金と利子の償還費で、前年度に比べ1,662万4,000円増の8億8,396万1,000円を計上いたしました。1目元金の起債の数は207件、利子の起債の数は221件であります。

以上で、企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 令和6年度一般会計予算のうち未来創造部所管の補足説明を行います。

初めに、歳入についてであります。当初予算書の28ページを御覧ください。

下段、16款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金、説明欄4防災安全交付金1億4,750万円のうち8,800万円は、足柄SA周辺地区町道整備事業に対する補助金であります。

次に、30ページ中段を御覧ください。

16款2項9目1節デジタル田園都市国家構想交付金4,750万円は、後ほど歳出の部で説明をいたします多世代交流拠点谷戸山のいえ整備事業の財源として、工事費の2分の1に相当する国の交付金であります。

次に、33ページを御覧ください。

上段、17款2項1目総務費県補助金1節企画渉外費補助金、説明欄2移住・就業支援事業補助金465万円は、首都圏から町内への移住者に対し、一定の要件を満たす場合に町が交付する移住・就業支援金の事業費620万円の4分の3に相当する県の補助金であります。

次に、34ページを御覧ください。

最下段、17款2項5目商工労働費県補助金1節商工費補助金、説明欄1地域産業立地事業費補助金1億5,000万円は、湯船原地区新産業集積エリアに進出する企業1社の土地購入費、地元雇用に対し、町が交付する補助金の2分の1に相当する県の補助金であります。

次に、36ページを御覧ください。

上段、17款2項10目特別対策事業補助金1節地域少子化対策重点推進交付金、説明欄1、329万円は、低所得の新婚世帯の住居費等を町が補助する結婚新生活支援事業費300万円の3分の2と、若者世代向けのセミナーの開催や意識調査の分析等を行うライフデザイン支援事業費258万円の2分の1に相当する県の補助金であります。

次に、47ページを御覧ください。

22款5項1目雑入、説明欄44町道整備事業協力金7,200万円は、足柄SA周辺地区におきまして、周辺の開発事業者から町道整備事業に伴う協力金を受け入れるものであります。

次に、歳出についてであります。

87ページを御覧ください。

2款7項3目人口政策推進費は、前年度に比べ1億3,263万5,000円増の1億8,636万3,000円となります。

主な内容について御説明をいたします。

88ページを御覧ください。

上段、説明欄(2)定住促進事業費のうち、12節おやまライフデザイン支援事業220万円は、これから結婚・子育てを迎える若年層に対し、地元の魅力を見いだしながら自分の将来をイメージする機会及び出逢いの場の提供による結婚機運醸成を図っていく業務委託料であります。

続いて、14節多世代交流拠点谷戸山のいえ整備工事9,500万円は、すがぬまこども園に隣接する大正13年建築の古民家をリノベートとして、地域の交流拠点谷戸山のいえとして整備するための工事費であります。なお、本事業の財源は、先ほど歳入の分で説明をいたしましたが、国のデジ

タル田園都市国家構想交付金におきまして、工事費の2分の1に当たる4,750万円を計上しております。

続いて、その下、定住促進住宅建築工事1,500万円及び16節定住促進住宅用地500万円は、若年層の定住促進のため、戸建ての賃貸住宅1棟を町が整備するための工事費及び用地購入費であります。

続いて、その下、18節おやまライフサポート事業補助金800万円は、町への定住意向が低く、流出傾向が続いております若年層をターゲットに、切れ目のない支援を目的とした遠距離通学サポート給付金及び奨学金返還サポート給付金の経費であります。

続いて、その下、結婚新生活支援補助金300万円は、低所得者の婚姻に伴う新生活に関わる支援を行い、少子化対策の強化につながることを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費及び引っ越し費用の一部を補助するものであります。

続いて、その下、民間賃貸住宅リフォーム助成金200万円は、子育て世帯や企業の従業員向けの共同民間賃貸住宅や一戸建ての賃貸住宅の改修費用の一部を助成するものであります。

続いて、その下、空き家活用・流動化促進助成金80万円は、空き家を取得する定住者に対し、空き家の改修費又は解体費の一部を助成するものであります。

続いて、その下、移住・就業支援金630万円は、歳入の部でも御説明いたしましたが、首都圏から町内への移住者に対し、一定の要件を満たす場合に交付するものであります。

次に、143ページを御覧ください。

6款1項2目フロンティア推進費は、前年度に比べ392万6,000円減の4億7,271万8,000円となります。

主な内容について御説明をいたします。

144ページを御覧ください。

説明欄(2)未来拠点事業費のうち12節水文調査750万円は、湯船原地区の工業団地におきまして井水を利用する企業が増加しており、周辺の集落への水利用への影響を定点観測により調査するものであります。

続いて、18節小山町地域産業立地事業費補助金3億円は、歳入の部でも御説明をいたしましたが、湯船原地区新産業集積エリアに進出する企業の土地購入及び地元雇用に対する補助金で、令和6年度内に操業開始が見込まれる企業1社の分を計上するものであります。

最後に、164ページを御覧ください。

中段、7款2項3目町道整備事業費、説明欄(3)足柄SA周辺地区町道整備事業費1億6,000万円は、歳入の部でも御説明をいたしましたが、足柄スマートインターチェンジに接続する町道2415号線ほか1路線の道路整備事業を実施するものであります。

以上で、未来創造部所管の一般会計予算補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、危機管理局長。

○危機管理局长（高村良文君） 令和6年度小山町一般会計予算のうち、小山消防署と危機管理局の関係について御説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについて説明をいたします。予算書29ページを御覧ください。

16款2項5目消防費国庫補助金、説明欄1の演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金6,405万9,000円は、同報無線のデジタル化に伴う戸別受信機等購入に対する防衛8条補助金であります。

次に、35ページを御覧ください。

17款2項7目消防費県補助金、説明欄1の地震・津波対策等減災交付金1,561万6,000円は、県の交付金要綱に基づく地域防災力の強化事業、緊急物資等の確保事業等に対する県補助金であります。

次に、45ページを御覧ください。

22款4項4目、説明欄1の消防施設費受託事業収入4億9,040万円は、小山消防署庁舎等建設に伴います御殿場市・小山町広域行政組合からの受託事業費であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。178ページを御覧ください。

8款1項2目非常備消防費5,398万3,000円の主なものは、1節報酬の2,649万6,000円で、説明欄（2）消防団運営費のうち、機能別団員を含む消防団員170人分の年額報酬641万3,000円と、団員の出勤等に応じて支払う出勤報酬1,790万円であります。

次に、10節需用費1,186万7,000円の主なものは、説明欄10消耗品費1,050万円で、消防団員に対する安全装備品の整備が主なものであります。

次に、次ページを御覧ください。

同じく17節備品購入費83万2,000円は、説明欄17救助救命機器で、背負式消防器具21基の更新を行うものです。

同じく18節のうち説明欄小山町消防団活動に対する助成金178万5,000円は、消防団本部及び各分団への消防団活動に対する助成金であります。

次に、180ページとなります。

8款1項3目消防施設費の主なものは、説明欄（3）消防施設整備事業費11億3,340万円で、令和5年度から令和8年度までの小山消防署新庁舎等建設事業費のうち、令和6年度事業費として14節工事請負費6億4,300万円と、18節負担金補助及び交付金で、御殿場・小山広域行政組合への負担金4億9,040万円となります。

次に、181ページを御覧ください。

8款1項4目危機管理費7,768万円の主なものは、説明欄（2）危機対策費、次ページ中段を御覧ください。10節消耗品費1,209万9,000円で、備蓄用食糧、指定避難所で使用いたしますトイレ、毛布などの防災資機材を購入するものであります。

同じく12節委託費のうち、説明欄下から3行目となります、国土強靱化地域計画改正更新業務

420万円では、令和7年度から改訂を予定しております小山町国土強靱化地域計画に関する今までの検証を行い、新たに5年間の実施計画を策定するための業務費でございます。

次に、次ページ183ページでございます。

同じく18節中段、電線接触等予防伐採負担金520万3,000円は、平時に電線への支障木等の伐採を行い、災害時の安定的な電力供給及び停電の早期復旧を図ることを目的として、電力会社と連携し実施するもので、令和6年度は、新柴地区町道脇の支障木の伐採を予定しております。

次に、説明欄(3)自主防災推進事業費、18節自主防災対策事業補助金400万円は、各自主防災組織が行います備蓄用食料や防災資機材などの購入、また災害時避難活動の事故等に備える保険加入等に対し補助金を交付するものであります。

次に、184ページを御覧ください。

8款1項5目無線設備管理費は、主に町内への情報伝達を行う手段であります無線関係の整備・管理を行うもので、1億374万4,000円を計上いたしました。

最初に説明欄(2)移動系無線設備管理費474万8,000円の主なものは、10節修繕料224万3,000円で、無線統制台及び副統制台のバッテリー交換等を行うものであります。

最後に、185ページを御覧ください。

説明欄(4)同報系無線設備デジタル化整備事業費でございます9,102万7,000円では、歳入でも御説明いたしましたが、防衛8条の補助金を活用いたしまして、同報無線のデジタル化に対応する戸別受信機を各戸に整備する事業であり、内訳は下から2行目、説明欄12節ダイポールアンテナ390台の設置3,239万円と、その下、旧アンテナ200台の撤去費として196万9,000円、次ページを御覧ください。17節備品購入費では、戸別受信機1,150台の購入費5,287万7,000円を計上いたしました。令和6年度は、主に、明倫地区、足柄地区に配付を計画しております。

以上で、小山消防署、危機管理局関係の一般会計予算の補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) それでは、ここで説明時間の関係上、10分間休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、住民福祉部長。

○住民福祉部長(小野一彦君) 令和6年度一般会計予算の住民福祉部関係の補足説明を行います。

それでは、歳入の主なものについて御説明します。

26ページをお願いいたします。

16款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金、説明欄1障害者自立支援給付費負担金1億9,106万6,000円は、障害者総合支援法に基づき障がい者が自立生活又は社会生活を営むことができるよう、障害介護給付費等を支出しております。その2分の1を国庫負担金として見込

むものであります。同様に、4分の1の額を県負担金で計上しております。

二つ下、説明欄3国民健康保険基盤安定負担金1,385万8,000円は、国民健康保険税の軽減世帯に属する一般被保険者数に応じ公費で補填するもので、保険者支援分の2分の1の額を見込んでおります。

次に、27ページ、16款2項1目1節総務管理費補助金の説明欄2戸籍住基システム整備費補助金845万3,000円は、振り仮名対応を可能とするために戸籍システム及び戸籍附票システムの改修費用に充てるもので、全額国庫補助であります。

次の28ページ、2目1節社会福祉費補助金の説明欄1地域生活支援事業補助金749万1,000円は、相談支援事業や地域活動支援センター事業など障害福祉施策の事業費に充てるもので、補助率は2分の1であります。

次に、32ページをお願いいたします。

17款1項1目1節社会福祉費負担金の説明欄3障害者自立支援給付費負担金9,553万3,000円は、先ほど国庫負担金で御説明しました、障害介護給付費等の4分の1の県負担金であります。

二つ下、説明欄5国民健康保険基盤安定負担金4,343万2,000円は、保険者支援分の4分の1と低所得者に対する保険税軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

その下、2節老人福祉費負担金、説明欄1後期高齢者保険基盤安定負担金2,824万2,000円は、低所得者に対する保険料軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

次の33ページの上段、17款2項2目1節社会福祉費補助金、説明欄3重度障害者（児）医療費補助金1,944万4,000円は、重度障害者（児）医療費扶助の2分の1を県が補助するものであります。

同じページの下段、17款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄1こども医療費助成事業費補助金1,612万2,000円は、こども医療費助成に対し県が補助するものであります。

次に、45ページ、22款4項2目1節老人福祉費受託事業収入の説明欄1健康診査受託事業1,230万7,000円は、後期高齢者のフレイル健診を静岡県後期高齢者医療広域連合から受託するものであります。

続いて、歳出の主なものについて御説明します。

68ページをお願いいたします。

2款1項6目自治振興費の説明欄（3）防犯推進費977万3,000円の主なものは、次の69ページ、13節LED防犯灯等リース料341万9,000円と、防犯灯電気代の支援として各区へ交付している18節防犯灯維持交付金310万円であります。

次に、76ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費8,603万5,000円の主なものは、次の77ページ、説明欄（2）戸籍住民基本台帳事務費のさらに次のページ、住民情報業務処理や印鑑登録管理業務等を行う12節の電算処理402万円と、その下、戸籍法改正に伴う戸籍情報システム改修1,056万6,000円、電算

関係システム及び機器の使用料の13節戸籍総合システム使用料1,488万7,000円であります。

また、最下段から次の79ページにかけ、説明欄（3）個人番号カード関連事務費797万6,000円は、当該事務を行う会計年度任用職員の報酬388万4,000円や手当などの事務費であります。

次に、93ページをお願いいたします。

2款9項1目交通安全対策費2,305万6,000円の主なものは、次の94ページ、説明欄（2）交通安全推進費の18節静岡県交通安全協会への交通安全指導員設置費負担金347万5,000円と、説明欄（3）交通指導員活動費446万3,000円で、それぞれ交通安全活動や交通安全教育、各地区における交通指導を実施していただいております。

次に、95ページの3款1項1目社会福祉総務費1億1,750万6,000円の主なものを御説明いたします。

次の96ページの説明欄（2）社会福祉総務費、さらに次の97ページ、12節地域福祉包括支援業務420万3,000円は、地域共生社会の実現を目指し、令和2年度から実施している断らない相談体制をはじめとする包括的支援体制を確保する事業であります。社会福祉協議会及び地域包括支援センター平成の杜に、地域福祉コーディネーター兼相談支援包括化推進員を配置し、事業を進めております。

また、説明欄中ほどの社会福祉協議会事業助成金3,446万8,000円は、昨年度に比較して増額しております。これは、社会福祉協議会が体制を強化するため、職員給与の格付等を見直したことなどによります。引き続き社会福祉協議会には、生活困窮の相談、ボランティアの育成、権利擁護など社会福祉の根幹をなす各種施策を展開していただき、町と社会福祉協議会とは、車の両輪となり地域福祉の向上を支援してまいります。

4行下の地域生活支援業務交付金292万8,000円は、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導及び調査等を行う民生委員・児童委員協議会の活動に対する交付金であります。

その2行下、福祉バス運営事業交付金1,300万円は、交通弱者の高齢者や障がい者などから構成されている各福祉団体において、身近な生活圏における移動が困難となっている状況に対応するため、令和6年度から社会福祉協議会が法人の自主事業として、福祉バスの運営再開を検討しております。町としても地域福祉の向上を図るために福祉バスの運営は重要と受け止めておりますので、バス車両及び運転所の確保に係る経費について財政支援を行うものであります。なお、予算要求はバスを購入する場合の費用を見込んでおりますが、現在社協では購入やリース等を検討しており、実際の予算執行額は変わってくると予想しております。

次に、下段の3款1項2目障害者福祉費4億9,999万9,000円の主なものを説明いたします。

99ページの説明欄（3）障害福祉援護費の19節重度障害者（児）医療費扶助5,040万円は、対象者の医療費の個人負担分について、県の2分の1補助を受け扶助するものであります。

説明欄（4）自立支援給付費の19節障害介護給付費3億7,813万2,000円は、身体、知的、精神に障がいのある方に係る施設入所支援や就労支援、また、居宅介護、グループホームの利用など

の給付費であります。

最下段の説明欄（５）自立支援医療給付費は、次の100ページの19節自立支援医療費扶助1,155万円で、身体に障がいのある方の障がいの程度の軽減や除去のために医療に対する扶助であります。

説明欄（６）地域生活支援事業費、中ほどの12節地域活動支援センター事業1,361万9,000円は、地域において就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練などのサービスを実施している施設への委託料であります。

その下、障害者相談支援事業872万4,000円は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他、サービス利用支援等を行う身体、知的、精神それぞれの事業所への委託料であります。

次に、101ページの３款１項３目は、健康福祉会館管理費4,242万3,000円、こちらの主なものですが、説明欄（２）健康福祉会館管理運営費、12節の健康福祉会館指定管理料3,042万3,000円で、指定管理の期間は令和４年度から令和８年度までの５年間であります。

次に、102ページをお願いいたします。

３款２項１目老人福祉総務費１億912万8,000円の主なものを説明します。

次の103ページの説明欄（２）高齢者福祉推進費、さらに次の104ページの18節２市１町共通利用券負担金720万円は、高齢者の外出の機会を推進するため70歳以上の方を対象に配付する利用券の利用に伴う負担金であります。

３行下、敬老ふれあい事業助成金503万円は、高齢者の長寿をお祝いし、地域における敬老意識の高揚を図るため、区や地区等が実施する敬老事業に対して助成するものであります。

さらに３行下、シルバー人材センター運営助成金900万円は、高齢者の多様な働き方の提供、就労を通じた社会参加を図るための助成金であります。

さらに３行下、養護老人ホーム建設事業交付金920万円は、町立養護老人ホームの民営化に伴い、施設の新築工事に係る借入れに対し、令和12年度まで確定している交付金であります。

説明欄（３）老人保護措置費、次の105ページの19節老人措置費2,641万8,000円は、町が措置した養護老人ホーム施設入所者11人分の措置費であります。

その下、説明欄（５）成年後見制度推進費の12節権利擁護支援センター事業319万8,000円は、社会福祉士等専門職を配置している社会福祉協議会に、権利擁護支援センター事業を委託するものであります。

次の106ページ、説明欄（６）保健事業と介護予防の一体的実施事業110万円は、高齢者のフレイル対策のために各種データを分析し、抽出した高齢者や通いの場等への積極的な関与を行う事業費であります。

同じページ下段、３款２項３目後期高齢者医療費２億5,150万7,000円の主なものを説明いたします。

次の107ページ、説明欄（2）後期高齢者医療事業費の12節健康診査業務の1,875万4,000円は、フレイル検診に要する費用であります。

説明欄（3）後期高齢者医療負担金の18節、二つ目の静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金の1億7,607万9,000円は、被保険者に係る医療給付費の町負担分であります。

次に、118ページを御覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費2億9,303万6,000円の主なものを説明いたします。

次の119ページ、説明欄（2）保健衛生管理費の18節看護学校運営費等負担金933万6,000円は、御殿場市医師会設立の御殿場看護学校の経費を御殿場市及び県と人口割などにより負担するものであります。

次の120ページの説明欄（3）救急医療対策事業費の18節御殿場市救急医療センター負担金6,168万6,000円は、センターの運営費の不採算分を御殿場市と人口割により負担するものであります。

その下、御殿場市医師会2次救急医療業務負担金948万1,000円は、医師会が実施する2次救急に対する負担金で、富士、御殿場石川、東部、富士小山、フジ虎ノ門の五つの病院で実施しております。

2行下、小児医療等対策事業負担金695万8,000円は、今年度まで小児2次救急医療業務負担金としておりましたが名称を変更しました。内容は、御殿場小山地区で不足している小児医療を確保するため、医師会に対し負担するものであります。

その下、公的病院等運営費補助金5,500万円は、特別交付税措置を受け、過疎地等の不採算地区に立地する公的病院等に助成することにより、地域医療の確保を目指すものであります。富士小山病院を対象としております。

次の121ページ、説明欄（6）須走地区町有診療所整備事業5,687万9,000円は、須走地区に開設を計画している公設民営の診療所の建設に要する経費であります。旧JA支店の土地及び建物を町が買い取り、改修工事を実施し、令和7年度の開院を目指しております。これにより、須走地区の地域医療を確保できるものと考えております。

次に、下段の4款1項2目予防費5,946万2,000円の主なものについて説明いたします。

説明欄（2）感染症予防費、次の122ページ、12節の個別接種5,300万円は、子宮頸がんワクチン、乳幼児の定期接種、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌及び令和6年度から開始する带状疱疹ワクチンなどの予防接種に係る医療機関への委託料であります。

下段の4款1項3目健康づくり推進費6,926万8,000円の主なものについて御説明いたします。

次の123ページ、説明欄（3）生活習慣病予防費の12節の保健事業4,256万9,000円は、各種がん検診、肝炎ウイルス検診等に係る医師会及び医療機関への委託料であります。

最下段、説明欄（4）健康マイレージ事業271万6,000円は、参加者を倍増させるべく予算を増額しております。

次の124ページ、説明欄（5）クアオルト健康ウォーキング推進事業費の757万3,000円は、来年

度から4款衛生費に戻し、地域おこし協力隊員を中心に健康増進課にて事業推進をいたします。

次に、125ページ、4款1項4目母子保健事業費1億4,276万4,000円の主なものを御説明いたします。

説明欄(2)母子保健事業費の12節保健事業1,500万円は、妊婦健診、乳児健診及び産婦健診や産前産後サポート・産後ケア事業等に係る費用で、専門職及び医療機関等への委託料であります。

また、18節出産・子育て応援給付金1,000万円は、妊婦や子育て世帯が安心して出産、子育てができるように、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行うものであります。

その下、出産祝給付金1,440万円は、本年1月から新たに開始した制度で、第一子10万円、第二子20万円、第三子30万円、第四子以降50万円を支給することにより、子育て世代の支援と次世代を担う子ども達の健やかな成長を応援するものであります。

19節不妊・不育症治療費助成378万3,000円は、少子化対策の一環として、不妊と不育症の治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るための助成であります。

次の126ページ、説明欄(3)こども医療費助成費、19節こども医療費助成8,800万円は、0歳から学年齢18歳までの子どもの入院、通院に係る医療費の自己負担分の全額を助成するものであります。

その下、4款2項1目環境保全総務費7,345万2,000円の主なものを御説明いたします。

次の127ページ、説明欄(2)環境保全事業費、12節の環境基本計画アクションプログラム等策定243万円は、今年度策定中の第2次環境基本計画の積極的な進捗を図るため、実施計画及び生物多様性推進計画を策定するものであり、その下、脱炭素ロードマップ策定249万3,000円は、2050年カーボンゼロへ向け具体的な道筋を定めるものであります。

次の128ページ、説明欄(4)ごみ減量・リサイクル推進事業費の7節資源リサイクル活動奨励金200万円は、リサイクル活動を実施する団体に交付する奨励金であります。

次の説明欄(5)クリーンエネルギー機器設置等推進事業費の18節クリーンエネルギー機器設置事業助成金400万円は、現行の太陽光発電と太陽熱利用機器への助成制度を拡充し、蓄電池とクリーンエネルギー自動車を対象に加え脱炭素化の実現を目指すものであります。

説明欄(6)浄化槽設置推進事業費の18節浄化槽設置事業補助金1,796万2,000円は、46基分の合併処理浄化槽の設置補助金であります。

説明欄(7)広域行政組合斎場費負担金2,275万9,000円は、斎場の管理運営等に係る広域行政組合の負担金であります。

次の129ページ、4款2項2目公害対策費414万円の主なものは、説明欄(2)公害対策費の12節河川水質測定170万9,000円では、町内河川等の水質を定期的に測定し、その下、特定事業場排水測定100万6,000円は、町内の事業所の排水を定期的に測定することによりデータの推移を把握し、水質の保全に努めるためのものであります。

次に、その下、4款3項1目清掃総務費9,644万9,000円の主なものは、次の130ページ、説明欄

(2) 塵芥収集事業費の12節塵芥収集運搬7,928万4,000円で、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬に係る経費として、令和6年度から令和9年度9月30日までの3年6か月について長期継続契約による業務委託を行うものであります。

次に、4款3項2目塵芥処理費1億8,638万7,000円の主なものを御説明します。

説明欄(2)塵芥処理費、次の131ページの12節一般廃棄物中間処理293万円は、民間事業者に古紙類などの処理を委託するものであります。

また、13節の一般廃棄物最終処分場用地賃借料367万6,000円は、生土最終処分場の地権者への支払いであります。

次の説明欄(3)広域行政組合塵芥処理費負担金1億7,373万5,000円及び、次の4款3項3目し尿処理費8,678万円は、富士山エコパークの焼却施設、再資源化施設及びし尿処理施設の管理運営等に係る広域行政組合への負担金であります。

最後に145ページをお願いいたします。

6款1項3目消費者行政推進費393万4,000円は、消費生活相談員を配置し、消費生活センターの機能強化を図り、各種相談に対応するとともに、消費者教育推進計画に基づき子どもから高齢者まで様々な世代に対する消費者教育を推進するものであります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、経済産業部長。

○経済産業部長(大庭和広君) 令和6年度一般会計予算のうち経済産業部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

予算書の22ページを御覧ください。

14款1項1目農林水産業費分担金は、国、県、町が行う農業用施設整備事業に対し、それぞれの受益者から分担金を徴収するもので、県営事業の増加に伴い前年度に比べ2,276万1,000円増の3,281万6,000円を計上いたしました。

次に、24ページを御覧ください。

15款1項4目商工労働使用料は、町民いこいの家使用料が主なもので、前年度と比べ889万3,000円増の6,866万1,000円を計上いたしました。増額の主な理由は、町民いこいの家あしがら温泉の利用者増加を見込んだものであります。

次に、34ページを御覧ください。

17款2項4目農林水産業費県補助金は、前年度に比べ187万3,000円減の1億5,524万5,000円を計上いたしました。この事業は、本町の農業関係11事業、林業関係2事業の県補助金であり、主なものは1節農業費補助金、説明欄11中心経営体農地集積促進事業助成金1億2,037万4,000円で、県営畑地帯総合整備事業、アグリふじおやま地区の受益者負担金に対する県からの助成金であります。

次に、同じページ下段、17款2項5目商工労働費県補助金のうち、次のページ、2節観光費補助金920万円の主なものは、説明欄2観光地域づくり整備事業費補助金670万円で、富士山須走口五合目の小富士遊歩道整備工事に対する県補助金であります。

次に、45ページ下段を御覧ください。

22款5項1目2節雑入のうち、次のページ、説明欄9道の駅地域振興センター利用料3,000万円と、その下、10道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、町内2か所の道の駅指定管理者から施設利用料として年間販売想定額の5%分を計上したものであります。

以上が、歳入の主なものの説明であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

133ページ下段を御覧ください。

5款1項2目農業振興費は、前年度に比べ1,565万8,000円増の1億3,763万4,000円を計上いたしました。

主な内容ですが、134ページ、説明欄(2)農業振興費では、地域おこし協力隊1人に係る経費として活動報酬249万円など、新たに計上をいたしました。

次に、135ページ、説明欄下段(3)有害鳥獣対策事業費では、次のページ、説明欄18節で農林業への有害鳥獣被害防止対策を講じるため、小山町鳥獣被害対策協議会補助金516万4,000円を計上いたしました。

次に、説明欄下段(6)農村公園管理費では、令和6年度から、足柄ふれあい公園及び農園の指定管理者制度の導入を予定していることから、12節指定管理料として1,500万円を計上いたしました。

次に、137ページを御覧ください。

5款1項3目農業農村整備事業費は、前年度に比べ1億1,364万7,000円増の2億9,884万4,000円を計上いたしました。

主な内容ですが、説明欄下段(3)農業農村整備事業費のうち、次の138ページ、説明欄14節東富士演習場周辺用水障害対策事業4,500万円は、防衛9条交付金を活用して、一色地区の正倉用排水路改修工事及び鳥見塚頭首工改修工事を予定しております。

次に、18節のうち、二つ目、県営中山間地域総合整備事業負担金1,114万円は、県が行う北郷南西部地区及び小山地区のほ場整備事業に対する負担金であります。

その下、県営経営体育成基盤整備事業負担金2,105万円は、小山棚頭地区、高根西部一色地区及びアグリふじおやまのほ場整備事業に対する負担金であります。

その下、県営経営体育成樹園地再編整備事業負担金3,007万3,000円は、アグリふじおやま地区ファームポンド蓋設置事業に対する負担金であります。

その三つ下、中心経営体農地集積促進事業負担金1億5,046万8,000円は、県営畑地帯総合整備事業、アグリふじおやま地区に対する負担金であります。

その下、東富士演習場周辺土地改良事業費1,459万円は、富士裾野東部土地改良区が行う用沢坂本用排水路改修事業及び一色正倉農道改修事業に対する負担金であります。

次に、同じページ下段、5款2項1目林業総務費は、前年度に比べ1億1,184万3,000円減の4,927万9,000円を計上いたしました。令和6年度は、国の補助金を活用した間接補助事業を予定していないことから減額となっております。

主な内容ですが、次のページ、説明欄(2)林業総務費では、地域おこし協力隊2人に係る経費として、活動報酬498万円など、新たに計上いたしました。

次に、説明欄下段(3)森林整備事業費、12節町有林整備事業1,060万5,000円は、大御神、上野、竹之下地区の間伐や皆伐、作業道などの森林整備を予定しております。

その下、Jクレジット創出事業110万円は、Jクレジット制度に登録した須走町有林において、間伐などの森林整備が完了したことから、CO₂吸収量をクレジットとして創出するための業務委託を予定しております。

次に、140ページ、説明欄一番上、森林経営管理事業1,450万円は、森林経営管理法に基づき、森林所有者の意向調査の結果、町に管理を委ねた森林の境界調査や間伐等の整備事業を予定しております。

次に、同じページ、2目林道費は、前年度と比べ847万3,000円増の4,645万9,000円を計上いたしました。

主な内容ですが、説明欄(2)林道整備事業費14節県単独林道事業1,395万9,000円は、林道生土不老山線、林道中島線の改良工事を予定しております。

その下、18節山村道路網整備事業負担金2,100万円は、県が行う林道金時線改良工事に伴う負担金であります。

次に、同じページ、3目治山事業費は、前年度と比べ235万4,000円減の2,298万3,000円を計上いたしました。主な内容ですが、説明欄(2)治山事業費、14節県単独治山事業1,200万円は、大御神地区の治山工事を予定しております。

次に、141ページ、6款1項1目商工業振興費は、前年度に比べて127万6,000円減の1億1,292万1,000円を計上いたしました。主なものは、142ページ、説明欄(2)商工業振興費のうち、12節まちなか空間活性化事業500万円は、まちなか回遊イベント、アートウォークおやまを実施するものであります。

143ページ、説明欄上段、小山町商工会助成金875万円は、商工会の事業運営費や事務費に対する一般振興助成金と、その下、地域活性化対策助成金1,000万円も商工会事業に対する助成金で、商工祭への助成と、住宅・店舗・事業所リフォーム助成事業などに対し、助成するものであります。

次に、146ページを御覧ください。

6款2項1目観光スポーツ推進費になります。ここでは、町内の観光振興とスポーツ交流を推

進する事業費で、前年度に比べ3,863万1,000円増の2億716万7,000円を計上いたしました。

主な内容を事業費ごとに申し上げます。

147ページを御覧ください。

説明欄（2）観光振興費は、地域資源を活用したお祭りやイベント、周辺自治体等との広域連携により観光誘客を図るための事業費が主なものであります。

148ページ、説明欄上段、10節印刷製本費264万2,000円は、インバウンド誘致に向けた多言語版の小山町ガイドブックの製作が主なものであります。

149ページ、説明欄上段、観光協会助成金1,320万円は、小山町観光案内所の運営及び観光誘客事業を実施するための助成金であります。

その下、おまつり助成金1,000万円は、第60回記念として実施する富士山金太郎春まつり、夏まつりに対する助成金であります。また、観光振興費には、昨年を引き続き、地域おこし協力隊に係る予算を計上しております。

次に、説明欄（3）富士山観光事業費のうち、150ページ、説明欄中段、14節小富士遊歩道整備事業1,357万4,000円は、県の観光地域づくり整備事業費補助金を活用し、小富士遊歩道を歩きやすく整備する予定であります。

説明欄18節、下段、山小屋安心・安全対策事業補助金2,000万円は、山小屋利用者の安心・安全対策や、宿泊環境の向上などを目的とした改修事業に対して補助を行うものであります。

次に、説明欄（4）スポーツツーリズム推進事業費は、東京2020大会のレガシー継承事業のほか、モータースポーツやゴルフ、スポーツ合宿の誘致等を通じてスポーツ交流を図るための事業費であります。

151ページを御覧ください。

説明欄18節、下段、ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ助成金1,100万円は、国内最大規模のステージ制国際自転車ロードレースに対する助成金であります。

その下、小山町合宿誘致促進事業助成金1,000万円は、町民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた交流機会の創出により地域活性化を図るため、町内の宿泊施設に宿泊する団体に対して助成するものであります。

次に、152ページを御覧ください。

説明欄（5）富士箱根トレイル等推進事業費は、富士箱根トレイルを適切に管理し、ハイカーを誘客していく事業費であります。

12節デジタルマップ普及事業550万円は、GPS機能つきデジタル地図を活用した道迷い防止や季節ごとの情報発信を行うものであります。

次に、同じページ中段、6款2項2目観光施設管理費は、町内の観光施設などの運営や施設管理を行うための事業費で、前年度に比べ1億624万9,000円減の1億530万9,000円を計上いたしました。令和6年度は、町民いこいの家、道の駅での大規模な改修工事の予定がないことから、減

額となっております。

主な内容ですが、153ページ、説明欄（3）町民いこいの家管理費では、10節の燃料費及び光熱水費、154ページ、説明欄、上から7行目、入浴施設管理に係る委託料2,445万4,000円など、施設の管理運営に係るものを計上しております。

次に、説明欄中段、（4）道の駅地域振興センター管理費は、道の駅ふじおやま、また、説明欄下段、（5）道の駅観光交流センター管理費は、道の駅すばしりに係る経費を計上しております。

次に、155ページ、説明欄（6）駿河小山駅前交流センター管理費と、次のページ、説明欄（7）足柄駅前交流センター管理費は、両施設の管理・運営に係る経費を計上しております。

次に、同じページ下段、6款3項1目労働諸費は、前年度に比べ211万5,000円減の845万7,000円を計上いたしました。

主な内容ですが、説明欄（2）勤労者支援費のうち、157ページ、説明欄18節駿東勤労者福祉サービスセンター負担金327万1,000円は、ベネフィ駿東に対しての助成金であります。

次に、説明欄（3）雇用対策事業費、18節駿東地域職業能力開発協会負担金265万円は、就業者への技術、技能の習得等の支援として、駿東地域職業訓練センターに対する負担金であります。

最後に、209ページを御覧ください。

10款1項1目農地農業用施設災害復旧費413万円と、次のページ、2目林道施設災害復旧費254万円につきましては、自然災害の発生に備えて、初動の経費として、いわゆる頭出しの予算といたしました。

経済産業部に関係する一般会計予算の説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 令和6年度一般会計予算の都市基盤部関係の補足説明を行います。

初めに歳入の主な内容について御説明申し上げます。

予算書の24ページを御覧ください。

15款1項5目土木使用料のうち、1節道路橋梁・河川使用料は、町道及び普通河川の占用料で、前年度に比べ12万2,000円減の1,489万1,000円を計上いたしました。

次の25ページを御覧ください。

2節計画調査使用料は、町内32か所の都市公園及び足柄駅前広場の使用料で、前年度に比べ16万9,000円増の182万円を計上いたしました。

その下の3節住宅使用料は、町内9団地376戸の町営住宅家賃と、落合地域優良賃貸住宅の家賃で、前年度に比べ72万円減の7,124万4,000円を計上いたしました。

続きまして、28ページを御覧ください。

16款2項4目土木費国庫補助金のうち、1節道路橋梁費補助金について順次説明いたします。

説明欄1 社会資本整備総合交付金（道路改築等）1,915万円は、新東名一色工区の側道である町道3975号線道路改良工事委託に対する補助金であります。

次の2 地方道事業費補助金（スマート I Cアクセス道路等）1 億9,360万円は、新東名小山 P A スマート I Cのアクセス道路である町道3628号線道路整備事業の委託業務並びに工事に対する補助金であります。

3 道路メンテナンス事業補助金（橋梁点検・橋梁補修）1 億1,550万円は、東名高速道路の跨道橋である古城橋など22橋の橋梁点検業務と、小山町橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施いたしております調査設計業務及び補修工事に対する補助金であります。

その下、4 防災安全交付金1 億4,750万円のうち、建設課所管分は、町道施設となる道路法面擁壁や道路舗装の測量設計業務、及び町道小山白岩線など2 路線の道路法面擁壁補修工事に対する補助金であります。

29ページを御覧ください。

2 節住宅費補助金の主なものについて説明いたします。

説明欄2 木造住宅補強計画一体型事業補助金250万円は、耐震補強計画工事に対する補助金で、5 件分を計上いたしました。

次の3 社会資本整備総合交付金1,062万6,000円は、町営富士見ヶ丘団地改修工事に対する補助金であります。

次の4 住宅相談支援事業補助金111万2,000円は、住宅相談支援員に係る経費に対する補助金であります。

続きまして、35ページを御覧ください。

17款2 項6 目土木費県補助金のうち、1 節道路橋梁費補助金5,031万円は、藤曲ハニ塚地区急傾斜地測量設計業務と菅沼急傾斜地及び藤曲急傾斜地崩壊防止工事に対する補助金であります。

同じく2 節の住宅費補助金のうち、説明欄2 木造住宅補強計画一体型事業補助金200万円は、耐震計画工事に対する補助金で、国庫補助金と同様5 件分を計上しております。

以上が歳入の主なものの説明であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

歳出につきましては一部を除き、目の金額をベースに説明いたしますので御承知おきください。

それでは、158ページを御覧ください。

7 款1 項1 目土木総務費は、職員人件費と道路河川占用システムや積算システムの使用料、各加盟団体の負担金などを計上した土木総務費、及び公共用地測量登記事業費の3 事業があり、前年度に比べ2,858万7,000円減の8,387万9,000円を計上いたしました。

減額の主な要因は、工事図面電子化業務におきまして、これまで町に提出のありました道路河川占用申請図書の電子化が令和5 年度に全て完了し、それに伴い、令和6 年度以降は電子化の対象となる図書類が減じたことによります。

次に、160ページを御覧ください。

2 目地籍調査事業費はいわゆる事業費支弁の職員人件費と地籍調査事業費の2 事業があり、前

年度に比べ107万2,000円減の1,594万1,000円を計上いたしました。令和6年度は、今後、地籍調査を実施する箇所の準備・選定作業を進める一方で、分合筆等登記事務や公図の修正業務などを予定しております。

次に、161ページを御覧ください。

2項1目道路橋梁総務費は、職員人件費と道路台帳修正業務や県道整備事業の負担金などを計上した道路橋梁総務費の2事業があり、前年度に比べ764万3,000円減の6,172万2,000円を計上いたしました。

主なものについて説明いたします。

162ページを御覧ください。

下から4行目の12節道路台帳修正1,258万4,000円は、路線延長にしておおよそ13キロメートルの修正を予定しております。

その下、18節県営事業負担金3,450万円は、県が実施する道路改築や舗装補修事業などに対する負担金であります。

次に、2目道路維持費は、日常の維持作業費や除雪業務等を計上した町道維持管理費と、各区からの要望事項などに対応する公共施設地区対応事業費の2事業があり、前年度に比べ1,315万3,000円減の7,976万2,000円を計上いたしました。

減額の主な要因は、次の163ページを御覧ください。

説明欄(3)公共施設地区対応事業費で、主に地区要望に対応する14節道路維持補修事業及び安全施設整備事業を合わせて、前年度に比べて1,700万円減額したことによるものであります。

次に、3目町道整備事業費のうち、建設課所管の説明欄(2)町道整備事業費は、町単独と、いわゆる防衛9条交付金の道路整備事業に係る経費であり、前年度に比べ2,407万円減の3億2,118万7,000円を計上いたしました。

主な内容について説明いたします。

164ページを御覧ください。

初めに、12節委託業務であります。町道3911号線、通称北部幹線の土質調査業務などの測量設計業務を予定しております。

次に、14節工事請負費であります。9条交付金事業として町道原向中日向線の舗装補修工事、町単独事業では、足柄小学校前の町道2144号線道路改良舗装工事、桑木地内のリゾートマンションにつながる町道2362号線道路改良舗装工事などを予定しております。その他、町道上野大御神線の立木物件転移補助費などが主なものでございます。

次に、4目公共道路整備事業費は、説明欄の事業ごとに説明をいたします。

165ページを御覧ください。

説明欄(2)新東名関連町道整備事業費は、新東名高速道路のS I Cアクセス道路整備事業費などの経費であり、前年度に比べ3億5,915万3,000円増の4億3,217万2,000円を計上いたしました。

た。

主な事業について説明いたします。

12節委託料は、S I Cアクセス道路である町道3628号線及び新東名側道の町道3975号線整備事業の中日本高速道路への委託業務や、S I C整備の効果を検証するための設計業務であります。

14節道路改良舗装事業は、町道3628号線ほか1路線について、国庫補助金を受けて町が施工する工事請負費であります。

166ページを御覧ください。

説明欄（3）道路構造物長寿命化事業費は、町道の橋梁、法面擁壁、舗装など道路構造物の点検業務や補修事業費などの経費であり、前年度に比べ1億388万7,000円増の4億4,397万2,000円を計上いたしました。

主な内容について説明いたします。

初めに、12節委託料のうち測量設計は、長寿命化修繕計画等に基づき実施するもので、橋梁7橋と町道3路線の法面擁壁について、測量設計業務を予定しております。その下の道路橋梁点検（メンテナンス）は、東名高速道路の跨道橋である古城橋、陣馬橋など22橋の橋梁点検業務を予定しております。

次に、14節工事請負費のうち、橋梁長寿命化（メンテナンス）は、町道2181号線向田橋など7橋の橋梁補修工事を予定しております。その下の舗装長寿命化修繕は、舗装管理計画に基づき町道2181号線などの舗装補修工事、そして、その下の法面擁壁長寿命化修繕は、町道小山白岩線などの法面補修工事を予定しております。

続いて説明欄（4）無電柱化整備事業費は、前年度に比べ2,420万円減の3,080万円を計上いたしました。内容は、12節測量設計で、須走本通りの無電柱化事業について検討を進めるための調査測量及び予備設計業務などを行うものであります。

次に、5目急傾斜地崩壊防止事業費は、急傾斜地の測量設計や崩壊防止事業に係る経費であり、前年度に比べ2,660万円増の1億4,020万7,000円を計上いたしました。

主な内容について説明いたします。

167ページを御覧ください。

12節測量設計は、藤曲ハニ塚急傾斜地測量設計業務を予定しております。

その下、14節急傾斜地崩壊防止事業は、茅沼の菅沼急傾斜地崩壊防止工事及び藤曲急傾斜地崩壊防止工事を実施するものであります。

次に、3項1目河川費は、町内普通河川の維持管理に係る経費であり、前年度に比べ1億7,417万円減の6,596万2,000円を計上いたしました。減額の要因は、前年度当初予算に計上いたしましたフロンティア推進課所管の石沢排水路改修工事などが完了したことによるものであります。

168ページを御覧ください。

主な内容ですけれども、地区要望等に対応するための測量設計業務と河川維持事業、及び普通

河川湯沸沢川など3か所の河川改修事業費であります。

一番下の18節県営事業負担金は、県が事業主体となり実施します鮎沢川河川環境整備事業に対する町の負担金であります。

次に、169ページにかけまして、4項1目計画調査総務費は、職員人件費と旅費や需用費などの事務費や各加盟団体の負担金などを計上した計画調査総務費の2事業があり、前年度に比べ211万4,000円増の5,288万1,000円を計上いたしました。

次に、2目都市計画費につきましては、新規事業の着手を計画していることから、前年度に比べ3,924万5,000円増の4,151万1,000円を計上いたしました。

それでは、主な内容について説明いたします。

説明欄(2)都市計画費は、都市計画審議会の経費や都市計画図書電子化業務費などであり、前年度に比べ81万円減の129万3,000円を計上いたしました。

170ページを御覧ください。

説明欄(4)都市計画再検証事業費、及び(5)土地区画整理事業費は、令和6年度から新たに事業予算を計上いたしました。

(4)都市計画再検証事業費では、都市計画道路の見直しなど、都市計画に係る再検証事業に802万3,000円を、その下の(5)土地区画整理事業費では、区画整理組合を立ち上げて事業実施を目指している菅沼谷戸地区におきまして、組合設立認可申請に必要となる測量調査業務費など3,203万2,000円を計上いたしました。

次に、171ページを御覧ください。

3目公園費のうち、説明欄(1)は職員人件費であります。

説明欄(2)公園総務費は、町内29か所の都市公園の管理に要する経費で、前年度に比べ1,343万9,000円減の1,999万7,000円を計上いたしました。

主な内容について説明いたします。

10節修繕料は、金時公園周辺の遊歩道、展望台、案内板などの修繕が主なものであります。

次の172ページを御覧ください。

上から2行目、12節施設維持管理は、湯船原工業団地にある緑地の除草業務が主なものであります。

次に、174ページを御覧ください。

4目下水道整備費の下水道事業会計繰出金は、下水道事業会計の起債償還額に合わせて繰り出すもので、前年度に比べ349万円増の1億1,615万2,000円を計上いたしました。増額の要因は、公営企業会計となった下水道事業の収支予定額がマイナスとならないよう調整したことによるものであります。

次に、5項1目住宅管理費は、職員人件費と町内9団地376戸の町営住宅の維持管理に要する経費を計上した町営住宅維持管理費、及び30年の事業契約に基づく落合地域優良賃貸住宅の公有財

産購入費である地域優良賃貸住宅整備事業の3事業があり、前年度に比べ3,028万2,000円増の1億2,472万1,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。

説明欄(2)町営住宅維持管理費のうち、次の175ページ、10節修繕料は、町住湯船団地の一部解体に向け、団地内の別棟へ集約するための移転先住居の修繕費であります。

12節、5行目、町営住宅管理代行は、町営住宅の管理を静岡県住宅供給公社が代行することによる委託料であります。

13節住宅用地借上料は、町営住宅6団地の敷地借上料であります。

次の行の14節住宅整備事業は、町住富士見ヶ丘団地改修工事が主なものであります。

次に、176ページを御覧ください。

2目建築指導費は、職員人件費と建築確認業務や町の公共建築の監督業務に係る事務経費、及び住宅耐震化を促進する補助金等を計上した建築指導費の2事業があり、前年度に比べ651万1,000円増の2,990万円を計上いたしました。

177ページを御覧ください。

説明欄の18節3行目、木造住宅補強計画一体型事業補助金は、5件分を計上いたしました。

最後に飛びますが、211ページ、212ページを御覧ください。

10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、普通河川等の災害復旧に要する経費を計上した河川施設災害復旧費と、町道等の災害復旧に要する経費を計上した道路施設災害復旧費の2事業があり、前年度と同額の967万6,000円を計上いたしました。公共土木施設災害復旧費の各項目は、不測の事態に備えた、いわゆる頭出しの予算といたしました。

都市基盤部に関する一般会計予算の説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育次長。

○教育次長(野木雄次君) 令和6年度一般会計当初予算の教育委員会関係の補足説明であります。

初めに、歳入についてであります。予算書24ページをお開きください。

上段の15款1項2目民生使用料の2節児童福祉費使用料、説明欄1保育所保育料1,134万3,000円は、納付対象となる町立こども園の0歳から2歳までの園児数から見込み算出しております。なお、令和6年度から第2子の保育料を無料にすることとしております。

次に、27ページ上段、16款1項1目民生費国庫負担金の3節児童福祉費負担金の説明欄1児童手当負担金1億5,351万6,000円は、児童手当に対する国からの負担金であり、年4回の受給者延

べ1万9,333人で計上しております。

次の説明欄2子どものための教育・保育給付費負担金8,233万7,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する国からの負担金であり、150人で計上しております。

次の説明欄3障害児施設措置費負担金3,769万5,000円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後等デイ等に対する国からの負担金であり、75人利用で計上しております。

次に、28ページ上段、16款2項2目民生費国庫補助金の3節児童福祉費補助金の説明欄3子ども・子育て支援事業費補助金220万円は、児童手当制度改正に係るシステム改修に対する国からの補助金であります。

次に、29ページ中段の16款2項6目教育費国庫補助金の1節教育総務費補助金、説明欄1公立学校情報機器整備費補助金5,434万円は、小中学校の児童・生徒用タブレットの更新に係る国からの補助金であります。

次に、その下、2節小学校費補助金の説明欄4学校施設環境改善交付金5,345万8,000円は、北郷小学校長寿命化改良工事に対する国からの交付金であります。

次に、32ページ、17款1項1目民生費県負担金、ページ中段の3節児童福祉費負担金の説明欄1児童手当負担金3,491万9,000円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

次の2子ども・子育て支援給付費負担金3,560万5,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する県からの負担金であります。

次の3障害児施設措置費負担金1,884万7,000円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後デイ等に対する県からの負担金であります。

次に、33ページ中段、17款2項2目民生費県補助金の3節児童福祉費補助金の説明欄2放課後児童クラブ補助金1,320万5,000円は、町内五つの放課後児童クラブの運営費に対する県からの補助金であります。

次に、ページが飛びまして、47ページになります。

中段の22款5項1目2節雑入、説明欄36職員等給食代1,955万1,000円は、こども園の保育教諭、小学校・中学校の教職員などからの給食代であります。

次に、歳出についてであります。予算書108ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費8,360万8,000円の主なものは、次の109ページ中段、説明欄(5)児童発達支援事業費7,741万4,000円であり、幼児などの障害児施設への通所等に係る扶助関係の経費であります。

次に、110ページ、3款3項2目児童手当費2億2,646万7,000円は、0歳から18歳までの子どもに係る児童手当及びそれに伴う経費であり、延べ1万9,333人への給付分を計上しております。

次に、下段の3款3項3目こども園費8億4,486万9,000円は、町立こども園4園の管理・運営経費、民間こども園2園の運営に関する扶助費等であります。本年2月1日現在の町立こども園の来年度の入園申込者数は、昨年から32人減って302人となっております。

内訳について、主なものを順次申し上げます。

説明欄（１）職員人件費 3 億 2,152 万 6,000 円は、こども未来課の職員及びこども園の正規職員などの人件費を計上しております。

次に、111 ページ中段、説明欄（２）こども園管理運営費 3 億 2,044 万 5,000 円の主なものは、こども園で勤務する会計年度任用職員の 1 節報酬 6,740 万 6,000 円と、2 節職員給 5,057 万 3,000 円、次の 112 ページ中段、給食に係る賄材料費 2,914 万 1,000 円であります。なお、令和 6 年度から主食の提供を実施することとしております。

また、114 ページ中段、説明欄（４）民間こども園施設運営費 1 億 9,747 万 9,000 円は、町内の民間認定こども園 2 園に対する、国や県の補助金・交付金に町費を加えて支出する補助金と扶助費であります。

次に、同じページ下段の 4 目子育て支援事業費 1 億 2,661 万 8,000 円は、町立 4 こども園のペンギンランド、子育て支援センターに係る職員人件費のほか、放課後児童クラブ及び子育て支援センターきんたろうひろばに係る経費などであります。

内訳について主なものを申し上げますと、116 ページ中段、説明欄（３）放課後児童クラブ費 4,583 万 2,000 円は、町内五つの小学校区にある放課後児童クラブ運営に係る補助金が主なものであります。

次に、同じページ最下段、説明欄（４）子育て支援センター運営費 2,997 万 9,000 円は、子育て支援センターきんたろうひろばに勤務する会計年度任用職員の報酬及び期末手当や維持管理に係る経費が主なものであります。

次にページが飛びまして、173 ページ最上段、7 款 4 項 3 目、説明欄（５）豊門公園管理費 833 万 6,000 円の主なものは、1 節会計年度任用職員報酬 164 万 2,000 円と、公園内樹木養生及び伐採や維持管理に係る 12 節施設維持管理 189 万 3,000 円であります。

次に、ページが飛びますが、186 ページをお願いいたします。

9 款教育費関係になります。

9 款 1 項 1 目教育委員会費 118 万 1,000 円は、教育委員 4 人の報酬が主なものであります。

次に、同じページの下段、9 款 1 項 2 目事務局費 3 億 8,937 万 6,000 円の主なものは、説明欄（１）教育長、教育次長、学校教育課職員の人件費 9,346 万円と、次のページ、説明欄（２）事務局事務費 2 億 8,700 万 8,000 円であります。

そのうち、次の 118 ページ中段の 12 節に小中学校デジタル学習環境整備事業 2 億 7,464 万 8,000 円を計上しています。

次に、190 ページ、9 款 2 項小学校費の 1 目学校管理費 6 億 9,171 万 3,000 円は、小学校 5 校の管理・運営に係る経費であります。

内訳について、主なものを順次申し上げます。

説明欄（２）小学校管理運営費 2 億 9,486 万 5,000 円は、各学校に配置している事務員、用務員、

支援員等の1節会計年度任用職員報酬5,595万3,000円や、次のページの上段、10節光熱水費4,736万8,000円などの維持管理に係る経費等と、次の192ページ、17節公立学校情報機器整備事業備品1億1,352万円であります。

また、次のページ上段、説明欄(4)小学校給食費1億2,395万5,000円は、給食員及び栄養士の会計年度任用職員報酬及び職員給と、次のページの上段、10節賄材料費6,062万2,000円が主なものであります。

また、同じページ中段、説明欄(5)小学校施設整備費2億6,738万1,000円は、北郷小学校長寿命化改良工事、足柄小学校敷地内倉庫移設工事や、成美小学校体育館の照明LED化改修工事などの、14節小学校整備事業2億4,524万4,000円が主なものであります。

次に、同じページ、9款2項2目教育振興費2,110万1,000円の主なものは、説明欄(2)小学校教育振興費の12節外国人英語指導員、いわゆるALTの派遣費990万円であります。

次に、195ページ、9款3項中学校費の1目学校管理費2億7,620万2,000円は、中学校3校の管理・運営に係るものであります。

内訳について、主なものを順次申し上げます。

説明欄(2)中学校管理運営費1億8,804万7,000円は、次のページで、各学校に配置している事務員、用務員及び支援員等の1節会計年度任用職員報酬2,734万5,000円や、ページ中段の10節光熱水費4,380万4,000円、次の197ページ中段、13節土地借上料1,426万3,000円など、維持管理に係る経費等、及び17節公立学校情報機器整備事業備品5,016万円であります。

また、次のページ、198ページ下段になります、説明欄(4)中学校給食費4,941万7,000円は、給食員の会計年度任用職員報酬及び職員給と、次の199ページ中段、10節賄材料費2,335万3,000円が主なものであります。

次に、200ページ上段、9款3項2目教育振興費2,376万8,000円の主なものは、説明欄(2)中学校教育振興費1,920万7,000円で、そのうち12節外国人英語指導員、ALTの派遣1,485万円が主なものであります。

次に、201ページ、9款4項1目社会教育総務費5,319万7,000円の主なものは、説明欄(1)職員人件費3,611万4,000円の生涯学習課職員の人件費と、次のページにかけての説明欄(2)社会教育費1,575万8,000円で、会計年度任用職員の報酬が主なものであります。

次に、204ページ、9款4項2目文化振興費1,494万9,000円は、説明欄(2)文化芸術振興事業費366万3,000円と、次の205ページ、説明欄(3)文化財費1,128万6,000円であります。

主なものは、説明欄12節文化財調査業務委託費900万円で、文化財としての阿多野用水調査に係るものであります。

次に、最下段から次のページにかけて、9款4項3目図書館費52万7,000円は、説明欄(2)ブックスタートやセカンドブック事業に係る読書活動推進費であります。

次に、9款4項4目生涯学習センター管理費2億393万9,000円の主なものは、説明欄12節指定

管理料 1 億5,900万円と、14節総合文化会館防災監視盤更新に係る総合文化会館長寿命化改修事業1,297万7,000円と、総合文化会館身障者駐車場工事1,000万円が主なものであります。

次に、207ページ、9款5項1目保健体育総務費2,772万3,000円の主なものですが、説明欄中段、12節町民プール管理業務389万8,000円と、最下段、体育協会助成金1,050万円であります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わります。

-
- 日程第2 議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第3 議案第21号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計予算
 - 日程第4 議案第22号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第5 議案第23号 令和6年度小山町土地取得特別会計予算
 - 日程第6 議案第24号 令和6年度小山町介護保険特別会計予算
 - 日程第7 議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算
 - 日程第8 議案第26号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
 - 日程第9 議案第27号 令和6年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算
 - 日程第10 議案第28号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計予算
 - 日程第11 議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算
 - 日程第12 議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第2 議案第20号から日程第12 議案第30号までの令和6年度特別会計及び事業会計の予算11件については、一括議題とします。

なお、議案第21号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計予算、議案第23号 令和6年度小山町土地取得特別会計予算の2議案につきましては、2月26日に詳細に町長の提案説明及び企画総務部長の内容説明がありましたので、補足説明は省略します。

それでは初めに、議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第27号 令和6年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算の2件について、順次部長の補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） それでは、未来創造部所管の二つの特別会計予算につきまして、補足説明をいたします。

初めに、議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

当該事業予算は、歳入歳出の総額を6億2,000万円といたしました。

初めに、歳入について御説明をいたします。予算書の9ページを御覧ください。

1款1項1目分譲収入5,282万7,000円は、宮ノ台地区分譲地1区画及び須走日向地区分譲地4区画の不動産売払収入であります。

続いて、2款1項1目繰越金8,717万3,000円は、令和5年度の決算見込から計上したものであります。

続いて、3款1項1目宅地造成事業債4億8,000万円は、用沢大畑ヶ地区及び原向地区の宅地分譲事業に伴う事業債であります。

次に、歳出について御説明をいたします。予算書の10ページを御覧ください。

1款1項1目説明欄(2)一般管理費1,200万3,000円の主なものは、1節報酬762万2,000円で、会計年度任用職員2人分の報酬等であります。

次に、11ページを御覧ください。

2款1項1目(2)宅地造成費5億2,150万円の主なものは、12節委託料1,500万円、原向地区及び菅沼沖田地区の宅地分譲に伴う測量設計費であります。

その下、14節工事請負費6,600万円は、須走日向地区及び原向地区の宅地造成工事費であります。

その下、16節公有財産購入費4億4,000万円は、用沢大畑ヶ地区、須走日向地区及び原向地区の分譲用地購入費であります。

次に、12ページを御覧ください。

3款1項1目予備費8,549万7,000円は、歳入歳出の差額の調整のため計上するものであります。

最後に、4款1項1目(2)公債費(利子)100万円は、一時借入金に伴う利子であります。

以上で、宅地造成事業特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算についてであります。

令和6年度の当該事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,877万6,000円といたします。

初めに、歳入について御説明をいたします。予算書の8ページを御覧ください。

1款1項1目繰入金1億5,857万6,000円は、第2期工区の概算事業費の当座の財源に充てるものであります。

次に、2款1項1目繰越金20万円は、令和5年度の歳入歳出の決算見込により計上するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。10ページを御覧ください。

1款1項1目事業費、説明欄(2)事業費1億5,857万6,000円は、第2期工区におきまして、事業実施に必要な土木造成設計と土地の購入、物件・移転補償に要する費用であります。

最後に、2款1項1目予備費は、歳入の部で説明をいたしました繰越金20万円と同額を計上するものであります。

以上で、未来創造部所管の特別会計予算の補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第22号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和6年度小山町介護保険特別会計予算の3件について、順次部長の補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(小野一彦君) 住民福祉部関係の特別会計予算、3会計について順次御説明いた

します。

初めに、議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。予算書の2ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億6,400万円で、前年度当初予算額と比較しますと6,600万円、率にして3.4%の減額であります。令和5年12月末の被保険者数は3,152人と、対前年同月比197人の減少、率にして5.9%の減です。被用者保険の適用拡大などにより、被保険者数は減少しましたが、1人当たり医療費は増加傾向にあります。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。歳入の主なものについてであります。

1款の国民健康保険税3億2,830万6,000円は、対前年度比4,920万円の減額です。これは、被用者保険の適用拡大による所得を有する被保険者の減少を考慮し、所得割、均等割、平等割の税率及び収納率の見込みから算定したものであります。

5款の県支出金13億3,375万3,000円は、対前年度比2,423万円の減額で、歳出の2款の保険給付費の減額に伴い、県の負担金も減額となるものであります。

7款の繰入金1億5,341万6,000円は、昨年に比較し3,318万7,000円の増額となっています。一般会計から繰り入れるものとして、保険税軽減分等に対する基盤安定繰入金及び職員給与費等繰入金等に加え、令和6年度においては、国民健康保険事業基金から3,000万円を繰入れいたします。これにより、令和6年度は、国保税の税率上げを行わずに国保会計の財政の安定化を図るものであります。

8款の繰越金3,500万円は、昨年度比2,500万円の減額となりました。これは令和5年度の決算見込に基づき減額となったもので、被保険者数の減少や1人当たり医療費の増額など、国保会計の財政運営が厳しくなっていることを表しています。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。7ページを御覧ください。

1款の総務費3,647万5,000円は、主に職員人件費と一般管理費であります。

2款の保険給付費12億8,984万5,000円は、歳出全体の69.2%を占めております。1人当たり医療費は増加傾向ですが、被保険者数の減少傾向により、対前年度比2,661万9,000円、2.0%の減額となりました。

3款の国民健康保険事業費納付金4億3,526万2,000円は、対前年度比6,025万4,000円の減額、率にして12.2%の減となりました。これは被保険者数の減少によるものであります。

4款の保健事業費3,673万4,000円は、対前年度比277万6,000円の減額、率にして7.0%の減であります。令和6年度も健診の受診率及び保健指導実施率の向上を重点施策とし、個人の状況にあった受診勧奨通知を発送し、より多くの方の健康診査の受診につなげてまいります。また、医療費通知、ジェネリック差額通知の発行による医療費適正化事業や、糖尿病腎症重症化予防事業、若い世代の健康診査を継続いたします。さらに、今年度に策定いたします小山町特定健康診査等

実施計画に基づき、生活習慣病を発症する前の早い段階で個別にアプローチし、健康意識の向上と健診受診を促す取組をいたします。

以上で、国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第22号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について御説明します。

予算書の2ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,600万円で、対前年度当初予算額と比較しますと、3,500万円、率にして13.4%の増額であります。後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料軽減分に対する町の一般会計からの繰入れと、75歳以上の後期高齢者の保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものです。令和5年12月末の町の被保険者数は2,896人と、対前年同月比74人の増加、率にして2.6%の増となっています。団塊の世代が後期高齢者の対象となっていくのに伴い、県内の被保険者数は増加していくのに加え、1人当たりの医療費が増加傾向にあること、制度改正により後期高齢者医療制度が新たに出生育児一時金に係る支援金分を負担することなどを踏まえ、後期高齢者医療広域連合では、その財源を確保するための保険料率を定めております。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。初めに、歳入について6ページを御覧ください。

1款の後期高齢者医療保険料2億5,588万2,000円と、2款の繰入金3,765万5,000円は、いずれも広域連合の試算に基づき計上したものであります。

次に、歳出の主なものについて7ページをお願いいたします。

1款の後期高齢者医療広域連合納付金2億9,444万7,000円は、保険料収入などを広域連合へ納付するものです。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第24号 令和6年度小山町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の2ページを御覧ください。

第9期介護保険事業計画の初年度となる令和6年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ18億5,000万円で、前年度当初予算額と比較し1億7,000万円、率にして8.4%の減額であります。令和6年1月1日現在の認定者数は855人で、対前年同月比31人の減、率にして3.4%の減となっています。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。

初めに、歳入について6ページをお願いいたします。

1款の保険料3億9,715万6,000円は、65歳以上の第1号被保険者分の保険料で、保険給付の23%を負担するものです。9期の介護保険事業計画及び介護保険条例、昨日上程させていただきましたが、その一部改正に基づく保険料を反映した金額となっております。

2款の国庫支出金3億8,571万3,000円、3款の支払基金交付金4億4,544万8,000円、4款の県

支出金 2 億 5,830 万 6,000 円は、介護保険制度で定められているそれぞれの負担割合に基づく国、社会保険診療報酬支払基金、県からの収入であります。

6 款の繰入金 3 億 3,101 万 1,000 円は、保険制度の負担割合に基づき、一般会計から繰り入れる町負担分と、介護給付費準備基金からの繰入金であります。基金繰入金につきましては、通常であれば計画初年度に繰入れをいたしません。過去の計画期間中に、介護給付費が想定を下回る実績で推移したことにより、結果的に積み上がることとなった介護給付費準備基金から繰入れを実施し、介護保険料を引き下げるとともに介護給付費の資金不足を補うものであります。

次に、歳出の主なものについて 7 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費 16 億 660 万 9,000 円は、第 9 期介護保険事業計画に基づき、高齢化の進展や介護認定率の見込みから介護給付費を見込んだもので、歳出全体の 86.8% を占めております。対前年度比で 2 億 595 万 1,000 円の減額、率にして 11.3% の減となりました。給付の内容は、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの居宅介護サービス、グループホームなどの利用に伴う地域密着型介護サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等の利用に伴う施設介護サービスが主なものであります。

3 款基金積立金 3,001 万円は、介護給付費準備基金に積み立てるもので、第 9 期計画期間初年度の通常の積立てであります。

4 款地域支援事業費 1 億 1,015 万 3,000 円は、対前年度比で 785 万円、7.6% の増額で、介護予防のための事業費であります。主な内容は、介護予防・生活支援サービス事業、総合相談事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業であります。生活支援体制整備事業には、地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会及び地域包括支援センターと連携し、高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていただくための支援を行ってまいります。

以上で、介護保険特別会計予算の補足説明を終わり、住民福祉部関係の特別会計予算の補足説明を終了いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、議案第 26 号 令和 6 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算、議案第 28 号 令和 6 年度小山町温泉供給事業特別会計予算の 2 件について、順次部長の補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（大庭和広君） 経済産業部関係の特別会計予算二つの会計について、順次御説明をいたします。

初めに、議案第 26 号 令和 6 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。2 ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,452 万 5,000 円とするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。8 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目売電収入 5,372 万円は、木質バイオマス及び太陽光により発電した電気の売電収入

入として計上するものであります。

2款1項1目県補助金371万8,000円は、再生可能エネルギー利用促進事業として、発電所の熱利用設備改修に対する県の補助金であります。

9ページを御覧ください。

4款1項1目寄附金500万円は、企業版ふるさと納税制度により、企業からの寄附を見込むものであります。

5款1項1目繰越金1,200万円は、令和5年度の決算見込に基づくものであります。

次に、歳出について御説明いたします。10ページを御覧ください。

1款1項1目発電事業費は、前年度に比べ1,266万2,000円増の5,817万2,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄10節燃料費3,487万円と、12節発電所運營業務1,511万9,000円で、木質バイオマス発電所を稼働させるための燃料費と、維持管理及び点検に係る業務委託料であります。また、14節施設改修447万7,000円は、先ほど歳入で説明いたしました県補助金を活用し、発電所の熱利用設備改修工事を予定しております。

次に、10ページから11ページにかけて、2款1項1目元金959万9,000円は、施設建設時及び火災復旧に伴う安全性の向上を図る工事に、金融機関から借り入れた資金の元金に対して、償還計画に合わせ返済するものであります。

その下、2款1項2目利子262万1,000円は、返済する償還金及び一時借入金の利子として計上するものであります。

最後に、3款1項1目予備費413万3,000円は、歳入歳出の差額に相当する金額を予備費として計上するものであります。

以上で、木質バイオマス発電事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第28号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

2ページを御覧ください。

本特別会計は、小山町が所有する温泉を活用して実施する温泉供給事業の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的に、平成30年度から設置したもので、令和6年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ258万1,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。8ページを御覧ください。

1款1項1目温泉使用料47万円は、年度内に見込まれる温泉使用料に1立方メートル当たり350円を乗じた額を計上したもので、昨年度に比べ13万4,000円の増額となっております。

次に、2款1項1目繰越金211万1,000円は、令和5年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。9ページを御覧ください。

1款1項1目業務費は、前年度に比べ102万3,000円減の46万8,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄10節光熱水費20万円と、12節温泉ポンプ点検業務20万8,000円で、それぞれ温泉供

給施設の電気料と温泉揚湯ポンプの点検に係る業務委託料であります。

最後に、2款1項1目予備費211万3,000円は、歳入歳出の差額に相当する金額を予備費として計上するものであります。

以上で、温泉供給事業特別会計予算の補足説明を終わります。

これで、経済産業関係の特別会計予算の補足説明を終了いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算、議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算の2件について、順次部長の補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 都市基盤部関係の水道事業会計及び下水道事業会計予算について、順次御説明いたします。

初めに、議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算についてであります。

予算書の7ページを御覧ください。

令和6年度の水道事業会計の予定業務量であります。第2条の業務の予定量に記載してありますように、給水戸数7,321戸、年間総給水量310万4,253立方メートル、1日平均給水量は8,504立方メートルで、主な建設改良事業は、上水道第7期拡張事業として、水源施設工事、配水管布設工事などを計画しております。

予算書の31ページを御覧ください。はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

1款1項1目給水収益1節水道料金は、令和5年度の料金収入の実績に基づき、前年度に比べ1,159万4,000円増の3億1,164万4,000円を計上いたしました。

次に、最下段、2項3目長期前受金戻入は、補助金等を財源に取得した固定資産について、減価償却額に合わせて補助金相当分を収益化するもので、前年度に比べ426万4,000円減の7,854万9,000円を計上いたしました。

続いて、支出について御説明いたします。32ページを御覧ください。

1款1項1目原水及び浄水費は、水源地の管理やろ過滅菌等に要する費用で、前年度に比べ1,230万7,000円減の7,308万8,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。

13節委託料2,384万5,000円は、説明欄3行目の水道施設巡回・点検業務委託864万6,000円と、その下、水質検査業務委託1,076万円が主なもので、その下、18節動力費4,040万6,000円は、水源施設の揚水設備等の電気料であります。

次に、最下段、2目配水及び給水費は、配水池や配水管の維持管理等に要する費用で、前年度に比べ379万9,000円増の3,583万7,000円を計上いたしました。

主なものは、33ページ中段、16節修繕費2,921万7,000円で、配水管及び給水管の漏水などの修繕と、計量法に基づく量水器の交換等に要する費用であります。

次に、最下段、4目業務費は、検針や料金調定、収納等に要する費用で、前年度に比べ485万7,000円増の3,415万7,000円を計上いたしました。

続いて34ページを御覧ください。

業務費の主なものは、中段13節の委託料1,551万7,000円で、量水器の検針業務と、企業会計処理や料金事務に必要な電算業務の委託費用、及び経営戦略策定業務であります。現在の経営戦略は平成30年度に策定後5年が経過することから、料金改定後の現状を把握し、将来にわたり水道事業の安定的な継続を図るために見直しを行い、新たな経営計画を策定するものであります。

次に、34ページ下段から36ページにかけて、5目総係費は、水道事業全般に関連する経費で、前年度に比べ56万円減の1,953万円を計上いたしました。主なものは職員の人件費であります。

36ページを御覧ください。

中段の6目減価償却費は、令和5年度末時点で所有する固定資産に係る減価償却費で、前年度に比べ78万6,000円増の1億8,506万9,000円を計上いたしました。

次に、その下、7目資産減耗費は、令和6年度に実施する施設更新工事等により撤去される配水管などの固定資産の未償却額を除却費として計上するもので、前年度に比べ382万4,000円減の518万8,000円を計上いたしました。

次に、下から3段目、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、平成6年度から令和5年度までに借り入れた28件分の企業債償還金利子で676万9,000円を計上いたしました。

続きまして、資本的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

1款1項1目企業債は、上野中日向水源取水ポンプ及び一色水源滅菌器取替工事、老朽管更新等測量設計及び町道3223号線配水管布設替工事等に対する企業債で、前年度に比べ590万円増の1億1,300万円を計上いたしました。

次に、その下、2項1目国庫補助金は、原向減圧槽用地購入に対する防衛8条補助金と、老朽管更新工事に充当する防衛9条交付金で、前年度に比べ4,242万4,000円減の5,600万円を計上いたしました。

次に、4項1目工事負担金は、新東名高速道路建設事業による配水管布設工事に対する中日本高速道路株式会社からの負担金で、前年度に比べ550万円減の1,250万円を計上いたしました。

次に、支出について御説明いたします。

39ページを御覧ください。

1款1項1目水源施設費は、深井戸などの水源地の建設改良に要する経費で、定期更新事業として上野中日向水源取水ポンプ等取替工事費などの1,439万2,000円を計上いたしました。

次に、その下2目配水施設費は、配水池や配水管等の配水施設の建設改良等に要する経費で、前年度に比べ571万4,000円減の2億7,798万7,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。

職員人件費は、建設改良工事等を担当する職員3人分の人件費であります。

40ページを御覧ください。

2段目、13節委託料4,933万円は、生土と中島地区の老朽管更新事業の測量設計、県道竹之下小山線配水管布設替工事測量設計、須走高区減圧槽設計などの業務委託料であります。

その下、17節公有財産購入費1,000万円は、防衛8条の補助事業で進めております、原向減圧槽の更新に伴う用地購入費であります。

その2段下、41節工事請負費1億9,243万6,000円は、第7期拡張計画事業、老朽管更新工事、及び新東名高速道路建設に伴う配水管布設工事等の費用であります。

次に、3目固定資産購入費は、量水器の新規購入費用が主なもので、307万8,000円を計上いたしました。

次に、最下段、2項1目企業債償還金は、平成6年度から令和2年度までに借り入れた企業債22件分の元金償還額で2,601万1,000円を計上いたしました。

ここで前へ戻りますが、7ページを御覧ください。

これらの資本的収支から、第4条に記載しましたように、資本的収入予定額が資本的支出予定額に対して不足する額1億3,994万8,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、及び建設改良積立金で補填するものであります。

ページが飛びますが、次に22ページを御覧ください。

22ページは令和6年度の水道事業予定貸借対照表でございます。この表はいわゆるバランスシートと呼ばれるもので、水道事業会計の財務状況を表すものであります。

初めに、資産の部であります。

最下段の資産合計57億2,951万4,804円は、配水池や配水管などの固定資産が主なものであります。

次に、23ページを御覧ください。

上段は負債の部であります。ページ中ほどの負債合計31億3,226万3,912円は、固定資産取得の財源となった補助金等の未収益化分である繰延収益及び建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

続いて、資本の部であります。

下から2行目、資本合計は25億9,725万892円であります。この結果、次の行の負債資本合計は、先ほどの資産合計と同額の57億2,951万4,804円となります。

次に、24ページを御覧ください。

令和6年度の予定キャッシュフロー計算書であります。この計算書は、1事業年度の現金の流れを示すものであります。

初めに、Ⅰの業務活動によるキャッシュフローの合計1億4,481万3,784円からⅡの投資活動によるキャッシュフローの合計3億4,237万3,429円を減じ、Ⅲの財務活動によるキャッシュフロー

の合計8,698万9,000円を加えますと、令和6年度の現金の増減額は、IVの1億1,057万645円の減少となります。これをVの期首残高から減ざると、令和6年度の期末残高は、VIにありますように3,576万2,783円と見込まれることとなります。なお、重要な会計方針等を記載した注記は、25ページ以降にございますので後ほど御覧ください。

以上で、水道事業会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算についてであります。

予算書は7ページを御覧ください。

令和6年度の下水道事業会計の予定業務量であります。第2条の業務の予定量に記載してありますように、接続戸数1,846戸、年間処理水量55万6,807立方メートル、1日平均処理量は1,525立方メートルで、主な建設改良事業は、須走浄化センター設備更新事業を計画しています。

予算書の31ページを御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出のうち収入から御説明いたします。

1款1項1目使用料収益1節下水道使用料は、令和5年度の料金収入の実績に基づき、前年度と同額の8,800万円を計上いたしました。

次に、2項1目他会計繰入金1節一般会計繰入金は、公営企業会計であります当事業の収支予定額がマイナスとならないよう試算をし、収益的支出に充当する分として、前年度に比べ951万円減の6,115万2,000円を計上することといたしました。

次に、その下の2目長期前受金戻入は、補助金等を財源に取得した固定資産について、減価償却額に合わせて補助金相当分を収益化するものです。前年度に比べ665万円増の7,848万9,000円を計上いたしました。

続いて、支出について御説明いたします。

32ページを御覧ください。

1款1項1目施設管理費は、須走浄化センター、汚水管路、マンホールポンプ等の維持管理に要する費用で、前年度に比べ3,315万5,000円減の6,691万1,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。

13節委託料4,206万6,000円は、須走浄化センターの維持管理に要する経費であります。

ページ最下段の22節動力費1,176万2,000円は、浄化センターやマンホールポンプなどの電気料であります。

続いて33ページを御覧ください。

2目総係費は、職員人件費及び使用料金等収納等に要する費用で、前年度に比べ1,664万6,000円増の2,602万4,000円を計上いたしました。

主なものは、33ページ最下段の13節委託料1,574万9,000円で、令和5年度から公営企業会計へ移行したことに伴い、新規に経営戦略を策定する業務500万円と、自衛隊富士学校屏風沢宿舎を下水道処理区域に編入するための事業認可の変更手続に要する費用1,022万円であります。

34ページを御覧ください。

3目減価償却費は、令和5年度末時点で所有する固定資産に係る減価償却費で、前年度に比べ169万9,000円増の1億2,426万7,000円を計上いたしました。

次に、2項営業外費用は、企業債の利息や消費税等に要する費用で、前年度に比べ57万1,000円減の900万2,000円を計上いたしました。

35ページを御覧ください。

3項特別損失は、災害などを想定し62万1,000円を計上いたしました。

続いて、資本的収入及び支出のうち収入について御説明いたします。

36ページを御覧ください。

1款1項1目建設改良債は、須走浄化センター設備更新及び公営企業法移行後の事務に要する費用に対する企業債で、前年度に比べ230万円増の1,760万円を計上いたしました。

その下、2項1目国庫補助金は、須走浄化センター設備更新事業実施設計業務、及び下水道管路の点検業務に対する社会資本整備総合交付金で、前年度に比べ530万7,000円減の1,119万1,000円を計上いたしました。

ページ最下段、4項1目他会計補助金の1節一般会計繰入金は、資本的支出に充当する分として5,500万円を計上いたしました。

次に、支出について御説明いたします。

37ページを御覧ください。

1款1項1目施設整備費は、須走浄化センターの設備更新に要する費用で、前年度に比べ372万8,000円減の2,804万円を計上いたしました。

主なものは、13節委託料2,238万3,000円で、須走浄化センター設備更新事業の実施設計と管路の点検業務であります。

その下、46節工事請負費561万9,000円は、宅地分譲等により新たに下水道に接続するための公共枡の設置やマンホールポンプの非常通報装置取替工事を実施するものであります。

次に、2項1目建設企業債償還金は、平成6年度から令和5年度までに借り入れた企業債44件分の元金償還金で9,445万8,000円を計上いたしました。

その下、3項1目その他資本的支出122万4,000円は、財務会計システムの使用料であります。

ここで戻りますが、ページは7ページを御覧ください。

これら資本的収支から第4条に記載しましたように、資本的収入予定額が資本的支出予定額に対して不足します額3,992万1,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

ページが飛びますが、22ページを御覧ください。

令和6年度の下水道事業予定貸借対照表であります。この表はいわゆるバランスシートであります。

初めに、資産の部であります。

最下段の資産合計23億5,091万7,955円は、須走浄化センター、汚水管路などの固定資産が主なものであります。

次に、23ページを御覧ください。

上段は負債の部であります。ページ中ほどの負債合計19億9,658万5,524円は、固定資産取得の財源となった補助金等の未収益化分である繰延収益及び建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

続いて資本の部であります。

ページ下から2行目、資本合計は3億5,433万2,431円であります。この結果、次の行の負債資本合計は、先ほどの資産合計と同額の23億5,091万7,955円となります。

次に、24ページを御覧ください。

令和6年度の予定キャッシュフロー計算書であります。この計算書は、1事業年度の現金の流れを示すものであります。

初めに、Ⅰの業務活動によるキャッシュフローの合計は6,140万1,350円から、Ⅱの投資活動によるキャッシュフローの合計448万8,811円を減じ、さらに、Ⅲの財務活動によるキャッシュフローの合計2,685万8,000円を減じますと、令和6年度の現金の増減額は、Ⅳにありますように3,005万4,539円の増加となります。これをⅤにあります期首残高5,347万9,914円に加えると、令和6年度の期末残高は、Ⅵのとおり8,353万4,453円と見込まれることとなります。なお、重要な会計方針等を記載した注記は、25ページ以降にございますので、後ほど御覧ください。

以上で、都市基盤部関係の事業会計予算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 部長等の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月5日火曜日 午前10時開議。

議案第19号から議案第30号までの令和6年度予算12件を順次議題として、質疑、委員会付託を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時10分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	遠 藤	豪
署 名 議 員	石 原	和 美
署 名 議 員	池 谷	元

令和6年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和6年3月5日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	石原 和美君	2番	池谷 元君
	3番	平野 正紀君	4番	牧野 恵一君
	5番	臼井 光昭君	6番	小林千江子君
	7番	室伏 辰彦君	8番	鈴木 豊君
	9番	藺田 豊造君	10番	渡辺 悦郎君
	11番	米山 千晴君	12番	岩田 治和君
	13番	遠藤 豪君		

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らそう課長	石田 洋丈君
フロンティア推進課長	岩田 幸生君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	小野 正彦君	総務課長	渡邊 徹君
防災担当参事	伊藤嘉代子君	福祉長寿課長	杉山 則行君
住民課長	野木 雅代君	健康増進課長	山本 智春君
くらし環境課長	鈴木 新一君	商工振興課長	長田 孝代君
農林課長	湯山 光司君	都市整備課長	遠山 洋行君
建設課長	込山 次保君	会計管理者兼会計収納課長	渡邊 辰雄君
学校教育課長	伊藤 和彦君	こども未来課長	坂本 竹人君
生涯学習課長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	1番 石原 和美君	2番 池谷 元君	

散 会 午後1時59分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第19号 令和 6 年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第20号 令和 6 年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第21号 令和 6 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第22号 令和 6 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第23号 令和 6 年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 6 議案第24号 令和 6 年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第25号 令和 6 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第26号 令和 6 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第27号 令和 6 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第10 議案第28号 令和 6 年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第11 議案第29号 令和 6 年度小山町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第30号 令和 6 年度小山町下水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案については、2月26日及び27日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

なお、予算質疑を分かりやすく円滑に進めるため、会議運営等規程により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしております。また、通告に基づき、一覧により、順次一問一答で進めますので、よろしく願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。最初に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） おはようございます。

私は、通告に従い、歳出7件の項目について、一問一答方式で質問をさせていただきます。

それでは、最初の質問です。

予算書8ページ、債務負担行為、文化財調査業務1,500万円、同じく歳出205ページ、9款4項2目文化財調査業務900万円でございます。

阿多野用水について、令和6年度から調査を開始し、世界かんがい遺産登録に向けた報告書を令和7年度に作成するとの説明であります。詳しい内容を教えていただきたいと思います。また、文化財保存活用地域計画に位置づけられた事業であるのか、併せて伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 平野議員の御質問にお答えします。

阿多野用水の調査は、小山町文化財保存活用地域計画に位置づけられた事業です。令和6年度に阿多野用水の大御神の堤から小山茶寮の北東側までの隧道部分約2キロメートルの測量及び文化財調査を行い、現況図面を作成します。令和7年度は、現況図面や古文書などの資料を基に調査報告書を作成します。そして、調査の結果次第にはなりますが、今後は、卓越した技術により建設された歴史的、技術的、社会的価値のあるかんがい施設の世界かんがい施設遺産や、町や県の指定文化財としての価値を有するものかを検討してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ございません。

○議長（遠藤 豪君） 続けてください。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

予算書104ページ、歳出です。3款2項1目高齢者補聴器購入費扶助、失礼しました、19節です。高齢者補聴器購入費扶助75万円です。こちらは新規の事業ですので、制度の詳細について説明をお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 高齢者補聴器購入費扶助は、医師により補聴器の使用が必要と診断された高齢者を対象に、生活の質の維持と積極的な社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に要した費用の2分の1、上限3万円を助成するものです。申請は1人1回限りとしています。この助成事業は、令和6年4月から新たに施行するもので、初年度であります令和6年度は25件の助成を見込んでおります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。予算書105ページ、3款2項1目12節成年後見制度推進事業でございます。事業費が150万円で、昨年に比べ120万円も大幅に増加していますが、制度の利用が増えているということによろしいのでしょうか。また、事業内容について概況を教えてくださいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 成年後見制度事業は、成年後見制度の普及啓発のための講演会開催と、市民後見人を養成するための養成講座の開催、養成講座の修了者に対するフォローアップ研修を実施するもので、社会福祉協議会へ委託して実施しています。

昨年度に比べて予算が増額となっていますのは、普及啓発のための講演会とフォローアップ研修は毎年実施しておりますが、市民後見人養成講座は2年に一度開催し、令和6年度が養成講座開催の年度であるため、増額となっております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。歳出、122ページ、4款1項2目12節個別接種5,300万円、及び19節带状疱疹予防接種費用助成55万2,000円であります。こちらも新規事業の带状疱疹予防接種費用助成制度の詳細について教えてくださいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 帯状疱疹ワクチン接種は、各自が希望で受ける任意接種ではありますが、個人負担が大きいことや予防接種の効果などを踏まえて、町が費用の一部を助成することで、発症や重症化の予防、経済的負担の軽減を図るものです。

助成は50歳以上の町民を対象としており、接種に使用するワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がありますので、1回接種の生ワクチンの助成額は4,000円、2回接種が必要な不活化ワクチンの助成額は1回につき1万円です。

助成の方法については、事前の町への申請により発行する助成券を協力医療機関に提出することで、助成額を引いた金額を負担することで接種できます。その他の医療機関で接種する場合は、一旦全額を支払っていただき、後から助成分をお返しいたします。

いずれにしても、助成については事前申請が必要となりますので、町の広報紙やホームページ、公式LINEなどを活用して広く周知に努めてまいります。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問をお願いいたします。

ワクチンの予防効果でございますが、二つのワクチン、それぞれの予防効果の期間、これほどのぐらいの期間でございますでしょうか。そして、この費用助成については1人1回のみのものでしょうか。あるいは複数回可能であるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 再質問の方にお答えさせていただきます。

予防効果の期間でありますけれども、生ワクチンにつきましては、5年から7年程度、あと不活化ワクチンにつきましては10年以上ということで、国の方の通知の方に書いてあります。

それから、1回の補助かということですが、先ほど申しましたように、生ワクチンは1回接種で、不活化ワクチンの方は2回接種になりますが、それぞれ、生ワクチンを打った人も1回、不活化ワクチンは2回接種になりますので、その2回が接種の対象ということになります。

以上です。

○3番（平野正紀君） 今の内容なんですけれども、表現が適切かどうかあれですが、一生涯につき1回のみ費用助成か、ないしは2回、3回、予防期間が短いことからそれも可能なのかというふうなことでお尋ねしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 生涯1回ということです。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

予算書124ページ、4款1項3目5事業、クアオルト健康ウォーキング推進事業費757万3,000円です。地域おこし協力隊員を中心に事業を推進するとの説明がございましたが、具体的にはどのような運営方法となるのでしょうか。また、新コース調査はどのような構想でしょうか、

お聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） クアオルト健康ウォーキングは、今年度は観光交流課が所管しておりますが、6年度からは健康増進課の所管になりますので、しっかり引継ぎをして進めてまいりたいと考えております。

具体的な運営方法ですが、より多くの町民の皆さんに参加していただけるよう、楽しく、また健康につながるような企画を、地域おこし協力隊の方やコースガイドの実践指導者委員会の皆様と連携しながら検討するとともに、改めて、町民の方々に対して、クアオルト健康ウォーキングの再啓発に努めていきたいと考えております。

新コースの調査についてでありますけれども、現在のところ具体的な構想はありませんが、足柄コースと須走コースを設定する際に、全小学校区ごとの候補ルート案をつくって検討したということを知っておりますので、当時のルート案なども参考になるのではないかと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。130ページ、4款3項1目12節塵芥収集運搬でございます。事業費が7,928万円で、昨年に比べ1,800万円余り増加していますが、この理由について教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 本業務委託は3年6か月間の長期継続契約であります。昨年から増額した理由につきましては、燃料単価及び人件費単価の増、その他、物価高騰を踏まえた設計額の見直しによるものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ありません。

7件目、最後の質問です。206ページ、9款4項4目12節指定管理料1億5,900万円です。おやまアートビレッジ実行委員会交付金が廃止され、アートビレッジ事業は指定管理者の自主事業で行うと聞いております。指定管理料のうち、自主文化事業に割り当てられている金額はどのくらいでありますか、教えてください。また、従来の自主事業にアートビレッジ事業を加えて、どのような事業や催事を計画されているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 令和6年度に指定管理者が実施する予定の自主文化事業は12件で、事業費は1,500万円になります。自主事業の内容につきましては、OYAMA MUSIC FESTIVALなどを計画しており、おやまアートビレッジのように第一線で活躍するアーティストをお招きし、一流の

芸術に触れていただくことで、引き続き、町民の文化振興に努めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問をいたします。

好評を博しているおやまアートビレッジ事業の予算がカットされることは大変残念であります。ただいまの回答ですと、例年の指定管理者の自主事業に変化がないと感じるわけですが、文化芸術振興の観点から、もっと自主事業の充実が図られるよう指定管理者に働きかけていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 令和6年度に、令和7年度から5か年の指定管理者の募集を行うことから、その際におやまアートビレッジのようなイベントを自主事業に加えて実施するように調整してまいります。

以上です。

○3番（平野正紀君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） 私は、小山町一般会計予算について、歳入1点、歳出6点の計7点の質疑を行います。

それでは、通告した順に1問1答で質疑をさせていただきます。

まず、1点目で、歳入の予算書35ページ、17款2項7目1節の消防費県補助金説明欄の1の地震津波対策費減災交付金1,561万6,000円で、昨年より324万4,000円増額となっていますが、増額理由と、地域防災力の強化事業や緊急物資等の確保事業に対する補助金と説明がありましたが、詳細にどのようなものかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 県交付金の主な増額理由は、交付対象事業に新たに国土強靱化地域計画改定更新業務を計上したことと、消防団員の防火服等資機材の購入費、支障木等予防伐採事業費などが昨年度より増えたことによります。

次に、地域防災力の強化事業の内容は、自主防災組織を対象としたリーダー研修会助成金と防災講演会の講師謝礼になります。

次に、緊急物資確保等事業の内容は、備蓄食料の購入で、アルファ化米3,000食、レトルトパン、飲料水、離乳食等の購入を予定しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） ございません。

次から、歳出の質疑に入ります。

予算書97ページ、3款1項1目18節の福祉バス運営事業交付金1,300万円ですが、交通弱者の高齢者や障がい者などの福祉団体が利用する旨ありましたが、公共交通のデマンドバスなどとの兼ね合いはどのようなものか、もう少し詳細な利用方法の見込みをお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） デマンドバスと福祉バスとは、利用対象者や運送目的などが別のものであります。

デマンドバスは、道路運送事業者による有償の運送で、誰もが目的を問わずに利用できる乗り合いバスです。

一方、福祉バス運営事業として社会福祉協議会へ補助金を交付して整備するバスは、自家用バスとして無償で運行するものであり、道路運送法の規制の対象とならない運送です。高齢者や障がい者などの福祉関係団体等が、団体の活動としてバスを貸切りで利用することを想定しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 再質問ですが、今回の福祉バスは福祉団体などが専属で使用するものなのか、空いているときはその他の団体等が使えるものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

まず、私が現在、社会福祉協議会から聞いているところでございますが、利用者につきましては、事前に社会福祉協議会に利用団体の登録をしていただくということを想定しております。ですから、誰もが使いたいときに自由に使えるというのではなく、例えば、身体障がい者福祉会であるとか、又は単位のシニアクラブであるとか、高齢者若しくは障がい者、そういう方達が団体としてまずは登録をしていただき、そして事前に予約をしていただいた上で、例えば、視察に行くであるとか、みんなで買物ツアーに行くであるとか、このような使い方を想定しております。ですから、自由ということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○8番（鈴木 豊君） それでは、次に3番目の質疑に入ります。

予算書104ページ、3款2項1目18節の2市1町共通利用券負担金720万円ですが、この2、3年の利用率の利用種別ごとの実績と、6年度はどのくらいの利用見込みをしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 2市1町共通利用券の利用状況は、令和4年度実績で、あしがら温泉が延べ4,668人で最も多く、次いで御胎内温泉が1,795人、吉久保パークゴルフが1,135人であり、全種別合計で9,919人、利用率は37.1%でした。令和2年度、令和3年度がともに31.1%でし

たので、コロナによる外出自粛から、アフターコロナにより利用券の利用が戻りつつあること、デマンドバス回数券の購入を対象に加えたことなどにより、令和4年度は6%利用率が上昇しました。

令和6年度の見込みですが、コロナ前の平成30年度はここ数年で最も利用が多く、支出額も約720万円でありましたので、高齢者の外出機会の増進につなげるため、令和6年度は、コロナ前の平成30年度を目標に利用の啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、4番目の質疑に入ります。

予算書104ページ、3款2項1目18節の敬老ふれあい事業助成金503万円で33万円増額ですが、5年度はどのくらいの区が実施された実績と、どのような内容の開催でしたかお伺いします。6年度についてはどのくらいの実績を見込んでいるのか。また、先般、区とこの事業の打合せがあったようですが、今後の見通しはどのようなものであったか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 敬老ふれあい事業の令和5年度実績は、35の自治会と1福祉施設で本助成金を活用した敬老事業が実施されました。内容は、敬老会を開催したところが14団体、記念品の配付を行ったところが22団体で、高齢者により喜んでいただけるよう、子ども会や婦人会などが参加して地域ぐるみでお祝い行事を行うなど、工夫している自治会がありました。

令和6年度は、全ての自治会で本助成事業が活用されるよう、区長会と連携してまいります。

また、本年2月19日に敬老ふれあい事業検討会を開催しました。自治会等による敬老ふれあい事業を3年間は続けてみるとの考えで、敬老ふれあい事業を始め、令和6年度が3年目の年となります。

検討会委員からの意見では、補助金を活用した事業であるため、できるだけ多くの高齢者のために使いたい。婦人会が年度末で解散するため、以前、町全体で敬老会を開催していたときのよ様な協力ができない等の意見が出されました。

令和7年度以降の実施方法等は、引き続き、令和6年度に同検討会で協議してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次に5番目の質疑に入ります。

予算書121ページ、4款1項1目6の14節須走地区町有診療所整備事業の改修工事、5,500万円計上してありますが、視察時に概略をお聞きしましたが、今回の予算に対して、どのような内容の改修をするのか、もう少し詳細の説明をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 須走地区町有診療所整備事業は、旧 J A 須走支店の建物及び敷地を活用して診療所を整備するもので、建物の 1 階に診療所を整備し、同じフロアにテナントとして薬局の開設を予定しております。

2階は、4月から開始を予定している町営学習塾に利用するエリア以外に診療所職員の休憩室等の整備を予定しております。

現在、診療所の具体的な間取りなどについては検討中であり、開院を予定している医師などと十分に協議をして整備をしたいと考えております。あわせて、駐車場など外構施設や建物の壁などの経年劣化している部分についても整備をしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、6番目の質疑に入ります。

予算書125ページ、4款1項4目19節の不妊・不育治療費助成378万3,000円で、前年度より増額計上してありますが、何名予定していて、ここ2、3年の実績はどのようなものであったか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 令和6年度に不妊・不育治療費の助成申請をされる方を36組を予定しております。

最近の申請の実績については、令和3年度が25組、令和4年度が29組、令和5年度については、令和6年2月末までです、現在ですけども、22組であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 再質問いたします。

私はこの助成はすごくよいと思っております。もっと増額してもよいとも思っております。

1点、この助成により、赤ちゃんはどのぐらい生まれているのか、効果がどの程度あるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） この事業を申請した方の中でお子さんが誕生された方につきましては、概略で3割ということになります。年度によって若干違いはありますが、3割程度ということになります。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） 分かりました。

最後の7番目の質疑に入ります。

予算書197ページ、9款3項1項13節の土地借上料1,426万3,000円計上して、須走中と北郷中の土地借上料と思いますが、私は以前から指摘していますが、地主と協議して早期の買収ができないのかお伺いしたいと思います。買収に対しての協議をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（伊藤和彦君） 1,426万3,000円の土地借上料は、北郷中学校の敷地分584万7,000円、須走中学校の敷地分801万8,000円と、シルバーワークプラザ跡地分39万8,000円であります。

買収に対しての協議は行っておりますが、地主様の希望等もあり、なかなか購入とまではいきません。今後もできる限り、交渉等をしながらか、学校用地として購入を進めていければと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○8番（鈴木 豊君） 私が申したいのは、何年も土地借り上げをしていて、10年もすれば1億円以上になり、買収したのが安くなると思いますが、その点の考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

確かに長期的に見ると、借地料が買収価格より上回るということはあるかというふうに思います。しかしながら、契約等が、今、大体平均で20年とかということになっております。やはり契約がありきということになりますので、地主、それから町、両者の協議の結果、引き続きお借りするということになっております。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） 以上で私の質疑は終了します。

○議長（遠藤 豪君） 次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 私は予算書の中から3点お伺いいたします。

まず、最初の質問になります。

予算書の2ページ、上から3行目になります。歳入歳出予算規模147億6,000万円は、小山町の人口規模からして適正でしょうか。それを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 各自治体の予算は、単に人口規模のみならず、行政面積や地理的特性、産業構造や公共サービス等により大きく異なるため、人口規模に対して適正かという判断は困難ではありますが、一般財源の規模で御説明をさせていただきたいと思っております。

予算書の12ページを御覧になってください。

歳出の財源内訳で、国、県支出金や地方債、その他の特定財源を除いた一般財源の合計が、令和6年度は82億8,000万円となっています。本町の歳入及び財政状況から、この一般財源が75億円から80億円程度が適当であると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再質問はありません。ありがとうございます。

続いて、2問目を質問させていただきます。

予算書、歳出、127ページ、4款2項1目12節環境基本計画アクションプログラム等策定の説明の中にありました、生物多様性推進計画とはどのような内容を計画しているのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 本計画は、湯船原地区の工業団地周辺エリアにおいて、生き物達の豊かな個性とつながりを守り、優れた環境を創出するための実効性のある基本計画を専門家を交えて策定するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再質問はありません。

それでは、最後の質問になります。

3点目、予算書、歳出、同じく127ページ、4款2項1目2事業12節脱炭素ロードマップ策定、その脱炭素ロードマップ策定とはどのような内容の計画をしているのか、そちらもお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 本計画は、町民、事業者、町、滞在者が、町域の温室効果ガスの排出量の現状や排出量目標、再生可能エネルギーの現状や導入目標について共通認識を持ち、率先、協同し、地域温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） ありません。質問の方は以上です。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） 通告に従い、予算質疑をさせていただきます。

4問ほど質問させていただきます。

まず、予算書の38ページ、18款1項2目1節利子及び配当金であります。財政調整基金利子111万円、総合計画推進基金利子179万円、庁舎建設基金利子150万2,000円はそれぞれ前年度から大幅な増加率となっておりますが、その理由を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡邊辰雄君） これまで、基金の資金運用につきましては、普通預金、または定期預金により運用してまいりましたが、長らく続いている低金利のため、その利率

が0.01%から0.02%でありました。その辺を考えまして、1億円を預けても年間1,000円から2,000円程度だと。

そこで、国債や地方債などの債券の利率を調べたところ、昨年9月時点の国債の利率ですが、5年債で0.1%、10年債券で0.5%、20年債券で1.1%でありました。

この状況を鑑みて債券での運用を図るべきと考え、小山町資金管理委員会へ諮り、債券での運用を今年度から始めたところであります。

今年度購入いたしました債券は、1億円を5銘柄、5億円でありまして、その内訳でございますが、財政調整基金につきましては、2銘柄で、5年の国債、10年の大阪府債を購入しております。

また、総合計画推進基金につきましても、2銘柄で、10年の静岡市債、10年の国債を購入してございます。

また、庁舎建設基金につきましては、1銘柄で、20年の住宅金融支援機構債、1億円を購入してございます。

以上のとおりでございますが、利息の年額は419万4,000円となります。

なお、全ての債券を満期まで保有した場合、最終損益は5,526万6,000円となります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 条例では、基金に積み立てた現金は、預金のほか、最も確実な有利な方法で保管することになっておりますが、今申された国債等は、ハイリスク、ハイリターン原則から、その安全性は担保されているのか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡邊辰雄君） 担保されているかというところでございますけれど、安全性、有利性、流動性、3要素が必要とされておりますので、ここには合致すると考えて今回購入を決めてございます。

以上でございます。

○7番（室伏辰彦君） じゃあ、次の質問をさせていただきます。

88ページ、2款7項3目14節と16節、定住促進住宅建築工事及び定住促進住宅用地についてであります。若年層の定住促進のため、戸建て賃貸住宅1棟の工事用地購入費であると述べましたが、場所はどこなのか。また、土地の面積は何平米なのか。また、何年住み続けると譲渡されるのか。この物価高騰の中で、建築費も2割、3割上がっていると伺っておりますが、1,500万円ほどの程度の建物が建設できるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 町営の戸建て賃貸の定住促進住宅は、全国的には例がありますが、本町では初めての試みでありまして、現在、音淵地区を中心にモデル的に取り組もう

ということで計画をしております。

御質問の順番と前後しますが、事業については、用地費、建設費合わせて2,000万円の予算の中で、4人家族の子育て世帯を想定した住宅を建築し、その投資額を家賃収入で回収できる25年程度経過した後は処分ができる方向で検討をしているところでございます。

なお、土地はこれから決定をいたしますけれども、現在の候補地は130平方メートル程度の広さでございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

139ページ、5款2項1目12節Jークレジット創出事業についてであります。Jークレジット制度に登録した須走町有森林において、間伐などの森林整備が完了したことから、CO₂吸収量をクレジットとして創出するための業務委託を予定していると伺いました。どこに業務委託をするのか。また、そのメリットはどうか。今後の進め方について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 業務委託先につきましては、国に登録されているクレジット審査機関に委託することを予定しております。

Jークレジットのメリットにつきましては、町は、クレジットの販売による売却益を森林整備等の財源にすることができ、さらなる森林整備、温室効果ガスの削減活動を行うことができます。一方で、クレジットを購入した企業につきましては、環境貢献企業として宣伝することができます。また、クレジットの販売を通じて、町と企業との新しいネットワークの構築につながるなど、効果が期待されます。

今後の進め方につきましては、町でCO₂の吸収量を算定するために必要な値の計測、データの収集など調査を行い、報告書を作成いたします。作成した報告書を基にクレジット審査機関に審査を依頼します。その後、審査の結果に応じたクレジットの認証、発行を申請し、クレジットを取得する予定でございます。

クレジットの取得後につきましては、クレジットの販売が可能となります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

予算書、163ページ、7款2項2目公共施設地区対応事業費6,573万2,000円についてであります。令和5年度は8,273万1,000円でした。減額した主な要因は、14節の道路維持補修事業及び安全施設整備事業を合わせ1,700万円減とのことでしたが、減額した主な理由を教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（込山次保君） 公共施設地区対応事業費についてお答えいたします。

この事業費につきましては、令和4年度以前までは不足分について補正予算で対応しておりましたが、令和5年度予算は補正分を見越した額で一括計上いたしました。そのため、令和6年度予算は、令和5年度予算と比較いたしまして1,700万円の減額となります。減額となりますが、令和6年度予算に不足が生じた場合は、令和4年以前と同様に補正予算で対応するように検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○7番（室伏辰彦君） ございません。以上で終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで、職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 歳出を3点ほどお伺いさせていただきます。

まず、ページ、88ページ、2款7項3目多世代交流拠点谷戸山のいえ整備工事9,500万円についてお伺いいたします。

本事業ですが、事業費の9,500万円のうち、4,700万円をデジタル田園都市国家構想交付金が補助され、残りの4,750万円も償還額の30%は交付税措置をいただけるとのことですので、町負担としては、おおよそ3,000万円の持ち出し事業と理解しております。

3,000万円という町税を投じる上でのこの公平性と、金額の妥当性をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 本整備事業は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用するものですが、同時に国から町の地域再生計画の認定を受けることが必須となっております。地域再生計画にも解決すべき構造的な地域課題や課題解決方法、また、整備後に得られる効果などを記載してございまして、施設整備後は、この地域再生計画の推進を町としてしていかなければなりません。そのため、施設を運用する貸付先は誰でもよいわけではなく、町と連携して地域再生計画の推進ができる団体でなければなりませんので、貸付けをする際には、計画の趣旨を理解し、公益的な視点で運用が可能かなど、審査した上で決定し、運用後も進捗評価を定期的に行いますことから、公平性は保たれると考えております。

次に、事業費についてですけれども、築100年程度の古民家でありますので、相応の老朽化が進んでおりますが、当地域の里山の魅力を発信するのに最適な再現ができない貴重な地域資源と捉えており、改修に当たっては、基礎や壁面数を現在の基準に合うよう見直すほか、利用しやすいトイレの設置など、子どもから高齢者まで利用する想定の下で概算設計を行い、いりりやかまどの復元を含め、必要な機能を持たせることとしております。

また、0から施設を造るのではなく、地域資源を活用できるようにすることは、地域循環社会、

SDGsの考え方にも合致しております。明倫地域まちづくり推進協議会や、設立を目指す地元NPO法人も、地域の子も達に対し、都市部とは違う、里山で暮らすことの価値や豊かさを見極める、そういった価値観を持ってもらいたいと考えながら活動しておりますので、地域団体のコミュニティ活動拠点の確保により、さらなる広がり期待される未来への投資であると御理解いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 明倫地区にお住まいの方々にお伺いしてみましたところ、3,000万円という大きな金額、それほどのお金を投じる重要性が古民家には見受けられないとお声もいただいております。また、地域の実情に見合った必要最低限の修繕では難しいのかとお声もいただいております。

谷戸山のいえに対して、最終的には、町税を投じ、古民家の再建をするということですが、地元からどれほど求められているのかなどの調査はされましたでしょうか。聞き取りなどです、お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 当施設につきましては、コミュニティの再生を行うということが一つの大きな目標でございますけれども、それ以外にも、子ども達の里山体験ですとか環境学習など、そういった幅広い展開がなされるというような、地元の方々が何とかしなければいけないという、そういった気持ちに答える形で計画をしているものでございまして、区のコミュニティ活動の範囲の中だけで活用しようというものでもなかったものですから、区民の皆様へのアンケートなどは実施しておりません。ただ、活用をできるという地域団体の皆様からのヒアリングは何度か行いまして、どういう施設にすることがこの建物を有効活用できるのかといった対話の方は行っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 既にNPOが運営する前提でこのデジタル田園都市国家構想交付金の申請がされているようですけれども、先ほど答弁でもありましたように、コミュニティだけではなく、その町内外の利用もということですが、重点となるのはやはりそこにお住まいになる方々であるという理解をしております。

そういった場合、そのコミュニティセンター等で、例えば再検証した場合、申請とのずれや、また、問題は生じますでしょうか。また、管理運営をNPO団体以外、例えば区長などにするなども検討はされましたでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） デジタル田園都市国家構想交付金の要件としましては、

コミュニティセンターであっても合致はするとは考えますけれども、いわゆる区コミセンとしましては、その区のコミュニティ活動の範囲がメインとなる一方で、当交付金の申請に当たりましては、コミュニティ再生の地域課題解決のほか、維持管理を含めた自立性や地域間連携、デジタル社会への寄与などの先導性や継続性までが問われております。その内容を審査し、採択可否が決定されるため、高い成果が求められるわけですが、議員の御提案につきましては、例えばその区のコミセンに位置づけて、区や地域団体が指定管理者として管理をするというような方法かと思えますけれども、これも公民連携のよい事例になるかとは思いますが。

ですが、今回につきましては、この指定管理者制度よりも更に自由度が高く、民間の創意工夫が発揮される普通財産貸与貸付けという方式により、民間ノウハウの柔軟性で、地域再生計画が求める区のコミュニティ活動の枠を超えた高い効果が期待できるということから選択したものであり、国もこういった方式を推奨しているところでございます。

以上です。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

ページ、170ページ、7款4項6目12節都市計画再検証業務800万円についてお伺いさせていただきます。

この事業ですけれども、どのような再検証を行い、今年度中の予算ではどこまでの検証を進ませようとしているのか、お聞かせください。

また、本年度以降も再検証が行われるのか、町としての目標をどこに掲げているのか、いつまでに何を達成されようとしているのか、具体的な計画がありましたらお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 都市計画再検証業務の主な内容ですが、主に都市計画道路の見直しの検討を予定しています。具体的には、平成30年度に実施した検証内容を参考に、都市計画道路の再検証を行い、変更や廃止などについて、関係機関との協議を経て、令和6年度内に見直しを完了する予定であります。

また、これに合わせて、関連する地域を主体に区域区分、いわゆる線引きの見直しを進め、令和6年度以降も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 結構です。

では、次の質問に移らせていただきます。

175ページ、7款5項1目10節住宅管理費、修繕費、1,550万円に関してお伺いいたします。

こちらは、町営住宅湯船原団地の一部解体に向け、団地内の別棟へ集約するための移転先居住修繕費とありますが、何世帯が対象ですか、お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 現在、湯船団地に居住している10世帯のうち、上段4棟に居住している5世帯を対象とし、下段にある5棟の空き部屋のうち5部屋を修繕して移転していただく予定であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） すみません、今の回答ですと、上段にいらっしゃる方達を下段に、同じ棟のという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 上段というのが、エリアの土地の上段、上の段に建っている4棟に住んでいる5世帯を下段の、下の段に5棟あるんですが、その空き部屋のうちの5部屋を修繕してそちらに移っていただくというような内容になります。

以上です。

○6番（小林千江子君） すみません、ちょっと私が勘違いしておりましたもので、申し訳ありません。

そういう理解をさせていただきます。湯船原ほどの住宅も耐用年数が超過しておりまして、長寿命化計画においても修繕不可能と診断されております。耐用年数は45年とされておりますので、どの棟も約22年超過した住宅を修繕し、そこへ居住者を移動させるわけですが、そうなりますと、やはり居住者の安全の確保と修繕の妥当性はどのようにお考えなのかお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 本来ですと、議員御指摘のとおり、長寿命化計画に従い、湯船団地は集約化せずに全棟廃止すべきところではありますが、長年継続してまいりました移転の協議でも折り合いがつかず、進展の見込みがないことから、少しでも成果が出せるよう、段階的な廃止について検討し、今回、集約という手法を取ることにしたものであります。

耐用年数を超過した住宅修繕の安全性についてはベストな選択とは言えませんが、少なくとも現状を維持することは可能であることから、一旦集約化を行った上で、将来的に完全な廃止を目指し、全世帯移転に向けた中長期的な話し合いを継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（小林千江子君） 再々質問をさせていただきます。

1,500万円を修繕に投じるのであれば、先ほど答弁にもありましたように、ベストではない。引っ越し費用や移動先の居住の確保などを含めて、この1,500万円を補償するような形で、ほかの町営住宅へ移動していただくことも検討できるかと思えます。そのような補助をするという確約をつけた検討は、対象住民に対して検討はされましたでしょうか。また、本事業に際し、住民からは、どのような希望があったのか。お話がありましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 移転の協議なのですが、移転の協議の中では、他の町住の空き部屋のあっせんや、引っ越し費用として移転補償費を出すことなどを含めてお願いしてきましたが、居住者は高齢者が多く、現在の地域コミュニティを壊したくないですとか、あと、今から新たな場所で新たなコミュニティを築くのは非常に困難であるといった意向を強く持っておられまして、他の場所への移転は考えられないという方が多い状況でありました。

このため、先ほども申し上げたとおり、少しでも廃止を進めるための手法として、湯船団地内での集約について、対象者全戸に対して聞き取りにより意向確認を行った結果、前向きな回答を得られましたので、このように進めることとしたものであります。

以上でございます。

○6番（小林千江子君） 質問は以上です。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） 通告に従いまして、予算書、歳出より6件の質問をさせていただきます。

まず、1件目の質問です。

57ページ、2款1項1目アナログ規制点検・見直し支援事業、これは、地方公共団体のデジタル化に向け、デジタル庁の推進しているアナログ規制の点検・見直しの取組事業かと思われませんが、内容がよく理解できないため、この事業内容について具体的な説明を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 本事業は、議員がおっしゃるとおり、国が推進しているアナログ規制の点検・見直しの事業です。具体的には、本町の条例、規則、要綱で、アナログ規制、いわゆる目視や対面による確認や書面提示等を求めている規制を洗い出し、法令や国からの通達に基づき個別に見直しをするもので、専門の事業者支援を委託するものです。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○1番（石原和美君） 結構です。

2件目の質問に移ります。

予算書、歳出85ページ、2款7項1目公営塾運営業務、ここに900万円とありますが、その詳細な内訳について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 公営塾運営業務につきましては、公募型プロポーザルにより事業

者が決定をし、明光ネットワークジャパン、いわゆる明光義塾を運営しております事業者と共に運営を行ってまいります。

内訳につきましては、AIタブレットを活用した授業形態による塾運営になりますので、システム利用料として660万円、月に55万円の12か月分となります。また、運営支援として、人材派遣費で240万円、人材派遣会社からの塾支援員1人工分を予定しております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） ございません。

3件目の質問です。88ページ、2款7項3目起業創業スクール業務について、女性、若者を対象にした起業創業をサポートする新規事業のようですが、具体的な事業内容について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） こちらの内容ですけれども、2種類ございます。

一つ目は、町内でも起業という形で活躍できることを実感していただく事業としまして、高校生を対象に、模擬会社を運営する体験プログラムを6か月間程度、総務省地域力創造アドバイザー制度を活用しまして実施するもので、模擬会社では、資金調達から商品開発、販売、利益配分まで体験する事業であります。

二つ目としましては、若年層を軸に起業セミナーを開催をしまして、起業を目指す人材の掘り起こしと意欲向上に努め、町内起業者の創出に取り組むものです。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 再質問させていただきます。

その模擬会社等に参加する場合に、定員ですとか、そういう参加対象者、高校生とおっしゃいましたけれども、そういった中で参加する方の規制とかそういうのはございますでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 模擬会社の体験プログラムの方ですけれども、今、小山高校と調整をしております、小山高校の中で、サークル活動というか、そういった形で始めてみようということで調整を行っていく予定でございます。

以上であります。

○1番（石原和美君） その質問は終わります。

次の質問に移ります。

89ページ、2款7項3目結婚気運醸成事業補助金について伺います。

結婚機運醸成事業20万円とあり、これは新たな事業かと思われませんが、その具体的な事業内容について説明願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） この事業につきましては、今年度から、静岡県が2分の1補助する、ふじのくに新・少子化突破展開事業費補助金に採択された事業でありまして、独身男女が気軽に交流できる出会いの機会を創出するものでございます。今年度は異業種交流会という形で銘打ちまして、町が事業主体となって、2回、委託事業として実施しております。

令和6年度は、2回のうち1回は、本年度と同様に町が委託で実施いたしますけれども、もう1回は、町内事業者に同じような目的の事業を開催をしていただきまして、その事業費を補助するという形で実施するものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○1番（石原和美君） 今年の2月に1回目が開催されていると思いますけれども、その参加状況等について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 2月に実施しました異業種交流会ですけれども、町内企業などを通じて募集の方を行いました。その結果、当日は16人の定員のところ、男女計で10人の方に参加をいただいております。ただ、その男女の内訳につきましては、女性が3人ということで、なかなか女性の参加が得られないというような課題がございます。今後も女性の方が参加しやすいような方式を考えていながら、来年度の事業の方に結びつけていきたいと考えております。

以上であります。

○1番（石原和美君） この質問は以上で終わります。

5件目の質問に移ります。

92ページ、2款8項1目通信運搬費がございます。ここはふるさと納税の寄附額増額見込みに伴う返礼品の通信運搬費かと思われそうですが、それにしましても、前年の2倍以上になっており、かなりの増額ですが、その理由について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 令和6年度のふるさと納税通信運搬費の増額は、寄附額10億円に対する通信運搬費となっております。

通信運搬費の主なものは、さとふる、ふるなびなどの六つのポータルサイトの利用料が約1億円、ポータルサイトのページ作成に要する経費が約3,300万円、ポータルサイト等への広告料が約2,100万円となっております。

ポータルサイトの利用料は各ポータルサイトにより異なり、各ポータルサイトの寄附額の10%から20%が利用料として支出する仕組みとなっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○1番（石原和美君） 結構です。

最後の質問になります。

予算書142ページ、6款1項1目富士山麓ビジネスマッチング事業負担金がございます。これは各企業とのビジネス商談会も開催されており、産業活性化と地方創生に寄与することを目的とした事業のようですが、この事業の具体的な内容と、今までの実績や成果がありましたら教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（長田孝代君） 本事業の負担金は、静岡県及び県東部12市町の負担金により、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構が、地域企業に対して、医療健康産業分野に参入する際の一助となるようなセミナー及びフォーラム等を開催し、マッチング促進等を実施しているものであります。

今年度の実績としまして、12月に開催した、ふじのくに医療・介護福祉機器展に69団体が出展、来場者は550名、総面談数は900件でありました。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○1番（石原和美君） 結構です。以上で質問を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） 予算書、歳出から8件の質問をさせていただきます。

まず、最初に、予算書69ページ、2款1項6目13節LED防犯灯リース料、18節防犯灯維持交付金について伺います。

LED防犯灯リース料341万9,000円、防犯灯維持交付金310万円とあります。町内の防犯灯の総数と、最多、一番多い区と最少の区の設置数について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 町内の防犯灯の総数は2,227基であります。そのうち最も多い区は一色区で、設置数は146基、最も少ない区は東原区と雲雀ヶ丘でそれぞれ3基であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。

次の質問をやらせていただきます。

予算書100ページ、3款1項2目12節地域活動支援センター事業費1,361万9,000円とあります。これの委託先についてお示してください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 地域活動支援センター事業は、障がいのある人が通い、創作活動、生産活動、社会との交流等を行うデイサービス事業です。委託先は、身体障がい者では、御殿場市の十字の園、知的障がい者では、吉久保のミルトス会、精神障がい者では、御殿場市の飛翔の会へ委託しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。

次の質問です。

予算書103ページ、3款2項1目12節高齢者ショートステイ事業1万1,000円とございますが、これの詳細についてお示してください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 高齢者ショートステイ事業の内容は、小山町高齢者短期入所事業実施要綱により、家族等が傷病や事故、災害等の理由で日常生活に支障のある高齢者を介護できない場合に、短期間特別養護老人ホームへ入所する費用の一部を町が助成するものです。

町は委託料として、施設へ1日につき3,500円支払うもので、3日分の予算であります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再質問です。

1日に3,500円ということで、1万1,000円となるんですけども、何人を見込んでいるのか。

また、過去、昨年度、前年度どのくらいのこの事業があったのか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 予算の方は、先ほど言いましたように、3日分ですので、3回分という予算となります。また、令和4年度の実績はございませんでした。

以上です。

○10番（渡辺悦郎君） 次の質問です。

104ページ、3款2項1目18節シルバー人材センター運営助成金900万円とありますけれども、シルバー人材センターの登録人員数と男女別の数をお示してください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） シルバー人材センターの令和6年2月末現在の登録人数は135人で、男女別の内訳は、男性が79人、女性が56人です。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。次の質問に移らせていただきます。

114ページ、3款3項3目民間こども園施設運営費1億9,747万9,000円とございます。それぞれ

のこども園の定数及び、現在ちょうど年度替わりで変わるものですから、今現在時における申込者数をお示しく下さい。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） まず、認可定員は、菜の花こども園、みらいこども園、いずれも90人となっております。令和6年4月の入園予定ですけれども、菜の花こども園で79名、みらいこども園で73名となっております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○10番（渡辺悦郎君） 再質問はございません。次の質問に移らせていただきます。

予算書128ページ、4款2項1目18節浄化槽設置事業補助金1,796万2,000円とあります。どのくらいの容量のものを何基見込んでいるのか、お示しく下さい。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 浄化槽の設置見込み数につきましては、令和元年度に作成しました循環型社会形成推進地域計画に基づき、5人槽を23基、7人槽を17基、10人槽を6基、合計46基を見込んでおります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。次の質問に移らせていただきます。

予算書129ページ、4款2項2目12節特定事業場排水水測定100万6,000円が計上されております。何か所をどのくらいの周期で測定するのか、お示しく下さい。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水水測定は、各事業場に計測義務がありますが、町は公害防止のための監視測定として、現在、18事業場で実施しております。

また、取り扱う薬品や溶剤等により排水水が異なることから、検査項目、測定回数は事業場により異なり、年1回が11事業場、年2回が二つの事業場、年4回が五つの事業場となっております。測定の延べ回数にしますと、年間35回の測定となります。

なお、今後の企業立地により特定事業場が増えれば、町が行う測定の対象事業場につきましても追加していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。

最後の質問です。予算書207ページ、9款5項1目12節町民プール管理業務389万8,000円が計上されております。これの委託先についてお示しく下さい。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 町民プール管理業務は、子ども向けの町民プールの開放事業でありまして、委託先は本年度と同様に入札により決定してまいります。委託先は警備業の認定事業者になります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、9番 菌田豊造君。

○9番（菌田豊造君） 一般質問の歳入を聞かせていただきます。雑駁な質問ですけれども、お答えの方は十分な詳細な説明をしてください。

では、質問させていただきます。

予算書の18ページ、2款3項1目の森林環境譲与税について伺います。1,400万円の算出計上となった根拠をお示しくください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和6年度から森林環境税が法制化されるのに伴い、国の予算額が前年度比20%増額となったことに伴い、令和5年度予算の20%増額を計上したものであります。また、森林環境譲与税の目的は森林の整備促進でございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○9番（菌田豊造君） この税金は、いつ払うわけになるんですか。何月ぐらいに。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 森林環境譲与税は、今、国から示されているので、令和6年度から個人住民税の均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものであるということで国からアナウンスをされております。

以上です。

○9番（菌田豊造君） そうすると、じゃあ、1,000円ずつだと、1万4,000人が納税するということになるんですけど、その根拠をもう1回言ってください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 森林環境税は、先ほど申し上げたとおり、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を賦課徴収します。ここで予算を計上しております森林環境譲与税につきましては、国から市町村と都道府県に対し、市有林の人工林面積や林業就業者数及び人口による基準で案分をして譲与されるものでございます。

以上です。

○9番(藺田豊造君) よく分かんねえな。今、質問とちょっと違う。何人が納めんのかって聞いている。議長、分からないからいいよ、もう。

じゃあ、次の質問に移ります。

予算書の歳入、39ページ、18款2項1目1節の土地売払収入4,500万円とのことですけども。ちょっとすみません。4,500万円なんですけども、これの土地の場所、平米数、平米単価、また、売り払うとしたらどこへと売るのが決まっていたら教えてください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○総務課長(渡邊 徹君) こちらは、新たな宅地造成事業を行うに当たり、一般会計から宅地造成特別会計へ売却する町営住宅須走日向団地と原向団地の跡地を想定しております。その概算額を計上しております。具体的な面積や単価につきましては、今後、担当課の計画により協議をしてまいります。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 再質問はありませんか。

○9番(藺田豊造君) ありません。その次に行きます。

3番目、予算書の歳入、39ページ、同じく18款2項1目のこの立木売払収入の500万円について、どのような木を売なのか。また、その目的、本数、また、木の樹齢などが分かっていたら教えてください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○農林課長(湯山光司君) 立木の販売につきましては、大御神地区及び竹之下地区の町有林で計画している間伐や主伐で生産される原木素材を販売するものであります。

目的につきましては、地元の木材の地産地消、また、森林資源の有効化利用を図るために販売し、市場に供給するものであります。

具体的な数量や単価については、見込みの値となりますが、竹之下地区では11.2ヘクタールの間伐を計画しており、立木で約2,700本ほどの伐採を行うこととしています。

この森林は、杉が主で、林齢は65年生となっております。

単価は、立木の状況を鑑み、概算ではありますが、1立方メートル当たり7,000円を計上し、総額320万円を見込んでいます。

次に、大御神地区では1.4ヘクタールの皆伐を計画しており、立木で約1,100本ほどの伐採を行うこととしています。

この森林はヒノキが主で、林齢は73年生となっております。

単価は概算で1立方メートル当たり1万1,000円で、総額180万円を見込んでおり、二つの施業地の合計で500万円を想定しております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 次、4番目、予算書の歳入について、ふるさと寄附金についてお伺いします。

今年度は10億円を見込んでおりますが、前年度より、実績で3億9,500万円増額である。算出根拠と、前年度の違い。また、新しい返礼品の創出は何があったのか。また、以前、批判的となった、このような轍を踏まないような工夫はどのようにされているのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 10億円の算出根拠につきましては、現在、返礼品提供事業者と調整中ではありますが、食品類や飲料類、ゴルフ場などの施設利用券などの追加を予定しており、増額を見込んでおります。その他、新規返礼品の開拓、効果的なPRを行うことにより、増額に努め、目指す寄附額を10億円としております。

なお、ふるさと納税の返礼とするには、県を通して総務省へ申請を行い、国の定める地場産品基準に該当するもののみ、国から許可され、返礼品としております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 返礼品のことについては一生懸命頑張っているようですが、現在、返礼品でもって、1番から3番まで、どのようなものが返礼品として扱われているのかお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） すみません、今手元に資料がないんですが、一番多いのは、飲料水が件数的に去年の2.5倍の件数を集め、寄附額があります。2番目には寝具類、3番目にはゴルフ場というような形となっております。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 水菜の方はどうなの。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 水かけ菜につきましては返礼品としておりません。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 何か理由は。いい。いや、そんなことでいいよ。

○議長（遠藤 豪君） 水菜を使わない理由というのは、期間的なものなのか。特にないですか。理由はない。

○9番（藺田豊造君） いいよ、いいよ。分からなければいい。分からないことは答えなくてもいいから。

○議長（遠藤 豪君） じゃあ、次に移ってください。

○9番（藺田豊造君） 5番目の質問、予算書の40ページ、20款1項、廃目になっています。上野工業団地特別会計繰入金と、小山PA周辺開発事業特別会計繰入金の廃目の理由について教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 上野工業団地造成事業特別会計繰入金の廃目理由につきましては、本事業の完了により、令和6年3月31日で特別会計を廃止し、廃目するものであります。

次に、小山P A周辺開発事業特別会計繰入金の廃目理由については、第2期工区の事業完成により、一般会計へ繰入れするため、当初予算では廃目するものであります。

以上であります。

○9番（菌田豊造君） 今のお答えでもって、また、後から聞きますから。

6番目、予算書の歳入、40ページから43ページにかけて、基金の繰入れがだいぶあります。基金の繰入金が23億1,157万6,000円であり、前年度より10億7,744万6,000円ばかり増えています。主な基金の残高は現在幾らあるでしょうか。まず、それについてお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 現在の基金の残高ということですので、令和5年度末の残高をお答えいたします。

財政調整基金は10億9,300万円。総合計画推進基金は12億5,800万円。教育振興基金が6億1,000万円となっております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○9番（菌田豊造君） 次に、だいぶ基金を取り崩して物事をやるようですけども、基金というのはあくまでそういうふうな緊急の場合に使うというふうな私は印象を受けているんですけども、どういうふうなことでそれをつくるか、これから聞いていきます。

8番目、予算書の40ページ、20款2項4目の総合計画推進基金繰入金、前年に比べ、4億……。

○議長（遠藤 豪君） 菌田議員に申し上げます。7番はいいですか。

○9番（菌田豊造君） 7番はもう。7番はやっていなかった。すみません。議長、7番をお願いします。

予算書7番、40ページ、20款2項1目1節の財政調整基金繰入金の前年度に比べ3億円増加している。6億6,000万円ですけども、その目的は何になっているのか。それについてお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 財政調整基金は、地方財政法第4条地方財政法及び町条例に基づき、災害復旧その他財源の不足を生じたときに充てるため積み立てているものであり、令和6年度の予算の編成において、人件費や物件費の上昇に伴う経常経費の増額や大規模事業の増加等により財源に不足を生じるため、繰入れをするものでございます。

以上です。

○9番(菌田豊造君) この財政調整基金というのは、いざ鎌倉のときに使うというふうに私は認識しているんですけども、今のことが、いざ鎌倉の状態なのかどうかお答えください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○総務課長(渡邊 徹君) 議員がおっしゃるとおり、災害復旧とか、その他財源不足を生じたときに充てるためということで、令和6年度の予算の編成においては、財源の不足を生じたときに充てるためということで繰入れをするものでございます。

以上です。

○9番(菌田豊造君) 結構です。もう少し工夫して頑張ってください。

8番目に行きます。予算書の40ページ、20款2項1目ですね。8番は4目の1、総合計画推進基金繰入金、前年度に比べ4億6,425万5,000円増加しているが、その目的、今年度は8億8,375万5,000円となっています。これについて、その目的が何であるか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○総務課長(渡邊 徹君) 地域産業立地事業補助金に1億5,000万円をはじめ、小山PA特別会計への繰出金に約1億5,900万円、公共交通活性化事業に約8,900万円、町営診療所整備事業に約5,700万円のほか、新東名関連やその他の町道整備事業などに充当するものでございます。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 再質問はありますか。

○9番(菌田豊造君) そういういろいろなことがあるけど、国からの補助金というのはどういふふうに使われるのかな、こういうのは。全部小山町で持ち出しということになるわけ。それについて、そういう質問は。

○議長(遠藤 豪君) 菌田議員に申し上げます。通告にない質疑については。

○9番(菌田豊造君) いや、これは関連して言ってんじゃない、これは。関連して言うだけで、どうだよって。関連しなきゃ言わねえよ。

○総務課長(渡邊 徹君) 菌田議員がおっしゃるとおり、国の補助金等を活用できるものにつきましては、最大限活用できるように努力をしております。

以上です。

○9番(菌田豊造君) 努力してください。

9番目、今度は、40ページの20款2項5目1節教育振興基金繰入金が前年度に比べ4億3,518万7,000円増額している。その目的についてお答えください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○総務課長(渡邊 徹君) 小中学校デジタル学習環境整備事業に約3億8,400万円のほか、公営塾事業費や学校施設の長寿命化、体育館の照明LED化、給食費無償化などに充当をしております。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 再質問はありますか。

○9番（藺田豊造君） それが増額というふうになるわけ。じゃあ、次、行きます。

予算書の歳入、46ページ、22款5項1目、2のミニポートピア富士おやま環境整備協力費1,920万円となっています。年々この数字が下がっていますが、どのような分析をされているのか、お答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ミニポートピアの協力費は売上の1%となっておりますが、この減少の原因につきましては、令和2年、3月から5月までの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによるものと、場外発売所での購入ではなく、購入者がインターネットによる購入に移行しているということが一番大きな原因となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） あります。今のインターネットというのはあれなの、何ちゅうの、売上金の1%に入らないわけ。どういうわけで。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） インターネット購入の費用につきましては1%の売上には入りません。あくまでも場外発売所での売上に対する1%ということになります。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） そうすると、だんだんこの金額は減ってくるね。今、そういうふうな機械物使ってやるって時代になってきているから。そこで、ちょっとお伺いしますけども、小山町はこの売上の1.5%を前はもらえるようになっていた。そういうふうが一番先にあったんだけども、どういうわけか1%になっちゃった。今回のこの計算でいったってね、960万円ぐらいが増えるわけ。今の金額1,920万円プラス960万円増えるんだけども。今から言っちゃってせんないことだけど、これを何というかな、もう前の前の町長のとき、一番先に、長田さんの頃の町長のときですから記憶にない人の方が多いかもしれないけど、そういうふうに戻していくという計画は、あるいはそういうふうに応じ込んでいくって計画はあるんですか、どうですかね。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 1%を1.5%にということですけども、こちらについては、恐らくミニポートピアが平成19年頃からいろいろ協議をしまして、協定の方も締結しておりますので、恐らくその協定に基づいて決めておりますので、今後、上げるということは今のところ考えてございません。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 今から言っちゃってせんないことだけんね。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで。失礼しました。

○9番（藺田豊造君） もう一つだけ言っとく。例えばね、湖西市は3.5%なわけ。ちょっとだけ。

3.5%。だけでもね、そうすると、6,720万円、小山町から持っていくわけだ。そういうことを考えると、一生懸命頑張ってもらわないと困る。

○議長（遠藤 豪君） よろしいですか。

○9番（藺田豊造君） ようござんすよ。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、地域振興課長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

○地域振興課長（小野正彦君） 先ほど答弁いたしました、ふるさと納税返礼品上位三つについて、訂正をさせていただきます。

令和6年2月末現在、寄附額で、1番が寝具類、約2億3,000万円、271件、2番目にゴルフ場の施設利用券が約1億2,900万円、1,509件、3番目に飲料類が約5,500万円、1万233件。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 9番 藺田豊造君の質問を継続いたします。

○9番（藺田豊造君） 予算書の11番、ページは84ページです。今度は歳出に移ります。

歳出、2款7項1目12節の温水プール基本計画及び関連事業が500万円となっていますが、これの詳細、また、目的をお知らせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 温水プールの設置に向けましては、意見交換会を開催するなど、準備の方を進めております。

この目的については、温水プールを設置するために、構造や配置規模などを示す基本計画の策定と、プール用地を取得するために必要な用地測量及び分筆作業となります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） 現在の進捗状況はどのくらいになっていますか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 現在の進捗状況ですけれども、先ほど申し上げたとおり、意見交換会の方を2月に開催をいたしまして、そこで、教育関係とか子ども関係の方々に集まっていたいて意見の方をいろいろいただいております。そちらにつきましては、また、来年度、開催の予定をしております。

用地については、今、地権者の方と用地交渉の方を進めておりまして、おおむね了解の方をいただいている部分もありますけれども、今現在進捗をしております。

それから、今回ですけれども、この予算に上げております用地測量、それから分筆については、3月補正でも、一部、分筆の予算を計上しております、そちらにつきましては分筆の作業を進めていて、今回の分筆は、また別のところというか、隣地の山林部分の分筆の方を来年度予算で進めていくということで進めてございます。

今の現在の進捗状況ですけれども、以上でございます。

○9番（**藺田豊造君**） いろいろ進んでいるようですけれどもね。どこの予算を使ってやっているわけ。今、進捗状況を聞くと、いろんな予算を使っているようですけれども、どこの予算を使ってこれをやっている。その進捗は。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○企画政策課長（**勝又徳之君**） 今現在ですけれども、様々なことを進める中で、使っている予算につきましては、企画渉外費の方を活用して進めてございます。

以上でございます。

○9番（**藺田豊造君**） 次に、同じく84ページ、2款7項1目12節企画政策調査、さっき言ったようなことで企画政策調査の分で、もう少し具体的な内容についてお知らせください。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○企画政策課長（**勝又徳之君**） 企画政策調査ですけれども、新規の政策課題などの対応や、それから国、県への要望に向けた基礎調査、それから、基本構想の策定支援などによるものがこの企画政策調査ということになります。

以上でございます。

○9番（**藺田豊造君**） じゃあ、プールの基本計画関連事業というのは関係ないということですか。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○企画政策課長（**勝又徳之君**） プールの基本計画については、こちらの企画政策調査の中には入ってございません。

以上でございます。

○9番（**藺田豊造君**） 次の質問に移ります。

次は予算書、歳出、ページは88ページ、2款7項3目14節の多世代交流拠点谷戸山のいえ整備工事についてです。人口政策推進費1億8,636万3,000円が計上され、その中で、定住促進事業1億4,580万3,000円のうち9,500万円が多世代交流拠点谷戸山のいえ整備工事となっているが、定住促進とどのように関連づけているか。それについてお答えください。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（**石田洋丈君**） 本事業の整備効果として、多世代の地域住民が関わるイベント等の活動の仕掛けにより、特徴的な体験の提供や地域コミュニティの再生が図られ、地域で子育てをする意識の醸成から、子育て環境としての地域の魅力を向上させることによりまして、若年層の地元定着や域外からの子育て世帯の転入増加に寄与すると考えております。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) 私が一番懸念するのはね、あそこがこども園の上だと。そういうような大勢が来るような事業展開をして、こども園の安全と安心は守られているのかなど。そういうような考え方、先に何ちゅうかな、今考えていることが、里山のよい暮らしというものをさせたいという考え方は、それは結構なことですけども、こういうふうな事業を展開するに従ってね、これらの子ども達の安全安心はどのように保たれるのか、保護されるのか、補完される。それについてどのように考えているか、お答えください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長(石田洋丈君) 隣接する、すがぬまこども園の園児の安全をどのように配慮していくかということでございますけれども、運用をする団体におきましても、現在でも、そういったイベント時の配慮ですとかということについてはかなり気を遣っているところではあります。今後活用するに当たって、そのこども園の園児ですとか近隣住民の方の安全配慮、そういったところには十分配慮をするように町としても調整をしながら行ってまいりますし、また、工事期間中も、こども園と調整をしながら安全確保を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) もう一つ聞きたいのはね、その場所に誰かが住んでいたわけだ。その住んでいたところは、そんな由緒あるうちだって言うけどもね、そこから出て言っちゃった、みんな。何で出ていったのかというような、私は単純に住みづらくなってきたから出ていったと、私はそう考えてんだけどね、そういう点も考慮してのこの事業なのかどうか、それについてお答えください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長(石田洋丈君) 前にお住まいだった方がどういった理由であそこに住まなくなって空き家の状態になったのかということにつきましては、個々の事情があると思えますので、私の方では承知をしておりません。ただ、あの建物自体が持つ力というものを地域、周りの方も地域団体の方もかなり重要に捉えておりまして、このまま活用されないものはもったいないというような意識の下で、あそこが拠点としてふさわしいのではないかというところから出発しまして、現在の議論に至っているところでございます。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) これで終わりか。

○議長(遠藤 豪君) 3回目ですか。

○9番(藺田豊造君) じゃあ、次、14番、予算書の歳入歳出、両方です。スタジオタウン小山推進事業費1,005万円を計上しているが、歳入で、雑入でフィルムコミッションのロケ協力費は1万円を頭出ししています。それらの事業というのは採算を考えなきゃいけないんだと思うけど、持ち出し事業のように見受けられますけれども、このままでいいのかなのかお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 93ページ、歳出のスタジオタウン小山推進事業費1,050万円のうち、主なものは、小山町フィルムファクトリーの指定管理料900万円となっております。

46ページ、歳入、雑入のフィルムコミッションロケ協力費1万円は、役場本庁舎等でロケを行った場合、使用料等の条例がないため、半日1万円、1日2万円をロケ協力費として頂いているもので、1万円を予算計上したところでございます。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） その中でもってね、たしか55万円の支出、何ちゅうか、修繕費みたいなのがついているんですけども、去年もこれは言ったんだけど、55万円というのは、50万円を5万円オーバーしているだけ。50万円以下のものは、小山町じゃなくてフィルムコミッション自体で持ってやらなきゃならないんだけど、この上手な予算の組み方というのは非常に引かかるんですけども、工夫して49万円ぐらいになるような仕事はできないのかどうか。それについても、併せて1,050万円の中のその55万円についてお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） おっしゃるとおり、藺田議員の言っているように、50万円以下はフィルムコミッションの方で修繕を実施しております。49万円と予算を計上しますと、当然町ができませんので、今回、55万円という形で予算計上させていただいております。なるべく50万円を超えないような形で小山町フィルムコミッションの方に修繕の方を依頼しております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 指定管理のはずだけど、指定管理っちゅうとね、まず、条件として、人、物、金が充足しているから、これで指定管理させるんだというふうな基本姿勢があると思うんですけども、ここではもらいつ放しなような感じがするんだけど、そういうふうな指定管理の法則というのは小山町にはないんでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 小山町フィルムコミッションに事業として、指定管理として委託しております。こちらの方は、映像を通じた人口交流の促進や地域活性化を図ることを目的として、フィルムコミッションに指定管理として事業を委託しているところでございます。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） その効果は聞きたいけど、今回は置いておきます。

今度は15番目、ページが145ページ、6款1項2目27節の小山PA周辺開発事業特別会計繰出金のね、1億5,857万6,000円の財源はどっからなのか、それだけお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 先ほど、総合計画推進基金のところでもお答えしましたとおり、こちらの繰出金の財源は総合計画推進基金を充当しております。

以上です。

○9番(菌田豊造君) 次に、153ページ、6款2項2目町民いこいの家管理費、令和6年度の営業日数と入場者数の見込み、また、衛生対策についてお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○商工振興課長(長田孝代君) 営業日数については311日であります。入場者の見込みについては、月1万人の利用を見込んでおります。

衛生対策につきましては、休館日に浴槽の水を換水し、浴槽、配管設備等について清掃消毒を実施しております。保健所とも協議しまして、令和6年度は、より安全な対策として、水質検査の検査箇所を追加をし、温泉槽及び浴槽の水質検査を毎月実施、40回分の検査費用を計上しております。

以上であります。

○9番(菌田豊造君) 計上として8,000万円余の金額が出ていますけれども、8,000万円を生むには、今600円だから、単純計算でもって13万人ぐらい入らないといけない。今だと、月に1万というところと12万ぐらい、あと1万人ぐらい増やす。それで小山町の財政に負担をかけないようにするにはどのような工夫しているのかお答えください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○商工振興課長(長田孝代君) 再質問にお答えいたします。

入場者数を増やすということで、快適な衛生管理をして保つこともそうですが、物販などを増やしながらか、魅力ある温泉施設にしていきたいと思っております。

以上です。

○9番(菌田豊造君) 最高にもって16万人、入ったこともあるんだけどね、そういうふうなときにはどのようなことをしていたんか。それについて、分かる範囲でお答えください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○商工振興課長(長田孝代君) 年間16万人の入場者数があったときには、指定管理者等もそうですが、各種イベントの方を実施しておりまして、また、物販等でも、とても豊富にありましたので、増えていたと思っております。

以上であります。

○9番(菌田豊造君) たしかこれはもうかる事業だと私は見ているんです。今まで見ても。しっかり頑張ってください。

予算書、歳出の170ページ、7款4項2目土地区画整理事業費3,203万2,000円の使用目的と、その財源はどこにあるのか、それについてお答えください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○都市整備課長(遠山洋行君) 事業費の使用目的ですが、菅沼谷戸地区の土地区画整理事業の調査業務として、土地区画整理事業組合設立に向けた準備のため、県に提出する認可申請書の作成

に必要な権利関係の調査や現地測量業務の実施及び区域や設計など、事業計画の策定を予定しております。

次に、財源ですが、令和6年度の業務については、全額、町の一般財源となります。

以上でございます。

○9番（**菌田豊造君**） ということは、谷戸山の事業と関連しているということ、違う、これは。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○都市整備課長（**遠山洋行君**） 直接的に谷戸山の事業と関連しているということはありません。

以上でございます。

○9番（**菌田豊造君**） 最後の質問になります。

予算書の164ページ、7款2項3目14節の足柄サービスエリア周辺地区町道整備事業費1億6,000万円の事業内容について御質問します。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（**岩田幸生君**） 事業内容は、計画延長1.1キロメートルの車道部及び歩道部のアスファルト舗装工事と、起終点の交差点改良工事一式を予定しております。

以上であります。

○9番（**菌田豊造君**） これは委託というか、受託事業でね、全面的に小山町がアクアイグニスに対してもらってから仕事をするという事業のように私は受け止めているんですけども、今回、雑入の中に7,200万円、これは入っているんです。7,200万円で1億6,000万円の仕事をするというふうなことがちょっと納得しないんですけども、これについてのちょっと疑問を解いてください。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（**岩田幸生君**） まず、受託事業という部分につきましては、前回の事業で、道路基本整備プログラムということで、町が主体となって町道整備事業として実施しているということで御説明の方をさせていただきました。この本事業につきましては、55%が国の社会資本整備総合交付金となっておりまして、45%につきましては、事業者からの協力金ということで納入の方を頂いております。

以上であります。

○9番（**菌田豊造君**） ちょっと計算が。これはあくまでさ、アクアイグニスにやらせるべき仕事だと思っている。それが小山町が協力してみたり、それから国のとかもらってくるというのは、少々、我々が説明を受けたときと食い違ってんじゃないかと、そういうふうになんか感じられるところがあります。

これで質問を終わりますけども、皆さんは町民全体の奉仕者だということを決して忘れないで、予算をしっかり使ってください。

以上で終わります。

○議長（**遠藤 豪君**） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

日程第2 議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第21号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第4 議案第22号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第23号 令和6年度小山町土地取得特別会計予算

日程第6 議案第24号 令和6年度小山町介護保険特別会計予算

日程第7 議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第8 議案第26号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第9 議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第10 議案第28号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第11 議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算

日程第12 議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算

○議長(遠藤 豪君) お諮りします。日程第2 議案第20号から日程第12 議案第30号までの令和6年度特別会計及び事業会計の予算11件については一括質疑とすることにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第30号まで、一括議題とします。

本議案については、2月26日及び27日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。通告に基づき、会計ごとに順次発言を許します。

最初に、議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算の質疑について発言を許します。3番 平野正紀君。

○3番(平野正紀君) 歳出より1件質問をお願いしたいと思います。

予算書の28ページ、4款1項1目12節生活習慣病予防事業109万6,000円ですが、生活習慣病を発症する前の早い段階で個別にアプローチする取組との説明でございまして、詳しい内容を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 生活習慣病予防事業ですが、特定健診の結果でメタボリックシンドロームには該当しなかったものの、おなか回り、血圧、脂質、血糖の値が一つでも基準値を超えるとメタボリックシンドロームに該当してしまう方などを対象に、その方の過去3年間の健診結果の推移とともに専門医監修によります個別の生活習慣改善のアドバイスを記載した通知を送付いたします。これによりまして、まだ自覚症状のない段階で、御自身の体の状態に目を向けていただくことで、生活習慣の改善、行動変容を促すものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） ございません。以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） 私は国民健康保険特別会計予算について2点の質疑を行いたいと思います。

最初に、予算書28ページ、4款1項1目12節の特定健康診査事業2,029万3,000円計上しておりますが、受診率が県下では高い方だと聞いておりますが、過去に比べて受診状況は向上しているのか。また、受診における広報活動はどのように実施しているのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 特定健診の受診率は、令和2年度法定報告では49.5%で、県下2位、令和3年度は49.9%、令和4年度は49.5%で、いずれも県下3位であります。法定報告値は49%台後半で、もう一步伸び悩んでいる状況ではございますが、その年に受診票を送付した人数に対する受診率、速報値と申しますが、こちらは令和2年度以降、前年度を上回って推移をしております。引き続き未受診者対策を実施して、お一人でも多くの方に特定健診を受診していただければと考えております。

次に、広報活動についてでございますが、広報おやまへの掲載、無線放送でのお知らせをはじめ、来年度以降の受診率向上につなげる取組といたしまして、20歳から39歳の被保険者の方全員に特定健診と同等の健診に関する御案内をいたしております。そして、年度途中で新たに国民健康保険に加入した方に対しても、加入手続の際など、機会を捉えまして特定健診を御案内しております。また、新たに、来年度なんですけれども、特定健診の実施医療機関から通院している方に対しまして、受診勧奨のリーフレットをお渡しいただくような取組を始める予定でおります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○8番（鈴木 豊君） ありません。

それでは、次に、同じページの4款1項1目12節の1件目と同じですが、二つ下の未受診者対策事業459万5,000円を計上し、昨年より増額になっておりますが、未受診者に対してどのような内容の対策をするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 未受診者対策事業の内容ですが、第一段階といたしまして、健診開始からおよそ1月の後の段階で、未受診者を対象にいたしまして、過去の健診の受診状況や年齢、性別、健診の質問項目の回答、通院の状況などをAI、人工知能を活用いたしまして、幾つかのグループに分類して、その方に合った行動変容を促す内容の受診勧奨通知を送付いたします。

そして、次の段階といたしまして、特定健診の実施期間の後半に、未受診の方を対象に健診の受け忘れを防止する内容の通知をいたします。また、先ほど申し上げましたけども、町内の健診実施医療機関に通院している方には、通院先で、医療機関から通院している方へ受診勧奨のリーフレットをお渡しいただく取組を始めます。そして、町内の健診実施医療機関に通院している方に対しましても、通院先で健診を受けられる旨、お知らせする内容を通知する予定でございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） はい、以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計予算の質疑について発言を許します。8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） 育英奨学資金特別会計予算について、1点の質疑を行いたいと思います。

予算書10ページの1款1項1目20節の育英奨学資金貸付金252万円計上し、昨年より108万円増額になっていますが、育英奨学資金の借入れで、6年度、高校、大学のそれぞれ何名の借入れの見込みをしているのか。また、最近の借入れの傾向として増加しているのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（伊藤和彦君） 令和6年度の当初予算では、継続の大学生3人と、新規大学生4人の合計7人を見込んでおります。前年度は継続と新規、それぞれ2名の合計4名を見込んでおりましたので、前年比3人の増加となっております。

借入れの傾向につきましては、令和元年度から令和4年度にかけては減少傾向でしたが、令和5年度の実績と令和6年度の見込みでは増加傾向にあります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 一応、借入れの人数はお聞きしましたんですけど、ちょっと関連して、現在の借入れしていて、償還している人は何名おるのでしょうか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（伊藤和彦君） 令和5年度の償還人数ですが、15人を見込んでおります。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算の質疑について発言を許します。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 宅地造成事業特別会計において、1点質問させていただきます。

まず、ページ、11ページ、2款1項1目事業（2）、こちらの方、用沢、須走及び原向地区の分譲地購入費とありますが、それぞれの購入費と、また購入された後の用途計画をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 用地費と用途計画についてをお答えします。

用沢大畑ケ地区の用地費は4億円、用途につきましては、宅地分譲地のほか、商業施設や公園などの公共施設を含んだ住環境整備を計画しております。

原向地区の用地費は3,000万円で、宅地分譲地7区画程度。

須走日向地区の用地費は1,000万円で、用途は宅地分譲地4区画程度を想定しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） こちらの用沢大畑ケ地区の宅地の方ですけれども、商業と公園ということで、なかなか広さもあるのかなと思いますが、大きさはどの程度見込まれているのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 用沢大畑ケ地区の全体的な面積については、約2.7ヘクタールを予定しております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） すみません、じゃあ、どこまで調整というものが進まれているのでしょうか。今、交渉中というような形でしょうか。よろしければ、最新の情報といえますか、調整がどこまで進まれているのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 用沢大畑ケ地区の住環境整備に関しましては、昨年11月に地権者の方を対象としました説明会を開いて、事業に協力していただけるかどうか、そのためのこちらの方で考えている構想をお伝えしております。その後、皆様から意向を伺っているところで、それを進行している状況であります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、9番 藪田豊造君。

○9番（藪田豊造君） 小林さんに続いて、同科目について質問させていただきます。

予算書は11ページ、小山町宅地造成事業特別会計の11ページ、2款1項1目12節の宅地、16番の、まず、これはあれか。12の宅地創出可能性調査について、500万円のその目的はどういうふうなものか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 宅地創出可能性調査500万円の目的につきましては、宅地造成事業の適地を検討するための不動産鑑定、それから造成を行うための調査委託料であります。以上であります。

○9番（藺田豊造君） いろいろと以前にありましたけれども、小山町の8か所かな。市街化区域のあれを受けて、宅地造成が34条の2を使えるものを受けているんだけど、そういうふうなものも含めているんですか。それとも、前に、担保物件なんか買ったことがあるんだけど、そんなものも含めているのかどうかをお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） まず、宅地造成事業を行う場合につきましては、用地を取得することができるか、また、その用地が担保物件であるかどうかも含めまして、調査がある程度必要になりますので、そういったことを行うための調査費として計上しているものでございます。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） じゃあ、担保物件もその中には含まれている、あるいは34条の2を使わなきゃならないものも含まれているというふうに考えていいですかね。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） まず、担保物件があった場合については、適切な処理を行いまして、取得するものは取得をしていくということになります。

それから、あと、先ほどの開発行為の方の話ですけれども、基本的には小山町が行う宅地造成事業ですので、開発行為等、法令に照らして間違いのないように進めていきたいと考えております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 次に移ります。

2番目でもって、ページは11ページ、同じです。2款1項1目16番、用地について、この用地の取得面積について。そして、その地目の内容についてお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） まず、4億4,000万円の用地費の対象となっている部分ですけれども、用沢大畑ヶ地区は全体で約2.7ヘクタール、現況はほとんどが田んぼ、農地でございます。

次に、原向地区の面積につきましては、2,351平方メートル、現況は宅地の更地でございます。

須走日向地区の面積ですけれども、1,908平方メートルで、こちらも更地の宅地でございます。
以上であります。

○9番(藺田豊造君) 農地の部分はどのようにして解除されるのか。それから、現在、青色農地ではないかどうか。それらも含め。

○議長(遠藤 豪君) 市街化区域。

○9番(藺田豊造君) 市街化区域ってそれは分かっているの。青かどうかということだよ。聞きたいのは。

○議長(遠藤 豪君) 市街化区域に青なんかないですよ。調整区域以外、青なんかない。

○9番(藺田豊造君) 答えるのは向こう。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長(石田洋丈君) 用沢大畑ヶ地区の農地につきましては、全体が市街化区域の中にある農地ということで、適切な処理をしていきたいと考えております。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) はい、分かりました。

最後の質問です。2款1項1目22節の補償費の50万円、この補償費に応じましてはどういうものですか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長(石田洋丈君) 補償費50万円の内容につきましては、用沢大畑ヶ地区におきまして、物件補償すべき対象があった場合に補償するための補償費でございます。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) 以上です。

○議長(遠藤 豪君) これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。5番 臼井光昭君。

○5番(臼井光昭君) 小山町小山PA周辺開発事業特別会計について、3件の質問をさせていただきます。

まず、最初に8ページ、1款1項1目、一般会計から特別会計に資金を繰り入れることは、特別会計事業の透明性を確保する上で避けなければならないことではありますが、先日の補足説明で、一般会計繰入金1億5,857万6,000円は、第2期工区の概算事業費の当座の財源に充てるものとの説明がありました。

この繰入れ資金は、いつの時点で一般会計に返済するのでしょうか、お尋ねします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(岩田幸生君) 第2期工区の事業完了後に、事業協力者でありますトヨタ不動産株式会社に土地を売り払い、その収入により返済の方をいたします。

以上であります。

○5番(白井光昭君) その時期は、年度、あるいは月の時期を教えてくださいと思います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(岩田幸生君) まず、その時期なんですけれども、この事業区域としましては、第2期工区は約4.5ヘクタールございます。その中で既にも買収した土地もありますが、一部まだ未買収地が手続上残っている土地がございます。まず、そちらの方を12月末までにということで、トヨタ不動産との協議を行っておりまして、もし、この事業の手続が延びるようでしたら、また、トヨタ不動産株式会社の方も協議に応じていただけることとなっておりますので、造成工事の工事完了につきましては、その後となりますので、まだ未定となっております。

以上であります。

○5番(白井光昭君) ナンバー2の質問に移ります。同じく8ページ1款1項1目です。この事業は平成30年より開始し、令和5年度末で累計およそ3億3,000万円ほどの一般会計資金が繰り入れられていますが、この資金は、第1期工区の事業費に使用されているものと思います。この資金はいつの時点で一般会計に戻すのでしょうか、お尋ねします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(岩田幸生君) こちらにつきましても、第2期工区の事業完了後、事業協力者に土地を売り払い、その収入により一般会計に戻入れの方をさせていただきます。

以上であります。

○5番(白井光昭君) 次に、ナンバー3の質問に移ります。

本予算書に記載されています廃款、廃項、廃目の記載はどのような意味を持っているのか、お尋ねします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(岩田幸生君) 昨年度まで計上があった款項目について、今年度につきましてはその款項目の歳入歳出がなくなったため、そのような記載となっております。

以上でございます。

○5番(白井光昭君) 令和5年度の予算に廃款という項目があって、その後、補正予算で繰入れがありました。この年度内の廃款、それから復活というのは通常あり得ることなのでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(岩田幸生君) こちらの方につきましては、都度、予算の組替えですとか、補正とか、並びに必要なものについて科目登録を行いまして、議会の方で上程の方をさせていただいているところでございます。

以上であります。

○5番(白井光昭君) これは、そういうことであれば、通常あり得ることであるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） そのように認識しております。

以上であります。

○5番（臼井光昭君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計予算の質疑について発言を許します。3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 1点お伺いをさせていただきます。

予算書の8ページ、9ページにかけまして、総括的な事項でございます。本特別会計は、平成30年度に設置して以来、事業内容及び会計処理に大きな変更がなく、ほとんどの金額が翌年度会計に繰り越される現状を踏まえまして、本特別会計を廃止して一般会計への編入を検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 本特別会計は、温泉供給事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置しており、その歳入は、本町が所有する温泉から、温泉の供給を受けようとする者からの加入金と、温泉の年間使用量に応じた使用料金であることから、一般会計と区分して経理することが適切であると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ございません。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、9番 菌田豊造君。

○9番（菌田豊造君） 平野君に続いて同様の質問をさせていただきます。

温泉供給事業の、ページは8ページ、1款1項1目1節の温泉使用料について御質問します。今年の温泉の使用料を47万円と見込んで、前年度より13万4,000円も増額であるが、この算出根拠についてお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（長田孝代君） 今年度の温泉使用量の見込みから、一月112立方メートルを見込みまして、1立方メートル当たり350円を乗じたものであります。コロナも明けまして、温泉を分湯している宿泊施設の使用料の方も増えている状況でありますので、当初予算は増額を見込みました。

以上であります。

○9番（菌田豊造君） あんまり言いたくないけど、このタコ足事業というのをいつまで続けるつもりかな。歳出はいいんだけど。これはね、もともと私はタコ足事業、これはいつまで続けるつもりかな、これ。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（大庭和広君） 菌田議員の再質問にお答えをいたします。

現在のところ、温泉の特別会計ということで、今後も続けたいと考えております。

以上であります。

○9番（菌田豊造君） 終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで議案第28号の質疑を終わります。

以上で特別会計及び事業会計の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第21号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第22号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第23号 令和6年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第24号 令和6年度小山町介護保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、所管の文教厚生委員会

に付託することに決定しました。

次に、議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第26号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第28号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管の総務建設委員会

に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月6日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時59分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 石 原 和 美

署 名 議 員 池 谷 元

令和6年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和6年3月6日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らそう課長	石田 洋丈君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
防災担当参事	伊藤嘉代子君	健康増進課長	山本 智春君
くらし環境課長	鈴木 新一君	観光交流課長	湯山 浩二君
農 林 課 長	湯山 光司君	都市整備課長	遠山 洋行君
建設課長	込山 次保君	上下水道課長	山口 幸治君
学校教育課長	伊藤 和彦君	こども未来課長	坂本 竹人君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員 1番	石原 和美君	2番	池谷 元君

散 会 午後2時36分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

11番 米山千晴君

1. 小山町の防災への取組みについて
2. 小山町が抱える喫緊な課題と取組みについて
3. 小山町の脱炭素に係る現在の取組みについて

4番 牧野恵一君

1. 小山町の少子化と財政運営について

(個人質問)

8番 鈴木 豊君

1. 小山高校と町内中学校の「連携型中高一貫教育制度」の導入の考え方について
2. 耕作放棄地等の今後の対応について

1番 石原和美君

1. 子供のインフルエンザ接種費用助成について
2. 男女共同参画の視点からの防災

7番 室伏辰彦君

1. 地域おこし協力隊の活動について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは、議員側の壇で質問を行います。当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は登壇にて答弁を行い、再質問については、自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず、代表質問を行います。

最初に、11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） おはようございます。質問の前に、議長をお願いを申し上げます。

私は、本日3件の代表質問を一括質問一括答弁として通告しておりますが、諸事情により1問目の質問の後、当局から回答をいただき、その後、2問目、3問目の質問を行いたいと思いますので、許可をいただきたくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 質問を分けて行うことを許可いたします。

○11番（米山千晴君） ありがとうございます。それでは、会派新生会を代表いたしまして、質問させていただきます。

このたびの令和6年元旦に能登半島で最大震度7を観測し、マグニチュード7.6の地震が発生した能登半島地震では、震災によって亡くなられた全ての方々の御冥福をお祈り申し上げます。

また、被害に遭われた現在も厳しい生活を送られております被災者の方々には、心からお見舞いを申し上げます。この震災の復旧・復興が早期に進められますことを切に願うものでございます。

私は、このたびの自然災害の発生に、人間はいつ、どこで、どのような自然災害に遭遇するか全く分からない。関東大震災から100年であったこの教訓を忘れない。昨年、確かに言葉を発しました。しかし、現実は甘くないということを改めて痛感させられたところでございます。

1月1日という、日本人であれば1年で一番くつろぎを得る聖域と言えるその日に、その時間に、テレビから流れるすさまじい場面の連続に目を奪われつつ、つい「神様、1月1日ですよ。お正月にこんなことになるなんて。」と、悲しきや怒りとても申しますか、行き場のない気持ちが込み上げてまいりました。

人間は自然の猛威には勝てない。言ってしまうえば簡単ですが、では仮に認めたとしても、人はその教訓を活かすことも忘れてしまいます。ぜひこの経験を他人ごとと思わず、我々も過去に被災した経験を持つ者として、地域に教訓として心の備えを形にしていきたいものであります。

今回の震災では、地域が持つ地理的な厳しい状況が幾重にも重なり、ライフラインの甚大な損傷、家屋の倒壊、集落の孤立など、人が生きていく希望を一瞬に奪われた状況であります。改めて地震災害の恐ろしさを目の当たりにし、自分たちがこのような状況に陥った際には「現実に命を守ることができて、家族、地域の皆さんが生きて逃れることができるだろうか。」、真剣に考えさせられました。

そこで、私たちが暮らす小山町での防災対応について、幾つかお伺いいたします。

一つ目は、町長へ率直に伺います。

町長は、年頭の辞、年初めに職員へ「今年は危機管理が大事である。」と訓示されたとお伺いしております。町長はこのたびの能登半島で起きた震災をどのように捉えられておられるのでしょうか。

二つ目は、我が国では自然災害が多いことから、国、県でも様々な災害対策に関する施策の取組、重点を置くべき防災対策を行っております。町長は毎年、町内の安全、安心への取組への支援の考えも予算に反映されていることと思いますが、このたびの震災を受け、新年度予算にはどのように反映されておりますでしょうか。

三つ目であります。

やはり個人が直接命、財産への被害を受ける状態で一番大きいのは、自宅が倒壊してしまうことが、直面する大きな問題であり、生命の危険の一つでもあります。発災時にせめて自宅が倒れていないことが生死を分けることとなるわけですから、生き延びるためにどうしたらこの惨事を防ぐことができるか。また、町が進めている事業でTOUKAI-0がございしますが、なかなか個人の財産のお話にもなり、難しい見解であります。この取組について、現状の課題はどういったものか伺います。また、その結果、解決へは、町で対応できる事業や対応はありますでしょうか伺います。

四つ目は、今回の災害を教訓として、各個人が避難生活をしていかなければならない中で、町民個人が準備する非常用備蓄品はどのようなもので、量はどのぐらい必要なのでしょうか。

五つ目の質問です。

非常時の水問題についてであります。今回の被災地での一番の問題は水であると、そのように思っております。いざ被災した状況で水道供給が止まってしまうと、避難生活において、ライフラインの断絶により一番困るものは水の確保であり、とりわけの飲み水、トイレの水が確保できず困った、多くの被災者は水が十分に使えないことにより洗濯や風呂が制限されたなど、過去からの教訓が活かされていないことが現状ではないのでしょうか。

水の不足により苦労した避難生活の様子で明らかになった意見を御紹介しますと、被災地の自治会長の声であります。水の確保が大変だった。電気はさておき、水が一番苦労した。寿司屋

や豆腐屋などは井戸があったのでもらいに行き、何とか飲料水は賄えた。トイレの水は、近くの工場跡地に井戸があり、バケツでひもをつるして取り、ポリ缶に入れて、台車に運んで使用した。また、川の水を自治会のポンプでくみ上げ、これを利用した箇所もある。

ある箇所は、地下にたまった水が一定時間で放水されるのを利用して用を足したりした。そのうち、給水車が来るようになり、救援物資と水のボトルも入るようになったが、トイレ、洗濯の水はやはり不足したと、苦勞されている生の声を聞いております。

水道供給は人命に関わることでありますので、最小限の被災であってもらいたいものなのですが、小山町の水道管耐震化への事業は、毎年防衛9条を活用し進めておりますが、この進捗を町は満足しているのでしょうか。また、もっと進捗を進めるために、他の財源を確保する事業は見つからないのでしょうか。

防衛施設のない自治体も行っているわけでありますから、手だてについて御検討いただき、水道管施設の耐震事業を更に加速していただきたいものと考えますが、町のお考えを伺います。

六つ目の質問に移ります。

以前、議会でも、先ほどの水確保の問題についてどう取り組むのか検討してまいりました。幾度の勉強会を行う中で、山口県の岩国市が準備を進めています地上式貯水槽について、一時でも水の確保ができる手段として提案させていただきました。町でも検討されたとは聞いておりますが、結局整備には至っておりません。導入について再度のお考えをお聞きいたします。

七つ目、最後の質問でございますが、大規模災害発生時、避難を迅速に広域に行うためには、現在の道路事情ではなかなか厳しい状況でございます。雨、雪ですぐに通行止めになってしまう高速道路や国道、この町が孤立してしまいます。最近まで声が遠くなってしまいました神奈川県、山梨県へのトンネル構想は、ようやく昨年12月に議員間の勉強会を一部再開いたしました。進まない時期があったということで、どちらも状況の確認からの再スタートとなりました。ぜひとも行政の当局も前進してもらいたいのですが、町のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員にお答えをいたします。

初めに、今回の地震災害をどのように捉えているかについてであります。

このたび、能登半島地震により甚大な被害を受けた石川県穴水町へ派遣した職員から、「令和2年12月以降、能登群発地震が発生し、危険があることを知識として知ってはいた。しかし、それは穴水町から見て半島の反対側にある珠洲市の問題であると油断していた。この油断が重大な被害をもたらした。」といった発言を被災者から聞いた報告を受けております。

これらを勘案し、能登半島地震は、長い間大規模な地震による被害がなかった本町にとって、防災意識に重大な警鐘を鳴らす災害であったといったことが言えます。これまでの風水害による災害対応もさることながら、改めて必ず小山町にも大地震が来るという強い危機意識の下、いかに被害を最小限にし、いかに避難生活をスタートさせ、どのように復旧・復興業務を進めるかと

いった検討や訓練を行い、能登半島地震に学ぶ災害対応の再スタートと捉えてまいります。

次に、新年度予算にどう反映されているかについてであります。

令和6年度の地震等危機対策に係る主な事業として、小山町国土強靱化地域計画の改定・更新業務を計上いたしました。

この業務は、本計画の令和2年5月の改定時点から、国の国土強靱化地域計画や富士山ハザードマップの改定など、上位計画及び想定されるリスクに変更があり、国の基本計画との整合を図り、本町のリスクシナリオ等を修正して、対応する方策を検討し、改定するものであります。

また、毎年、県の地震・津波対策等減災交付金を活用して、自主防災組織への補助や防災資機材、備蓄食料等を購入しております。併せて、公共施設等の耐震化を継続して行い、大規模地震が発生しても機能不全に陥らず、町民の皆様の生命・財産を守ることを第一として、迅速に復旧・復興が実現できるように、災害に対する施策に取り組んでまいっております。

次に、TOUKA I-0の取組の現状と課題及び課題解決のための対応についてであります。

まず、住宅耐震化の状況ですが、静岡県の耐震化率は全国でも比較的高く、町の耐震化率は、平成25年度の74.1%から、令和4年度末時点では、住宅総数6,543戸のうち、耐震化戸数は6,064戸で、耐震化率は92.7%となり、おおむね県の平均と同程度となっております。

住宅の耐震化は、県のプロジェクトTOUKA I-0の取組に従い事業費の助成と事業の周知を実施しております。

補助金については、木造住宅の耐震診断と耐震補強工事を対象に、国、県、町が一定の割合で負担をしており、耐震診断では委託費用の全額、補強工事では工事費の80%を上限に最大100万円に加え、高齢者のみ居住の場合20万円が上乗せされるなど、比較的手厚い助成が受けられます。

また、事業の周知については、住宅相談支援事業の国、県の助成を受け、会計年度任用職員1名を雇用し、ダイレクトメールの送付や戸別訪問などを県と協力して実施をいたしておりますが、費用面や家庭の事情などの要因から、近年、耐震化率は伸び悩んでいる状況であります。

今後は、県ではプロジェクトTOUKA I-0は仕上げ段階に入っており、令和6年度に耐震診断、令和7年度に補強工事の助成を終了する方針を示しております。

一方で、国や県から、今回の地震を踏まえた助成制度の見直しや補助金のかさ上げなどの方針は、現時点では示されていないため、補助金については、今後の国、県、他市町の動向を見て検討してまいりたいと考えております。

また、今後の具体的な取組といたしましては、今回の地震で住民の皆様の関心が高まっていることを踏まえ、広報おやまや町のホームページなどを活用し、事業の制度や補助金等の周知と啓発を強化し、耐震化率の向上に努めてまいります。

次に、避難生活において各個人が準備する非常用備蓄品についてであります。

大規模地震発生直後は、各家庭において最低3日間、可能ならば1週間分の水や食料が必要です。町は、常温保存ができるレトルト食品等の整備や、ライフラインの寸断に備えて、非

常用のトイレ、モバイルバッテリー等の生活用品を備えることを広報紙やホームページ等で周知啓発をいたしております。

次に、水道の耐震化の加速についてであります。

本町の水道管路耐震化の進捗率は、水道本管の総延長約174キロメートルに対し、令和4年度末時点の耐震化済みの管路は約51キロメートルで、耐震化率は29%であります。今年度、約2.5キロメートルの耐震化を進め、令和5年度末時点の耐震化率は31%となります。

また、水源の取水施設や配水池などの施設の耐震化率は、令和4年度の実績でも65%で、全国平均の62%を超えている状況であります。

さらに今年度、須走低区配水場が完成したことから、令和5年度末時点の耐震化率は73%となります。

本町の水道事業計画では、取水施設や配水池などの主要施設の耐震化を図ることを優先して重点的に進めており、防衛8条補助金を充当して施設更新に伴う耐震化に取り組んでいるところであります。さらに、現在、本町が進める水道の耐震化事業といたしましては、防衛9条交付金を充当して、耐震管路への布設替えを行う水道老朽管更新事業を毎年度継続して実施をしております。

また、本年4月から、国の水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることから、国土交通省が所管する防災・安全交付金の活用や、新たな水道事業を対象とした補助金メニューについても研究していきたいと考えております。

水道本管耐震化の進捗状況は、決して満足できるものとは考えておりませんが、防衛第9条交付金を毎年5,000万円充当していくことで、着実に老朽管更新事業による耐震管路への布設替えを進めてまいります。

次に、地上式貯水槽の導入についてであります。

この飲料水兼用耐震貯水槽の設置につきましては、令和4年3月定例会において、鈴木議員から質問をいただきました。

能登半島地震を見ると、地震による水道の寸断は広範囲に及び、復旧に時間を要しております。本町におきましても、水資源に恵まれておりますが、想定される大規模災害への備えを考えていかなければなりません。

町は被災対象となる町民の人数分についての備蓄食品等を計画的に購入しており、町内企業から飲料水用のペットボトルをたくさん御寄附をいただいております。災害発生後は、他県からのプッシュ型支援も想定され、災害対策本部では、それらの飲料水を速やかに供給するため、給水活動体制の確保に努めることから、飲料水については賄えるものと考えております。

飲料水兼用耐震性貯水槽の設置につきましては、事業費も高額であり、水道施設整備に関わることになるため、上下水道の老朽管更新計画や平常時と非常時における施設活用を踏まえながら、長期的な観点から検討してまいります。

次に、神奈川県、山梨県へのトンネル構想についてであります。

この件につきましては、5年前まで神奈川、山梨両県へのトンネル構造による道路整備構想を関係市町村とともにまとめてきたところであります。しかし、この4年間で取組が止まってしまったところでありますが、私が就任後、国、県への要望事項の中でも特に重点的な要望事項として、県境をつなぐ広域災害復旧支援道路整備として掲げております。

この3県をつなぐトンネル構造による道路整備については、富士山噴火や相模トラフを震源とする地震等の大規模災害時の避難について、また、新たな広域観光及び企業誘致や物流など、大変有益なものであると考えております。

これらのことから、本道路整備の事業化に向けて、関係市町村と期成同盟会等の結成に向け、引き続き努力してまいります。

○議長（遠藤 豪君） 米山議員に申し上げます。通告のありました2番目、3番目の質問を行ってください。

○11番（米山千晴君） それでは、大項目の二つ目になります。

小山町が抱える喫緊な課題と取組について質問させていただきます。

最初に、国内では新型コロナウイルスの対策が5類に移行後、人流の活発化が出てきたところであります。しかしながら、結果からいけば、大都市集中への回帰が出ている傾向で、都内の不動産、住宅価格の上昇が生じているのが現状であります。地方の取り残されは、ますます拍車がかかってしまうのではないのでしょうか。

今や日本の総人口が12年連続減少し続け、この回復には期待できない中、小山町は、それ以前から人口減少が生じているわけです。町は様々な施策を講じているわけですが、以前、まち・ひと・しごと創生総合戦略、第5次総合計画で目指した各種施策は、今回、込山町長の発信した政策提言と重なり、新たに進められることで、小山町の人口流出、減少対策に確実につながっていくのかを伺います。

次に、やはり小山町に住んでいただくこと、この施策を進めているわけですから、住宅の提供、居住地の提供は最低でも進めなければならないと考えます。フロンティア事業に位置づけられておりますリバーガーデン構想は、今後進めていかれるものなのか。若しくは、宅地供給は足りている状況なのか。現在の状況と今後の計画を伺います。

町の喫緊の課題の中では最後の質問となりますが、令和6年度には、町役場の組織の見直しが行われることが、先日説明を受けたところでございます。その中で、こども園の担当部署が教育委員会から町長部局、住民福祉部へ移ることとされております。なぜ「子ども育成が一番」と訴える中で、あえて変更を行うものなのか。大人都合になっていないのか。心配でございます。この改変による期待する効果は、こういったものを狙っているのか質問をいたします。

私の今回の質問の中で大項目の三つ目となります。

町の脱炭素への取組について、質問いたします。

国の地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされており、小山町は令和4年3月に、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出量実質0を目指した、小山町ゼロカーボンシティ宣言を表明しております。

また、同年5月には、富士山周辺の市町で構成する富士山ネットワーク会議においても、5市町が共同でゼロカーボンシティ宣言を表明しております。

脱炭素における町の取組は、あまり見えてこないように思えます。令和5年度の町民意識調査の結果でも、「町は地球温暖化対策が進んでいる」との質問に対し、満足度は15%と下から2番目の結果となっており、ほとんどの町民が町の脱炭素事業は進んでいないと認識していることとなります。

昨今の猛暑や豪雨による被害・災害は、地球温暖化が原因と考えられており、当町でも豪雨により大きな災害を被った経験がございます。

込山町長はマニフェストChallenge3「SDGs未来都市への挑戦」で脱炭素ロードマップの策定、バイオマスの活用、太陽光発電の設置等を挙げております。

また、世界文化遺産の富士山を抱える町として、脱炭素をはじめとした環境保全に重点的に取り組む責務があると考えておりますが、このことから町の脱炭素に係る現在の取組について伺わせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員にお答えをいたします。

小山町が抱える喫緊な課題と取組についてのうち、私の政策提言が、まち・ひと・しごと創生総合戦略と第5次小山町総合計画に沿っているのか、また、人口減少対策につながるのかについてであります。

令和3年3月に策定された第5次小山町総合計画の前期基本計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、一体のものとして策定をいたしております。

また、私の政策提言につきましては、この第5次小山町総合計画の基本構想に全て沿った内容であることを確認しております。なお、総合計画前期基本計画の施策につきましては、実施計画により事業化を進めているところであります。

おやま再稼働に向けた私の政策提言は、第5次小山町総合計画の基本構想や地域の皆様の御意見を踏まえ、さらに国の施策の方向性や地方創生の取組に沿った九つの挑戦であります。

今定例会初日、来年度当初予算の施政方針でも述べましたが、子育て教育100年の計、活気あふれる町・地域、観光立町への三つの挑戦を重点分野として、移住定住・人口減少対策に向けても進めてまいります。

具体的な施策を申し上げますと、こども医療費の無償化及び給食費の無償化を継続しつつ、第2子以降の出産給付金事業の復活、公営塾運営事業など、様々な子育て支援策を充実させてまい

ります。

また、明倫地区の活性化を図る菅沼土地区画整理事業や、移住定住を促進する定住促進住宅整備事業及び宅地造成事業を進め、環境整備に取り組んでまいります。

このように施策、事業を積極的に取り組んでいくことにより、子育て世代に支持していただく住みやすい町、にぎわいと活力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、宅地供給事業についてであります。

御質問のリバーガーデンタウンおやまについては、6地区それぞれが持つ地域特性や課題を踏まえた検討が必要であります。

その中でも、今年度、実現可能性の高い竹之下上野原地区の早期実施に向け、民間事業者との意見交換を実施したところであります。広い宅地へのニーズや現状の斜面の有効活用、自然を活かした造成方法など、造成費用を抑えながら魅力ある分譲地にできるように提案をいただいているところであります。

地権者の皆様には、改めて具体的な事業提案ができるよう取り組んでまいります。

その他宅地供給事業の現在の状況と今後の取組についてであります。比較的早期に実現可能な須走の町営住宅日向団地跡地及び町営住宅原向団地跡地の有効活用や、市街化区域での宅地供給を優先的に進めており、順次分譲ができるよう推進してまいります。

また、空き家等の増加により市街地の空洞化が進んでおり、今後の空き家等の施策の基礎資料とするため、今年度、町内全地区を対象に空き家実態調査を実施をいたしております。

この結果を基に、令和6年度には所有者に対し空き家・空き地活用の意向調査を実施し、空き家等の流動化促進に努め、宅地供給につなげてまいりたいと思います。

次に、こども園の担当部署が教育部門から福祉部門へ移ることによりどのような効果が現れるかについてであります。

本町の未就学児の保育等については、幼稚園と保育園において一体的に取り組むため、平成23年度から、保育園に関する事務を教育委員会への補助執行とし、幼稚園と保育園の連携を図り、小学校就学に向けた連携を図ってまいりました。

さらに、保護者の就労にかかわらず、一体的に受け入れ、教育保育を実施するために、令和2年度には全園こども園化を行ってまいりました。

令和4年度には、こども育成課からこども園及び児童福祉を所管するこども未来課に独立しており、このたび法令の趣旨にのっとった体制とするため、来年度から町長部局で所管するものであります。

最近では、児童福祉法の改正や、こども家庭庁の設置やこども基本法の制定による、こどもみんなが社会の実現に向けた取組などが始まってきております。

来年度からの体制により、母子保健と児童福祉の連携強化が更に進み、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援が充実され、包括的な支援ができるものと考えております。

次に、小山町の脱炭素に係る現在までの主な取組についてであります。

新エネルギーの利用を促進し、地球環境の保全及び省エネルギーの推進を図ることを目的とする取組として、住宅用太陽光発電システム及び住宅用太陽熱利用システムの設置に係る補助を行っており、平成22年度から現在までに416件の助成をまいりました。

小学生を対象とする脱炭素に関する環境学習として、湯船原地先の太陽光発電施設の見学・学習の継続実施のほか、毎年2校ずつ行っていた地球温暖化学習カリキュラムのアース・キッズチャレンジを、今年度から全学校に拡大しております。

その他にも行政としての脱炭素に係る取組として、公共施設における二酸化炭素の排出量を削減する公共施設エコ・アップ・プラン、小山町地球温暖化対策実行計画事務事業編を平成13年度から継続的に策定しております。本計画の取組として、公共施設への太陽光発電施設の設置や公用車の省エネルギー車への更新、公共施設の照明のLED化、空調機器の更新、通年のクールビズ・ウォームビズの実施、事務用品のグリーン購入など、行政事務から排出する二酸化炭素の削減に取り組んでおります。

次に、今後の取組についてであります。

現在策定中の第2次環境基本計画は、令和6年度から10年間の計画期間としておりますが、脱炭素に係る取組に重きを置き、総合的な地球温暖化対策、交通の脱炭素化、エネルギーの地産地消の3項目に分けて、27の取組を計画しており、来年度から運用を開始いたします。

この中から主な取組について御説明をいたします。

まず、脱炭素ロードマップの策定です。災害に対するレジリエンスの向上・持続可能で豊かな自然との共生などの実現に向けたロードマップの策定費用を令和6年度当初予算に計上し、再生可能エネルギーを活用した地域成長戦略について具体化してまいります。

また、現在の住宅用太陽光発電システム及び住宅用太陽熱利用システムの設置に係る補助制度を充実し、新たに蓄電池と電気自動車や燃料電池自動車、いわゆるクリーンエネルギー自動車を助成する対象に追加し、個人の事業者においてはクリーンエネルギー自動車の普及を促し、交通運輸部門からの二酸化炭素の排出量抑制を図ります。これに伴い、現在二つの道の駅に設置済みのEV車の充電スポットを、他の公共施設に増設するための検討を開始いたします。

続いて、公共施設から排出される二酸化炭素排出量削減のため、現在、健康福祉会館、須走小学校、金太郎森の発電所の3か所に設置している太陽光発電システムを、今後はPPA、いわゆる電力販売契約を含めた第三者モデルを活用し、総合文化会館をはじめ、複数の公共施設へ設置拡大することを検討してまいります。

ほかにも、さらなる公用車のEV化や公共施設の照明のLED化、新たな公共施設を建築する際にはゼロエネルギービルディング、いわゆる高断熱、省エネルギー化を検討し、導入してまいりたいと考えております。

これら脱炭素社会の実現に向けた取組・施策や事業の成果、進捗状況につきましては、広報紙

やホームページ等により、町民の皆様に分かりやすく情報発信してまいります。

最後に、脱炭素に係る技術は日々進化しております。多様な再生可能エネルギー及び新技術について、情報収集や調査を行うことにより、本町に適合するものについては積極的に導入を進め、国が提言する2030年までに町から排出される二酸化炭素排出量46%削減に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○11番（米山千晴君） ただいま御答弁いただいたうち、幾つか再度確認の意味を含めて再質問させていただきます。

まず、我が町の防災への取組の中で、令和6年度予算への反映する事業を幾つか御紹介いただきました。危機管理体制を築く小山町国土強靱化計画は、各分野での、いざ災害を生じた場合の備えを策定するわけですから、今回の能登半島地震での教訓をぜひ活かしていただきたいものでございます。

また、各種交付金を使った事業へは、毎年、自主防災組織の備えとなるものですので、必要とあれば年度途中であっても見直しを行うことも必要であると考えます。

さて、静岡県では、新年度予算の中で、地震・津波アクションプログラム2023への取組事業の一つの新規事業として、各家庭の感震ブレイカーの普及にブレイカー購入経費への補助金を創設することになりました。県が具体的な形で打ち出したことに対して、この制度への取組についてのお考えをお聞きいたします。

二つ目は、避難生活に各個人の準備する備蓄品についての説明がありましたが、これはごくごく標準的な備えの例であろうと思います。人の生活様式は多彩になり、細やかな対応が今後ますます必要であります。例えば、自主避難で集団生活での細やかな支援が必要の方や、自車での避難生活を選択される方、情報が行き届かない方もいらっしゃるでしょう。また、ペット避難への問題など、準備はされているのでしょうか。具体的な対応や取組を教えてください。

三つ目は、飲料水兼用耐震貯水槽の設置についてでございます。長期的な観点から検討してまいりますとの御答弁でありました。隣の御殿場市では、地下式でございますが、既に設置されております。小山町の取組が後手にならないように、いざというときに飲料水が足りませんとは言えないものですから、いかなる方策も取り入れるべきと考えるのですが、当局のお考えを再度お伺いいたします。

四つ目でございます。町の脱炭素への取組についてのうち、今後、公共施設から排出される二酸化炭素排出量削減のため、公共施設への太陽光発電システムの設置を今後PPA、いわゆる電力販売契約を含めた第三者モデルを活用し、設置拡大をすることを検討していくとの御答弁がございました。

第三者モデルには、PPAやリース、屋根貸しなどがあると思いますが、込山町長のマニフェストにもありますPPAモデルを活用した場合、太陽光発電システムの設置に係る費用負担を含

めたメリット、デメリットをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 米山議員の再質問にお答えいたします。

初めに、静岡県が進めております感震ブレイカー普及購入助成の制度についてでございます。

議員御案内のとおり、能登半島地震を受けまして、静岡県では、令和6年度当初予算に地震・津波対策等減災交付金の新しいメニューといたしまして、感震ブレイカーの設置補助が創設されようとしております。

感震ブレイカーは、停電復旧後の通電火災の防止に効果があることから、今後、本町でも県の動向に合わせまして、感震ブレイカーの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、避難生活に対する具体的な対応や取組についてであります。

災害時、多様な避難者への対応及びペット避難につきまして、過去にほかの議員の方からの質問によりお答えしている案件でもございますが、その中で、災害が発生した際、特に配慮が必要となる、障がいのある方や高齢者、妊産婦等要配慮者の方々につきましては、地区防災計画や災害時避難所運営資料におきまして、指定避難所内での専用スペースの確保、物資等の優先配給、生活支援等を行う対象でありまして、体制を準備しております。

また、ペットに対する避難所での受入れ体制につきましては、国及び県のガイドライン、県及び町の地域防災計画で、災害時のペット避難場所等における管理について飼い主が行うべきことを明記しており、これらを踏まえまして、町ではガイドラインのパンフレットを自主防災組織に配付しているほか、地域防災計画や災害時避難所運営資料では、指定避難所の全てにペットスペースを図示しております。

そして、災害情報等の伝達方針につきましては、町では同報無線での発信を主としており、現在、町内各戸、公共施設にデジタル戸別受信機の設置を進めているところです。さらに、同時に、公式LINE、ホームページ、テレビ等、様々なツールを用いて災害時に情報発信が途切れないうよう努めてまいります。

次に、飲料水兼耐震性貯水槽の設置についてであります。

当該貯水槽の有効性は十分理解はしているところでございますが、先ほど町長から答弁させていただきましたとおり、当該貯水槽の設置・維持管理には、水道施設に関わることや小型のものといえどもかなりの費用が必要となりますので、長期的な観点から検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 米山議員の再質問の四つ目にお答えいたします。

PPAとは、パワー・パーチェス・アグリーメント、日本語で電力販売契約の略称であります

が、施設所有者が提供する屋根や施設等のスペースにP P A事業者が太陽光発電システム設備を設置・所有・管理を行い、発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する方法となります。

例を挙げますと、役場本庁舎の屋根で太陽光発電P P A事業を行う場合、発電設備の設置や管理等はP P A事業者が行い、庁舎屋根で発電された再生可能エネルギー由来の電力を庁舎で使用できることになり、町は電力使用量に応じた電気料金をP P A事業者へ支払うこととなります。

メリットとしましては、設備費等の初期費用がかからず、設置事業者へ電気料金を支払うことで、再生可能エネルギー由来の電力を使用できることになり、二酸化炭素排出量を削減できることとなります。

デメリットとしましては、契約期間が長期間になるため、屋根の改修や建物の建て替え時に事業者との契約が足かせになることが想定されます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○11番（米山千晴君） 今回の能登半島地震で様々なことが明らかになる一方、対応できることは一足飛びとはいきません。日々の現実性のある想定を踏まえた訓練を通し、一人も残さない避難をするために、地域にも協力をいただけるよう、現在取り組んでいる防災情報や町民の皆様への最低限への備蓄品の備え、取り組むべきことなどを発信していただきたいものでございます。

また、小山町のこの先につなげる環境に対する施策には、今まで具体的な方針が見えにくいことが多く、今回の質問に自分も勉強し、脱炭素の考えをお伺いいたしました。

当局の進めているP P Aモデルについての現状の状況については、承知いたしました。実際に公共施設への太陽光発電システムの設置を検討する際には、P P Aモデルだけではなく、リースや屋根貸しなどを含めた第3者モデルの中で町にとって一番よい方法を検討していただき、他の取組と併せ、国が提言する2030年までに町から排出される二酸化炭素排出量46%削減の実現に向けて、積極的に取り組んでいただくことを切に願い、質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 会派町民本位の会を代表して質問をいたします。

我々の会派の名称を「町民本位の会」といたしましたのは、現在の小山町政は極端な町長が主役の行政が行われているのではないかと、本来あるべき町民の最大幸福の実現という視点が欠けているのではないかと、そういう現状認識ゆえに名づけたものであります。誠実に、町民の負託に

応えてまいりたいと考えております。

会派を代表しての初の質問でありますので、改めて、込山町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

具体的には、小山町の少子化と財政運営について質問をいたします。

最近、厚生労働省が発表した合計特殊出生率、簡単に言えば、一人の女性が一生の間に何人子どもを産むのかを示す数値でありますけれども、我が国は過去最低の1.20となってしまいました。人口の維持には2.07以上の出生率が必要なのですから、こうした人口減少は、国民の暮らしを維持するための諸課題に深刻な影響が出ることは必至であります。

ところが、これらの問題は、どこか遠い世界のような気がして、深刻さが浸透していないのが現状ではないでしょうか。

しかし、小山町の出生数を見ると、人口問題は今ここにある危機であると認識せざるを得ません。

小山町の出生数をたどると、2000年、平成12年には192人でした。町内の同級生が192人いたのですが、これが10年後の2010年、平成22年には157人となり、さらに10年後の2020年には94人と100人を割ってしまいました。さらに、2023年、令和5年には76人となり、この傾向が続くとすると、2025年、令和7年には五十五、六人程度となってしまいます。

小山町中で1学年2クラスでも余裕があるということになってしまいます。大げさでもなく、戦慄が走る思いであります。

人口問題に関しては、日本創成会議が2011年に消滅可能性都市というレポートを発表いたしました。静岡県でも11の市町が人口減少により消滅してしまう可能性があるとして指摘され、そのうちのひとつが小山町であったわけであります。

このレポートは出産適齢期の女性が住んでいる割合を根拠にしておりまして、残念ながら小山町も若い女性が住む割合が少ないので、消滅可能性都市となったわけであります。

人口減少問題にどう向き合うかという議論は、随分前から様々な場面で行われてきました。全国の町長さんの中には、町の将来の姿を突きつけられ、これからは何を造るかではなく何を壊すかだとの方針の下、ものづくりからソフト事業に重心を移した方もいました。

しかしながら、込山町長は、人口を増やすまちづくりを掲げて、宅地開発が必要だ、観光開発が必要だ、働く場が必要だ、新エネルギーの導入が必要だなどとして、100万都市でもちゅうちょするような全方位の大規模開発を進めてきました。

ですが、少子高齢化の流れを反転することはできませんでした。かえって強引な開発の過程においてコンプライアンスを欠く役場に、あざとい町という冠をいただくという副産物もついてきてしまいました。

込山町長は、小山町の人口、特に出生数を見て進めてこられた政策をどのように評価されるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、少子高齢化に対する小山町の今後の取組について伺います。

少子高齢化への対応については、地方制度調査会や骨太の方針などで議論されてきたところがありますが、約800万人いる我々団塊の世代が来年には全て75歳以上の後期高齢者となり、人口の4人に1人が後期高齢者となります。したがって、社会を支える人たちの負担をいかに軽減するかが主なテーマにならざるを得ないのであります。

まず、公共施設に係る議論であります。我が国の公共施設の過半が建設から40年を経ているが、維持管理をしっかりとって65年程度まで寿命を長くする必要がある。ところが、小中学校や道路、橋、水道、公園、文化会館などは維持管理費用にも不安が拭えない現実ではないでしょうか。

また、公務員も削減が避けられないんですが、住民サービスの維持継続ができるのかという課題もあります。

町長も私も団塊の世代でありまして、これまでの日本の繁栄を築いてきた世代なのであります。年を取ったら邪魔者では理不尽であります。これからの高齢者を支える世代、高齢者として支えられる世代の双方にとってウィンとなる政策、施策が必要になると考えるところですが、込山町長はいかにお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に、令和5年度の込山町長の事業の進め方と、小山町の財政事情についてです。

小山町は、棚頭地先に消防署を新設することになりましたが、建設費用の24億2,000万円は全額借金なのであります。町民の生活に欠かせない消防署を建設するのに1円の税金も用意していないのは驚きです。個人が家を建てようとするなら、2割程度の自己資金を用意するでしょう。

超少子高齢化が進む今、借金はなるべく減らし、後の世代の負担を少しでも減らすことが行政の取るべき方策ではありませんか。消防署の借金の返済計画はしっかりしているのでしょうか。24億円を全額借金で賄うというような財政運営では、町民は不安に思ってしまう。

また、令和6年度予算では、貯金の取崩しが令和5年度当初予算より8億円多い23億円にもなります。借金は去年より4億7,000万円多い18億円です。一方、町税収入の方は、2,000万円の増額しか見込めていないのです。

令和4年度に役場がまとめた長期財政計画では、普通建設事業をふるさと納税前の規模に抑えること、人件費を適正規模に抑えることなどの手当てをしなければ、令和9年度に財政破綻をするという見通しになっているのです。この見通しは、我が国有数の監査法人トーマツがまとめたものでありますので、科学的にも根拠があり、信頼できるものだというふうに思っております。

令和5年度の状況、あるいは令和6年度の予算では、建設事業費も職員の人件費も増やし、長期財政計画の指針の逆を歩んでいます。

この問題は、私が昨年役場の財政運営について疑問を投げかけましたが、その際の答弁として、公共施設の必要性については検証、再編成し、優先順位をつけて取り組むと答弁されております。温水プールについては、町長の政策提言の段階だ、これからの検討が必要だと発言されておりました。しかし、既に用地交渉もしていたという情報も出ております。

昨年6月の状況より財政運営が厳しくなっているのは明らかでしょう。小山町は、令和9年度の財政破綻は避けられるのでしょうか。もしそうなったときの責任についても伺います。

最後に、小山町長の再稼働についてです。

また、ものづくりに奔走し始めました。あったらうれしいねという類いの公共施設の新設計画が俎上に上がっています。

令和6年度の予算を見れば、財政調整基金から6億6,000万円、総合計画推進基金から8億8,000万円、教育振興基金から5億7,000万円など、多額の貯金を取り崩してやりくりしているのが現状ではありませんか。

消防署の新設に当たっては、建設費用24億円は100%借金なのです。町民の安全安心のために欠かせない公共施設であるのに、これに充てる税金を用意しておらず、全額借金というのは言語道断です。

この借金は、私たちの子どもや孫たちが背負うのです。その上で、なくても問題がない温水プールを造り、さらなる負担をかけようとする考えは理解できません。

それ以前に、子どもの安全安心に直結する小中学校などの教育施設の修繕は進んでいるのでしょうか。これまた町民の安全安心に直結する危険な橋の対策は進んでいるのでしょうか。

我々の後の世代、子や孫たちは超後期高齢者を肩車で支えることが宿命づけられているのです。彼らの負担を減らし、せめて心豊かな社会生活を送れるように環境を整えるのが、今の行政の義務ではないでしょうか。

「子育て教育100年の計」を小山町はキャッチフレーズにしていますが、100年後の話では、行政の真剣さも責任感も伝わってきません。今、行政に求められているのは、明日、来年、3年後、5年後、10年後の小山町の行く末を確かなものにするものではありませんか。公共施設の建設は、町民の税負担が長期にわたって必ず伴います。

これまで述べたように、少子高齢化の負の現象が、小山町においても具体的に見え始めてきてしまいました。

込山町長の政策も、後の世代への責任として、借金頼りのものづくりから、心を育てる人づくりへと重心を移すべきではないでしょうか。お考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 牧野議員にお答えをいたします。

初めに、人口増加策の現状についてであります。

平成27年に小山町人口ビジョンを策定いたしました。全国的に少子化の流れは速く、本町につきましても想定以上に人口減が続いてきているのは事実であります。

一方、この数年の人口動態を細かく見てみますと、転入転出による社会増減数は減少していることには変わりはありませんが、その減少者数は大きく改善されております。

具体的に申し上げますと、令和元年の社会増減の減少者数は323人であったのに対し、令和2年

は103人、令和3年は94人、令和4年は40人でありました。恐らく何の策も講じなければ減少者数は更に増えていたと想像されます。

平成26年度から始まりました宅地造成事業特別会計による宅地造成事業や、落合の地域優良賃貸住宅建設などの事業の効果が現れてきていると感じております。

また、先日公表されました国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口値によりますと、本町の2040年の推計人口は、5年前に公表された推計人口数に比べて、1,193人増えております。客観的な数値においても事業の効果が現れていると捉えております。

少子高齢化の流れはますます速くなると予想されますが、その流れを止める、あるいは少しでも遅くするために必要な施策を引き続き進めていこうと考えているところであります。

次に、公共施設の適切な管理やデジタル化の推進についてであります。

公共施設の老朽化対策は全国的な課題であり、本町においても重要な課題の一つであります。本町では、国が策定したインフラ長寿命化基本計画にのっとり、平成29年3月に小山町公共施設等総合管理計画を策定し、随時見直しを行ってきました。

さらに本計画に基づき、橋梁長寿命化修繕計画、町営住宅長寿命化計画、学校施設等長寿命化計画など、分野ごとの個別施設管理計画を策定しているところであります。全てとは申しませんが、これらの計画に基づく事業でない国庫補助金等の交付が受けられない仕組みとなっております。

公共施設の維持、修繕や統廃合等につきましては、本計画に基づいて必要な財源の確保に工夫をしながら進めてきてまいりました。

デジタル化に関しましては、令和3年9月施行の官民データ活用推進基本法で市町村の努力義務とされた計画であります。小山町DXガイドラインを令和4年3月に策定いたしました。具体的には、本計画に定められた行動計画に基づいて各分野で取り組んでおり、先日の当初予算補足説明においても、幾つかの事業を示したところであります。

本ガイドラインの基本方針である、町民視点のサービス、持続可能なまちづくり、スマート行政を常に意識し、今後とも取り組んでまいります。

次に、令和9年度までの財政状況についてであります。

議員御指摘の小山町長期行財政運営計画につきましては、私も昨年初めて読み、少なからず驚きました。しかし、担当者等からの説明を聞けば、要するに、何の対策も講じなければ令和9年度に基金がなくなるという単純な結論であると理解をしたところであります。

もちろん財政的な余裕があるとは申しませんが、町税をはじめとする歳入の増加、公民連携、いわゆるPPPの積極的な活用、適切な行政評価による事業の見直し、働き方改革を踏まえた定員計画など行政経営の全体のバランスを考えて、総合計画及びマニフェストに基づき事業を進めてまいります。

また、消防署建設につきましては、確かに議員御指摘のとおり、財源の大部分が地方債であり

ます。先ほどの公共施設の内容と関連しますが、政府は、平成24年の笹子トンネル事故を契機に公共施設老朽化対策に本格的に取り組んできており、新たな地方債が幾つか設けられました。

消防署建設につきましては、緊急防災・減災事業債を適用することといたしました。本地方債は充当率の上限は100%であり起債額の70%が地方交付税措置とされますので、いわゆる全ての借金である一般地方債と異なるものであると捉えているところであります。

最後に、温水プールについてであります。

この件につきましては、昨年の議会6月定例会の一般質問で牧野議員に答弁したとおりであり、建設を進める方針は変わっておりません。

しかし、議員御指摘のとおり、少くない事業費、供用してからの維持管理費等に対しましては、財源の確保や継続的な安定した収入などに相当の工夫をしなければならないと考えております。

現在、様々な方から御意見を聞いて、基本方針を検討しているところであります。事業の方法として決定したわけではありませんが、先ほど申し上げた有利な地方債の活用やPFIなど、公民連携の手法が現実的であると考えております。一言で公民連携といっても、幾つかの方法がありますので、どのような手法を採用するかを含めて、令和6年度に基本計画の策定を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目の人口減少問題についてであります。

今、込山町長の宅地造成事業や住宅建設により、減少幅が縮小されたとの答弁でございました。しかしながら、今回、社会人口問題研究所の見直しにより、小山町のように減少幅が縮小になった県下の市町は24ありまして、それらがいずれも大規模開発を展開してきて減少幅が縮小されたということではないと思いますので、ちょっと今の町長の答弁には素直にうなずけない面もございます。

しかしながら、私の質問の趣旨は、小山町でも生まれる子が1年に50人程度まで少子化が進んでしまっている現状から、小山町長の取ってきた政策や事業、具体的にはものづくり中心主義をどのように自己評価されるかでありますので、再度お尋ねをいたします。

2点目の超少子高齢化への対策として、公共施設の在り方及び住民サービスについてであります。

ただいま町長から、公共施設の老朽化対策は重要な課題であり、国が策定したインフラ長寿命化基本計画にのっとり、小山町公共施設等総合管理計画を策定している。細分化して、橋梁長寿命化修繕計画、町営住宅長寿命化計画、学校施設等長寿命化計画などを策定しているとの説明をいただきました。

そこで、公共施設長寿命化への取組の実績、具体的な取組についてお尋ねをいたします。

小山町が令和5年1月にまとめた橋梁長寿命化修繕計画では、町が管理する橋が183あり、手当てが必要な橋が50ある。これらについては、令和7年度までに修繕する方針だというふうにしております。その方向に向かって対応ができているのでしょうか。

北郷小学校では、今、長寿命化対策として修繕が行われておりますが、学校全体を見たときに、進捗具合はどうなっているのでしょうか。

公共施設の長寿命化については、国の超少子高齢化対策の一丁目一番地でもありますので、込山町長の公約にも増して大切に、重要視される施策だと思います。改めて、長寿命化対策についての位置づけについてお伺いいたします。

少子高齢化での住民サービスの最大のテーマは、デジタル化への取組だと思うところではありますが、町では小山町DXガイドラインを基本に進めるとのことであります。このテーマを議論するときに必ず触れなければならないのが、ユーザー、町民にとって便利かどうかであります。一般的には、世代間ギャップが大きい分野だと思います。町民視点のサービスを意識しているとのことでありますが、後期高齢者対策などの具体策として事業レベルでお考えがあれば説明をお願いいたします。

次に、小山町財政の現状についてであります。

1回目の質問で触れましたが、令和6年度予算で、財政調整基金から6億6,000万円、ふるさと納税の貯金から8億8,000万円を取り崩そうとしております。そうすると両基金とも残金は5億円程度になってしまうようであります。

つまり、令和7年度においては、6年度と同額の取崩しができなくなるということになります。そうすると町自身がまとめた長期財政計画でいう、ふるさと納税以前の建設事業費に戻さないと小山町は破綻するという警鐘も現実味を帯びてきているのだと思うのであります。

特に再稼働を唱えてからは、以前にも増して新規事業を機関銃のように連発しています。しかも、成果指標も設定しないという、制度設計が未熟なままにであります。

我が国は既に超少子高齢化社会に突入し、次の世代の負担軽減が至上命題となっているわけですが、町長の感覚が理解できません。

公共施設を増やせば、維持管理、大規模修繕がつきものになり、これからを担う世代の町民は、少子高齢化というハンディキャップに加えて、多額の借金を負わされることになります。

については、込山町長のものづくり主義を再考し、超少子高齢化時代を念頭に置いた公共施設の在り方及び小山町の財政運営について、改めてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 牧野議員の再質問のうち、最初の施策の評価、それから財政面については、私から答弁をいたします。

先ほどの町長答弁にもありましたように、数々の施策が人口減少を含めた課題への対応に、少

なからず効果があったことは事実と考えています。

例えば、宅地造成事業によりまして、具体的に、これまで89世帯が持家を持ったことになりま
すので、これは定住施策の成果であると思います。

また、本事業会計につきましては、これまでに1億円もの黒字を生んでおりますので、これも
財政的な効果が大きかったというふうに捉えています。

確かにハード事業を多く行ってまいりましたけれども、その中にはこども園の新設であるとか、
それから小中学校のトイレの洋式化、乾式化、床を乾く乾式化ですね。それから、あるいは子育て
支援センターの新設など、子育て環境、教育環境の充実も進めてきたと考えています。ちなみ
に、小学校の洋式トイレの洋式化の率は96.6%という数字でありまして、これは県内でも一番の
数字です。

少子化の波を止めることは大変難しいということは先ほどの答弁にもありましたが、行政経営
全体のバランスを考えながら、必要な施策は行っていく必要があるのではないかなと考えていま
す。

次に、財政面についてであります。

議員御指摘のとおり、基金の取崩し額、起債額が増加をしていることは事実であります。

まず、基金につきましては、一時的に残高が減ることはある程度やむを得ないと考えておりま
すけれども、現実的には財政調整基金について、令和6年度末の残高が標準財政規模の7.5%程度
と見込んでおりますので、予算執行におきましては細心の注意が必要であることはもちろん認識
をしておりますし、事業の優先順位等を検討する可能性もあることは想定して当たらなければい
けないと思っています。

起債につきましては、後年度負担と言いますけれども、例えば、これは世代間の負担の平準化
ということもあります。例えば、行政については受益者負担というのが原則でありますので、耐
用年数25年の施設を造った場合に、今現在納税をしている町民の負担が100%じゃなくて、25年、
30年にわたって受益を受ける方の負担も平準化する意味では、地方債というのは、財源の手当て
という意味もありますけれども、世代間の平準化という、また大きな目的もあると理解をしてい
ます。町長答弁にありましたように、いわゆる有利な起債という適用については、留意をしてい
く必要があると考えています。

議員御指摘のとおり、ふるさと納税によりまして、小山町規模の町としては、かなり大きい投
資的事業費をかけてまいりました。それによりまして、個々の事業の進捗が早まりまして、町税
が増収に転じたことも事実であります。例えば、令和4年度から令和5年度まで固定資産税が11%
も上昇したということは、なかなか他に例を見ないことではないかなと考えています。

繰り返しになりますが、今後は行政経営の全体バランスを考えていって、必要な施策を
進めていくことが大事であると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の再質問、私の方からは、2番目の公共施設の長寿命化について、その位置づけと進捗状況についてお答えさせていただきます。

町長の答弁でも申し上げたとおり、国のインフラ長寿命化基本計画にのっとり、また、小山町総合計画を上位計画とし、町は公共施設等総合管理計画を策定し、計画的、基本的な管理方針を定める計画と位置づけております。

次に、各施設の進捗状況について申し上げます。

橋梁の長寿命化の進捗状況につきましては、修繕を必要といたしました橋梁50橋は、令和5年度までに38橋の修繕工事が完了し、残り12橋のうち7橋の修繕工事を令和6年度に予定をしております。

また、学校施設に関しましては、令和2年に学校施設等長寿命化計画を策定しております。

現在実施しております北郷小学校が終了した後については、北郷中学校と須走中学校は新しいので、建築から40年程度経過しておるそういった施設から順番に長寿命化の改良事業に着手しなければならないと考えております。校舎の状況等を考慮しながら、順次計画の進捗を図ってまいりたいと考えております。

その他の公共施設の長寿命化については、総合文化会館やこども園なども、各個別施設管理計画によって進めております。

総合文化会館も、本年度ホワイエの天井の工事やLED化など、長寿命化計画に基づき改修等を行っているところであります。

その他の行政系の主な施設についてであります。役場本庁舎につきましては、おおむね10年後を目安に、建て替え、若しくは移転について検討するというものに基づき、今後検討を進めていくこととしております。

また、御存じのとおり、消防庁舎につきましては、小山消防署の新築を始めたところであります。

北郷支所につきましても、現在建て替えについて検討を進めております。その他、足柄、須走両支所におきましては、既に建て替え及びリニューアル工事を実施したところであります。

今後もの確に状況を把握するとともに、平準化・計画的に長寿命化を進めてまいりたいと考えております。

次に、三つ目の質問でございます。

デジタル化への取組が町民にとって便利であるか、町民視点のサービスについて具体策や事業レベルの取組についてお答えさせていただきます。

世代間ギャップへの取組といたしまして、高齢者を対象に、スマートフォンの基本操作や町公式LINEへの登録、デマンドバス予約アプリについて学ぶスマホ教室などを、令和3年度から継続して実施しております。

町では、行政改革の中でDXガイドラインの推進を図っておりまして、行政改革推進本部幹事会が中心となって、主に二つのテーマを定めて取り組んでおります。

一つ目は、行政手続のオンライン化であります。

住民にとって利便性の高い手続などを中心に、電子申請フォーム等を活用して、手続のオンライン化に取り組んでおります。特に今年度からは、学校体育施設の予約や鍵管理をオンライン化しております。

今後も押印見直しにより押印不要となった手続や電子申請フォームの機能強化によって、厳格な本人確認を要する手続、電子決済が伴う手続などについてオンライン化を進めてまいりたいと思っております。

二つ目は、窓口サービスのスマート化であります。

住民にとって分かりやすく、職員の負担軽減を図れる窓口の実現に向けて、担当職員がグループを組み、住民の視点で転出届や証明発行などの手続を体験する窓口利用体験調査を、昨年の10月に実施しました。それに基づきまして、現状の課題把握や理想の窓口の設定を行いました。来年度は、受付支援システムの導入に向けて検討を進めていきたいと考えております。

回答は以上になります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） ありがとうございます。今回の質問の趣旨は、繰り返しになりますけれども、小山町においても、超少子化が進んできているわけです。それと事業とのバランスが取れているかということで質問をしたわけでございます。

起債の世代間の公平化というものも、当然起債の目的としてはあるわけですがけれども、ただ、その世代間の分母となる部分が極端に減っておりますので、かつてのような理屈で起債というものを考えるわけにはいかないのではないかと思っております。そういった点については引き続き御検討いただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） 今回、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、1件目の質問に入ります。

1件目は、小山高校と町内中学校の連携型中高一貫教育制度の導入の考え方についてであります。

込山町長は、5年ほど以前に連携型中高一貫制度導入について積極的な考え方をしていました。

最近になりまして、小山高校の存続についての静岡県教育委員会の再編への動きもあり危機感がありまして、小山高校と町内中学校の連携型中高一貫教育制度の導入について、取組を込山町長がどのように考えているのかを伺いたく質問いたします。

小山町唯一の高校の小山高校は、昭和60年開校以来、今年で創立39年となり、現在まで大変地域と深い関わりを持ってきました。しかし、昨今の少子化の流れもあり、生徒数は年々減少しています。一番多くいました平成3年の小山高校全日制生徒数は、968名いましたが、今では1学年3クラスとなっていると聞いております。

私が調べた資料によりますと、このまま生徒数が減少しますと、静岡県教育委員会の県立高等学校第3次長期計画の方針では、1学年6から8学級が適正であるとされており、1学年4学級以下になるような生徒数の少なくなる学校を、発展的に将来を見据えた新構想高等学校への改編（再整備）を検討するとされています。

小山高校が将来、統廃合の対象校となる可能性が出てくることは、小山町にとっても大変危惧されるところであります。

この前、最近になりまして、静岡県教育委員会では、県立高校の在り方に係る協議会北駿地区の高校の再編も視野に入れた協議会を開催しています。小山高校は、小山町においても、高校生議会の開催協力やインターンシップ（職場体験）やボランティア活動なども行ってきております。せっかくこのようなよい高校が地元にあるのに、なかなか小山町の生徒が小山高校に進学しないというのは気になるところです。

そこで、県内でも連携型中高一貫校制度の取組をしている高校が県立で川根高校や松崎高校、そして佐久間高校の3校があると聞いております。

私が調べましたところ、連携型は、中学校と高校がそれぞれ独立しながら、緩やかに連携する形で、県立の高校と町立の中学校がそれぞれに独自の学校として運営でき、その上で高校と中学が様々な連携をするようであります。

小山町にせっかく県立の小山高校があり、町内に三つの中学校がありますので、4校を連携型中高一貫校として設置し、小山町の生徒たちが小山高校に行きやすくして、地域教育や若者の定住促進につながっていければと私は考えます。

いずれにいたしましても、県の方針は重たいもので、楽観するものではありません。将来の小山高校の存続に危機感を持つべきではないでしょうか。

込山町長は、マニフェストにも「子育て100年の計への挑戦」の中で連携型中高一貫校の設置をうたっていますので、このような連携型中高一貫校教育制度の取組を推進されてはどうでしょうか。

そこで、3点ほど質問いたします。

一つとして、込山町長は、今後、連携型中高一貫校制度への取組について、どのような考えを

推進しようと考えているのか、お伺いします。

2点目としまして、また、ぜひ小山町教育委員会としても積極的に連携型中高一貫校制度について取り組んでいただきたいが、教育長はどのような考えをお持ちでしょうか伺います。

3点目としまして、連携型中高一貫制度の仕組みについてのメリット、デメリットをどのように考えているのか、お伺いします。

続きまして、2件目の質問に入ります。

案件は、耕作放棄地等の今後の対応についてであります。

私は、以前にも耕作放棄地などの再生利活用について質問しましたが、現在でも耕作放棄地や遊休農地が多数見られることから、今まで利活用をどのようにし、今後どのような対応をされるのか質問したいと思います。

近年、耕作放棄地や遊休農地などの増加は、全国的に深刻な問題となっています。国や地方自治体や農業団体など耕作放棄地の活用に向けて様々な取組をしているとも伺っております。

小山町において、各地区を回ってみますと、耕作されていない農地が点々として見えます。耕作放棄地を放置しておきますと、土壌の質は悪化し、害虫や雑草が発生しやすくなるため、周囲の農地の作物にも被害が及んでしまうと思われまます。

一部、以前に下古城、大胡田地区では、基盤整備による遊休農地の解消に取組の実態がありましたが、近年目立った取組が見えてきません。

日本は、自給自足が不足で輸入に頼っている現状ですので、もっと耕作放棄地等の利活用に力を入れてほしいと思います。

現在、遊休農地を借りて耕作をしている農業団体や個人の方もおりますが、もっと行政や農業委員会などで目に見える活用方法を検討や協議すべきと思いますが、いかがでしょうか。

そこで4点ほど質問をします。

1点目は、小山町の調査で、現在、耕作放棄地や遊休農地等が全てでどのくらいあるのか、お伺いします。

2点目は、耕作放棄地等の解消や再生利活用に向けた具体的対策をどのように考えてきたのか、お伺いします。

3点目は、今まで耕作放棄地等の地主に対してどのような対応をしてきたのか、お伺いします。

4点目は、今後、農業の担い手が高齢化し、若者の農業離れも多くなっていくと思われまます現在、町として担い手不足の対応をどのように考えていくべきと思うのか、お伺いします。

以上、2件の質問であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

1番目の質問、小山高校と町内中学校の連携型中高一貫制度の導入の考え方については、私から一括、お答えさせていただきます。

初めに、連携型中高一貫校制度への取組について、どのような考えを推進しようと考えているのかについてであります。

先月には、北駿地区でも県立高等学校の在り方に係る地域協議会が設立され、出席してまいりましたが、小山高校の存続について私も強い危機感を持っているところであります。

現在、小山高校は全学年3クラスとなり、さらに小山高校の全校生徒に占める町内の中学校の出身者の割合は、19.8%となっております。

県教育委員会では、これまでの県立高校の統廃合を進めていく方針について、適正規模、適正配置の考え方として、1学年6から8学級で、定員が240人から320人を基本とすることなどの方針はあるものの、小規模校の存続も配慮することによって変わってきたところであり、そのためには特色ある学校づくりや地域との連携が不可欠であります。

小山高校は本町の宝であり、存続してもらうためには同校の魅力を更に高めることが必要であり、そのためには、町は全面的に協力、支援をしてまいります。

そこで、昨年11月6日に行われた第1回小山町総合教育会議において、私から連携型中高一貫校制度の取組について、提言をさせていただきました。

中高一貫校制度の導入の意義は、6・3・3制の学校体系を基本としながら、6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものであります。

中高一貫校制度の形としては、3種類に区分されます。

一つ目に、中等教育学校という形で、県内には該当はありませんが、中高の区分なく6年制の学校として設置するものであります。

二つ目に、併設型という形で、県内では3校、近くでは沼津市立高校のように中学を附属校として設置するものであります。

三つ目に、今回提案いたしました連携型という形で、県内では松崎高校、川根高校、浜松湖北高校佐久間分校の3校があり、中学校、高校の設置者はそれぞれそのまま連携するものであります。

総合教育会議では、教育委員から、中学校との連携の内容についての御質問や、小山高校の存続を希望する御意見などをいただきました。

教育長から、まずは小山高校の存続について教育委員会としても、できる限り協力していくこと、中学生の進路の自由を尊重する立場で取り組んでいくことを伺っております。

総合教育会議において、本制度について意見を交わし、今後の取組について確認させていただいたところであります。

連携型中高一貫校制度の導入は、町内中学校それぞれの校風や特色ある教育活動を尊重しつつ、地域課題をテーマとした授業カリキュラムの設定や、合同部活動の実施、本町と連携した海外との交流事業など、本町ならではの特色を活かすことができるのではないかと考えております。

総合教育会議の後の11月中旬には、町の企画部門と教育委員会事務局、中学校校長の代表で、

先進的に取り組んでいる松崎高校の視察に行ってくださいました。

そこで伺ってきたことを踏まえ、町内小中学校の校長会においても部会を立ち上げ、調査や検討を進めていただいているところであります。

さらに、小山高校と町内中学校との連携について、小山高校が中心となり、特色ある学校づくりに関することを具現化し、できるところから先行して取り組むための検討会が今月にも立ち上がる予定となっているところであります。

次に、メリット、デメリットをどのように考えるかについてであります。

メリットとしては、松崎高校の事例からも、部活動や授業の交流などを通じて、中学生と高校生がお互いに刺激を受け、意欲が増すことが挙げられます。また、中学生にとっては、小山高校をより身近に感じて、憧れを持ってもらえる機会が増え、進路の選択肢の一つとなることが期待されます。高校生にとっても、中学生と関わる中で小山町への愛着も高まっていくことが期待されます。

デメリットとして考えられることは、町外の中学校からの入学も可能であるという連携型中高一貫校の仕組みの理解が得られず、町外からの入学希望者が減ってしまうおそれがあるということです。このような誤ったイメージが先行していかないよう、先ほど申し上げた検討会を中心に、保護者や近隣市町への制度、仕組みへの周知について検討を進めていきたいと考えております。

中学生、高校生の年代が、積極的に社会参画などの活動ができる場をつくり、地域への愛着や認識を醸成していくことが、将来の小山町や地域の存続に重要であると考えます。その意味におきましても、連携型中高一貫校制度の導入に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、経済産業部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（大庭和広君） 耕作放棄地等の今後の対応についてのうち、初めに、本町における耕作放棄地等がどのくらいあるのかについてであります。

農業委員会では、毎年農地パトロールなどにより、農地の利用状況を調査しており、令和4年度の耕作放棄地などの面積は、町内の農地面積525ヘクタールのうち、約17ヘクタール、3%であります。

次に、耕作放棄地等の解消や再生利活用に向けた具体的対策についてであります。

町では、耕作放棄地再生アクションプランを作成し、削減目標を掲げ、耕作放棄地の再生や発生防止に取り組んでおります。

耕作放棄地などが発生する主な要因は、農地が不整形で小区画、栽培に必要な水利の確保が困難な土地、鳥獣被害の影響が大きいなど、営農条件の悪い農地であります。

そのため、本町では、農業従事者の生産効率の向上を図る考えから、農地の基盤整備を積極的に推進し、良好な営農条件を備えた農地の拡大に努めております。さらに、地域農業を支える認

定農業者には、農機具の更新費用の一部を補助することや、鳥獣による食害被害の対策、スマート農業に関する講習会の実施など、農業経営が継続できるよう支援しております。また、農業生産が困難な農地については、労力の軽減となるコスモスやレンゲなどの景観作物を植えることや、植林による農地利用の転換など、農地利用の新たな活用を検討する必要があると考えます。

次に、耕作放棄地等の地主に対しての対応についてであります。

農地パトロールにより、営農活動が行われていない農地については、農地利用最適化推進委員が中心となり、地権者に対し利用の意向を調査し、貸したい意向であれば、農地中間管理機構と連携し、地域の担い手や隣接の耕作者へ紹介を行うなど、農地のコーディネートに努めております。また、現況の農地が山林化しているなど、農地として再生が困難な土地については、所有者の同意の下、非農地化も進めております。

最後に、農業従事者の高齢化と若者の農業離れによる担い手不足の対応についてであります。

町では、新たに農業法人の誘致に取り組み、民間の持つノウハウを取り入れ、ビジネスとして成り立つ営農手法を研究、啓発することで、担い手の創出を図りたいと考えております。

また、昨年12月に、農地を所有している1,016世帯に対し、10年後の農地をどのように考えているのかを確認する意向調査を実施し、824世帯から回答をいただきました。

その調査結果では、今後10年間の農業経営に関する意向について、現状維持との回答が493世帯、60%いたものの、離農も含め規模縮小との回答が171世帯、21%でありました。また、後継者の有無については、後継者がいないとの回答が288世帯、35%、不明が103世帯、12%であり、今後も利用されない農地の増加が懸念される状況であることが分かりました。

そのため、町では、まずは地域ごとに地権者や部農会などの皆様と、地域農業の将来像について話し合いを進め、農地利用の姿を明確化する地域計画や目標地図を作成し、今後の持続可能な地域農業の一助となるよう、地域ぐるみで取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） それでは、再質問をさせていただきます。

1件目の連携型中高一貫教育制度についてですが、1点ほど再質問させていただきます。

やはり、小山高校の存続は絶対あるべきと思いますので、小山町の意欲が試されますので、静岡県教育委員会へも連携型中高一貫制度へのトップセールスをしてほしいと思いますので、その点の考えと、また、教育長からの回答がなかったので、教育長の中高一貫校について町内中学校も関係してきますので、取組についての考えを再度伺いたいと思います。

次に、2件目の耕作放棄地等の今後の対応についての再質問ですが、2点ほどお伺いします。

1点目は、遊休農地などの利活用に、私の考えですが、町内の休耕田等に、ヒマワリやスイセンなどの栽培をし、観光地化をしている市町村がありますが、そのような発想転換もすべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、耕作放棄地再生アクションプランを作成し、再生や発生防止に取り組んでいると申しますが、再三調査してきて、行政や農業委員会としても各種の農業基盤整備等などが努力していることは分かりますが、現実的にまだ耕作放棄地等が見られるので、もう少し努力が必要と思われませんが、今後の対応をどのように見える形の内容で進めていきたいのか、もう一度再質問いたします。

以上、再質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 私も小山高校の存続につきましては、大変重要なことだと、町にとっても重要なことだと、このように考えております。

先ほど答弁もいたしました。町内小中学校の校長会の部会や、小山高校が中心となって検討会などもこれからつくるということで、情報の共有を図りながら、静岡県教育委員会が立ち上げた北駿地区地域協議会が来年度も3回、これから開かれるという予定になっておりますので、この場においても積極的に小山町から小山高校の存続について御意見を申し上げていきたいと思っております。また、御提言のあったように、県知事、また県の教育委員会等についても、また時期を見て陳情に行きたいと、このように考えております。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） よろしくお願ひします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

小山町に高校があることは、町にとって誇りであり、また、実際に小山高校生と町、町民との交流の面からも、大変意義深いものであるというふうに思います。小山高生の活躍によって、町民が随分元気づけられていると思います。

小山高校の存続につきましては、教育委員会としては、できる限りの協力をしていきたいと思っております。特に、小山高校の持っている魅力が直接子どもたちに伝わるような連携、取組を進めていく必要があります。子どもたちから選ばれる学校であるように協力していきます。連携型中高一貫制度をそのような視点から捉えております。

同時に、中学校、それから中学生から考えますと、配慮しなければいけない点もございます。

これまで、町内三つの中学校が、それぞれ地域や伝統を踏まえながら、特色ある教育活動を行ってまいりました。これからもそれぞれの学校のよさを活かしながら進めていく必要があります。

また、保護者も子どもたち自身も、自らの進路や将来にそれぞれ希望や思いを持っており、それは大事にしていきたいと思っております。

先ほど町長から答弁がありましたように、早速来週には小山高校を中心とする検討会が開かれます。できることからということで、部活動や行事などの具体的な交流活動について話し合いを始めます。また、小山町校長会においても、検討部会を今立ち上げているところでございます。

これらの検討会を通して、中学校にとっても、それから小山高校にとっても、有益な形になりますよう、教育現場や小山高校の声を聞きながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 再質問にお答えいたします。

遊休農地の観光地化につきましては、耕作放棄地の減少に向けた一つの方法であるものと考えます。今後、地域計画を進めていく中で、地元の皆様の意見を伺いながら検討してまいります。

次に、今後のさらなる耕作放棄地の減少の対応についてであります。担い手の高齢化が進む中、着実な農地の継承と農業従事者の育成などは近々の課題であります。先ほどの答弁と重複いたしますが、令和6年度も引き続き、町内6地区で農地の基盤整備を積極的に実施し、優良農地の創出を推進してまいります。

また、来年度は、新たに地域おこし協力隊を活用した地域農業の活性化に取り組み、多様な担い手の育成を進め、耕作放棄地の縮減に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 質問ではございませんけど、連携型中高一貫制度について、小山高校の存続は大事なものでありますので、町一丸となって頑張っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） 通告に従いまして、一括質問一括答弁方式で2件について質問をいたします。

まず、1件目の質問です。

子どものインフルエンザ接種費用助成について。厚生労働省は、昨年9月上旬の第36週から新シーズンのインフルエンザの発生状況を公表しています。インフルエンザは、例年気温や湿度が低下する12月から4月に流行し、1月末から3月上旬にピークを迎えます。ところが、2023年から2024年シーズンは、既に夏頃から散発的に患者が報告され、第41週までの患者数は、既に昨年同時期の450倍にもなっています。直近10シーズンのうち最も多い2019年から2020年と比べても10倍近く多い状況です。幼稚園、学校などでは、休校や学級、学年閉鎖が相次ぎました。インフルエンザの年齢別罹患率は、全国的にも子どもが高く、約55%が14歳以下です。特に子どもが感染して一番困るのは、保護者が仕事を休み看護しなければならず、そこから家族全体に感染が広がり、集団生活の場であるこども園や学校で感染拡大することです。

そういった意味では、子どもの感染は、大人より周りに及ぼす影響は多いと言えます。

また、感染者が小児の場合、急性脳炎や肺炎などを合併することもあり、インフルエンザ脳症にかかると命の危険にも及びます。大人に比べ免疫力が低いことが原因ですが、予防として、小

まめな手洗い、うがいとともに、ワクチン接種を日本感染症学会も推奨しています。ワクチンは、6か月から13歳未満までは十分な免疫を得られないため2回接種、13歳以上は1回となっています。費用は病院によって異なりますが、4,000円前後、我が家も毎年3人の子どもに接種していましたが、1回4,000円の計算でも、12歳までは1人8,000円、合計で2万4,000円、大変な出費となり、接種費用の捻出に苦労しました。子ども2人でも1万6,000円、お子様の多い家庭では、費用の面で接種を断念される方も多いかと思われます。接種はあくまでも任意であり、強制ではありません。また、現行の子どもインフルエンザ予防接種は、高齢者の定期接種と異なり、平成6年の予防接種法改正により、法定接種から任意接種になっております。接種すればインフルエンザにかからないというものでもありません。しかし、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされ、研究結果でもその効果は認められています。

話は変わりますが、1月に淑徳大学矢尾坂教授を迎えての地域創生戦略フォーラムが開催されました。地域づくりの鍵は、子ども・若者施策と考えられ、その充実が地域の新たな活力や魅力を生み出すとともに、移住定住の促進にもつながっていくとのお話は、大変に興味深く、大きなヒントになりました。

その例として、兵庫県明石市は、子育て支援に注力し、おむつ代の無償化をはじめ、五つの無償化で、10年間で1万3,600人の人口増、また、合計特殊出生率も1.50から1.65まで上がっています。

我が町の展望として、町長が所信表明の中で、小山町を元気にするという事は、すなわち子育て教育、言い換えれば、未来に投資することであるとのお言葉に大変に感銘を受けました。

小山町におきましても、子育て支援は充実しており、若いお母さん世代から、子育てしやすい町とお声を耳にすることが多く、大変にありがたく思います。恵まれた環境の中で、未来を担いゆく子どもたちが健やかに成長することが何よりの願いです。

以上、子育て施策の充実といった観点からも、その一環としてお子様のいる家庭の負担を軽くし、また大切な子どもたちを1人でも多く感染症から守る意味で、子ども、具体的には接種可能な生後6か月から18歳までのワクチン接種費用の助成が必要と考えます。

以上の内容につきまして、以下の質問をいたします。

まず、1点目、町のインフルエンザ感染対策について伺います。

2点目、町としてインフルエンザ予防接種の啓発はどのように行われましたか。

3点目、今シーズン、小山町内のこども園、小中学校のインフルエンザ罹患者数、学級、学年閉鎖、休校の状況を伺います。

4点目、過去3年間で、感染予防のためにインフルエンザワクチンを接種した子どもの人数を伺います。

5点目、ワクチン接種をしなかった子どもについて、どのような理由があったと予想されます

でしょうか。

次に、2件目の質問です。

男女共同参画の視点からの防災。男女共同参画局が令和2年5月に決定した、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項のガイドラインの中には、幾つかの基本方針が示されています。平常時からの男女共同参画の推進が防災復興の基盤となる、女性は防災・復興の主體的な担い手である、災害から受けるニーズや男女の違いに配慮する、男女の人権を尊重して安全・安心を確保する等とあります。

東日本大震災以降、地域の実情に即した災害対策全般の基本的な計画である地方防災計画を作成する地方防災会議の委員に、多くの女性が登用されるようになりました。

一例を挙げれば、都道府県防災会議における女性議員の割合は、2011年の3.6%から2020年16.1%と4倍以上に上昇しています。ですが、実際に能登半島地震をはじめとする近年起きた災害で、特に避難所運営においては、育児、介護、女性用品の不足、プライバシーや衛生の問題、不眠、婦人科系の疾患、DV、性暴力など、様々な被災した女性の課題が浮かび上がっています。こういった課題が現実の結果として現れた一例として、熊本地震におけるエコノミークラス症候群の入院患者の77%が女性だったということが、県への調査結果で明らかになっています。

内閣府の資料の中には、災害時の防災分野における男女共同参画の必要性について、性別により被災時の影響も異なり、特に女性には女性特有の支援が必要であり、抱える問題も多い。さらに、避難所運営において女性の声が届きにくい現状があるとの報告があります。

跡見学園女子大学の鍵屋一氏は、著書の中で、地方防災会議への女性の登用は進んでいるが、もっと高みを望みたい。防災対策を決定する行政組織の多くは、男性が大多数を占め、硬直化している。一方、高齢者や障がい者、乳幼児と関わり、地域で福祉を支えているのは女性だ。こうした現場を肌感覚で知っている女性の役割を大きくすることが、柔軟で効果的な防災対策の鍵を握ると述べています。

このように、防災における男女共同参画の大きな流れの中で、我が小山町も令和5年3月に行った小山町防災会議における防災計画の中には、自主防災組織の育成として、女性の参画の促進に努め、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や防災委員、役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。また、町は自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。とあります。

現在、小山町の自主防災組織は、令和5年4月1日現在40地区、317名中、女性は24名で7.57%、女性が1人でも参画している地区は18地区、女性不在の地区は22地区です。半分以上の地区で女性不在となっております。また、小山町防災会議の委員は、28名中、女性は1名で、3割には程遠い状況です。いつ起こるかもしれない災害に備えて自主防災組織へ女性の視点での意見、要望

を広く反映させるべく、今こそ全自主防災組織の中に1名以上の女性、また、防災会議委員にもせめて1割、まずは3名以上の委員を登用すべきと考えます。

これらに関し、以下の質問をいたします。

現在40地区の自主防災組織の中で、どのような活動が行われていますでしょうか。

2点目として、定期的に行われている研修会について、その内容と参加状況について伺います。

3点目、女性が参画している自主防災組織の中で、女性の意見や要望は反映されていますでしょうか。

4点目、自主防災組織や防災会議に女性が参画できるよう、どのような働きかけや工夫をされていますでしょうか。

5点目、町内の女性防災士の人数を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 石原議員にお答えいたします。

初めに、子どものインフルエンザ接種費助成についてのうち、町のインフルエンザ感染対策についてです。

新型コロナウイルス感染症が世界的な感染拡大をしたことから、あらゆるところで日常的に積極的に感染症対策が実施されております。

町においても、手洗い、うがいをすること、3密を避けること、室内では十分に換気すること、マスクを着用することなどの感染対策を広報紙等を通じて周知し、実践をしていただいております。

今年度は、新型コロナウイルスの感染が多少落ち着く傾向が見られる中、ここ数年感染が少なかったインフルエンザの罹患者が秋以降に急に増加したことから、広報おやまにインフルエンザの増加に対する注意喚起を促す記載や、御殿場保健所管内の感染者数が県が規定した感染拡大警報レベルを超えた場合に、無線放送で予防を促すなどの啓発を町民に行っています。

併せて、公共施設にアルコール消毒液を設置したり、インフルエンザ予防の啓発ポスターを掲示して、来訪者に注意を喚起しています。

また、町のイベントや集まりなどにおいても、必要に応じてマスクの着用や換気などの感染対策を徹底するとともに、携わる職員の日常的な健康観察も行っております。

次に、インフルエンザの予防接種の啓発についてです。

御質問にもありましたが、小児のインフルエンザの予防接種は、平成6年に予防接種法の対象から除外され、定期接種から個人の希望で接種する任意接種に位置づけられています。

子どもの予防接種は任意接種であるため、町からの啓発はしていませんが、接種費用についても全額自己負担であること、感染を完全に阻止する効果は望めないが重症化予防になることを踏まえ、保護者等から相談があれば、かかりつけ医への相談を勧めております。

65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種については、努力義務のない、自らの意思と責任で接種を行う定期接種のB類疾病に分類されています。高齢者がインフルエンザに罹患すると重症化しやすいことから、町では65歳以上の全員及び60歳から64歳の一定の障がいのある方に対し、予診票と接種を判断するための説明書類や、自己負担金1,000円で接種できることなどを記載した書類を個別に郵送しております。また、高齢者の予防接種については、町の保健事業予定表に掲載を行い、町民に啓発をしているところであります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 私からは3番目から5番目の御質問について、お答えいたします。

初めに、今シーズンの小山町内のこども園、小中学校のインフルエンザ罹患患者数、学級、学年閉鎖、休校の状況についてお答えします。

まず、今シーズン、令和5年9月から令和6年2月14日現在のこども園の状況であります。罹患患者数は全体で162人、クラス閉鎖は6クラス、学年閉鎖、休園についての該当はありませんでした。

次に、小学校であります。罹患患者数は全体で415人、学級閉鎖6学級、学年閉鎖は11回、休校については該当ありませんでした。

中学校につきましては、罹患患者数は全体で89人、学級閉鎖は該当なし、学年閉鎖が1回、休校につきましては該当はありませんでした。

なお、小中学校に関しましては、いずれも学習指導要領で定められている授業時間を下回る等の影響はありません。

次に、過去3年間で感染予防のためにインフルエンザワクチンを接種した子どもの人数についてですが、先ほどの答弁にもありましたが、ワクチン接種が任意でありますことから、町としては把握をしておりません。

次に、ワクチン接種をしなかった子どもについて、どのような理由があったと予想されるかにつきましては、家庭の考え方や事情によって理由は様々であると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（高村良文君） 私からは、男女共同参画の視点からの防災につきまして、お答えいたします。

初めに、40地区の自主防災組織ではどのような活動が行われているかについてであります。

現在、町内各地区に整備されております自主防災会では、6月の水防訓練、9月の総合防災訓練、12月の地域防災訓練において、避難所の運営や災害時情報伝達等を学んでいただくほか、要支援者の避難支援、防災資機材の備蓄など、年間を通して地区ごとの防災活動に取り組んでいただいております。

次に、定期的に行われている研修会について、その内容と参加状況についてであります。

町では、自主防災会や防災士を対象に、防災組織リーダーとして能力を発揮していただくため、防災に必要な知識・技能を講習する自主防災組織リーダー研修会を11月に実施しております。

今年度も、小山消防署の協力を得まして、AED使用法、応急担架、消火器操作、無線機操作、静岡県防災アプリの使用法等を学んでいただきました。各自主防災会2人以上の参加を依頼しており、72名が参加をいたしました。また、2月には視察研修といたしまして、各自主防災会より17名が東京消防庁の本所防災館を訪問し、自然災害コースを体験いたしました。その他、年間を通じまして、職員による出前講座を開催しております。

次に、女性が参画している自主防災組織で、女性の意見や要望は反映されているかについてであります。

町では、これまで自主防災会に対しまして、女性に限定いたしました意見や要望等の聴取を行ったことがないことから、今後は状況を把握しまして、それぞれの地区に応じたよりよい防災活動をしていただけるように支援してまいります。

次に、自主防災組織や防災会議に女性が参画できるようにどのような働きかけをしているかについてです。また、女性が参画できない理由は何であるかについてでございます。

毎年3月末に、各自主防災会に、次年度の自主防災組織編成表の提出をお願いしております。通知文には、女性の役員参加の依頼を明記しております。

町の自主防災会長は、区長が兼務する区が多く、令和5年度の自主防災会長は全員男性であり、副会長等の役職もほとんどが男性であります。

防災会議委員は、小山町防災会議条例で委員構成を定めておりまして、職で指定する充て職や指定された職の長を務める人のほとんどが男性であるため、女性委員が少ない現状となっております。今後は、防災会議委員の女性委員登用の区分を増やす工夫をしてまいります。

議員御指摘のとおり、自主防災会や防災会議員に女性の役職数が少ない状況ではありますが、女性の防災士や、役職になくても地域で防災活動に携わる女性は多いと認識しております。

自主防災会が平時より、男女を問わず誰もが意見を言える組織であるように、町民の皆さんが防災を学び、知識や意識を共有できる場を提供してまいります。

次に、町内の女性防災士の人数であります。現在、小山町防災士連絡会の会員数は97名で、そのうち女性は18名です。なお、女性防災士につきましては、女性防災リーダー研修等への参加や、中学校防災教室、防災訓練での支援等、地域防災指導者として多大なる御協力をいただいております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時57分 休憩

午後2時07分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番 石原和美君、再質問はありませんか。

○1 番（石原和美君） まず、子どもインフルエンザ予防接種費用助成について伺います。

小学生の罹患率が高く、町内小学生全体人数885人中415人の罹患者ですので、46.9%、5割に近い状況です。学習指導要領で定められている授業時間を下回ることにはなかったにしても、学級閉鎖、学年閉鎖がかなり多く、予防接種によって発症、重症化を防ぐことが重要と考えます。

また、ワクチンを接種しなかった理由について、家庭の考えや事情によるとの御答弁でしたが、考えとは、必要性を感じない、又は接種させたくない等であり、事情のほとんどは、経済的負担が多くを占めるのではないのでしょうか。生活費、教育費と出費がかさむ子育て世代への支援として、助成は必要と考えます。

試算として、12歳まで2回接種、それ以降は1回、接種率は統計でおおよそ4割とのことですので、概算ですが、1回1,000円の助成で165万円程度、2,000円の助成で330万円程度となります。あくまでも仮定の段階ですが、制度的な面や予算的な面でも可能ではないかと思いますが、見解を伺います。

また、男女共同参画の視点からの防災について、まず1点目、自主防災会の中で、特に今まで女性に限定した意見や要望等の聴取を行ったことがないとのことでした。自主防災組織は、どちらかといえば、まだまだ男性が中心です。そんな中で、やはり女性の視点から、日頃の防災活動の中で何が必要なのか、また、災害時、避難生活の中でどのような問題が想定されるのか等、意見交換、問題提起、そして改善に向けて具体的な実践につなげていく女性のネットワークをつくるのが、男女共同参画の視点からも今こそ必要ではないのでしょうか。

まずは、女性消防団や女性防災士等、防災に関わっている方々で集まる機会を設けていただき、そこを核として大きくその輪が広がっていったときに、おのずと自主防災会にも女性が増えていくと思います。この件に関しての御意見を伺います。

2点目としまして、小山町防災会議は、条例で定められた方で委員が構成され、現在、女性は、連合婦人会長のみです。その連合婦人会もこの3月解散となり、充て職や指定された職の長ですと男性に限定され、女性の参加者は0になってしまいます。ぜひ条例改正をしていただき、女性消防団や女性防災士、また自主防災組織の中の女性等、最低2名から3名の女性委員を構成員として正式に加えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 石原議員の再質問にお答えいたします。

子どものインフルエンザ予防接種については、先ほどの回答と重複しますが、過去において、学校で集団接種が行われていたものの、その有効性や副反応などの安全性の課題から、平成6年に予防接種法の対象から除外され、任意接種となった経緯がございます。

一方、インフルエンザにかかった場合、予防接種を受けている方は軽症で治りも早いと言われ、

一定の効果が認められており、子どもの予防接種費用を助成している自治体があることも承知をしております。

これらを踏まえますと、子どものインフルエンザ予防接種費用に対する助成の実施の可否につきましては、町の財政状況や子育て世帯への経済的な支援だけでなく、その有効性や安全性などの観点も踏まえることが必要であり、国や他の自治体の動向や情報に注視し、御殿場市医師会側とも協議して検討をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 石原議員の再質問にお答えいたします。

初めに、防災に関わる女性のネットワークについてです。

町内で防災活動に携わる女性は、消防団や防災士連絡会等におり、それぞれの組織で活躍をされております。議員御指摘のとおり、このような方々が集まる機会がこれまでになかったため、まずは皆さんの意向をお聞きして、意見交換会等の開催について検討いたします。減災・防災活動において、女性が活躍できるように町は支援してまいります。

次に、防災会議委員に女性を正式に加えることについてですが、令和6年度から3人程度を構成員とするために、現在各機関と調整を行っております。まずは、女性委員の増員を目指し、条例改正については、状況を見ながら必要に応じて行ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（石原和美君） まず、子どもインフルエンザ予防接種費用助成について、再々質問させていただきます。

2021年、英国科学雑誌に掲載された山梨大学の研究結果では、約10万人の子どもを対象にワクチンの効果を測定したところ、1.5歳で21%、2歳で27%、3歳で31%発症リスクを下げたと報告され、これらは統計学的にも有意な結果とされています。

お隣の御殿場市では、子どもインフルエンザ予防接種助成費用が、新たに令和6年度の予算に計上されています。対象年齢、助成費用は自治体によって異なりますが、静岡県内では、市ではおよそ3分の1、12ある町では既に八つの町が実施、助成制度がないのは小山町を含む4町のみです。

子育て施策の一環として、この助成においても他の市町に後れを取ることなく実施すべきであると考えます。さらに、2024年、2025年シーズンに間に合うように予算に計上すべきと考えますが、いかがでしょうか。

男女共同参画の視点からの防災におきまして、2点質問をいたします。

まず、1点目、各種団体や地域の状況も変化していきます。防災会議の構成員の中に永続的に女性の枠を確保するには、条例改正が必須であります。ぜひそこを目指していただきたいと思います。

ますが、いかがでしょうか。

2点目としまして、自主防災組織への男女共同参画については、平成26年に池谷洋子議員が一般質問しており、その中で、当時の危機管理監は、自主防災リーダーの教育については、今これが一番の課題であり、この女性リーダーを誰か強い意志を持って先導していただくような、そういう女性リーダーをつくるのがまずは先決ですと答弁しています。

富士市では、一人の女性消防団員が、地域に女性の防災に関わる団体がなく、ばらばらに点在している防災や災害支援に関心のある女性を一つの線にしたいという考えから、去年の3月11日に3人のメンバーで富士女性災害支援ネットを立ち上げました。中心者の方から直接お話を伺いましたが、LINEで情報共有、また連絡を取り合い、様々なイベントを開催し、1年たった今、メンバーは3人から10人に拡大しているそうです。大河の流れも一滴のしずくから、まず中心となる核が出来上がれば、おのずとその輪は大きくなると確信いたします。

ぜひ小山町でもそのような女性のネットワークができれば、男女共同参画の視点からも大きな成果へとつながるのではないのでしょうか。そのネットワーク構築に向けては、ぜひとも後押し、サポートをお願いしたいところです。この点についてのお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 石原議員の再々質問にお答えいたします。

繰り返すとはなりますが、国や他の地方自治体の動向及び情報を踏まえまして、御殿場市医師会と協議して検討をしております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 再々質問にお答えいたします。

防災会議委員につきまして、現在、委員になっていただくために調整を行っている女性の中には、既に条例の構成員の条項にある機関に携わる方もいらっしゃいます。先ほどもお答えいたしました。まずは女性委員の増数を行い、条例の改正については、必要に応じて行ってきたいと思います。

次に、ネットワークの構築へのサポートについてです。

いつ発生するか分からない災害に対して、日頃からの減災・防災対策は大変重要です。女性のネットワークをつくりたいという声が上がった際は、その輪が広がっていくように、防災の知識や意識を共有できる場を提供するなど、サポートをしております。

以上であります。

○1番（石原和美君） 以上で質問を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式で一般質問を行います。

題名は、地域おこし協力隊の活動についてであります。

地域おこし協力隊は、都市部から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組で、隊員は各自治体の委嘱を受け、任期は3年以下となっております。また、総務省では、経費に対して、隊員1人当たり480万円を上限として財政措置を行っております。

令和4年度で6,447名の隊員が全国で活動しており、総務省では令和8年度までに1万名とする目標を掲げてこの取組を更に推進しています。

そこで、次の点を伺います。

一つ目、小山町では、今年度8月より2名の方が地域おこし協力隊として委嘱されていますが、本年度の実績について伺います。

2点目、更に地域おこし協力隊を委嘱して、小山町の発展につなげることを具体的に考えているのか。また、どのような分野での活動が必要だと考えているのか伺います。

3点目、地域おこし協力隊の定住定着を図る取組も含まれています。総務省の資料では、任期終了後、65%が同じ地域に定住しているとのこと。定住定着するために今後の仕事を考える必要が出てきます。小山町に定住してもらうために、その点はどのように考えているのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 室伏議員の御質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊の活動についてのうち、初めに、同協力隊員お二人の活動実績についてであります。

お二人の隊員は、主に富士箱根トレイル事業とクアオルト健康ウォーキング事業を推進するコーディネーターとして活動なさっております。

トレイル事業では、トレイル推進協議会の事務局業務やルートの日常的な巡視、保全活動を行われ、ハイカーが安全・安心に利用できる環境整備に取り組まれております。

健康ウォーキング事業では、ウォーキング実践指導者委員会の事務局運営に携わり、定例のウォーキングに加え、水かけ菜摘みやヨガ体験等のイベントと同時開催するアクティビティウォークや和ハーブロードを活用したプラスワンウォークを運営するなど、参加者の増加を図る企画に取り組まれております。

本年度は特に、観光協会や商工会をはじめ、町内外の観光関係事業者とのネットワーク構築に努められ、足柄古道を特集したガイドブック作成・散策ツアーの実施や、豊門公園でのマルシェの企画など、協力隊による客観的な目線で地域資源の発掘や魅力発信に取り組まれました。

このように、協力隊が専属的に関わっていただくことで、各事業の事務局機能が強化され、関係事業者等との連携が図られ、事業の質を高める効果が出ていると考えております。

今後も協力隊の活動を通じて、更に各種事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、更に協力隊の新委員の委嘱を考えているのか、またその場合、どのような分野での活動が必要と考えているのかについてであります。

地域おこし協力隊制度は、地方における地域活性化の人材確保や地域の魅力向上の面で、大変有用な制度であります。本町におきましても、隊員の活動を通じて地域活性化を図りたいと考え、前述のとおり、お二人の隊員に活動していただいております。

今後も、協力隊の別分野での活躍を期待しており、令和6年度、新たに農業分野でお一人、林業分野でお二人、計3人の募集を計画し、当初予算に計上をいたしました。

それ以降も、様々な分野で協力隊に活躍していただける場面や事業があると予測しておりますが、募集する分野は、今後の事業状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、退任後の隊員の方に本町に定住定着していただくための仕事についてであります。

任期が終了した隊員の定住定着には、議員御指摘のとおり、生活が成り立つ仕事が必要であります。現在、本町が委嘱した隊員は、町の会計年度任用職員ではなく、町との雇用関係を持たない方式を取っておりますので、町が委託した業務に支障がない範囲で、柔軟に副業や起業することが可能であります。隊員の皆様には、任期中に本町での活動や生活をしながら将来設計を進めていただき、町は、退任後も本町に定着していただけるよう、就労や住民との交流促進などの支援を行い、安心して活動できる環境づくりに努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 再質問を5点ほどさせていただきます。

イベントを開催し、どのように広報をしてどれくらいの参加者があったのか。参加された方の評価はどうだったのか伺います。

二つ目、任期満了後に町に定住するかどうかが、地域の活性化感に最も直結すると考えます。志願者のキャリアだけでなく、どのような志望動機を持った人材に来てほしいと考えていますか伺います。

3点目、隊員の潜在力を引き出し活躍してもらうためには、地域に仲間として受け入れる姿勢が大切です。地域と行政と隊員とのチームづくりが必要です。隊員がどのような活動をし、成果・仕事ぶりを地域の方々に正しく理解してもらう必要があります。町としてどのようなサポート体制を考えるのか伺います。

四つ目、隊員の住まいですが、賃貸アパートに住んでもらっていても、普通に住んでいるだけでは地域の方と交流する機会は少ないはずで、空き家を活用した方が地域の方とコミュニケーションを図れると思いますが、町はどのように考えますか。

5点目、柔軟に副業や起業ができる雇用体制とお答えがありましたが、任期満了後は生活が成り立たなければ定住は難しいはずで、隊員個人に任せるのではなく、この1年間町は具体的に

どのような支援を行いましたか。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光交流課長（湯山浩二君） 再質問のうち、1点目と5点目について、私からお答えいたします。

1点目のクアオルト健康ウォーキングイベントの広報につきましては、無線放送をはじめ、各戸回覧、広報おやま及びLINEを活用して広く周知を図りました。

定例型に加え、プラスワンイベントやアクティビティウォークを実施したことにより、参加者は、昨年度の270人から、本年度は2月末現在ですが、330人まで増加しております。これらの体験型イベントを加えたことで、家族連れでも楽しめるようになったというような意見をいただいております。

次に、5点目の隊員への支援ですが、町では、採用支援業務を委託しました事業者とともに、着任後のサポート業務を行っており、隊員が相談や助言を受けられるような環境を整えております。

具体的には、毎月1回、日々の活動や任期満了後の生活を見据えたアドバイスなどを行っております。また、活動を通じて地域の実情や魅力を知っていただくため、隊員が自由な発想で柔軟に活用できるような体制をつくっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 再質問のうち、残りの2点目から4点目についてお答えいたします。

2点目のどのような志望動機を持った人材に来てほしいかについて、今後募集する分野や地域課題の内容によって必要な人物像は変化すると思いますので一概には申し上げられませんが、任期が満了した後も本町に住むことを視野に入れつつ、任期中は隊員としての役割を發揮したいという意欲や情熱がある方が望ましいと考えます。任期終了後に定住していただけるかどうかは本人次第ではありますが、任期中に定着を意識していただけるよう、地域との関係性が深まるサポートができればと考えております。

3点目の地域の仲間として隊員を受け入れるためにどのようなサポート体制を考えているのかについて、隊員が活動しやすくするためには、周囲の理解や関係性を深めることが求められますので、業務担当課では関連団体との橋渡しや業務遂行の相談に乗り、また、取りまとめ課となるおやまで暮らそう課では、隊員との対話の機会を設け、困り事などの相談ができるようにしていきます。また、今年1月末に、現役隊員やOB・OGで構成する静岡県地域おこし協力隊ネットワークが設立し、県内の市町はオブザーバーとして参加しておりますので、他市町との情報交換などを通じて隊員が前向きになれるような環境づくりに努めてまいります。

最後に、隊員の住まいとして空き家を活用することについて、隊員が普段の生活においても、集落に溶け込むようなライフスタイルを望むのであれば、それに応えられるよう物件探しのお手伝いができるかと思っておりますので、隊員との対話の機会などを通じて要望を伺い、有意義な活動につながるよう支援してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 再々質問を3点ほどさせていただきます。

一つ目、隊員が普段の生活においても、集落に溶け込むようなライフスタイルを望むのであれば、それに応じられるよう物件探しの手伝いができると思っておりますのでこのことですが、採用受入れ時点で戸建ての建物を用意しておいて、そこで地域の方と交流をしていただいたり、活動させたりした方がよいのではないかと。志のある隊員の任務として当然だと思いますが、その点を伺います。

二つ目、町では、採用支援業務を委託した事業者とともに、着任後のサポート業務を行っており、隊員が相談や助言を受けられるような環境を整えているとのことですが、サポートが実際にあったのか。また、隊員からの相談・助言があったのか伺います。

3点目、日々の活動や任期満了後の生活を見据えたアドバイスなどを行っているとのことですが、実際にどのようなアドバイスをしたのか伺います。今活動されている隊員は、小山町に対してどのように魅力を感じているのか、現時点ではどのように思われているのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 再々質問のうち1点目の隊員に戸建て住宅を用意し、地域で交流しながら活動をしていただくことについて、お答えいたします。

地域おこし協力隊にどのような活動をしてもらいたいかによって、その受入れ準備として、戸建て住宅を用意するといったこともあると考えます。

例えば、一定の集落の中で、隊員の力を借りて地域産業の活性化に取り組んでいただくといったような必要性や、地域からの要請などがあれば、募集の段階で活動内容と居住場所を明確に示すことで、地域が必要とする隊員獲得につながると思っておりますので、今後、町内各地を見渡しながら情報収集に努め、必要となる隊員の募集の際には考慮してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光交流課長（湯山浩二君） 2点目と3点目の再々質問にお答えいたします。

まず、サポートにつきましては、月1回の相談業務に加え、随時、業務を進める中で提案や生じた疑問を受け、関係団体等への声かけや地元調整、又は許認可手続等について助言し、案件によっては職員も同行しているところであります。

隊員は、着任してから8か月ですが、首都圏から見て本町は、近過ぎず遠からず程よい距離感にあり、自然環境が豊かで、働く場所もあり、住環境も含め潜在能力の高い町だとおっしゃっており、これらの理由で応募もされたとのことであります。

今後も町の様々な資源に足を運び、地域の方々と触れ合うことで、小山町のことをよく知っていただけるようをサポートしてまいります。

以上でございます。

○7番（室伏辰彦君） 以上で一般質問を終了します。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月7日木曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時36分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	遠 藤	豪
署 名 議 員	石 原	和 美
署 名 議 員	池 谷	元

令和6年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和6年3月7日（第5日）

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	小野 正彦君	総務課長	渡邊 徹君
防災担当参事	伊藤嘉代子君	健康増進課長	山本 智春君
都市整備課長	遠山 洋行君	上下水道課長	山口 幸治君
学校教育課長	伊藤 和彦君	こども未来課長	坂本 竹人君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	1番 石原 和美君	2番 池谷 元君	

散 会 午後2時01分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

3番 平野正紀君

1. 町民温水プール設置の構想について
2. 各種基金の運用の現状と今後の見通しについて

2番 池谷 元君

1. 産後ケアについて

12番 岩田治和君

1. 明倫地区にコミュニティセンター設置について

10番 渡辺悦郎君

1. 能登半島地震災害教訓からみた町の災害対応について
2. 町の多言語対応について

5番 臼井光昭君

1. 能登半島地震から学ぶ、災害への備え

6番 小林千江子君

1. こども園における保育教諭の働き方改革に関して

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。本日は個人質問を行います。通告順に、順次発言を許します。

最初に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 私は、通告に従い2件の問題について、一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、町民温水プール設置の構想についての質問であります。

町民温水プール設置につきましては、町長マニフェスト子育て教育100年の計の筆頭項目にあつて、込山町長が掲げる町の再稼働についての大プロジェクトと位置づけています。

町長マニフェストでは、町内小学校のプールは既に老朽化しており、現在は夏のみ利用しているが、水温の低い日は利用できない。中学校にはプールはなく、町民はプールを使えない。全ての小学校のプールを建て替えるのではなく、一つに集約し、皆が使える温水プールをつくる。小・中学生は1年を通じて水泳授業を受けることができ、それ以外の時間は、日曜・祭日や夕方には町民も利用できるようになり、費用対効果を高めることができる。民間手法のPFIで、イニシャルコストをかけずに建設し、運営費は未来拠点事業で新たに増える固定資産税を充てることで、新たな税負担を抑えるとの内容でございます。

また、令和5年9月議会一般質問におきまして牧野恵一議員が本件に触れ、その際には、町の各学校のプールは、気候的に夏場の昼間のみの使用しかできず、温度の低い日は利用できない、また、多くの子ども達が御殿場市内のスイミングスクールに通っている状況である。そこで、各学校の屋外プールを廃止し、維持管理費を縮減し、屋内の温水プールに集約して1年中天候に関係なく水泳や水中ウォーキングが可能な環境を整える。この施策の実現により、最近の子どもの

運動不足対策や高齢者のロコモ予防にも効果が見込めるとの見解でありました。

以前に、近隣市町の屋内温水プールの設置管理状況を調査したことがあるのですが、御殿場市のふれあいプール玉穂では、トレーニング室を除く1年間の維持管理に係る指定管理料が1億5,200万円、清水町の温水プールわくわくでは約8,000万円と桁違いの年間経費がかかり、これとは別に定期的に多額の修繕費用が必要であることが分かりました。ランニングコストを考えれば、町長が提唱する費用対効果には程遠く、将来の町の財政運営に大きな負担となる事業にならないかと懸念しております。

私は、膨大な維持管理費を未来拠点事業で増収となる固定資産税を充てることに疑問を感じています。固定資産税の税収見込みはどのようなものであるか、それらの増収分は町民の暮らし、福祉、安全、そして防災など町民の生活に密着した各種の施策を推進するべく、大切な税金であると考えます。

以上のことから、現時点での町民温水プール設置の構想について、町の考えを伺います。

初めに、町長にお聞きします。

総合体育館に隣接する事業予定地の用地取得の見込みが付き、先月26日に温水プールの設置に関する意見交換会を開催するなど、既に事業はスタートしている感があります。現在の本事業についての構想・見通しについて伺います。また、町長マニフェストにうたうPFIによる施設建設とは、具体的にどのような手法であるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 平野議員にお答えをいたします。

温水プールにつきましては、私のマニフェストの一丁目一番地に掲げた施策の一つであります。

町内各小学校のプールの状況を見ますと、五つの小学校全ての学校では屋外プールで天候の制約を受けることが多く、さらに近年の気温上昇や雷雨の影響もあり、計画的な授業実施が難しくなっているとのことであります。さらに屋外のため、プール清掃の問題や、雨水や落葉等による水質管理の煩雑さ、浄化施設の維持管理が日々使用となり、プール管理に対する教職員の負担は全国的にも大きな課題となっている状況であります。

また、各小学校のプールは、建設から平均で45年以上を経過をしており、老朽化により漏水に対する修繕やポンプなどの設備の更新をしながら維持管理を継続をしている状況でございます。5校全てにおいて建て替えを要する状況であり、全てを建設するとしたら概算でも10億円以上の費用が見込まれるところであります。

これらを踏まえ、五つの小学校の屋外プールを集約し、町民にも通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールを整備することにより、町内の教育及びスポーツ環境を充実させ、町民の健康づくりを推進することを目指しております。

先月26日には、温水プールの設置に関する意見交換会を開催をいたしまして、各種関係団体や町民の皆様から様々な意見をいただきました。これらの意見を参考にして、誰もが利用しやすい

施設・機能を有した、適正な整備計画や管理運営方式等について検討、協議していき、基本計画の策定を進めていきたいと考えております。

また、施設建設に当たりましては、PFIなど公民連携の手法を考えておりますが、併せて国の補助金や施設集約化に係る有利な起債を活用するなど、町の負担が最も少なくなる事業手法を検討してまいります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

PFIによる施設建設について、既に民間事業者の検討や折衝は行っているのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 民間事業者の検討や折衝につきましては、今後策定する基本計画の中で、PFIなど官民連携における幾つかの事業方式を比較し、本事業に適した事業手法を検討し進めていく予定でおります。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお聞きいたします。

PFIは、PPP官民連携手法の代表的なものですが、効率的で普通の高い行政サービスの提供が実現となり、全国的な例としましては、大阪市のパークPFI事業、これは公園の整備・管理運営についてのことでございます。これは公費の投入が0で実現をしております。また、大分県中津市の民間スーパーの施設借り上げ手法など、参考となる実績が散見されます。

基本計画の中で事業手法を検討するとのことですが、現段階では、どのようなイメージを持たれているのか可能であれば教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 資金調達の主な方法としては、建設に係る費用を補助金と民間資金で賄うPFI方式、補助金と起債等で賄うDBO方式がありますが、いずれの方式をとる場合にも、民間事業者に設計・建設と運営・管理を一括行わせることで、コスト軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

温水プールの熱源は何で、供給方法はどのように考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） お答えいたします。

プールの温水をつくる熱源には、様々な手法があると考えております。例えば、電気を使うヒートポンプ方式、ガス・灯油等を使う熱交換方式や再生可能エネルギーの活用などありますが、施設の初期費用と維持管理費用と合わせて見込み、こちらも基本計画を進める中で検討してまいります。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対して、お聞きいたします。

再生可能エネルギーの中には、林野庁が推奨する木質バイオマスによる熱利用もお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

建設費や維持管理費との関係もありますが、やはり環境に配慮した機能を有するプールとすることも必要でありますので、再生可能エネルギーの中で可能性を検討していきたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

新年度当初予算に本事業に関係する予算を計上するにあたり、当然、施設の規模などの仕様も検討していると思われませんが、どのようなものを想定していますでしょうか。その維持管理費は、どの程度の金額を想定しているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 繰り返しになりますけれども、今後、基本計画の中で反映してまいります。現時点でのイメージとして、基本的なプール機能を整理いたしますと、25メートルプール、歩行用プール、幼児用の小プール、更衣室・シャワー室などが想定できます。維持管理費用も含めた概算事業費につきましては、基本計画の中で示してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

本事業の素案の資料を見ますと、建物面積が隣接する総合体育館の約1.4倍で、先ほどの説明のほかに、サウナ、ジャグジー、会議室、さらにはトレーニング用のジムとスタジオを備えるとのことで、御殿場市のふれあいプール玉穂の規模を上回るものと想定されます。ふれあいプール玉穂の令和元年度での先ほど申し上げましたが、トレーニング室を除く1年間の維持管理に係る指定管理料は1億5,200万円と伺っております。その後の物価の上昇、電気料や燃料費の高騰も相当でしょうから、果たしてこの施設はどれほどの維持管理コストが継続的に必要になるのか想像が付きません。

令和6年度中に詳細設計と敷地造成を完了し、令和7年度に建設工事に取りかかるとのことですが、まずは、町民の意見を幅広くしっかりと聞いて、施設設置についての有効性を判断することが必須であると思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

先月26日に行いました意見交換会でお示ししました配置図やスケジュールなどは、あくまでも

意見交換のためのたたき台であります。たたき台ということで、考えられる施設ですとかそういったものは全て表した中での意見の交換をさせていただいたところでもあります。その中で意見交換の中でも、トレーニングジムは不要ではないかとの意見もございました。町民の意見を聞くことは大変重要でありますので、プールの機能や規模などにつきましては、今後の意見交換会の中でしっかりと集約し、来年度策定する基本計画の中でも参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

維持管理費は、未来拠点事業により企業進出した固定資産税の増収で賄うとされていますが、償却資産を含む固定資産税は段階的に減額していくはずですが、そういった中長期的な収支のバランスをどの程度精査していますでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 維持管理費につきましては、民間企業のノウハウを活かした効率的な運営による経費削減や、水泳教室等のサービス提供による収入増など、官民連携手法によって町の財政負担の軽減を図ってまいります。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

施設利用者が減少していかないような努力工夫が必要なことは言うまでもありませんが、なかなか難しい問題だと思います。経年的に巨額である維持管理コストに加えて、定期的に必要になる修繕・改修工事の莫大な費用と、その間の収益減少については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

施設を維持管理していく上で、経年劣化等に対する改修費や収益減少による補償なども予想されますので、このことはプールに限ったことではないので、そのときのために基金を蓄えていくなどの対策を進めていくと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

小中学校の水泳授業につきましては、過密スケジュールの授業の中で、児童生徒の移動に必要な時間と輸送の確保が課題と考えられます。袋井市では、2年間の実証実験として学校プールの廃止を前提に、既存の三つの市営プールで水泳授業を行っていますが、状況を伺いますと、インストラクターの配置やバス代等の新たな費用負担があること、1時限での授業とはいかず、授業カリキュラムに支障をきたすなどの課題もあり、小山町では現実的ではないと考えるのですがいかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○**教育次長（野木雄次君）** 現在、小山町の水泳授業は、6月中旬から夏休み前の7月下旬に授業を行っていますが、天候や気温に左右され予定どおり実施できない実態があります。屋内型温水プールを利用することで、円滑なカリキュラムを実施することができるメリットがあると考えます。

議員御指摘のとおり、新しいプールで授業をする場合、1時間の体育事業に対して、乗り降りを含めた移動時間が二、三時間かかるということも今後検討すべき事項ですが、授業時数の調整や教育課程の工夫により対処していきたいと考えます。また、移動などに要する新たな費用については、1校単位で捉えるのではなく、全校を対象とした効率的な移動方法を取り入れるなど、できるだけ経済的に済むようにしていきたいと考えております。

いずれにしましても、小山町の児童にとりまして、水泳授業の充実が図れるよう、学校現場の実態を踏まえながら検討をまいります。

以上であります。

○**3番（平野正紀君）** ただいまの答弁に対してお聞きします。

先月26日に開催された関係者による意見交換会では、教育・子ども・子育てに携わる代表者である教育委員、こども園、学校代表者の皆様から様々な問題が提起され、当局の考えと教育現場との認識の違いがあったというふうに聞いております。具体的に出された意見に関して、どのようにお考えでしょうか。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○**教育次長（野木雄次君）** 意見交換会では、現在小山町内五つの小学校がありますが、それの一つに集約して運用していくということに関しての認識の違いはなかったものと考えております。

ただ、先ほど答弁にもありましたとおり様々な意見をいただいております。中には、課題として捉えるべき御意見もありましたので、それについて今後、検討してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○**3番（平野正紀君）** 最後の質問です。

本事業について、町民から本当に必要な施設であるのかとの不安の声が多く聞かれ、費用対効果への疑問やランニングコストを増収に依存するなど、町民が望んでいる施設ではないと感じるわけです。未来拠点事業の企業進出による増収は、町民の暮らし、福祉、安全や、そして防災などを目的とした施策に充てるべきだと考えますが、どのような見解か伺います。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○**企画総務部長（長田忠典君）** 町民の暮らし、福祉、安全や防災などの施策も、本町においては充実させております。その上で、初めに町長が申し上げたとおり、小学校のプールを集約化して、1年を通じて水泳が可能な環境を整えることにより、学校の水泳授業、町民のスポーツ環境及び健康増進の充実につながる非常に重要な施策であると考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

新たな箱物は要りません。それも巨額な維持管理コストがかかる施設です。有利な起債を活用すると伺いましたが、30年先までの多くの町民への負担が、膨大な借金が新たに増えるわけです。今の小山町に財政的な余裕はないはずです。

また、須走地区での公営学習塾開設の議論の際と同様に、町民のニーズ、本当に必要とする施設なのかという最も重要な点が分からないまま設計に入る、造成工事をする、令和7年度には施設を建設する。その前にきちんと十分に議論して、その結果において、必要であれば予算に計上すべきだと思います。スピーディーに行いたいのであれば、極端に言えば、補正予算でも構わないと思います。以上、総じて改めて町の考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

令和3年度に策定いたしましたスポーツ振興基本計画に関する町民からのアンケート調査報告書、そちらを見ますと、スポーツ施設が小山町で整っていると答えた方は約37%と低く、その中の意見といたしまして、プールが欲しいという意見の方も多く見受けられました。こうした町民のニーズを踏まえ、更に意見交換会でも出された意見を反映し、利便性の高い施設にすることが重要であると考えております。

先ほど申し上げたとおりスケジュールや施設の内容もたたき台の段階であり、来年度早々に再度意見交換会を予定しております。更に議論を深め協議してまいりたいと考えております。

今回のプール建設は、老朽化した五つの小学校のプールの集約化が大きな目的の一つでもあり、その上で、町民の皆様の健康増進、高齢者のフレイル予防対策などに効果的な施設でもあります。来年度以降、速やかに計画を進めていくため最小限の予算を来年度の予算として計上したところであります。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

スポーツ振興基本計画というプールが欲しいという意見があること、新年度早々に再度の意見交換会開催ということですが、それで町民ニーズの把握ということであるならば到底理解できるものではございません。特に、意見交換会のメンバーは、関係機関の代表者で組織しているものの、それはあくまでも限定した方の意見であり、町民の総意とは程遠いものであります。これだけのプロジェクトなので、各地区に出向いての意見聴取や、この事業に特化した町民アンケートを実施してみるなど、もっと幅広く町民の声を聞く機会を設け、施設の必要性の可否を議論すべきであると考えます。この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えさせていただきます。

平野議員の御提案につきましては、参考にさせていただきたいと考えております。繰り返になりますけれども、今後の意見交換会の意見を参考にし、また、この事業は重要で大きい案件でありますので、議員の皆様には予算や契約など議会の御承認をいただくごとに、丁寧に説明させていただきたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） この一大プロジェクトは、町民とのコンセンサスを得ること、施設の必要性の可否、莫大な維持管理コストの将来負担等を総合的に十分議論した上で進めていかなければならないと考えます。今後私は、本件についてしっかりと町民目線で声を上げていきたいと思っております。

以上で、1件目の質問を終わります。

それでは、二つ目の質問に移ります。

二つ目は、各種基金の運用の現状と今後の見通しについてという質問です。

令和5年度から17年度までの13年間の計画期間とする小山町長期行財政運営計画では、このまま推移すると、令和9年度には町の貯金である財政調整基金が底をつき、毎年10億円の歳出超過になってしまい、実質的に町は令和9年度に財政破綻に陥るというショッキングな内容であります。

当計画の策定にあたり御審議いただきました小山町行財政改革審議会の答申には、貯金の取崩しに頼った財政運営ではなく、歳入歳出のバランスのとれた均衡状態にし、持続可能なまちづくりを推進したいという意見が付されております。

一般的には、財政調整基金の動向ばかりが注目されるわけですが、小山町には各種の積立基金が17本、用途が限定されている特別会計の基金が3本ございますが、なかなか町民の多くの皆様はその内容を知らないのではないかと思います。

そこで、どのような目的の積立基金があって、その事業目的に充てる特定財源である基金の保有状況と、その運用、基金を活用した事業について、町民の皆様に分かるように質問したいと思います。

初めに、町の財産である各種の積立基金は、どのような種類があり、現在の保有額はどれくらいで、今後どのように運用する方針であるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 現在の町の基金は20本で、その主なものは、災害復旧その他財源の不足を生じたときに充てるための財政調整基金、小山町総合計画に定める重点事業の推進を図るため必要な財源を確保し、堅実な総合計画の実現に資するための総合計画推進基金、心豊かな教育の振興、子育て及び教育環境の整備等を行う経費に充てるための教育振興基金などがあります。

令和5年度末時点での20本の基金の合計は約48億600万円を見込んでおります。今後それぞれ

の基金条例の特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用していく方針であります。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

今説明された基金のほかにも、それぞれの目的に応じた積立て基金がありますので、主要なもので結構ですから、町民の皆様が分かるようにもう少し説明をお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げた基金以外の主なものは、町内の文化財の保存及び活用のための費用に充てる文化財保護基金、小山町役場庁舎の建設又は改築等の実施に要する経費に充てる役場庁舎建設基金、公共施設等の計画的な建設、保全、更新及び統廃合等に要する経費に充てるための公共施設等総合管理基金などがあります。このほかにも国民健康保険や介護保険、育英奨学金など各事業の費用に充てるための基金があり、それぞれの設置目的に応じ、適正に充当して活用しております。

以上です。

○3番（平野正紀君） それでは、具体的な質問に入ります。

基金の積立てに充てられるふるさと納税について伺います。

町のふるさと納税特設サイトによれば、寄附者が選択できる使い道として、一つにスポーツ・文化の振興、2つ目、子ども・子育て支援、3つ目、地域産業の振興、4つ目、町長にお任せというメニューが設定されていますが、具体的にどのメニューがどの基金に充てられているのか教えてください。また、自治体間競争が激化する中、ふるさと納税の増収について、どのようなプランを立てておられるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） ふるさと納税の寄附者の選択肢のうち、地域産業の振興と町長にお任せについては、総合計画推進基金に、スポーツ・文化の振興と子ども・子育て支援につきましては、教育振興基金に充当しております。

ふるさと納税の増収についてどのようなプランを立てているかにつきましては、令和5年度現在763商品が返礼品として登録されております。そのうち、39商品を令和5年度新規返礼品として登録を行ったところです。令和6年度以降につきましても、町内事業者の御協力をいただき、新たな商品、返礼品の製作など、返礼品の開拓に努め増収につなげていきたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

令和6年度のふるさと寄附金の予算額は10億円で、今年度と比べ約4億円も増額となっています。自主財源とはいえ基金繰入への依存度が増えているわけですが、より一層の工夫とPRが必要になると考えます。約4億円の総額をクリアする秘策や戦略について、お答えできる範囲で構

いませんので教えてください。

また、寄附者の四つの選択割合はどのようなものであるかお示してください。

昨今は、各自治体が創意工夫し、クラウドファンディング型ふるさと納税として、分かりやすく具体的な事業プロジェクトを示し、選択していただいた上で寄附していただく仕組みが功を奏しています。単に町長にお任せというのではなく、寄附金の使い道を分かりやすく示したり、例えば、くらし・防災支援や町民の保健・福祉などを目的とした用途を新たに選択項目として増やし、寄附者の意向に沿う施策に活用することを考えるべきと思いますが見解を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

増額に対する秘策や戦略ですが、令和6年度につきましても新規返礼品の追加を予定しております。現在、返礼品提供事業者と調整中ではありますが、食品類や飲料類、ゴルフ場など施設の一日貸切利用を返礼品として追加を予定しております。そのほかにも、埋もれている商品の開拓やポータルサイトなどで広告を積極的に行い、増収に努めてまいりたいと考えております。

次に寄附者の寄附使い道選択の割合につきましては、令和6年2月末現在の金額で、スポーツ・文化の振興が割合で約26%、子ども・子育て支援が約31%、地域産業の振興が約9%、町長にお任せが約34%となっております。

ふるさと納税につきましては、各自治体の創意工夫がますます求められることから、その使途についても分かりやすく、選択しやすい項目を検討しているところであります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

教育振興基金は、学校・園の給食費無償化のための財源というイメージがあり、学校や生涯学習施設の長寿命化計画に基づく改修工事に充てる財源でもあります。とりわけ、給食費無償化に例年どの程度の額を基金から充用していて、今後の動向については、どのようなお考えなのか。

また、基金が底をついた場合、給食費無償化制度の存続について、どのように考えていられるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 給食費の無償化につきましては、非常に重要な施策だと考えております。今現在のところ、教育振興基金から充当している金額は9,000万円程度でございます。この教育振興基金の充当の有無にかかわらず、先ほど申し上げたとおり、重要施策の一つであることから、今後も可能な限り継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 改めて伺いますが、財源は何にせよ給食費無償化制度は継続していくというところでよろしいでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、財源の確保を図りながら、可能な限り継続してまいりたいと考えております。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

総合計画推進基金の用途は何であるのか教えてください。

条例によれば、小山町総合計画に定める重点事業の推進を図るため、必要な財源を確保し、堅実な総合計画の実現に資するためこの基金を設置するとされています。重点事業ということですから、総合計画に掲載されていれば何にでも使えるという趣旨ではないはずですが、第5次小山町総合計画に設ける重点事業とは具体的に何を指すのでしょうか。町は毎年、各施策の事業評価を行い、実施計画を定めていると思いますので、令和6年度の重点事業についてお示してください。

また、町長は常々、町民との約束としてマニフェストを重視するとおっしゃっていますが、4年に一度の選挙で示されるマニフェストが、将来10年を見越して策定された総合計画より優先されるというようなことはあってはならないと思います。マニフェストと総合計画との整合はきちんと図られているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 令和5年度事業で、総合計画推進基金を充当した主なものは、小山P A周辺開発事業に対する繰出金や、湯船原地区へ進出した企業への地域産業立地補助金、地区要望の道路改良舗装であります。

次に、総合計画推進基金の用途である第5次小山町総合計画の重点事業と令和6年度の重点事業についてであります。

第5次小山町総合計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画となっております。基本構想ではまちづくりの基本的な考え方と将来像、基本目標、施策の基本方針を示し、基本計画では、基本目標に従い5年間で取り組む基本施策で構成されております。実施計画は、基本計画に定められた施策を具体的な事業として実施していくことを目的としており、既存の事業を評価し、毎年度ローリング方式を進めております。

一方、多くの政策課題がある中で、実施計画への事業化への検討も行っております。本町の一般会計予算は実施計画と連動した事業別予算としており、実施計画で検討した事業の中で、予算編成において予算化された事業が重点事業となりますので、令和6年度予算として提出した予算書の各事業が重点事業であります。

総合計画推進基金からの繰入れにつきましては、予算編成において、交付金補助金等様々な財源を検討した上で、重点事業として施策の推進のために必要と判断した場合に、総合計画推進基金からの繰り入れをすることとしております。

次に、町長マニフェストと総合計画との整合についてであります。全てのマニフェストについて総合計画の基本構想に沿った内容であると確認しております。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

そうなりますと、町長マニフェストに掲げた事業は、全て総合計画推進基金を充当できると解釈するわけです。一般的に町の貯金というと、この後の質問で触れる財政調整基金であります。この総合計画推進基金は、表現が的確でないかもしれませんが、表に見えない貯金、何にでも使える貯金に感じてなりません。ふるさと寄附金から基金積立する際に、当基金と財政調整基金に分散して積み増しするなどという手法はとれないのでしょうか。また、ここ数年の総合計画推進基金の取崩し及び繰り出し先の実績と年度末基金残高の推移について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

現在、先ほどふるさと納税について申し上げましたが、ふるさと寄附の寄附者の意向・希望に応じた額をそれぞれの基金に積み立てをし、財政調整基金は、毎年予算の執行状況を見ながらできる限り積み立てをしている状況でございます。

総合計画推進基金の取崩額と年末残高の推移についてでありますけれども、金額を申し上げますと、平成30年度末の残高は約64億4,000万円、令和元年度は約32億8,900万円、令和2年度に約7億1,000万円、令和3年度に約11億8,400万円、令和4年度に約10億7,900万円、令和5年度に約4億2,000万円をそれぞれ取り崩し、令和5年度末は12億5,900万円と見込んでいるところであります。

直近3年で基金を充てた主なものは、企業立地に関連する補助金をはじめとする未来拠点事業、新東名関連町道整備などのインフラに関する事業、定住促進事業などであり、令和3年度にはオリンピック・パラリンピックにも充当している状況であります。

以上です。

○3番（平野正紀君） 最後の質問です。

財政調整基金の基金残高は幾らで、その運用見込みはどうお考えでしょうか。さらに、財政調整基金の設定額の基準をお示しいただきたいと思います。町の長期行財政運営計画で警鐘を鳴らしているように、今後、基金が枯渇して財政破綻を招いてしまうおそれはないのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 財政調整基金の令和5年度末時点の残高は約10億9,300万円を見込んでおり、その運用は条例の設置目的である災害復旧その他財源の不足を生じたときに充てるものとしております。

財政調整基金の基準につきましては、特に取り決めはございませんが、一般的には、財政調整基金は標準財政規模の10%から20%が適正と言われており、総務省が平成29年度に行った全国調査でも5%から20%以下と回答する市町村が最も多い結果でありました。本町の令和5年度の財政調整基金の割合は18.7%であることから、令和5年度末では一定の基準額を保っていると考えて

おります。今後も一定程度の積立てができるよう適切に管理してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

令和6年度予算の町長提案説明は、歴代2番目に大規模となる攻めの予算であり、基金の繰入れと地方債の活用により、重点施策の対応を推進するとの内容でありました。私が冒頭に申し上げました小山町行財政改革審議会の貯金の取崩しに頼った財政運営ではなく、歳入歳出のバランスのとれた均衡状態にし、持続可能なまちづくりを推進したいという答申に照らし合わせると、相反するものと理解いたします。23億円もの基金繰入に加えて、ふるさと寄附金約4億円の増収に依存する新年度予算です。今後も、一定程度の積立てができるよう、適切に管理してまいりますとの答弁ではありますが、果たして積立てすら可能であるのか疑問であります。

繰り返しになりますが、今後の財政運営により、基金が枯渇して財政破綻を招いてしまうおそれはないのか、大丈夫なのか、再度、町の考え方をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

町が予算を組むにあたりましては、歳出ありきではなく歳入に見合った編成を組むこととなります。歳入、財源の確保として基金残高を確保することも大変重要であると考えておりますが、町民が住みやすい町、活気あふれる町を目指し、町民のための事業を推進し、財政の根幹となる町税の確保も大変重要であると考えております。歳入・歳出のバランスのとれた健全財政に今後も努めてまいります。

以上です。

○3番（平野正紀君） 歳出ありきではなく、歳入に見合った予算を組む、歳入・歳出のバランスのとれた健全財政に努めるとの回答であります。

しかし、どうも私には、9項目、91本の込山町長の掲げるマニフェストを残り3年間の任期中にスピード感を持ってやり遂げるのだという財政運営に思えてなりません。何度も申し上げますが、行財政改革審議会の答申で警鐘が鳴らされています。人口減少、一気に加速する出生数の減少、若者世代の町外流出、小山町の将来を脅かす現状がここにあります。健全な財政運営に基づく持続可能なまちづくりに危機感を持って臨んでいくべきではないでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式にて1件質問させていただきます。

件名、産後ケアについてです。

小山町では、妊娠中から産後のお母さんと赤ちゃんの健康を守り、健やかな育ちの支援をするために、助産師や保健師による心身のケアや子育ての相談を行っています。少子化や核家族化などから身近に相談できる方がいないなど、不安を感じているお母さんが多いと聞いております。特に赤ちゃんが生まれてからは、適切な授乳の仕方など、具体的な支援や相談はもちろんのこと、お母さん自身の産後の身体回復や心理的な安定などをサポートすることも重要だと考えております。

このような産後の母子の支援については、町の助産師や保健師などによる相談などのほかに、専門の事業所などにも産後ケア事業として委託されております。核家族化や共働き世帯が増えた現在、子育ての悩みが相談できる産後ケア事業は大変に必要だと思います。

そこで伺います。町では、どのような産後ケア事業を行っているのか。それともう1点が、最近の産後ケア事業の利用実績は何件あったのか、以上2件をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 池谷議員にお答えいたします。

国が規定する産後ケア事業については、母子保健法の改正により、市町村が事業主体となって分娩施設退院後から一定の期間、母親に対して身体的な回復と心理的な安定や育児ができるように支援することなどを目的として実施しています。

現在、町で取り組んでいる産後ケア事業は、助産院に委託する通所型半日の事業と、医療機関に委託している通所型1日及び短期入所型の三つの事業があります。それぞれの事業の内容は、母親の身体回復や心理的ケア、授乳や育児指導、各種相談等への対応、母子の健康チェックなどで、利用者の状況によって必要な支援を受けることができます。

助産院が実施する通所型半日の事業の対象は、出生後1年未満の乳児を持つ産婦で、おおむね2時間程度の必要な支援を町の事業として7回まで、自己負担1回2,000円で受けることができます。

また、医療機関が実施する二つの産後ケア事業は、令和5年度から開始した新規の事業で、事業の対象は、出生後4か月未満の乳児を持つ産婦になります。通所型1日の事業は、利用者が朝から夕方まで食事込みで8時間程度の必要な支援を自己負担1日9,300円で受けることができます。また、短期入所型の事業は、利用者が宿泊をしながら必要な支援を受けられるもので、例えば、1泊2日の場合、自己負担は1万8,600円になります。この医療機関が実施する通所型1日と短期入所型の産後ケア事業については、町の事業として併用すると7日まで利用することができます。

このほかの取組としましては、町では助産師や保健師が新生児の出生後の全家庭を対象に、新生児訪問を行っています。この訪問では、産婦の健康管理や新生児の発育や栄養、病気の予防

など、養育上必要な事項についての助言や支援をしており、心身などに不安を抱えるなどリスクが高いと思われる産婦に対しては、再度の訪問や電話連絡をするなど、産婦に寄り添った支援を心がけるとともに、必要に応じて産後ケア事業にもつなげております。

次に、最近の産後ケア事業の利用実績についてであります。令和4年度と5年度の2月末までの実績を申し上げますと、助産院が行う通所型半日ケア事業は、令和4年度の利用者は実人数26人、延べ人数101人で、令和5年度の利用者は、実人数25人、延べ人数111人でした。令和5年度から開始した医療機関が行う通所型1日と短期入所型のケア事業については、これまでに利用がございませんでした。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再質問させていただきます。

産後ケア事業で、令和5年度に始めました通所型1日と短期入所型の利用実績が0件ということでしたが、なぜ利用者がいなかったのか、その原因は何だと思うのか。また、それに対しまして、来年度からの対策は何か考えているのか。併せて来年度からの新しい産後ケア事業を考えているのか、以上3点をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 池谷議員の再質問にお答えします。

初めに、医療機関に委託した通所型1日と短期入所型の利用実績がなかった原因についてであります。

町では、リスクが高いと考えられる妊産婦には、町の保健師などの専門職が相談支援を行っており、積極的な相談支援が功を奏し、心身に不調又は育児に不安を感じる方が少なく、結果として通所型1日と短期入所型の支援に結びつかなかった。若しくは、昨今の働き方改革の推進から、男性が育児休暇を取得するなど、家族内の支援が受けやすい環境が整い、医療機関での産後ケア事業を受ける必要がなかったのではないかと考えています。さらに、サービスに伴う自己負担金が高額であるため、利用をちゅうちょする事例もあったのではないかと考えています。

2点目の対策についてであります。

国から産後ケア事業のさらなる推進についての方向性が示され、産後に心身の不調又は育児不安等がある者に限定されている対象者を拡大し、サービスを必要とする者なら誰でも利用ができるように、そして自己負担金の軽減を図るように、現在、町の実施要綱の見直しを進めております。

最後に、3点目の来年度からの新規事業についてであります。

現在、新規に助産所の通所型1日、通所型集団、そして居宅訪問型の三つの産後ケア事業を追加する計画であります。通所型1日の事業は、助産所において朝から8時間程度の必要な支援を受けられるもので、医療機関と同じく対象は生後4か月未満の母子となります。通所型集団及び

居宅型訪問型事業は、生後12か月未満の母子が対象で、それぞれ2時間程度の必要なサービスを受けられるものになります。

通所型集団事業は、参加者が集団で支援を受けるため、参加する産婦同士が悩みなどを共有する場となるものと期待もしております。居宅訪問型は、訪問を希望する産婦の自宅等に助産師が訪問して必要な支援を提供する事業であります。これらを追加して育児等に不安や悩みを抱える産婦に対して支援の充実を図ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再々質問を1点だけ最後にさせていただきます。

自己負担金の軽減を図るや、あと令和6年度から新規の新たな産後ケア事業を追加するとのことでしたが、こちらの利用者を促進するためには、どのような形で広報するのか、そのことだけ最後に1点だけお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 池谷議員の再々質問にお答えします。

先ほども申しましたように、町では子どもさんが生まれますと家庭訪問の方を全戸していますので、そちらの方でお伺いしながら産婦さんの話をお伺いするとともに、必要に応じて、こういったサービスも産後ケア事業のサービスがあるよということを紹介をして、利用が必要な方にその利用に対してつなげていくように考えております。

以上であります。

○2番（池谷 元君） 質問の方は以上です。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、12番 岩田治和君。

○12番（岩田治和君） 通告に基づきまして、明倫地区にコミュニティセンター設置について質問いたします。

コミュニティセンター、以下コミセンと略させていただきます。町民の学習、文化、スポーツ活動並びに自治会、福祉、環境、安全の確保など、地域の総合的な活動拠点とし、重要な施設として設置されています。

現在、コミセンとしては町内10数か所が設置され、それぞれ地域に根差した大変重要な施設となり、多くのコミセンの管理運営はそれぞれの地区に任されています。近年、台風や大雨等では、身近な場所の避難所としてコミセンの必要性が求められ、本年1月に発生した能登半島地震においても、避難場所として大変重要な役割を果たしています。

町内のコミセンの設置状況は、急傾斜地が多く、災害の危険性の高い明倫地区にはコミセンの設置は皆無であり、同様に成美地区も比較的少ないのが現状であります。また、各地区に公民館が設置されていますが、多くは地域の神社の社務所などとして設置されたもので、避難所として機能する存在ではありません。さらに、多くの公民館は建設後40、50年が経過した木造平屋建が

主であり、老朽化が目立つのが現状です。

令和元年10月に、本州に台風19号の上陸したときには、私の住む南藤曲地区では、5段階中の4になる避難勧告が出され、避難の必要が生じ、近くの成美小学校の体育館に避難しましたが、数か所屋根の雨漏りがして避難所として適さず、すぐ近くの小山中学校の体育館では、隣接する北側の土手斜面が崩壊したことから、避難所としては適切でない状況でありました。そのため、氾濫しそうな須川や鮎沢川の橋を渡り、命がけで大変遠くの健康福祉会館まで避難しなければならなかった経緯もあり、近くに安全なコミセンの存在が必要と考えます。

また、通常、役場からの地域住民説明会などにおいても、明倫地区にはコミセンなどの集会場がないため、徒歩では行けず、役場本庁の会議室まで車などで出向かなければならないことが度々あります。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

①明倫地区にはコミセンが未設置であり、地区の住民は身近な場所に設置を望む声が多く、近年の災害時の避難場所としても早急に設置推進が必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 岩田議員にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、各地区にあるコミュニティセンターなどは、コミュニティ活動や自主防災の拠点として重要な役割を果たしている施設であります。町は、これまでに公の施設として足柄地区、北郷地区、須走地区の3か所に地区コミュニティセンターを設置してまいりました。地区コミュニティセンターのない成美地区については、健康福祉会館を地区コミセンの代わりとして使用していただいておりますが、明倫地区にはそのような施設がございません。今後、明倫地区の菅沼土地区画整備事業を進めていく中で、コミュニティセンター設置についても検討してまいりたいと考えております。

次に、防災時の避難場所についてであります。

現在、明倫地区の指定避難所は、原向区は生涯学習センター、それ以外は明倫小学校と2か所の避難所を指定いたしております。指定避難所となっている明倫小学校敷地の一部が土砂災害警戒区域内に所在するため、災害の種類・規模によっては、他の避難先を考慮しなくてはならないため、今後、すがぬまこども園を明倫地区の避難所として活用することを地域と検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（岩田治和君） 再質問させていただきます。

今の答弁の中で、今後、明倫地区の菅沼土地区画整理を更に進めていく中で、明倫地区のコミセン設置について検討してまいりたいということを好意的に受け取ってみたいとは思いますが、

もう一つ気になるのが、指定避難場所となっている明倫小学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域内に所在するというので、大変、今避難場所が能登地震の影響もありまして、住民には大変不安になっています。明倫小学校に避難しても、そこがまた危険な場所だということを考えると、もう喫緊な課題でコミセンをつくってもらいたい、安全な場所にコミセンをつくってもらいたいということがあるわけなんですけど。

私は20年ほど前、町議員になりたての頃にもこの問題を投げかけてみました。その頃から、当時、長田町長だったんですけど、今の小山葬祭センターの前にある駐車場を利用して、そこにコミセンをつくりたいということで回答はいただいたんですけども、どうも地域内の統一ができませんで、その話はなくなってしまったわけなんですけど。ただ、どこの地域にしても、やはり行政に不満を持っているというのは少なからずいるわけで、特に感じているのが明倫地区では小山町内でも地域間格差が多すぎるんじゃないかということをよく私の身近な方からも話を聞いています。

例えば、幾つか私も出してみたんですけど、放課後児童クラブができるのも明倫地区が一番最後でした。あと、明倫地区には都市公園というものは1か所もありません。それから、また今現在進めておりますデジタル同報無線の設置も最後の年に明倫地区、これが足柄地区と明倫地区が一緒になっていますけど、これがようやくつくようになっていきます。さらに、小山消防署の方も、今後、谷戸から北郷地区に移ってしまう、更に菅沼駐在所もなくなるというようなことも不安がっていることが多いわけです。ですから、何とかして私はこの点についても、この地域間格差が明倫地区、ほかの地区と比べてあり過ぎるのではないかと私には思います。この地域間格差があるのかどうか、その辺について答弁を伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今、お話がありました明倫地区については、ほかの地区と比べて町としては手の入れ方が少ないのかなと、こんなふうに取り扱ったわけでございますが、今回今申し上げたコミセンにつきましては、土地区画整理事業が進めば保留地として町が前にお借りしてある土地を区画整理の中に入れ込みますので、町の土地として返ってくると。この土地を活用して地域としてはどうですかと、これから地域の方々と相談しながらやっていきたいと考えております。

また、いろいろお話しする中でも明倫地区をないがしろにしてきたんじゃないかなというふうに思いますが、ここで今申したとおりこの土地区画整理事業は大変大きな事業で、町の投資も多額なものになりますが、これもできれば優先して進めていきたいと考えておりますし、また、こども園につきましても、御案内のとおり、すがぬまこども園ができております。いろいろこれについても町としても大きな投資をさせていただいてきました。また、今回、議会に上程しております谷戸山のいえも、明倫地区のまちづくりの皆さん方の熱意から今回のことにつながったということでございますので、また、いろいろ明倫地区の方々とはより良い、また相談しながら、町でできることは協力していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（岩田治和君） 再々質問をさせていただきます。

何とか住民の要望も強い問題ですので、何とか解決できる方向で進めていただけることを願っておりますけど、現在、明倫地区については、明倫地区まちづくり推進協議会というものがかなりいろんな点について積極的に活動をしています。実際にコミュニティ活動を活発にしようということで、農業とか、学校の関係だとか、また地域の文化、そういうものを若い世代にも継承していこうというような活動を進めて、既に大臣表彰まで受けている団体なんですけど、大変このコミュニティということを重要視しまして、ここで集えるような集会場でも欲しいということを私の方にも要望事項でも、何とか町の方に訴えてくれということを言われているわけなんですけど。

現在、例えば、すがぬまこども園が谷戸の方に移転しまして、すがぬま保育園の後の建物、そこもシルバー人材センターが1階は利用していますが、2階は利用されていない状態です。さらに、谷戸の消防署もこれからなくなりますので、消防署を有効活用するのに何とかそこも使えるような方向で考えていただけないかというようなことを地域の住民の皆様からも要望されています。

つい最近、私と南藤曲の近くでありました国道246号、4車線化の地域説明会もわざわざ役場本庁まで来て聞かなきゃならない、歩いて来れないような状況ですので、ですから、すぐ近くのところでも集会所だけでも使えるような場所があれば、多少の改築は必要かもしれませんが、有効利用して、また、そこでまちづくり推進委員会の方々もコミュニティを広めていきたいという考えを持っておりますので、ぜひ町の方でも、そういう方向で動くことができないかどうか、その点について答弁を伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） シルバーセンターの件でありますけど、これ指定管理ということでお任せしていますので、これはまたまた相談しながら検討させていただきたいなと思います。

あと、コミセンの問題についても、そんなお気持ちはよく分かりますけど、これ地元のことでありますので、よりより地域の方と相談しながらどのような形がいいか、どうしても必要なのかどうか、これらも含めてこれから検討させていただきたいと思います。

○12番（岩田治和君） なるべく積極的に行政の方も考えていただければと思いますので、以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

○議長（遠藤 豪君） 次に、10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） まず最初に、1月1日に発生しました能登半島地震災害におきまして、亡

くなられた方の御冥福と、被災された皆さんのお見舞いを申し上げます。本日は一括質問一括答弁方式にて2件の質問をいたします。

最初の項目です。能登半島地震災害教訓からみた町の災害対応についてであります。

能登半島地震災害が発生してから2か月が経過し、復旧もままならない状況で、いまだ多くの方々が避難所生活を余儀なくされております。また、小山町にも数名の方が2次避難的な生活を送り、情報が乏しい中、遠くふるさとに思いをはせていらっしゃいます。復旧も地形上の制約があり、時間がかかるようでございます。町も発災当初から職員を派遣して、復旧支援を継続中であり、3連動地震や相模湾西部地震が予想されている小山町にも対岸の火事と捉えるのではなく、いま一度災害について再考すべきと考えます。そこで次の点について、町の考えを伺います。

まず最初に、自助意識の高揚施策についてであります。今回の地震は、家屋が倒壊してしまい亡くなった方や負傷された方が多くいらっしゃると報告されております。度重なる地震の影響でもあったとは思われますが、家屋の耐震性についてはどうだったのでしょうか。町では県のTOUKA I-Oを推奨し、家屋の耐震判断・補強を進めております。その状況はいかがでしょうか。様々な理由があるとは思いますが、避難所があるからという問題ではなく、できるだけ自宅避難が可能とするようにできるように推奨していただきたいと思いますが、町の考えを伺います。

次に、自主防災会活動、特に避難所運営の支援についてであります。災害が発生すると、住民は被災者となります。町職員も例外ではなく被災者となります。負傷するかもしれません。今回の能登半島地震災害において、避難所運営の大半を担っていたのが地域の方々です。日頃から自主防災活動がいかに大切なのか、共助の力を再認識した次第であります。町も改めて自主防災会活動を推進するための取組について、町の対応を伺います。

3番目の質問です。福祉避難所についての対応でございます。今回の能登半島地震災害において、協定を結んでいた施設の大半の職員が被災したため、運営が厳しく、受入れができなかったと聞いております。行政が設けた施設のみでの運営で収容者も限られたようです。施設はあるけれども収容できない、そうであれば施設に支援者を出し、要支援者を受け入れてもらえないかと考えるのですが、町として協定に盛り込むことができないのか、町の考えを伺います。

次に、大きい質問の2です。

町の多言語対応についてであります。町では、住民に対して生活に必要な資料や案内を常時、また転入時に配布し、ホームページや公式LINEアプリで周知しているところであり、町内には様々な国から町内に転入されている方が見受けられます。町は、ホームページで多言語対応を進めているが、生活に必要な周知事項で対応されていない部分もあります。生活に必要な情報を正しく理解されていない方もいると聞きます。

そこでそのような方々と住民が互いに生活をするために情報提供が必要だと考えます。コミュニティを構成し、互いに気持ちよく生活するために、多言語対応を図るべきと考え、次のことに

ついて、町の考えを伺います。

まず最初に、現在、小山町内に居住している外国籍住民の国籍数及び人数をお答えください。併せて主な国名と人数について伺います。

次に、町で生活するための情報提供はどのようにしているのか。また、少なくともコミュニティの中で生活するためのルールの周知手段はどのようにしているのか伺います。

3番目の質問です。外国籍への住民の分かりやすい説明資料が必要と思うが、町の対応について伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 渡辺議員にお答えいたします。

能登半島地震災害の教訓から見た町の災害対応についてのうち、初めに自助意識の高揚施策についてであります。

1月1日に発生いたしました能登半島地震では、議員御指摘のとおり、いまだに復旧・復興のめどは立たず、被災地での多くの住民の皆さんが避難生活を余儀なくされております。本町でも静岡県からの要請に対しまして、物品提供の準備、職員派遣の対応等の支援を行っているところです。

石川県穴水町への派遣職員の報告によりますと、能登半島地震では、地震による津波、地形の変動や液状化が起き、公共インフラの機能が停止し、個人の生活では多くの家屋の倒壊や火災発生により、被害が甚大となっているとのことです。

先に米山議員へ答弁いたしました内容と重なりますが、大規模地震が発生した際、まずは建物の倒壊から命を守ることが第一でありますので、家屋の耐震化と併せて大型家具固定の推進、非常食の備蓄等、備える取組を周知し、自分と家族を地震から守る意識の向上を図ってまいります。

次に、自主防災活動への支援についてであります。町では毎年、自主防災会を対象に、避難所の運営のイメージをしていただくため、図上での避難所運営訓練（HAGU）や、指定避難所となる学校体育館で避難所運営研修を実施し、自主防災活動に役立てていただいております。また、地域防災訓練では、自主防災会ごとに計画した訓練を行い、地域での課題を共有し、組織行動の理解につなげていただいております。町では災害時、各避難所での受け入れを速やかに行えるように、担当職員が避難所の現地確認を毎年行っており、避難所運営について継続してサポートしてまいります。

次に、福祉避難所への対応についてであります。町が災害時の支援協力について協定を締結している六つの事業所は、入居者が生活している施設がほとんどであるため、災害時に受け入れられる人数が限られております。また、施設の職員が被災した場合、能登半島の被災施設のように、更に施設の運営が厳しくなることが予想されます。

本町では令和2年度以降、コロナ禍の対応もあり、指定避難所である学校等と協議し、避難所

の施設内に障がいのある方々等、要支援者を対象としたスペースを設けることといたしました。一方で、重い障がいをお持ちの方や難病等をお持ちの方などの避難には特別な配慮が必要となり、令和5年度から作成を開始しました避難行動要支援者個別避難計画により、個々の避難についての計画を具体化していきたいと考えております。

御質問の、施設はあるが職員が不足して福祉避難所として運営できないといった場合は、静岡県災害派遣福祉チーム（DWA T）や国や他県から派遣されます福祉専門職の方を該当の福祉避難所に配置し、勤務してもらうことで要支援者を受け入れる計画となっております。あわせて、福祉施設と締結している災害時支援協定に基づきまして、介護支援者の派遣に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 私からは、町の多言語対応についてお答えいたします。

初めに、現在町内に居住している外国籍住民の国籍数、総人数、主な国の人数についてであります。国籍数は27か国、総人数は353人、内訳として主な国の人数は、ベトナムが100人、ブラジルが37人、インドネシアが30人、中国が28人、韓国、フィリピンがそれぞれ27人となっております。

次に、町で生活するための情報提供、周知方法はどのようにしているかについてであります。町では、議員御案内のとおり、ホームページで133の言語に翻訳可能として対応しておりますが、PDFの資料等については翻訳不可能のため、多言語には対応しておりません。生活するためのルールの周知としましては、主なものとして、くらし環境課でごみの分別方法を、健康増進課では母子手帳を英語表記したものを配布しております。また、各課では、国民健康保険、生活保護、介護保険制度などにおいて、国や県が作成しましたパンフレットを利用して、必要に応じて外国籍の方へ対応をしております。

次に、外国籍の住民へ分かりやすい説明資料が必要と思うが町の対応についてであります。

様々な国籍の人に情報を伝えるためには母国語への翻訳が最適な手段ですが、資料の多さ、言語の数、翻訳に要する予算など、多言語への翻訳には限界があります。そこで、国や県では、外国籍住民の多数が理解できるやさしい日本語の活用を推進しております。やさしい日本語とは、振り仮名をつけたり、例えば、「こちらに記入願います」を「この紙に書いてください」に置き換えるなど、難しい言葉を使わない、相手に配慮した分かりやすい日本語であります。町でもこのやさしい日本語の活用を図っていきたいと考えております。また、現在、スマートフォンのカメラ機能で即時に多言語を翻訳できる機能もあることから、現在多くの外国籍の方はこれらの機能を利用していると聞いております。

今後DXの推進を図るなど、外国籍の住民へ分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

まず、最初に、能登半島地震災害教訓からみた町の災害対応についてであります。

答弁にもございましたが、町の職員派遣は継続しており、様々な分野での支援がなされております。被災地の職員をはじめ住民の方々に感謝されていると思います。現在、町に避難されている方々もいらっしゃいます。避難されていることは、報道で多くの町民が承知しているとは思いますが、小山町職員が避難されている方々に対し、新聞報道やテレビでの報道事項より更に細かい現地の状況をお知らせしていること、またこちらでの生活の懸案事項、例えば就労支援などについても支えていることは知られておりません。既に派遣された職員、またこちらで継続中の職員に敬意を表するところであります。

災害の都度、被災地において多くの問題点があり、多くの方々が指摘されております。その一つが、被災地の職員も被災者であり、通常の業務はもとより災害対応はできない状況であります。数少ない職員の業務が多忙化することにより、復旧・復興にも遅れが生じます。一例を挙げると、罹災証明の発行手続です。だからこそ現在のように各地から行政支援が行われているところであります。

また、住民に求められていることもあります。例えば、自主備蓄食料もその一つです。今までは3日を推奨しておりましたが、1週間分をとの指摘もされております。当然ではあります。能登半島と小山では条件が異なります。しかし、災害を甘んじてはなりません。現地で支援物資を追加してほしいものに、シュラフ（寝袋）これがありました。避難所での使用もあるとは思いますが、避難所以外での使用する、例えば車中泊や応急危険度判定の結果を踏まえ自宅で使用することでした。町でも、訓練の際に、全員を避難所に収容できないことは明白であり、自宅避難を求めるためにより一層の努力をしていただきたいと思います。自助に対しての町の考えを再度伺います。

次に、自主防災活動についてであります。

防災意識を高揚するために、平時の支援について前向きに、また先進的な取組をしているところでありますが、先ほど述べましたように、発災時において職員が欠員することは予期できることであります。避難所運営についてサポートしていくとの答弁でありましたけども、今回の地震災害において、教訓として、避難所のよりスムーズな運営は自主防災会にお願いすべきと考えますが、町のお考えを伺います。

次に、福祉避難所についてであります。

今回の地震災害で大きな被害を受けたところでは、小山町と同様に地域内施設と協定を結んでいたと聞いております。しかし、各施設の施設職員が被災したため、職員数が不足して、新たな受入れができなかったようです。介護補助をする人がいれば収容できたのかと聞けば、受け入れ

ることができたと施設からあったそうです。町内の施設の方も現地に赴き、支援をされ、同様な思いをされたと聞きました。自宅での介護環境が最良であります、それができない場合の対応について、また協定を活かすために、いま一度町のお考えを伺います。

次に、多言語対応についてであります。

出入国管理庁の資料、古いんですけども2020年の資料によりますと、この30年で3倍に増え、国籍も多様化していると報告されております。町でも、現在300人余の方が町内に居住されているようです。約2%であります、今後、各種制度の制限緩和により増加する要素は大きいと推察します。

転入される際の手続きは、住民課窓口でスムーズに進んでいるようですが、くらし環境課や健康増進課では、国や県が作成した英語版の資料を配布して説明していると答弁がございました。かつて英語は共通語とも言われましたけれども、国籍が多様化する中、そうばかりとも言えなくなってきております。生活にかかることは、母国での資料があれば最良であります、そう簡単にはいきません。

答弁にもございましたが、小山町ホームページのPDFファイルは直接翻訳できません。スマートフォンを活用できれば、PDFファイルを翻訳できるでしょう。しかし、そればかりを求めても解決はしないと思います。

先日、県内で外国籍が多い浜松市と隣接する磐田市を訪ねました。浜松市では外国籍人員が多いためコミュニティ組織をつくり運営しているそうです。数が多いためにできることなんですが、小山町は少ないため、どちらかというと磐田市に近いものがありました。現時点の問題としては、ごみの分別やハザードマップが思い当たります。

繰り返しになりますが、PDFファイルをスマホで翻訳することで問題が解決できるとありましたが、その機能を全ての方が使えるとは思えません。海外からの就労者が増えることが想定する中、この問題について町はどのように考え、対応するのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

最初に、地震災害時の自助に関しましての御質問です。

先ほど答弁にもございますが、一番大事なのは家庭で災害時の対応を話し合うこと、防災用品や備蓄品を備えること、建物の倒壊や家具類の転倒・落下を防ぐ、こちらの3点が重要であると考えております。

中でも非常食を各家庭で準備することは、議員御指摘のとおり極めて重要なことでありまして、能登半島地震の穴水町におきましては、災害後3日後の1月4日にはプッシュ支援により物資が届き始めまして、1月5日には自衛隊による1万5,000個のパンが配布されているということでありました。

この事例を参考といたしましても、各家庭の3日分の非常食と、現在町が保有しております8

万7,000食の非常食を効果的に配分し、国からのプッシュ支援と併せることで、当面の避難生活をしのげると考えております。

非常食は賞味期限があるため、食べたら買い足し、常に新しい非常食を備蓄するローリングストック方式ということがございまして、平時に避難計画の意識を持っていただく機会でありますので、普及を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、冬季の地震災害においては、議員御指摘のシュラフですとか、毛布などの準備も避難生活に重要でございますので、同様に普及を図ってまいります。

次に、避難所運営に関する自主防災会の活動につきまして、石川県穴水町の場合、1月3日時点で52か所の避難所を開設されておりましたが、この大半は自主運営でありまして、町職員は不在であったとの記録がございます。2月1日時点でも30か所の避難所において職員の配置は5か所のみでありまして、その5か所ともに他県からの応援職員によるものとのことでございます。

これらを鑑みますと、大規模災害においては、避難所運営の主体は避難者自身がならざるを得ないため、議員御指摘のとおり、自主防災会中心の避難所運営をこれまで同様にお願ひし、それについて町は支援をしてまいります。

次に、3番目の福祉避難所につきまして、御質問の職員が被災のため不足したことにより、福祉避難所が新たな受入れができないという場合には、先ほども答えましたDMATや国・県が派遣する福祉専門職の方が、該当の福祉避難所に勤務員として入り、要支援者を受けることとなるのが最も効果的な対策であると今回の震災で報告を受けております。この教訓から町も検討していかなければならないと思っております。

また町では、令和5年度より避難行動要支援者個別避難計画と、こちらを作成を通じて、幾度かの意見交換を行ったところ、協定をさせていただいております福祉施設との連携も徐々に強化されてきていると考えております。

今後も災害時の福祉避難所の運営に関して、具体的な支援をいただけるよう、平時のときから備蓄品の提供を行うことや防災訓練への参加を促すなど、町と福祉施設の協力関係を更に強化してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 多言語対応についての再質問にお答えさせていただきます。

翻訳に関係することではありますが、ホームページ等においてPDFによる掲載をしている理由としては、複数枚の文書や画像を一つのファイルにまとめることや、文書などの内容を改ざんされないことなどによります。現時点では、これら文書等を多国籍の方が理解していただけるように表記することは非常に難しいと考えております。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、まずはやさしい日本語の活用を図るなど、できることから改善をし、また、今後、先進的な事例等に注視し対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（渡辺悦郎君） 再々質問でございます。

まず最初に、防災の方でございます。

確かに答弁がございました。私も県外ボランティアを受け入れるようになって、超特急で穴水と珠洲の方へ行ってまいりました。過去にも行ったことがございますので地理感がありまして、珠洲市の蛸島という市庁舎があるところ、その先の狼煙という本当に先端の集落でございます。先ほどありましたように、食料品も、例えば3日間で公の物が届くのかっていても、人間が背中にしよって運ばなきゃいけないような状態だったんです。あくまでも報道されているというのは本当にいいところだけなんです。最悪の場合というのをやはり考えなきゃいけないというふうに考えます。

災害ごとにもろもろの課題というのが見えてきます。今回の能登半島地震におきましても、先ほど述べた事項というのは一端にすぎないんです。小山町においても成美、明倫、足柄、北郷、須走とそれぞれの地区別の問題点があります。その中で共通事項の自助事項、例えば耐震対応とか、食料の備蓄とか、共助事項における避難所の運営、また福祉避難所について質問いたしました。万一の際に、町民の生命と財産を守るためにより一層の努力を願います。

次の多言語の方でございます。

答弁にありましたやさしい日本語は、ある程度日本語を理解できる方しか使用できません。スマホ等により翻訳ソフトも数多くあり、私自身もいろいろと試しましたが、全てが同じ言葉では出てきませんでした。どれを消化するのか迷います。いずれにしろ、外国籍の来訪、滞在型観光目的、また就労目的などにおいても増加することが見込まれますので、今すぐとは言いませんが、より一層の多言語対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

答弁は、多言語の方だけで結構でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 渡辺悦郎議員の再々質問の方にお答えさせていただきます。

やはり繰り返しのなってしまうかもしれませんが、まずできるところから進めさせていただきたいと思っております。先ほど最初の答弁で申し上げたとおり、353人の内訳として、3分の1弱がベトナムの方が多いということで、そういった多い方についての母国語を優先するということも考えられますが、ただ、そのほかにも多くの国籍の方が小山町内にお住まいであったり、また、先ほど申し上げたように観光で来られる場合もございますので、その点につきましては、一つだけの母国語ではいけないというところで、先ほどのアプリも、渡辺議員がおっしゃったアプリの利用ですとか、そういったことも今後いろいろ研究してまいりまして、ほかの自治体の先進事例なんかも参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（渡辺悦郎君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。副町長は公務により、ただいまからの会議を欠席しておりますので御報告します。

住民福祉部長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○住民福祉部長（小野一彦君） 先ほどの岩田治和議員からの御質問の再質問におきまして、明倫地区における集会所としてシルバーワークプラザという御質問をいただきました。

この中で、再々質問の答弁として、指定管理というお話をさせていただきましたが、正確には直営管理でございます。条例上も開館時間、それから開館日等も決まっておりますので、平日の昼間に限定となりますが、事前に申請をしていただければ集会場として使うことが可能でございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 白井光昭君。

○5番（白井光昭君） 能登半島地震から学ぶ、災害への備えについて、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、相模トラフ地震にどう備えるかについての質問です。

能登半島地震では、最大震度7を記録し、2月20日時点で約7万棟の住宅が損壊、断水や道路の寸断など甚大な被害が発生しました。241人の死者を出し、そのうち15人は災害関連死とみられており、約1万2,000人が避難所で過ごしています。地震発生から、1か月たってもなお約4万戸に水が届いていませんでした。能登半島地震は自然の猛威と備えの大切さを再認識させました。起こり得る災害にどう対処すべきでしょうか。この地震から学ぶべき教訓は多く、我が町の防災対策にも多くの示唆を与えていると思います。

防災と減災を実現するためには、自助、共助、公助の三つの柱が重要です。基本的に、防災は自分の命は自分で守ることから始まります。しかし、それだけでは不十分であり、地域共生社会を実現するためには、自分だけでなく隣人のためにも行動する共助の精神が必要です。さらに、公的な支援である公助の強みと弱みを理解し、その限界やまだできていないことを理解し、それを補う形で自助と共助の役割を強化することが、防災活動において大切なことです。

静岡県では、東南海トラフ地震に対して、今後30年以内にマグニチュード8からマグニチュード9クラスの地震が発生する確率が70%から80%と見積もられており、これに基づいた防災施策が進められています。一方で、相模トラフ地震については、同期間内にマグニチュード8クラスの地震発生確率がほぼ0%から5%とされていますが、マグニチュード7クラスの地震発生確率

は約70%と推定されており、これは無視できない高い確率です。特に大正関東大震災の震源地が、我が町に近い神奈川県西部であったことを考えますと、相模トラフに起因する地震が発生した場合、我が町にも甚大な被害が予想されます。

近年、我が町では風水害による大きな災害が続いており、その間、地震の発生がなかったため、町の防災計画や訓練が風水害に集中してしまい、地震への備えがおろそかになっていると感じられます。この状況は、相模トラフに起因する甚大な地震災害に対する備えが不十分であることを示しており、改善が必要です。

この背景を踏まえ、私は、相模トラフに起因するマグニチュード7クラスの地震に備えるため、町民への啓蒙活動や訓練、さらには備蓄品の確保にも力を置くべきだと考えます。この点について、当局の具体的な考えや計画をお伺いしたいと思います。

次に、水道の耐震化の加速と被災後の迅速な復旧にどう備えるかについての質問です。

水道に関して、令和4年度の実績では、我が町の水道本管の耐震化率は29%となっており、令和3年度での全国平均の38.7%、静岡県平均の40%、御殿場市の37.1%、そして裾野市の68.7%と比較しても、著しく遅れている状況です。

また、現在、町の耐震化施策は水道本管までに限定されており、本管からメーターまでの水道管については住民の責任とされています。しかし、災害時に本管からメーターまでの間で漏水が多発すると、水圧が低下し、結果として家庭への給水が停止する可能性があります。防災の観点から、他の市町のようにメーターまでを町の責任範囲に含め、水道管の耐震化を急ぐべきではないでしょうか。さらに、災害による断水時に住民が飲料水を確保できるよう、非常給水拠点や可搬式給水タンクの整備・充実を進めることが重要です。しかし、我が町では、これらの情報の事前の広報が不十分であり、御殿場市や静岡市のようにホームページなどを活用した周知が行われていない状況です。

また、水道本管の耐震化状況についても、耐震化が完了している地域とそうでない地域の情報がホームページなどで明確にされておらず、住民が自助や共助の観点から、適切な備えを行うための広報や啓蒙活動が求められます。

能登半島地震での水道被災は、なぜそれほど復旧に時間を要するのでしょうか。報道によると、地方では樹枝状管路と呼ばれ、太い主要な水道本管から細い水道管が枝のように出て各家庭に水を送っている。そのため復旧に手間取り、断水が長引くことになってしまうようでもあります。

これらの背景を踏まえ、相模トラフに起因する地震に備え、町がメーターまでの水道管の耐震化に責任を持つべきであり、水道事業の見直しを含め、耐震化のための資金確保に向けた早期の取組や被災時の早期水道復旧の対応について、当局のお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、家屋の耐震化の加速についての質問です。

令和4年度時点で町の家屋耐震化率は92.7%に達しており、これは能登半島地震の際に見られたような多数の家屋の倒壊という悲惨な状況が避けられるのではないかと考えられます。しかし、

国や県が設定した令和7年度末の目標耐震化率は95%であり、我が町としてもこの目標に向けて、家屋の耐震化率をさらに向上させる努力が必要です。

特に我が町では、人口減や高齢化が進んでおり、多くの住民が耐震化に必要な費用の捻出に苦慮していると思われまふ。このような状況を踏まえ、耐震化の助成金の増額をはじめとする今後の家屋耐震化の取組に対する当局の具体的な計画や考え方についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 白井議員にお答ひいたします。

能登半島地震から学ぶ、災害への備えのうち、初めに相模トラフ地震に備えるための具体的な計画や考えについてであります。

議員御承知のとおり、小山町は、南海トラフ・相模トラフに起因する大規模地震のうち、相模トラフ沿いで発生する地震が最も被害が甚大で警戒が必要であります。この大規模地震に備えるため、町では小山町国土強靱化地域計画や小山町地震対策アクションプログラム等の計画を策定して、地震対策事業の進捗を図っております。大規模地震を想定した訓練については、職員参集訓練、地域防災訓練等を例年実施しております。

今年度の地域防災訓練は、モデル地区訓練といたしまして、北郷地区の用沢区等を対象に、消防、警察、自衛隊、県等関係機関と連携して、避難所運営や炊き出し、起震車を用いた地震体験等の訓練を指定避難所となる北郷中学校を会場として実施いたしました。また、総合防災訓練では、町では初めての試みとなる遺体安置所訓練を総合体育館で実施いたしました。

米山議員の代表質問でも答弁いたしましたが、備蓄食料につきましては、相模トラフ地震の被害想定において最も避難者が多くなる発災1週間後の避難者数9,601人を基準に、非常食や保存水、簡易トイレ等のほか、乳幼児や高齢者、女性用の衛生用品等についても備蓄を進めています。

しかし、防災倉庫のスペースにも限度があり、災害時に物資等の必要な支援を得られるように、企業と災害時の支援協力等に関する協定の締結を進めております。

さらに、個人による備えの推進を図るため、非常食や避難所への持出品について、広報紙やホームページ、自主防災会に対する補助金等により周知、啓発を図っております。また、家庭内の大型家具等の転倒防止を推進するため、消防署と連携し、火災予防運動期間中、独り暮らしの高齢者宅を訪問し、地震に備える啓発を行っております。

大規模地震に備え、町民の皆さん一人一人が減災・防災を意識し実践できるように、今後も訓練や研修の実施、講演会の開催等による更なる備えと支援を行ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部长（清水良久君） 私からは、2番目と3番目の質問にお答ひいたします。

初めに、水道の耐震化の加速と被災後の迅速な復旧についてであります。

本町では各個人敷地への引込み管について、管理区分を上水道本管の分岐から道路境界まで及びメーターボックス内としており、議員御指摘の給水管路は、あくまで水道を受給するための個人所有物であるため、維持管理は各所有者で行うものと考えておりますが、水道本管の耐震化を進める中で更新工事を実施する際には、引込み管についても道路敷地内であれば新しい管に更新しております。

また、給水条例施行規則において、地震災害等による給水装置の損傷を防止するため、引込み管分岐部分の部材について伸縮可撓性を有する材料を使用することと定めております。したがって、これらの資材を使用することで、僅かながらでも引込み管の耐震化が図られるものと考えております。

昨日の米山議員の代表質問でも答弁いたしました。現在、本町の水道事業につきましては、第7期拡張事業の推進により、取水施設や配水池施設など主要施設の耐震化を重点的に進めております。これら施設の耐震化と併せ、被災時にも井戸ポンプや滅菌器の動力が確保できるよう、非常用発電機の設置や更新も並行して取り組んでおります。

まずは災害に備え、取水施設や配水池施設などを守ることを優先することとし、水道本管の耐震化につきましては、老朽管更新事業により計画的に進めてまいりたいと考えております。来年度は、水道事業経営戦略の中間見直しを予定しておりますので、現状の水需要や経営状況を精査する中で、耐震化のための資金確保に向けて研究、検討をしております。

次に、被災時の早期水道復旧の対応についてであります。

能登半島地震のように道路が断裂し、1メートルも段差がつくような被災状況では、耐震性を有した管路であっても破綻は避けられないものと考えております。そのような状況であっても水源が確保され、配水池の貯水が保たれていれば、運搬給水は可能であると考えております。過去の被災経験からも、被災後はできるだけ早く水道施設一連の調査を行い破損箇所を把握し、応急給水と並行して、仮設管理による仮復旧を実施することが大変有効でありました。

また、本町は日本水道協会に加入しており、災害発生時は、災害時相互応援に関する協定に基づき、他市町からの応急給水や応急復旧、資機材の提供などを受けることができます。それらの応援をいただきながら、早期の復旧に努めてまいります。

次に、3番目の家屋の耐震化に関する助成金の増額や、今後の取組の具体的な計画や考え方についてであります。

昨日の米山議員の代表質問でも答弁いたしました。町の住宅耐震化の現状は、耐震化率92.7%で、県のプロジェクトTOUKA I-0の取組に従いまして、事業費の助成と事業の周知を実施しております。

今後につきましては、県のプロジェクトTOUKA I-0は仕上げ段階で令和7年度に終了する方針を示している一方、国や県から助成制度の見直しなどの方針は、現時点では示されていないため、補助金につきましても、今後、国、県、他市町の動向を見て検討してまいります。また、

今後の具体的な取組といたしましては、広報おやまなどを活用し、周知と啓発を強化し、耐震化率の向上に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） 質問ではありませんが、能登半島地震の発生から2か月、いまだ約2万戸で断水が続き、約1万2,000人の方々が避難生活を余儀なくされており、被災者の苦難を思うと心が痛みます。小山町の町民にそんな苦難をもたらしてはいけないと思います。相模トラフに起因する震度6の地震の発生確率は極めて高いという認識は、以外に広く町民に知られていないと思います。自助力、共助力を高めるため、更なる透明性と広報に努めていただきたいと思います。

また、能登半島地震で相次いだ土砂災害が、豪雨被害の危険性の高いエリアに集中していたことが専門家の調査で判明しました。土砂が流れ込むなどして倒壊した家屋の85%が土砂災害警戒区域にあったとのことです。土砂災害のおそれが高い小山町は、豪雨だけでなく、地震の強い揺れにも注意が必要であり、周知、徹底が求められています。今後も能登半島地震で得られた知見を最大限活用し、防災施策の推進に御尽力いただきたくお願い申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 通告に従い、こども園における保育教諭の働き方改革を議題とし、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

平成26年に北郷こども園が開園してから約10年、少子高齢化などの社会現象を見越し、小山町は他市町に先駆け、先駆的に全町こども園化を進め、令和2年度には町内全園こども園化を果たし約4年が経過いたしました。

働く女性が増加するなど、こども園化における優位性が見受けられる一方で、小山町の保育教諭の成り手不足、定数割りをしているとも聞き及んでおります。特に、若手と呼ばれる30代から40代のいわゆる中堅どころの不足、応募率や離職率など厳しい状況であるようにも思われます。

このような事柄を踏まえ、町の課題認識をお伺いいたします。

町は、こども園における保育教諭の成り手不足、人材不足をどのように分析され、課題は何にあるとお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 小林議員にお答えいたします。

保育教諭の成り手不足、人材不足は全国的に問題となっており、厚生労働省の調査によると、保育士資格を持っている人の約半数が保育士として働くことを希望していないことによるものと分析しております。原因として、責任の重さや事故への不安、賃金が希望と合わない、休暇がとりにくい、就業時間が希望と合わないなどが挙げられ、最近の不適切保育等の報道によるものも一因であると考えております。しかしながら、小山町におきましては、少子化の影響もあり、人

員的には充足しているところであります。

以上であります。

○6番(小林千江子君) 少子化の影響もあり、人員的には充足しているとの回答がありましたが、加配が必要とされる児童も増加傾向にあると国の報告にもあるようです。小山町でも同様の傾向にあると推測いたしますが、それら対応を含めましても人員は充足しているという理解でお間違いありませんでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育次長(野木雄次君) 小山町特別支援保育実施要綱に基づく就園支援委員会で、特別な支援を実施する職員の配置の必要を審査しておりますが、その結果を勘案し職員の配置を行っており、充足しているところであります。

以上であります。

○6番(小林千江子君) 就園支援委員会で審査する加配が必要とされる児童とは別に、加配までは対象とならずとも、保護教員の手を必要とする、いわゆるグレーゾーンの児童に対する支援はいかがでしょうか。そのような児童がいる場合、同様に就園支援委員会で審査され、職員の配置をいただいているのでしょうか。また、グレーゾーンの児童を配慮しても、人員は充足しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○こども未来課長(坂本竹人君) いわゆるグレーゾーンの子どもや加配が考慮される子どもにつきましても、配置の必要について審査をし、職員の配置を行っており、充足しているところであります。

以上であります。

○6番(小林千江子君) それでは、次の質問に移らせていただきます。

まず、令和6年度に向けこどもまんなか社会の実現に向けた施策として、こども園並びに子ども・子育て支援に関して、教育委員会の補助施行を解き、子供未来課を住民福祉部において掌握することになりました。こどもまんなか社会の実現の課題として、子どもを預かる保育教諭の働き方改革も求められるかと思われませんが、取組があればお聞かせください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育次長(野木雄次君) 働き方改革の一環として、園業務支援システムを更新し、帳票のデジタル化や保護者への配信機能の強化を進め、事務作業の効率化を図っております。また、正規職員と会計年度任用職員の職務の明確化を図ることで、事務時間の確保に努めています。さらに、令和4年度より始めました世代別研修会を通して、現場の保育教諭の意見聴取をすることで園運営の改善を図り、働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

以上であります。

○6番(小林千江子君) 職務の明確化を図ることで、事務時間の確保に努めるとのことですが、

それぞれの仕事の役割が明確になってよかったと思われる部分と、逆に明確にすることで互いにそれはそちらの仕事であって私の仕事ではないというような差別化も発生してしまうのではと考えられますが、いかがでしょうか。

また、令和4年度より世代別研修会を通して、現場の保育者の意見聴取をされているとのことでしたが、どのような声が現場からは上がっているのか、お聞かせください。

○**教育次長（野木雄次君）** 職務の明確化につきましては、具体的に午後のクラスが分かれている時間、子どもを保育する者と事務を執る者を分ける必要から、会計年度任用職員に午睡の担当を、正規職員は幼稚園児の降園の対応後、事務時間の確保ができるように工夫をしています。

また、世代別研修会での意見につきましては、事務、仕事の量、執務時間、それからICT化の推進、働き方、それから情報共有について、それから園行事についてなどとしております。

以上であります。

○**6番（小林千江子君）** 同年代の声を発しやすい環境づくりは大変よい働きかけかと思われま。現場からは意見はもちろんです。問題提起のような声も上がっているかと思われま。研修会実施後、上げられた声はどう精査され、また解決や改善につながるよう取り組まれているのでしょうか、お聞かせください。

○**こども未来課長（坂本竹人君）** 世代別研修会で出された意見につきましては、教育長、教育次長、こども未来課課長、課長補佐、統括園長及び4園長で情報共有を行い、対応について協議を行っております。その結果、改善や園運営に反映をしているところであります。

以上であります。

○**6番（小林千江子君）** それでは、次の質問へ移らせていただきます。

世代別研修会が実施され、現場の声が上がりやすくなってきているようではあります。やはり町長自ら保育教諭、特に若い世代の声を拾い上げる機会を設けていただきたいと思います。

町長のお考えをお聞かせください。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○**企画総務部長（長田忠典君）** 職員の声拾い上げる機会として、町長就任1期目の平成23年度から町長と語る会を毎年実施し、再選後の昨年7月にも若手職員を中心に意見交換会を行っております。保育教諭との意見交換については、町長が小山町こども園の会の総会や研究発表会に出席して交流を図り、こども園の現状や現場の意見を伺うようにしております。

今後もそういった機会を捉えて若手職員に限らず、職員の声をも町政運営に反映させ、保育環境の充実や保育教諭の働き方の改善にもつなげてまいります。

以上です。

○**6番（小林千江子君）** 今の回答に対して、再質問させていただきます。

残念ながら本町には職員の労働組合はございません。労働条件の維持、改善や経済的地位の向上、賃金や労働時間などの改善を図る法的に働きかける組織がないということです。世代別研修

会などももちろん有益な手だてかと思われませんが、やはり町長が直接耳を傾けることで求められる現場の声を拾い上げ、それをしっかりと受け止め改善につなげることが、若手のみならず保育教諭からの信頼回復につながり、また職場の改善にもつながるかと考えます。

総会や研究発表会の視察のついでに意見を伺うのももちろん大切かとは思われますが、ついでのような形ではなく、7月に行われたと報告のありました若手職員との意見交換のように、保育教諭の若手職員が発言しやすい雰囲気の中で話を聞きとれるような調整はできませんでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小林議員の再質問にお答えをいたします。

以前やったような保育教諭に対する意見交換会ですが、来年度から町長部局の方にこども園の方が移りますので、できればそういう機会を創出してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） では、次の質問へ移らせていただきます。

こども園にて今後求められる働き方改革についてお伺いいたします。

まずは公開保育の在り方に関してお伺いいたします。

この公開保育ですが、毎年共通のテーマが掲げられ、各園がその共通テーマ及び課題と向き合い発表し合う中で、互いの資質及び専門性の向上に努めております。町内のこども園において、互いの状況や考え方、保育や学びの姿勢などを理解し合うとてもよい機会であるとは思いますが、その反面、資料づくりに時間が割かれるなど保育教諭の負担も大きく、中には家に持ち帰り作成されている方もいらっしゃるようです。また、公開保育は平日の午前中に開催されるため、保育における安全性に対する負担も大きいと聞き及んでおります。必要性の有無を含め、学びにおける在り方の検討が求められるかと思われませんが、町の意見をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 公開保育は、小山町こども園の会の研修テーマや各園の研修テーマに向け、園での取組を実際の子どもの姿を見ながら、ほかの園の保育教諭とともに研修を行っております。普段の保育・教育の子どもの姿から、気づいたことや工夫したことなどに重点を置き、保育教諭の負担が大きくなるように実施しております。こどもまんなか社会の実現に向け、保育教諭の資質向上は必須でありますので、今後も研修のやり方を工夫しながら続けていきたいと考えております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 他市町では、この公開保育を全園で企画開催させるのではなく、持ち回りで研究発表させているスタイルをとられているところもあるようです。保育教諭の資質向上が必須であることは重々承知しておりますが、他市町の取組やよりよい学びを得るためにも、本当に現場に負担はないのかなどの声を改めて拾い出し、検討することも求められるのではないかと

考察いたします。町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 研究発表におきましては、年度末に持ち回りで実施をしております。

また、保育教諭の負担が大きくなるように、現場での意見を聞きながら進めてまいります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） ぜひ現場の声を拾い上げて進めていただければと思います。ただ、自己研磨にも近い公開保育の資料の作成なんですけれども、町からの指揮命令に置かれて作成するわけですから立派な労働となります。公開保育のほかにも、年間における保育教諭の皆様のたゆまぬ学びの予定を拝見させていただきましたが、多い月では二つから三つほどの研修が毎月予定されており、拝見させていただきましたけれども、なかなかその多忙な様子を伺うことができませんでした。業務同様に、学びも増えることはあっても減ることはないのかなというふうに思われますが、この自己研磨と労働の在り方に関して、取捨選択や本当に求められている学びへの集約化も今後必要となってくるのではないのでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 公開保育実施の際の資料作成につきましては、簡素化に取り組むとともに、園行事の見直しなど、園業務全体を通して保育教諭の働き方改革に取り組んでまいります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 次に、幼稚園型こども園から保育園型・幼保連携型こども園への移行に関して伺わせていただきます。

こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育園型、そして地域裁量型の四つのタイプがございます。現在、小山町はこのうち幼保連携型こども園を採用しております。しかしながら、こども園では、短時間を利用している児童のお帰りの時間と長時間を利用するお昼寝との時間が重なり、幼稚園と保育園それぞれの負荷が現場の負担増加となっている様子も見受けられます。社会情勢の変化からこども園に求められる実情を鑑みましても、幼稚園型に近い幼保連携型ではなく、保育園型に近い幼保連携型の検討が求められるかと思われます。町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 小山町のこども園は、幼稚園と保育園を統合した経緯があり、幼稚園と保育園の両方のよさを併せ持つ幼保連携型認定こども園となっております。午後の時間は、議員の御指摘のとおり、幼稚園児は活動をしておりますが、保育園児は午睡となります。クラスの子どもが分かれての活動になることから、適切に保育・教育ができるように、職員配置や職務の分担を行っているものであります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 今の回答に対して再質問させていただきます。

適切に保育と教育ができるように職員の配置や職務の分担を行っているとのことでしたが、こども未来課を住民福祉部へ移動するように、ニーズに合わせてこども園の形態を変化させていくことも大切なのではと感じます。現状、午睡と活動する児童が重なることで、現場に慌ただしさと難しさが生じているともお伺いしております。また、加配を必要とする児童への対応にどうしてもマンパワーをとられてしまう事態も生じているようです。それならば、帰宅する児童をともにお昼寝をさせ、お帰りの時間を延長し、その後、みんなで帰りの会を行うことなどをして、保育と教育の垣根を調和させ、問題解決を図ることも一つの手ではないのかと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 午睡の延長などをしますと、まずおやつ予算確保や保護者の布団を用意するなど問題が生じてくることというふうに考えております。これらも含めまして、今後、保育園の意見や幼稚園児の保護者のニーズを確認しながら検討していきたいと考えております。以上であります。

○6番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

休暇の取得時間の向上に関してお伺いいたします。

保育教諭は条例により年次有給休暇は1年ごとにおける休暇として20日間付与されます。また、病気休暇・時短勤務・特別休暇や介護休暇等も認められており、これら休暇の取得向上に際し、どのような働きかけと周知方法がされているのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 職員の年次有給休暇の取得につきましては、小山町特定事業主行動計画におきまして、平均取得日数の目標を年間10日以上としております。所属全体で効率的な業務の遂行とワーク・ライフ・バランスを心がけ、職員の計画的な年次有給休暇の取得推進に努めるよう、毎年度、部課長会議等におきまして職員に周知をしているところです。

直近3年の保育教諭の年次有給休暇の平均取得日数は、令和3年は4.9日、令和4年は4.7日であったのが、令和5年は8.9日と約2倍となり、園長会でも年休取得を呼びかけたことで計画的に年次有給休暇を取得する環境が整いつつあるものと分析しています。

また、育児休暇や病気休暇、時短勤務等の制度については、対象となる職員に個別に案内をしているところです。

以上です。

○6番（小林千江子君） 今回の回答に関して質問させていただきます。

有給休暇の平均取得日数が、先ほどは令和3年は4.9日、令和4年は4.7日、令和5年は8.9日と徐々に増加しているようにも見受けられますが、それでも目標値には到底届いておりません。人事院職員福祉局職員福祉課が調査した国家公務員の年次休暇の使用実態を拝見しますと、令和元年の平均使用日数は14.9日とありますので、その数値から見ましても保育教諭が有給をなかなか

取得できていない状況であることがうかがえます。そのような中、こども園では独自に有給休暇を使い、お誕生日休暇などを設け、取り組み、そして好評を博していると聞き及んでおります。このような働きかけは、全園で取り組まれているのでしょうか、それとも一部の園で取り組まれている制度なのでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） お誕生日休暇等の取組については、全園ではなく各園で取り組んでいる事業となります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 各園でのみでしか使われていないというのは非常に残念ですので、ぜひ全園に広げていただいて、皆さんがこのお誕生日休暇を取得できるように取り計らっていただければと思います。ただお誕生日休暇のような有休を積極的に職場全体が取得を促すような試みは、大変有効かと思われまます。さらなる試みを期待するところでもありますが、今後このような独自の休暇を検討していかれるお考えはありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小林議員の再々質問にお答えをいたします。

議員御提案のお誕生日休暇等の方法も、年次有給休暇の取得率向上に効果があると考えます。これから、他自治体の事例等、好事例を研究し効果的な方策を検討してまいります。

以上です。

○6番（小林千江子君） 時短勤務や介護休暇などの取得人数を拝見してみますと、直近5年間ではどちらの利用も0であると御報告をいただいております。事前の質問でお伺いしましたところ、対象の職員に案内は出されているとのことでしたが、対象者がいたのかどうかの確認はできていないとのことでした。時短勤務や介護休暇は周りに負担をかけてしまうという気持ちから、なかなか自発的に申し出にくい特性もあるようです。案内はもちろんのことですが、ともに働く人達から取得しやすいよう推奨したり、環境づくりや雰囲気づくりをしたりすることで取得しやすくなるかと思われまます。町の考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小林議員の御質問にお答えをいたします。

まずは、時短勤務や各種休暇制度について、職員に周知を図ることが大事だと考えております。部課長会議や園長会等で周知を図り、職場での取得しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） お誕生日休暇にばかり、特別休暇にばかり、やはり上司や働く周りからの声かけや雰囲気づくりがあってこそその取得のしやすさにつながるかと思われまます。現場の人員が充足してあるのでは、なおさらのこと積極的に推奨していただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

体調不良など、突発的なお休みの取得については、どのような対応と対策が行われておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 体調不良時など突発的な出来事に対しまして、必要な場合には休暇の取得を推奨しております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 保育教諭御自身の体調不良もさることながら、小さなお子さんをお持ちの方も在職されているかと思われま。この看護休暇など、子育て中の保育教諭の働きやすさを考えていく上で、このような制度が活用されやすい職場にすることも求められるのではないのでしょうか。町のお考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小林議員の再質問にお答えをいたします。

子の看護休暇につきましては、小山町職員の勤務時間、休暇等に関する規則に定められており、現状では、小学校就学の始期に達するまでの子を持つ職員が1年に5日、子が2人以上の場合は10日の範囲内で特別休暇が取得できます。今年度、職員提案制度で子に関する特別休暇の拡大について職員から提案がありました。令和6年度から看護の対象を拡大し、子については年齢制限をなくしました。これらを職員に対して周知し、子育てしやすい職場環境の整備を推進してまいります。

以上です。

○6番（小林千江子君） 年齢の排除がされたことで、子どもを持つ保育教諭や職員の皆様がより働きやすくなることと思われま。ぜひ情報の周知に努めていただければと思ひます。

では、次の質問へ移らせていただきます。

自分の子どもの行事への参加について、どのような対応と対策が行われておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 行事が重なってしまうこともありますが、時間で調整を行うなど極力参加できるように配慮をしております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 時間で調整を行うなど、極力参加できるように配慮してありますとの御回答をいただきました。ありがとうございます。しかしながら、保育教諭の中には、自身の子どもの運動会や参観日など、時間でお休みを調整されていることから、子どもの行事へ参加した後、仕事へ戻らざるを得ない状況にもあるようです。令和3年5月に厚生労働省子ども家庭局保育課より発表された保育を取り巻く状況については、保育士として就労した者が退職した理由、過

去に保育士として就業したものが再就業する場合の希望条件、そして、保育士として就業を希望しない理由などにも総じて、この休暇のとりにくさ、そして子育てとの両立の難しさが挙げられておりました。

時間で調整を行うなど、極力参加できるように配慮はしておりますとの御回答をいただきましたが、ぜひ時間での調整にとどまらず、休暇として丸1日お休みがとれるよう、働きかけや配慮を積極的に行われるよう取り組んでいきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 先ほどの答弁の前提としまして、あくまで行事が重なってしまった場合の対応でありますので、子どもの行事による休暇の取得につきましては、できる限り丸1日とっていただくとかという考慮はしておるところでございます。

以上でございます。

○6番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

消化されない有給休暇の買取り制度導入の検討についてお伺いいたします。

有給休暇ですが、取得したくともなかなか取得できない状況もあるようです。小山町独自の支援策として、有給休暇の買取り制度などを設けてみることも検討してみたいはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 年次有給休暇の付与日数は労働基準法で定められており、法定の年次有給休暇を買上げることは原則として禁止されております。年次有給休暇の目的は、一定期間働いた労働者に休暇を与え、心身の疲れを回復させてゆつりのある生活を保障するものであることから、計画的な有給休暇の取得や連続取得の推進について職員へ積極的に呼びかけ、引き続き休暇を取得しやすい職場環境への整備に努めてまいります。

以上です。

○6番（小林千江子君） 今の回答に対して質問させていただきます。

確かに有休の買取りは原則禁止とされております。しかしながら、福利厚生の一環として、独自に定めた休暇の買取りは認められております。独自性を持たせる施策としても有益なのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小林議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど部長が答弁したとおり、法定の有給休暇の買取りは違法となります。法定以上の年次有給休暇を付与している場合に買取りができるということになっております。町では法定以上の年休を付与することは考えておりません。まずは、現在付与している年次有給休暇の取得率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） 今回の回答に対して、再々質問させていただきます。

有給の消化は先ほども少し触れましたが、結局は上司や職場の周りの環境で取りやすくもなれば、取りにくくもなる傾向もあるようです。買取りを導入するという事は、私は逆に買い取らせないよう、上司が部下に対し有給の消化に本腰を入れ、積極的に促すのではとも考えております。なぜなら有給を消化させないことは、イコール買取りにつながってしまうからです。それは、自身の部署が大幅に予算を消化することになり、強いては自分の評価にもつながるからです。もちろん業務の負担はどうしても休暇のとりにくい職員への救済措置にもなります。これは本当に提案でありますし、本来であればライフ・ワーク・バランスをこのようなことをせずともきちんとして整えていただくことが重要ですが、先ほどのこども園の保育教諭の有給取得日数を鑑みましても、なかなかそれがうまくいっていないようなので、こういったことも取り入れるのはいかがでしょうかと御提案させていただきます。いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小林議員の再々質問にお答えをいたします。

まずは、年次有給休暇がとりやすい職場環境をつくるのが最優先と考えておりますので、年次有給休暇の買取り制度等は導入をしない方向で考えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） 最後の質問へ移らせていただきます。

成り手不足や人材不足、多くの課題はやはり人材の確保にあるかと思われまます。充足しているというお話でしたけれども、するがおやまこども園の在園日数が減少したり、統合が求められております。保育教諭の人材確保並びに適正配置の観点からも早期の統合、若しくは廃園が求められますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 小林議員にお答えをさせていただきます。

出生数や児童数、施設の状況などを考えますと、本町におきましては、私立のこども園が二つ、そして町立こども園が三つ、計五つの体制が望ましいのではないかと考えております。

なお、施設が分離型となっているするがおやまこども園につきましては、施設の老朽化、地域の出生数、園児数、運営面などから総合的に判断をして、令和6年度をもって廃園といたします。すがぬま幼稚園等の利用をこれからお願いをしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○6番（小林千江子君） 町長自ら御回答いただけたらと思ひていなかったもので、ありがとうございます。令和6年度をもってするがおやまこども園を廃園するとの御回答ありがとうございます。しかしながら、施設の老朽化、地域の出生数、園児数、運営面などから総合的に判断したとの御回答でしたが、これらに関しましては、分離型こども園化された頃より予測できた事態であります。すがぬまこども園の完成を見込み始めた頃から検討することも十分可能だったのではとも感

じます。対応の遅さをどうしても感じざるを得ません。なぜ令和6年度まで利用することになったのか、その理由をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 小林議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

私が前町長時代にすがぬま保育園の計画をつくり、設計までやって池谷町長に引き渡したと、こういう経過がございました。当初、すがぬま保育園をつくるにあたり、今おっしゃったとおり統合しようという形で方向づけはつけましたが、私が4年間いなかった間にこのような結果になっているわけでありまして、この4月からこども未来課が町長部局に移りますので、この辺はしっかりと移行をやっていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○6番（小林千江子君） 大変期待しております。よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月18日月曜日 午前10時開議。

議案第14号から議案第30号までの17議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時01分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪
署	名	議	員	石	原	和
署	名	議	員	池	谷	元

令和6年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和6年3月18日(第6日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
農林課長	湯山 光司君	建設課長	込山 次保君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 山口 紘史君

会議録署名議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君

閉 会 午後0時07分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第14号 字の区域の変更について
- 日程第2 議案第15号 小山町農村公園（足柄ふれあい公園）及び小山町足柄ふれあい農園の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第16号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第17号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算
- 日程第7 議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第21号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第9 議案第22号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第23号 令和6年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第11 議案第24号 令和6年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第13 議案第26号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第14 議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
- 日程第15 議案第28号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第16 議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算
- 日程第18 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 発議第1号 小山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 追加日程第2 請願第1号 開発行為に対する請願
- 追加日程第3 町長提案説明
- 追加日程第4 同意第1号 小山町教育委員会教育長の任命について
- 追加日程第5 同意第2号 小山町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第6 議案第31号 建設工事に関する協定（変更）の締結について
- 追加日程第7 議案第32号 財産を支払手段として使用することについて（変更）
- 追加日程第8 議案第33号 土地の処分について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第14号 字の区域の変更について

日程第2 議案第15号 小山町農村公園（足柄ふれあい公園）及び小山町足柄ふれあい農園の指定管理者の指定について

日程第3 議案第16号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第17号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第14号から日程第5 議案第18号までの5議案を一括議題とします。

それでは、2月26日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長及び文教厚生委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、2月26日に総務建設委員会に付託された4議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

3月11日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、政策監、関係部課長等、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第14号 字の区域の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 小山町農村公園（足柄ふれあい公園）及び小山町足柄ふれあい農園の指定管理者の指定についてを報告いたします。

委員から、おやまを耕そうコンソーシアムに決定した理由は、との質疑に。

手ぶらでバーベキューを楽しめる食材や機材の提供、旅行会社と連携したパックツアーの企画、年間を通じたイベント開催などの提案がありました。その他、地元団体等との連携や、町の活性

化につながる提案などもあり、ほかの候補者よりも優れていたことから選定されたものです。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第15号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について、議案第17号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました4議案の審査の経過と結果について、委員長報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 小林千江子君。

○文教厚生委員長（小林千江子君） ただいまから、2月26日、文教厚生委員会に付託されました1議案について、委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

3月13日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、政策監、関係部課長等、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本議案は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された1議案の審査の経過と結果について、委員長報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第14号 字の区域の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第15号 小山町農村公園（足柄ふれあい公園）及び小山町足柄ふれあい農園の指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第16号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第6 議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算
日程第7 議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第8 議案第21号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第9 議案第22号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第10 議案第23号 令和6年度小山町土地取得特別会計予算
日程第11 議案第24号 令和6年度小山町介護保険特別会計予算
日程第12 議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第13 議案第26号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第14 議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
日程第15 議案第28号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第16 議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算
日程第17 議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算

○議長(遠藤 豪君) 次に、日程第6 議案第19号から日程第17 議案第30号までの令和6年度予算に係る議案12件を一括議題とします。

それでは、3月5日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長。

○総務建設委員長(米山千晴君) 3月5日、総務建設委員会に付託されました令和6年度予算について、委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算8件の審査を行いました。

初めに、議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算を報告いたします。

委員から、ゴルフ場利用税が1,000万円減額となっているが、その内容は。との質疑に。

課税対象の70歳未満の利用者が減少傾向にあることから、予算を減額計上しました。との答弁

がありました。

委員から、姉妹町交流事業助成金の内容は。との質疑に。

令和5年度において、50周年記念事業の一環として小山町民30人を募集し、勝央町へ訪問し交流を行いました。大変好評だったことから、令和6年度も同じ方法で交流することを計画しています。との答弁がありました。

委員から、道路維持補修事業について、前年より減額となっているが、各地区からの要望に対する実施率は。との質疑に。

令和5年度では約50%となっております。毎年、限られた予算の中で、危険性の高いものや利便性の向上を図れるものなど、優先順位をつけながら実施し、なるべく要望にお応えできるようにしています。との答弁がありました。

委員から、温水プール基本計画及び関連事業について、令和6年度中に見込まれる用地費はどのくらいになるのか。との質疑に。

用地は田と山林など、おおむね1万平方メートルで、費用は不動産鑑定により3,000万円以下の見込みです。この取得費は、土地開発基金を活用する予定です。との答弁がありました。

委員から、公営塾運營業務について、須走地区以外での開設も見込んだ予算か。との質疑に。

この公営塾は、AIタブレットを使ったものであり、対象者を町内在住の小学4年生から中学3年生としています。今回は須走で開設いたしますが、状況により、他地区への開設も検討していきたいと考えております。との答弁がありました。

委員から、定住促進住宅建設工事と住宅用地について、音淵地区に戸建ての賃貸住宅を整備して、モデル地区として若年層の定住促進を図るとのことだが、この事業を町が行う目的と期待すべき効果は。との質疑に。

町内の地区の中でも少子高齢化が早く進みつつある音淵地区をモデル地域と選定いたしました。今後の効果は、未利用地などに住宅を誘導することで定住促進を図るとともに、空き家・空き地対策という意味もあります。また、活用を目に見える形にすることで、周辺土地所有者の有効活用意識の向上や今後の民間投資への誘導のきっかけにしたいと考えております。との答弁がありました。

委員から、DX推進費について、どのような事業を考えているのか。との質疑に。

町民の方々が電子申請できる仕組みづくりや、役場の業務の効率化を図ることを考えています。との答弁がありました。

委員から、巡回バス実証実験業務について、開始時期や周知の方法は。との質疑に。

広報紙や区長会で説明などを行い、今年の7月から8月頃に始めたいと考えています。との答弁がありました。

次に、議案第23号 令和6年度小山町土地取得特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算を報告します。

委員から、これから宅地開発を何か所か予定しているということだが、宅地造成事業は民間が行うものである。町の事業としての見通しはあるのか。との質疑に。

宅地造成事業は、今まで113区画を町が直営で実施し、112区画は分譲済みで、残り1区画も買手が決まりました。今後も、不動産事業者の方と意見交換などを行い、ニーズを的確に把握し、売れる見込みを立てて実施していきます。また、宅地分譲事業だけではなく、ほかの定住施策等を組み合わせながら、ソフトとハードの両面でこれからも取り組んでいきます。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第25号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算を報告いたします。

委員から、廃款とある。款と項は議決事項なので、普通は総務費として置いておくと思うが、款を無くすということはどういうことか。との質疑に。

款、項は議決事項ですので、予算を上程させていただいております。今回は、予算が全くないということから、予算編成の仕組みの中で廃款という形となります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第27号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計予算、議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算、議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました令和6年度予算8件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、3月11日の委員会終了後、谷戸山のいえ、足柄ふれあい公園及び足柄ふれあい農園、あしがら温泉のモノクロミン生成装置の現地確認と視察したことについて、併せて御報告いたします。

以上でございます。

申し訳ございません。令和6年度一般会計予算については、以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第19号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。こちらを抜かしておりましたので、入れさせていただきます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（小林千江子君） 3月5日、文教厚生委員会に付託されました令和6年度予算

について、委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算5件の審査を行いました。

初めに、議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算を報告します。

委員から、社会福祉協議会事業助成金の増額は、強化体制に伴う職員給与の見直しとのことでしたが、具体的な内容は。との質疑に。

社会福祉協議会では、給料表の見直し等を実施するとのことで、その不足額を増額するものです。との答弁がありました。

委員から、がん教育のバス借上げの事業内容は。との質疑に。

町内の小学校6年生を対象に、県立がんセンターへの社会科見学を7月下旬に実施するための予算で、往復のバス代を計上しました。との答弁がありました。

委員から、湯船原ジョギングコース基本計画について、その内容は。との質疑に。

令和6年度に基本計画をつくることから詳細なコースは決まっていますが、都市整備課で緑地に公園を整備する基本計画を策定したことから、それと連携しながら、上野工業団地と新産業エリア工業団地を考えています。との答弁がありました。

委員から、福祉バス運営事業交付金について、マイクロバス1台で、小山町全域の地域の活動を支援するというのは将来的に難しいと思うが。との質疑に。

この福祉バスは、福祉関係団体等が団体の活動としてバスを貸し切って利用することを想定しているものです。あらかじめ登録していただいた福祉関係団体等は、事前の申請により予約をして運送するものですので、バスは1台で足りると考えています。との答弁がありました。

委員から、自主防災対策事業補助金について、自主防災会員のけが等を補償する保険加入の費用に使えるとのことだが、保険加入の上限や制約などはあるか。との質疑に。

全国社会福祉協議会のボランティア活動保険の保険料に補助金を使っただけです。保険加入に対する制限等は特にありません。との答弁がありました。

委員から、無線設備管理費の移動系無線設備、同報系無線設備の違いは。との質疑に。

移動系無線設備は半固定型、車載型、各自主防災会に貸与しているハンディー型のタイプがあります。同報系無線設備は、現在、デジタル化の整備を行っており、各戸にデジタル戸別受信機を配付しています。との答弁がありました。

委員から、携帯型無線機は十分活用されておらず、緊急時に使用できるか大変疑問です。それよりもアマチュア無線の方が活用範囲が広いように思うが、見直しは考えないのか。との質疑に。

携帯型無線機については、毎年、防災訓練の前に各区の方へ使い方の講習を行っています。災害時等では、いかなる場合にあっても町民に情報を伝達するという手段を幾重にも持っていないことからは、携帯型も必要だと考えています。との答弁がありました。

委員から、同報系無線デジタル化について、デジタル化の進捗率は。との質疑に。

令和5年度末で69.8%を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、文化財調査業務について、阿多野用水の調査をするということは、文化財として認めるということにしておくのか。それとも、今のように農業用水としておくのか。との質疑に。

文化財として価値があると考えており調査をするものですが、農業用水としての機能を有していることで、文化財としての価値があると考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第19号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算を報告します。

委員から、特定健康診査事業について、受診率が49.5%と県下で2位の成績ということだが、個人的に人間ドックを受けた方も含まれた受診率になっているのか。結果を町に報告していない方も相当数いると思うが。との質疑に。

結果を提供していただいた方は、受診率に含まれています。広報や、受診票を送付するときのチラシにおいて、結果を提供していただくよう働きかけをしております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第20号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計予算を報告します。

委員から、学部によってお金のかかり方が違うが、これに配慮する必要があると思うが。との質疑に。

特に学費が高い学部に対しての新たな支援については、現在のところ考えていません。国の給付制度等があるので、そちらを上手に活用していただければと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第21号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を報告いたします。

委員から、雑入の70万3,000円とはどのようなものか。との質疑に。

年度途中で亡くなられた方、町外へ転出された方などに保険料をお返しすることがありますが、その年に返し切れなかった分を、保険料から雑入に振り替えるための予算です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第22号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 令和6年度小山町介護保険特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された令和6年度予算5件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、給食の現状について、小山中学校の現地視察及び試食を実施したことを

併せて御報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第6 議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

3番。

○3番（平野正紀君） 本議案に対して修正動議を提出いたします。

○議長（遠藤 豪君） ただいま、3番 平野正紀君から、令和6年度小山町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。ここで修正動議について資料を配付いたします。

本案に対しては、平野正紀君のほか5名からお手元に配付しました修正の動議が提出されております。

この動議は二人以上の発議者がありますので、地方自治法第115条の3及び小山町議会会議規則第17条第1項の規定により成立しました。

それでは、ここで暫時休憩とします。議員の皆様は会議室にお集まりください。

午前10時31分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、修正案を本案と併せて議題とし、提出者からの説明を求めます。3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 討論の前に動議を提出いたしました。

議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算に対して、地方自治法第115条の3及び小山町議会会議規則第17条第2項の規定により、修正の動議を議題とするため別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和6年3月18日。発議者、小山町議会議員、平野正紀、菌田豊造、岩田治和、牧野恵一、臼井光昭、石原和美。

初めに、予算書の修正案箇所を申し上げ、次に修正動議の理由を説明いたします。

修正は予算書2ページの第1条、歳入歳出予算の総額147億6,000万円を、歳入歳出それぞれ500万円減額し、歳入歳出総額を147億5,500万円とします。

予算書3ページの第1表、歳入歳出予算の歳入、5ページの20款繰入金、2項基金繰入金23億1,157万6,000円を500万円減額し、23億657万6,000円とし、歳入合計147億6,000万円を500万円減額し、147億5,500万円とします。同表、歳出、6ページの2款総務費、7項企画渉外費3億7,593万7,000円を500万円減額し、3億7,093万7,000円とし、7ページの歳出合計147億6,000万円を500万円減額し、147億5,500万円とします。

次に、予算書10ページ以降の予算に関する説明書について説明いたします。

11ページの歳入歳出予算事項別明細書、1 総括、歳入の20款繰入金、本年度予算額23億1,349万2,000円を500万円減額し、23億849万2,000円とし、比較7億9,708万6,000円を500万円減額し、7億9,208万6,000円とします。その下、歳入合計、本年度予算額147億6,000万円を500万円減額し、147億5,500万円とし、比較22億8,000万円を500万円減額し、22億7,500万円とします。

12ページ歳出の2 款総務費、本年度予算額28億2,186万9,000円を500万円減額し、28億1,686万9,000円とし、比較2億8,543万6,000円を500万円減額し、2億8,043万6,000円とし、特定財源のその他2億3,320万6,000円を500万円減額し、2億2,820万6,000円とします。その下、歳出合計、本年度予算額147億6,000万円を500万円減額し、147億5,500万円とし、比較22億8,000万円を500万円減額し、22億7,500万円とし、特定財源のその他25億5,156万6,000円を500万円減額し、25億4,656万6,000円とします。

次に、2 歳入、41ページ、20款繰入金、2 項基金繰入金、4 目総合計画推進基金繰入金、本年度8億8,375万5,000円を500万円減額し、8億7,875万5,000円とし、比較4億6,425万5,000円を500万円減額し、4億5,925万5,000円とし、節及び説明欄の金額それぞれ8億8,375万5,000円を500万円減額し、8億7,875万5,000円とします。

3 歳出、83ページ、2 款総務費、7 項企画渉外費、1 目企画渉外総務費、本年度1億2,744万6,000円を500万円減額し、1億2,244万6,000円とし、比較4,020万3,000円を500万円減額し、3,520万3,000円とし、特定財源のその他1億310万円を500万円減額し、9,810万円とし、次の84ページ、12節委託料3,545万1,000円を500万円減額し、3,045万1,000円とし、説明欄、温水プール基本計画及び関連事業500万円は削除します。

次に、減額修正案の動議の理由を説明いたします。

大きく三つの理由が挙げられます。

まず、1 点目として、この町民温水プール設置事業は、町民のコンセンサスを得ず、建設ありきで進められていることです。既に用地取得の調整がされ、新年度予算が議会承認の後に執行可能となれば、直ちに設計に入るといことです。形は違うんですが、同じような例といたしまして、須走地区で開設される町営学習塾についても、5年前の住民アンケートを根拠として、十分な説明や議論がないまま準備を進め、今週21日に開設されることとなりました。

本事業におきましても、広く町民への意見聴取がされず、十分な議論のないまま実施に踏み切っています。基金を含む莫大な町費や借金によって、30年先、子ども達の世代までも負担を強いるものなのです。この事実について、町民の皆様がどれくらい認識しているのかを考えていただきたく意義があると思うのです。

2 点目として、素案に掲げる施設の規模や仕様が過剰であって、必要ないものまで造ろうとしていることです。あくまでも素案であって、基本設計の中で検討していくとのことではございますが、サウナやジャグジーに加えて、一番驚いたのはトレーニング用のジムとスタジオを備える

ということです。トレーニング機器の設置・メンテナンスのほか、専属のトレーナーの人件費など多額の経費がかかります。すぐ隣に総合体育館のトレーニング施設があるではありませんか。健康福祉会館のリラクゼーションスタジオがあるではありませんか。サウナ、ジャグジーも必要でしょうか。必要最小限の設備でランニングコストを抑えるべきです。

3点目は、過日の私の一般質問でも取り上げましたが、施設建設時の費用負担はもとより、何よりもその後の維持管理費用と、定期的な修繕や改修工事への費用負担が発生する問題です。PPP事業を取り入れた前例として、地域優良賃貸住宅グランファミリア落合の取組例を町はよく説明されますが、長い年月において継続的な家賃収入が見込める施設です。この温水プールはどうでしょうか。施設利用料と水泳スクール等の収入による収支バランスを考えると、申し上げるまでもありません。

不足する財源は、未来拠点事業による企業進出により新たに増える固定資産税を充てるとの町の意向であります。充てる先は町民の暮らしや福祉、そして、能登半島地震災害を教訓とする防災、各種の備えなどに重点を置くべきであります。

まとめますと、この大プロジェクト事業の施設建設を、なぜそんなに急ぐのか疑問なのです。もっと広く町民の皆様の理解を深めて進めた方がよい。地域に出向いての事業説明会や町民アンケートなど実施してみたいかがでしょうか。それらに込められた町民の意見、意向をしっかりと検証してから、次のステップに進むべきと考えます。恐らく多くの町民がそのように考えていると思います。

施設の必要性の可否、費用対効果を明確にして、建設に向けて合意形成された後に予算化することが妥当と考えることから、令和6年度予算のうち本件を撤回するべく、本修正動議案の理由とさせていただきます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） ただいま提出されました修正動議に賛成の立場から討論をいたします。

議案第19号 令和6年度小山町一般会計予算の2款7項1目企画渉外総務費の説明欄（2）、企画調査費、温水プール基本計画及び関連事業500万円についてです。

最初に申し述べておきますが、私は温水プールの建設に反対ではありません。

実際に、温水プール建設について、会う方々に意見をお聞きすると、お金の無駄遣いだから要

らない、他のものにお金を使ってほしいとの意見もありましたが、孫や子ども達のため、また健康増進のためにあったらいいと、建設を望む声も聞かれました。先日行われた区長、子育て、教育、スポーツなどの関係者12名が出席して意見交換会が行われ、私も傍聴させていただきました。教育関係者の方からは、まず、学校のプールを廃止して、一つの温泉プールに集約し水泳授業を行うには、移動時間も含め多くの時間を要してしまう。また、今までの学校のプールと異なる場で本来の水泳授業が継続できるのか。さらに、先生は付添いのみで負担が軽減されるとのことだが、授業である以上、評価をどうするのか等の意見がありました。

教育関係者の方の意見と当局側の考えには隔たりがあると感じました。その他、高齢者の足の問題、周辺の環境、排水の問題等、様々な課題に対する御意見も多く聞かれました。

子ども達のための建設であるならば、現場の先生方や教育関係者の方々の意見をしっかり聞いて、一つ一つの課題を議論し、乗り越えていくプロセスを踏むべきではないでしょうか。まずは建設ありきで急いで事業を進めることに疑問を抱きます。

もう1点は、財政面の説明が行われていません。今、全国多くの自治体が、管理、維持費の面で事業継続が困難となり、温水プールを廃止しています。小山町は大丈夫なのでしょう。意見交換会でも、傍聴されていた町民の方から、財政面を心配する生の声が聞かれました。子ども達のためのプールが、逆に将来の子ども達に大きな負担を残してしまえば本末転倒です。意見交換会の傍聴者は、私を含めて5人のみでした。ぜひ各地域に出向いての説明会開催や町民アンケート等を実施して、町民のニーズ、意見を把握してから、事業を進めていくべきと考えます。

以上、1点としまして、教育関係者はじめ、多くの町民の声を聞いて、プールの必要性の可否を含め、しっかり議論しながら慎重に進めるべきである。

2点目としまして、財政面の不安を払拭するような明確な説明をすべきである。

この2点を理由に、令和6年度予算のうち本件を白紙撤回する修正動議に賛成し、私の賛成討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第19号の修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 可否同数と認めます。地方自治法第116条第1項の規定により、議長が議案第19号の修正案に対して裁決いたします。

議案第19号の修正案について、議長は否決と裁決します。

次に、議案第19号について、討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第19号は、各委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第20号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第21号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第22号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第23号 令和6年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第24号 令和6年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第25号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第26号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番(牧野恵一君) 私は、議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算に反対いたします。

反対の理由は、町民全体のお金である一般会計から、利益を受けるのが一部の特定された者である特別会計に対して繰り出しをしようとしているからであります。

役場の会計は、一般会計と特別会計の二つに分かれております。一般会計は福祉や教育、道路整備など町民全体の暮らし向きの向上のために充てられる経費であるのに対して、特別会計は特定の収入と特定の支出をもって運営される会計です。つまり、特定の関係者は受益が発生します

が、一般町民には受益がありません。そこで、町民への説明責任上、一般会計とは切り離して特別会計を置き受益と負担の関係を明確にするのが特別会計を置く目的なのであります。これが特別会計の基本原則であります。一般会計の金と特別会計の金をおじや状態にして使うことを戒められています。

ところが、ほかの特別会計でも一般会計から繰り入れている例はあるではないか、なぜ小山PAや上野工業団地などの特別会計は駄目なのかという声が入ってきました。

小山町でもそうであります。国民健康保険、介護保険、医療保険などの特別会計に対しては、恒常的に一般会計からの支援が、つまり繰入れが行われています。

しかし、国保や医療、介護などの特別会計は、高齢者や低所得者にも適切な医療や介護が行われるよう制度設計がされているのであります。つまり、社会的な公平性と制度の継続性を確保するための仕組みとして、これら特別会計へ一般会計からの繰入れが認められているのであります。

一方、小山PA周辺開発事業特別会計は、町民全体に受益があるわけではなく、社会的な公平性など縁のない事業ですから、特別会計の大原則である一般会計とは切り離して、独立採算制とするといった国が示した基準を守らなければならないのではありませんか。

この小山パーキングエリア周辺開発事業の令和6年度の事業費は1億5,877万6,000円ですが、ほぼ100%の1億5,857万6,000円は一般会計から、いわば、町民の財布から持ち出す金なのです。これでは、特別会計の独立採算という会計原則から逸脱しているとともに、公共事業としては既に破綻していると言わざるを得ません。

お金が足りなくなったら、小山パーキングエリア周辺開発事業として金融機関などから借金をして賄うのが本来の会計であります。

今回、一般会計から持ち出す金額1億5,857万6,000円という大金は、本来、町民の暮らし向きの向上のために使われるべきお金なのです。

よく小山町役場では、返せばよいではないかという言葉を目にします。しかし、ルール外の使い方をした時点でアウトになるのが社会常識です。

議案第27号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算に対して、以上述べた理由により反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第15 議案第28号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第29号 令和6年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第30号 令和6年度小山町下水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18

議員の派遣について

○議長（遠藤 豪君） 日程第18 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、4月26日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会総会に副議長を、5月21日に東京都で開催されます全国町村議会議長・副議長研修会に副議長を、5月29日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決いたします。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

それでは、ここで職員の入室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

お諮りします。ただいま議員から、発議第1号 小山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての1件、また、お手元に配付しました請願文書表のとおり、3月11日に請願を受理し議会運営委員会に付託しました、請願第1号 開発行為に対する請願の1件、さらに町長から、同意第1号 小山町教育委員会教育長の任命について、同意第2号 小山町農業委員会委員の任命について、議案第31号 建設工事に関する協定（変更）の締結について、議案第32号 財産を支払手段として使用することについて（変更）、議案第33号 土地の処分についての5件、合計7件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議員提出の発議第1号、請願第1号、町長提出の同意第1号、同意第2号及び議案第31号から議案第33号の7件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしく願いをいたします。

追加日程第1 発議第1号 小山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第1 発議第1号 小山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 鈴木 豊君。

○8番(鈴木 豊君) ただいま議題となりました発議第1号 小山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております条例は、地方自治法が改正されたことにより、政令で定める額(300万円)までは、議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなったため、議員個人と町との請負の状況を公表することにより、議員個人の請負状況の透明性を確保をし、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るために制定するものであります。

条例の主な内容につきましては、第1条では目的を、第2条では、対象年度における小山町に対する請負の内容について議長に報告することを定めております。

第3条では、第2条における報告の一覧を作成及び公表することを定め、第4条では、報告等の保存及び閲覧等について定めています。

なお、この条例の施行日は、令和6年4月1日としております。

提出者、鈴木豊。賛成者、室伏辰彦、平野正紀、小林千江子、米山千晴、岩田治和。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長(遠藤 豪君) 提出者の説明は終わりました。これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 請願第1号 開発行為に対する請願

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第2 請願第1号 開発行為に対する請願を議題とします。

それでは、3月11日に議会運営委員会に付託した請願につき、会議規則第41条第1項の規定により、議会運営委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長(鈴木 豊君) ただいまから、議会運営委員会に付託された請願第1号 開発行為に対する請願について、審議の経過と結果を御報告します。

3月11日、会議室において、議長立会いの下、委員6名が出席し、また3月14日、会議室にお

いて、議長立会いの下、委員5名が出席し、審査を行いました。

初めに、事務局長から、請願の趣旨及び理由、請願の内容について説明を受け、審議を行いました。

委員から、法令上の手続がされていれば、議会からは何も言えないのではないかと発言がありました。

委員から、法律的に抵触していないので、土地利用申請を受理したものと考える。そのため、住民の言い分も分かるが、この問題に議会として触れられないのではないかと発言がありました。

また、委員から、地元の水利組合等の同意が必要となっているのであれば、そのとおりに執行してもらいたいという基本的な要求であります。との発言がありました。

委員から、事業者として見れば、進出を阻害されるという非常に大変な問題でもあるが、地域の方々の話もあり、非常に難しい問題である。との発言がありました。

委員から、議会の権限事項に属する事項ではないため、採択することは難しいと考える。との発言もありました。

以上の審議の結果、請願第1号は、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

なお、小山町議会会議規則第95条第2項の規定により、次のとおり意見を付すこととしました。

町が優良田園住宅として整備、誘致し、住民の方々は雰囲気や環境を求めて住まわれているため、できる限り町も住民と事業者の橋渡しをするよう努めていただきたいという意見でございます。

以上で、議会運営委員会に付託されました請願1件の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。

議会運営委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 私はこのたび町民から提出された請願に対し、賛成の立場から発言をさせていただきます。

このたび提出された請願は、小山町が国土交通省と農林水産省の共管法として施行された優良田園住宅の建設の促進に関する法律にのっとり開発した、優良田園住宅わさび平THE DAY VILLAGE FUJIOYAMAに隣接する敷地約1,962平方メートルに、車庫付ガレージハウスを15区画建設する事業に対し、異議を唱える住民の方々、並びに用沢区長の連名で提出された請願でございます。

この開発事業に関し、事業者による住民説明会は3回ほど実施されております。しかしながら、住居から1メートルしか離れていない場所にガレージハウスが建設されることや、事業者の資力、排水を含め、騒音やごみ処理など住民の事業者に対する不安は回を増すごとに増え、払拭することができないままです。

また、開発に必要とされる小山町土地利用事業承認申請提出書類において、地元区長、並びに水利組合や部農会より押印が得られないため、複数回にわたり町は事業者に対し提出資料不備とし承認申請の受理をしませんでしたが、途中、今回の事業においては地元からの押印は法的に不要であると一転、申請提出書類を事業者より受理されました。

わさび平に移住された皆様がこの町を選ばれたのは、静かな自然豊かな環境の中で子育てをしませんかと小山町が招いたからでございます。地元の理解を得られぬまま、無理に開発行為が行われれば、その後トラブルに発展するのは必須でございます。

優良田園住宅を町が制定し、開発し、そして誘致されたからこそ、住民の皆様はそれを信じ移住を決めてくれたのです。その住民の皆様が生活に不安を抱える開発事業を、このまま法に抵触していないからと進めてしまってもよいのでしょうか。私は、優良田園住宅を誘致した町に、町民が求めている生活を守る、その責任の一端もあると感じております。

我々は町民の代表であり、町民に寄り添うべき議員であるはずですが、ぜひそのことを念頭に置き、皆様の御理解を賜えますようお願い申し上げます、本請願に対する賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告は不採択ですが、請願第1号 開発行為に対する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 請願について同数でございますので、私、議長としては、請願を採択することにいたします。

追加日程第3

町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第3 町長提案説明を議題とします。

町長から、同意第1号から議案第33号までの5件について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 今回、追加提案いたしますのは、人事案件について2件、協定（変更）の

締結について1件、財産を支払手段として使用すること（変更）について1件、土地の処分について1件の合計5件であります。

初めに、同意第1号 小山町教育委員会教育長の任命についてであります。

本案は、教育長であります高橋正彦さんの任期満了に伴い、教育長を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号 小山町農業委員会委員の任命についてについてであります。

本案は、現職の農業委員会委員に1人の欠員が生じたことに伴い、新たに1人の方を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第31号 建設工事に関する協定（変更）の締結についてであります。

本案は、第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（用沢工区）の変更協定を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号 財産を支払手段として使用することについて（変更）についてであります。

本案は、（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業において、土地の処分価格が確定したことに伴い、造成工事費に対する支払い手段とする面積に変更が生じたため、財産を支払手段として使用することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第33号 土地の処分についてであります。

本案は、（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業の造成工事完了に伴い、完成した用地について土地を処分するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、各議案の審議に際し、人事案件につきましては私から内容を説明し、その他の案件につきましては、関係部長等からそれぞれの補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第4 同意第1号 小山町教育委員会教育長の任命について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第4 同意第1号 小山町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 同意第1号 小山町教育委員会教育長の任命について、御説明をいたします。

小山町教育委員会は、教育長と4人の委員で組織しており、その中で教育長は、教育委員会の

会務を総理し、教育委員会を代表いたしております。

このたび、高橋正彦教育長の任期が、本年3月31日をもって満了となります。

高橋正彦さんは、令和3年4月1日から教育長に就任され、以来3年間、本町の教育行政の推進に多大な御尽力をいただいていたところでもあります。

この間、新型コロナウイルスの影響を受けた中で、小山町の将来を担う子ども達のために、すばしりこども園舎の一体化や、学校運営協議会の活動開始、部活動の地域移行への取組、また、生涯学習ではアートビレッジの開催など、教育・生涯学習活動が行える環境づくりを先陣を切って指揮していただけてきました。ここに改めて心より感謝申し上げます。

高橋正彦さんから、この任期をもって退任したい旨の申出がありましたので、後任といたしまして、小山町菅沼にお住いの勝俣 純さんを教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

勝俣 純さんは、平成元年4月から令和6年3月までの35年間、本町はもとより、御殿場市内の学校に勤務されました。この間、平成26年度から27年度までの2年間、小山町教育委員会こども育成課専門監として、また、平成31年度から令和3年度までの3年間、御殿場市教育委員会教育部教育監兼学校教育課長として、教育行政に携わられてきました。現在、御殿場市立御殿場中学校校長に在職されております。

勝俣 純さんは、人格高潔で、地域からの信望も厚く、教育・学術及び文化について高い識見を有しており、教育長に適任の方であります。

なお、任期は、本年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第5 同意第2号 小山町農業委員会委員の任命について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第5 同意第2号 小山町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 同意第2号 小山町農業委員会委員の任命について、御説明をいたします。

小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例において、農業委員の定数は11名と定められておりますが、去る2月1日に現職の農業委員が御逝去されたため、1人の欠員が生じております。

農業委員の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て任命することとなっております。

本町の農業推進を図るため、速やかに委員を補充選任する必要があることから、小山町農業委員会の委員候補者等選考委員会において、農地利用の最適化の推進に関する職務を適切に行うことができ、農業全般の見識を有する者として、長田久司様が選考されました。

長田氏を新たな農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

長田久司氏は、一色区の認定農業者であり、農業関係団体に30年間勤務され、区長や一色部農会をはじめ、多くの公職を歴任されております。また、農業に関する知識や経験が豊富であるとともに、地域農業の担い手として活躍されております。

なお、任期については、農業委員会等に関する法律第10条の規定により、前任者の残任期間と定められていることから、任命日から令和8年7月19日までとなります。

御審議の上、御同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定し

ました。

追加日程第6 議案第31号 建設工事に関する協定（変更）の締結について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第6 議案第31号 建設工事に関する協定（変更）の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第31号 建設工事に関する協定（変更）の締結についてであります。

議案書は2ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、中日本高速道路株式会社東京支社と締結いたしました第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（用沢工区）の変更協定を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、中日本高速道路株式会社東京支社へ工事を委託しております町道3975号線及び町道3628号線用沢工区につきまして、新東名高速道路本線の開通予定年度である令和9年度に合わせて、本協定の期間を令和6年3月31日から令和10年3月31日まで延長するものであります。

また、本協定に基づき施工する町道3628号線跨道橋及び防球ネット等道路附属物について、現地調査等により、設計・施工条件に変更が生じたことから、事業費を増額するものであります。

変更による増額は2億254万9,547円で、変更協定金額は5億6,415万5,398円であります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議案第32号 財産を支払手段として使用することについて（変更）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第7 議案第32号 財産を支払手段として使用することについて（変更）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第32号 財産を支払手段として使用することについて（変更）であります。

議案書は6ページからとなります。

本案は、小山町議会令和2年3月及び令和5年3月並びに同年12月定例会におきまして議決をいただきました、財産を支払手段として使用することについての内容を一部変更するものであります。

内容ですが、この後、上程してございます議案第33号の土地の処分の価格が確定したことに伴いまして、支払手段といたします土地の面積を5万3,732.97平方メートルに変更するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第8 議案第33号 土地の処分について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第8 議案第33号 土地の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第33号 土地の処分についてであります。

議案書は9ページからとなります。

本案は、平成30年8月27日に本町と代表事業者でありますトヨタ不動産株式会社及び構成員であります坪井工業株式会社とで締結をいたしました（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業に関する基本協定書に基づきまして、造成工事の完了により、完成した用地のうち、工事代金に換えて弁済する部分を除きました残余の土地全部を、トヨタ不動産株式会社に売り払う

ことにより、処分をするものであります。

処分する土地の面積は6万8,646.17平方メートル、処分の相手方はトヨタ不動産株式会社の1者で、処分価格は14億9,421万円であります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

それでは、3月末日をもちまして退任されます高橋教育長がおられますので、退任に当たり御挨拶をいただきたいと思います。教育長 高橋正彦君。

○教育長（高橋正彦君） 本日は、このような場で退任の挨拶をする機会をいただきまして、ありがとうございます。

令和3年4月から1期3年の任期を務めさせていただきました。この間、皆様の御指導や御支援をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

現在、教育は様々な課題や問題を抱えております。その中で、学校、園、そして現場の教師は、日々子ども達のために奮闘しています。私自身、少しでも教育、保育の現場での支援ができればと、この職を務めてまいりました。

また、町民の皆さんが、文化活動や体育活動を存分に楽しめることを願って、スタッフの力を借りながら仕事をしてまいりました。

教育委員会や子ども、学校の取組や工夫が、子ども達の前向きに学ぶ姿、仲間と楽しく活動する姿、元気よく挨拶する姿に結実することを求めてきました。生涯学習に懸命に活動する姿や、楽しかったという声を期待し、また励まされてきました。

教育の営みに終わりはなく、これからも続きます。生涯学習の活動も大切にされなければなりません。ぜひこれからも議員の皆様や町民の皆様から応援や励ましをお願いしたいと思います。

小山町の発展と小山町の教育の充実を願って、簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。

3年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（遠藤 豪君） 長い間、御苦労さまでした。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。
これで会議を閉じ、令和6年第2回小山町議会3月定例会を閉会といたします。

午後0時07分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 石 原 和 美

署 名 議 員 池 谷 元